

令和元年度
厚生労働省委託事業

婦人保護事業における通信機器等の取扱い
及び婦人相談所における SNS を活用した安全な開設、
運用方法等に関する調査研究

報告書

「婦人保護事業における通信機器等の取扱い
及び婦人相談所における SNS を活用した安全な開設、
運用方法等に関する調査研究」ワーキングチーム

令和2年3月

目次

第1章 事業の概要.....	1
1. 背景・目的.....	1
2. 事業の内容.....	1
3. ワーキングチーム.....	2
第2章 携帯電話等通信機器の取扱い等に関するアンケート調査.....	4
1. 調査概要.....	4
2. 調査結果（婦人相談所一時保護所）.....	10
3. 調査結果（婦人保護施設）.....	80
4. 調査結果に関する考察.....	160
第3章 SNSを活用した相談に関するヒアリング調査.....	164
1. 調査概要.....	164
2. 調査結果.....	165
3. 調査結果の要旨とワーキングチームにおける議論の論点.....	174
第4章 資料編.....	178
1. 「婦人保護事業における通信機器の取扱い及び集団生活に関するアンケート調査」調査票.....	178
2. 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における携帯電話等通信機器の取扱いに関するガイドライン（案）.....	別冊1
3. 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における安心・安全な共同生活を送るための留意事項.....	別冊2

第1章 事業の概要

1. 背景・目的

売春防止法（昭和31年制定）に基づく婦人保護事業は、当初、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子の保護・更生を行うことを目的に設けられた。しかし、その後の支援ニーズの多様化に伴い、DV被害者、ストーカー被害者、人身取引被害者等、様々な困難を複合的に抱える女性に対応している実態があり、与党や関係者等から現行の枠組みを抜本的に見直すべきとの提言等を受けている。

そのため、厚生労働省は、平成29年度に婦人保護事業における支援実態等を把握するための調査研究を実施し、その結果を踏まえながら、平成30年7月に「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を立ち上げ、見直しに関する議論を進めてきた。

平成30年末には「今後議論する論点」の整理が行われ、制度的な見直しを含めた議論を具体的に進めていく一方で通知等の改正や予算要求を通じて対応可能な事項があれば、先んじての対応を検討することとされた。また、与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」からも、「婦人保護事業の運用面における見直し」（以下「提言」という。）について、平成31年4月に厚生労働大臣あてに申し入れが行われた。

厚生労働省は、検討会での議論や与党からの提言を踏まえ、携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直しやSNSを活用した相談体制の充実をはじめとする「婦人保護事業の運用面における見直し方針（以下「見直し方針」という。）を取りまとめたところであり、この見直し方針に基づき、本調査研究においては、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における安全性を考慮した新たな通信機器の運用方法や外出規制などの集団生活上の制限について検証するとともに、若年層のコミュニケーション手段の中心となっているSNSを活用した相談体制の導入に向け、開設方法や相談体制等について調査を行い相談体制の充実を図るとともに、婦人保護事業の見直しについての検討を加速することを目的とする。

2. 事業の内容

本事業においては、「（1）有識者によるワーキングチームの開催」「（2）携帯電話等通信機器の取扱い等に関するアンケート調査」「（3）SNSを活用した相談に関するヒアリング調査」「（4）ガイドライン等の助言・検討」「（5）報告書の作成」といった活動を行った。

（1）有識者によるワーキングチームの開催

専門的な見地からの検討・助言等を受けるため、有識者、婦人保護事業実施機関関係者、民間団体関係者等によるワーキングチームを設置。

（2）アンケート調査

婦人相談所一時保護所（47か所）及び婦人保護施設（47か所）に対して携帯電話等通信

機器の取扱いや外出規制など集団生活上の制限に関する取組状況等について調査票を送付し、回答の回収、集計、分析を実施。

(3) ヒアリング調査

SNS を活用した相談を先行して実施している自治体・民間団体に対し、運用方法や開設費用、人員体制等について聞き取り調査を実施。

(4) ガイドライン等の助言・検討

婦人相談所一時保護所、婦人保護施設における携帯電話等の通信機器の取扱いや集団生活上の制限に関する取扱いについて、アンケート調査やヒアリング調査の結果を踏まえながら議論を行い、ワーキングチームにおいてガイドライン等に対して、助言・検討。

(5) 報告書の作成

各種調査の結果やガイドライン等の検討の結果等をまとめた報告書を作成。

3. ワーキングチーム

本事業において設置したワーキングチームの委員を以下に示す。

図表 1 ワーキングチーム委員名簿

	氏 名	所 属
座 長	湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部 教授
委 員	小林 良一	全国婦人保護施設等連絡協議会 副会長 群馬県女性相談所 所長
	田尻 隆	全国婦人保護施設等連絡協議会 副会長 婦人保護施設望みの門学園 園長
	山本 容子	大阪府女性相談センター 所長
	上土井 誠	株式会社 NTT ドコモ 第一法人営業部 第一営業 第二担当課長
ワーキングチーム事務局：	有限責任監査法人トーマツ 桃崎 大、山口 綾香、佐藤 雅恵、山本 慎也	

なお、ワーキングチーム会合は以下の通り実施した。

図表 2 ワーキングチーム会合開催概要

第1回検討委員会

○日程：2019年12月4日

○議題：

- ・ 婦人保護事業における通信機器等の取扱い及び婦人相談所におけるSNSを活用した安全な開設、運用方法等に関する調査研究 委員紹介
- ・ 「婦人保護事業における通信機器等の取扱い及び婦人相談所におけるSNSを活用した安全な開設、運用方法等に関する調査研究」について
- ・ 取組状況（アンケート）調査について
- ・ ヒアリング調査について

第2回検討委員会

○日程：2020年2月18日

○議題：

- ・ ガイドラインについて
- ・ 報告書について

第3回検討委員会

○日程：2020年3月19日

○議題：

- ・ ガイドライン・留意事項について
- ・ SNS相談事業について
- ・ 報告書について

第2章 携帯電話等通信機器の取扱い等に関するアンケート調査

1. 調査概要

(1) 調査目的

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における、携帯電話等通信機器の取り扱いや外出規制など集団生活上の制限に関する取組状況を把握する。

(2) 調査方法

郵送調査にて実施した。

具体的には、調査対象に対してワーキングチーム事務局から調査票を郵送し、調査票への回答と、同封の返信用封筒を活用して事務局あてに返送することを求めた。なお、調査票については、婦人相談所一時保護所には「婦人相談所一時保護所票」を、婦人保護施設には「婦人保護施設票」を送付した。

(3) 調査対象

婦人相談所一時保護所（全国 47 箇所）及び婦人保護施設（全国 47 箇所）。

(4) 回収状況

本調査においては、全国 47 箇所の婦人相談所一時保護所及び全国 47 箇所の婦人保護施設、すべての対象から回答を得た。

(5) 調査の時期

2020年1月～2月

(6) 調査項目

婦人相談所一時保護所票及び婦人保護施設票それぞれのアンケート調査の項目を以下に示す。

図表 3 アンケート調査項目（婦人相談所一時保護所票）

<p>I. 相談所の体制について</p> <p>Q1. 婦人保護施設の併設の有無</p> <p>Q2. 一時保護所の定員</p> <p>Q3. 2019年12月1日現在の入所者の状況</p> <p>①2019年12月1日現在の入所者数</p> <p>②状況別の入所者数</p> <p>(A) DV防止法により一時保護となった者</p> <p>(B) 売春防止法により一時保護となった者</p> <p>(B)のうち、暴力被害・ストーカー被害・性犯罪被害のある者</p> <p>Q4. 夜間・休日の支援体制</p> <p>II. 携帯電話等通信機器の取扱いに関する取組について</p> <p>Q5. 入所者が携帯電話等通信機器を使用することの制限の有無</p> <p>Q5-付問1. 通信機器の使用に制限を設ける場合</p> <p>Q5-付問2. 制限が設けられている理由</p> <p>Q5-付問3. 制限がある場合の対応や支援上の工夫</p> <p>Q5-付問4. 入所者が携帯電話等通信機器を必要とする場合</p> <p>Q6. 携帯電話等通信機器の所持や使用にあたってのルールの有無</p> <p>Q6-付問1. 携帯電話等通信機器の所持や使用についてのルールの内容</p> <p>Q7. 通信機器を使用したいという要望の内容</p> <p>Q8. 携帯電話等通信機器の使用についての今後の意向</p> <p>Q8-付問1. 携帯電話等通信機器の使用の制限を緩和することにおける課題</p> <p>Q8-付問2. 携帯電話等通信機器の使用の制限が緩和できる条件</p> <p>Q9. 携帯電話等通信機器の使用を制限する理由についての説明方法</p> <p>Q10. 携帯電話等通信機器を使用できる人と使用できない人が混在している場合の配慮や工夫</p> <p>Q11. 携帯電話等通信機器を使用することで危険が生じたり支援が難しくなったりしたエピソード</p> <p>III. 貴所の設備や貴所における集団生活について</p> <p>Q12. 居室について</p> <p>①個室と相部屋それぞれの部屋数</p> <p>②個室に入所する場合</p> <p>③すべての居室内に必ず備え付けてあるもの</p> <p>④居室によって備え付けているものが異なる場合や工夫していること等</p> <p>Q13. DVやストーカーなど加害者の追跡の恐れのある入所者と、追跡のない入所者の生活ス</p>

ペースの状況

Q13-付問 1. DV 等加害者からの追跡がある入所者や、そうでない入所者など様々な入所者が同じ空間で生活している場合に、特に気を付けていること

Q14. 身の回りの物を十分に持たずに入所した入所者への配慮として準備しているもの（アメニティ）

Q15. 共有スペースの状況

Q16. 入所者や同伴児童が利用できるインターネット環境の状況

Q17. 入所者本人と同伴児童が使用可能なものと今後購入したいもの

Q18. 貸与・支給のための衣類の準備状況

Q18-付問 1. 貸与する際の、衣類選びの主体

Q19. 食事の時間の設定

Q20. 入浴について

①入浴可能な日数（週あたり）

②入浴の時間の設定

Q21. 居室の消灯時間の設定

Q22. 門限の設定

Q23. Q19 から Q22 について、同伴児童について別の時間帯を設定しているもの

Q24. 菓子類や飲料の提供状況

Q25. 入所者の金銭の保管や使用に関する制限について

①入所者の金銭の保管

②入所者の金銭の使用についての制限

Q26. 生活における制限の有無

Q26-付問 1. 制限の内容

Q26-付問 2. 制限が設けられた理由

Q27. 入所者の事情に配慮して個別に対応していること

Q28. 入所者同士のコミュニケーションの仕方や個人情報の管理等に関する取組

Q28-付問 1. 取組をしている理由

Q29. 婦人保護事業に対する要望（携帯電話等通信機器への対応や集団生活上の支援等、入所者への支援において工夫していることや課題だと感じていることを踏まえて）

Q30. 婦人保護事業に関する要望（同伴児童への支援（遊びや学習保障、心理面のサポートなど）において工夫していることや課題だと感じていることを踏まえて）

Q31. ガイドライン作成への意見

図表 4 アンケート調査項目（婦人保護施設票）

<p>I. 貴施設の体制について</p> <p>Q1. 施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none">①措置入所の定員②2019年12月1日現在の措置入所者数③一時保護委託の機能の有無（ある場合、定員数、現員数（12月1日現在）、一時保護委託用の居室の状況）④婦人相談所との併設の状況 <p>Q2. 貴施設の入所者の状況について</p> <ul style="list-style-type: none">①2019年12月1日現在の措置入所の入所者数<ul style="list-style-type: none">(A) DVやストーカー被害、家族やその他の者からの暴力被害による追及のおそれのある者(B) (A)のような追及のおそれがない者②2019年12月1日現在の一時保護委託の入所者数<ul style="list-style-type: none">(A) DVやストーカー被害、家族やその他の者からの暴力被害による追及のおそれのある者(B) (A)のような追及のおそれがない者 <p>Q3. 貴施設の夜間・休日の支援体制</p> <p>Q4. 一時保護委託の受託状況</p> <p>II. 携帯電話等通信機器の取扱いに関する取組について</p> <p>Q5. 入所者が携帯電話等通信機器を使用することの制限の有無</p> <ul style="list-style-type: none">Q5-付問1. 通信機器の使用に制限を設ける場合Q5-付問2. 制限が設けられている理由Q5-付問3. 制限がある場合の対応や支援上の工夫Q5-付問4. 入所者が携帯電話等通信機器を必要とする場合 <p>Q6. 携帯電話等通信機器の所持や使用にあたってのルールの有無</p> <ul style="list-style-type: none">Q6-付問1. 携帯電話等通信機器の所持や使用についてのルールの内容 <p>Q7. 通信機器を使用したいという要望の内容</p> <p>Q8. 携帯電話等通信機器の使用についての今後の意向</p> <ul style="list-style-type: none">Q8-付問1. 携帯電話等通信機器の使用の制限を緩和することにおける課題Q8-付問2. 携帯電話等通信機器の使用の制限が緩和できる条件 <p>Q9. 携帯電話等通信機器の使用を制限する理由についての説明方法</p> <p>Q10. 携帯電話等通信機器を使用できる人と使用できない人が混在している場合の配慮や工夫</p> <p>Q11. 携帯電話等通信機器を使用することで危険が生じたり支援が難しくなったりしたエピソード</p>

ソード

Ⅲ. 貴所の設備や貴所における集団生活について

Q12. 居室について

- ①個室と相部屋それぞれの部屋数
- ②個室に入所する場合
- ③すべての居室内に必ず備え付けてあるもの
- ④居室によって備え付けているものが異なる場合や工夫していること等

Q13. DV やストーカーなど加害者の追跡の恐れのある入所者と、追跡のない入所者の生活スペースの状況

Q13-付問 1. DV 等加害者からの追跡がある入所者や、そうでない入所者など様々な入所者が同じ空間で生活している場合に、特に気を付けていること

Q14. 身の回りの物を十分に持たずに入所した入所者への配慮として準備しているもの（アメニティ）

Q15. 共有スペースの状況

Q16. 入所者や同伴児童が使用できるインターネット環境の状況

Q17. 入所者本人と同伴児童が使用可能なものと今後購入したいもの

Q18. 貸与・支給のための衣類の準備状況

Q18-付問 1. 貸与する際の、衣類選びの主体

Q19. 食事の時間の設定

Q20. 入浴について

- ①入浴可能な日数（週あたり）
- ②入浴の時間の設定

Q21. 居室の消灯時間の設定

Q22. 門限の設定

Q23. Q19 から Q22 について、同伴児童について別の時間帯を設定しているもの

Q24. 菓子類や飲料の提供状況

Q25. 入所者の金銭の保管や使用に関する制限について

- ①入所者の金銭の保管
- ②入所者の金銭の使用についての制限

Q26. 生活における制限の有無

Q26-付問 1. 制限の内容

Q26-付問 2. 制限が設けられた理由

Q27. 入所者の事情に配慮して個別に対応していること

Q28. 入所者同士のコミュニケーションの仕方や個人情報の管理等に関する取組

Q28-付問 1. 取組をしている理由

- Q29. 婦人保護事業に対する要望（携帯電話等通信機器への対応や集団生活上の支援等、入所者への支援において工夫していることや課題だと感じていることを踏まえて）
- Q30. 婦人保護事業に関する要望（同伴児童への支援（遊びや学習保障、心理面のサポートなど）において工夫していることや課題だと感じていることを踏まえて）
- Q31. ガイドライン作成への意見

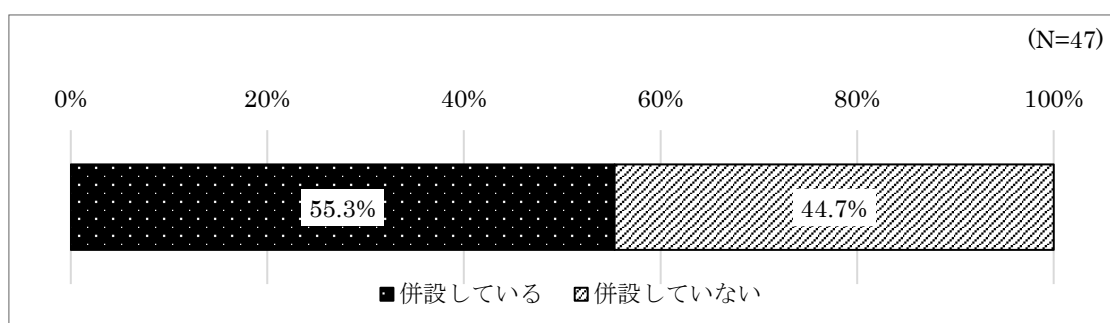
2. 調査結果（婦人相談所一時保護所）

I. 婦人相談所の体制について

Q1. 婦人保護施設の併設の有無

婦人相談所に婦人保護施設を併設しているのは26件（55.3%）、併設していないのは21件（44.7%）であった（図表5）。

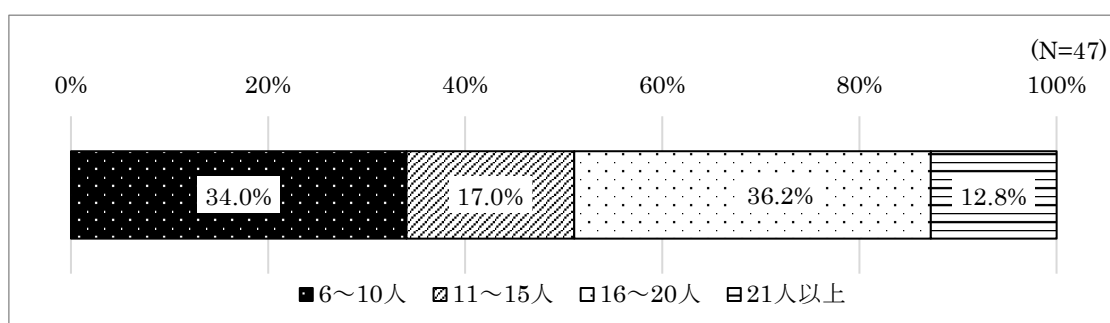
図表5 Q1. 貴所は、婦人保護施設を併設していますか。（単一回答）



Q2. 一時保護所の定員

定員の人数は、「16～20人」が17件（36.2%）、「6～10人」が16件（34.0%）、「11～15人」が8件（17.0%）、「21人以上」が6件（12.8%）であった。なお、平均で16.5人、最大で47.0人、最小で6.0人であった（図表6）。

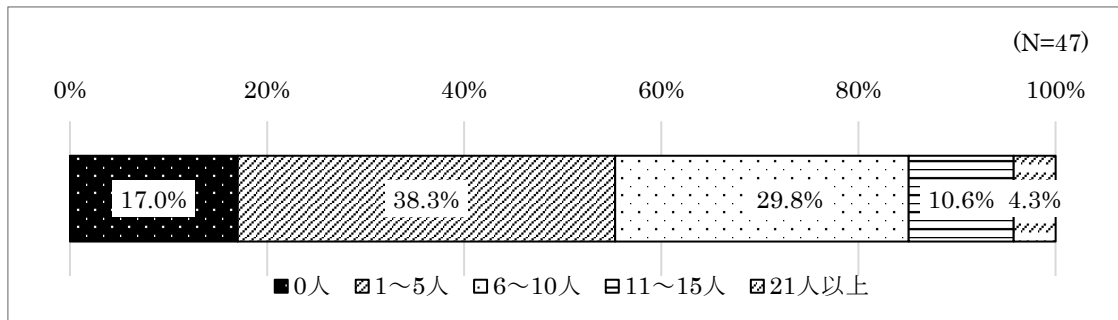
図表6 Q2. 貴相談所の一時保護所の定員数を教えてください。（自由回答）



Q3. 2019年12月1日現在の入所者の状況

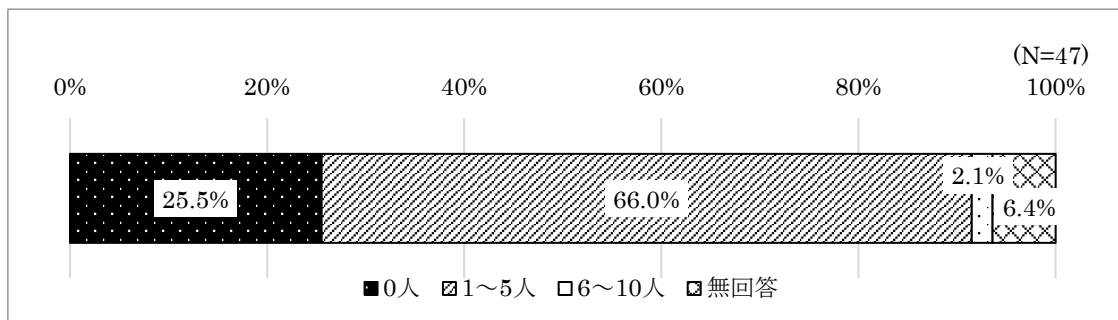
2019年12月1日現在の一時保護所の入所者数は、母親、同伴児童、単身女性の人数を合わせた合計では、「1～5人」が18件(38.3%)、「6～10人」が14件(29.8%)、「0人」が8件(17.0%)、「11～15人」が5件(10.6%)、「21人以上」が2件(4.3%)であった。なお、平均で1.9人、最大で12.0人、最小で0人であった(図表7)。

図表7 Q3.貴相談所の一時保護所には、入所者(母親、同伴児童、単身女性の合計)は何人いますか。2019年12月1日現在の入所者の状況で教えてください。(自由回答)



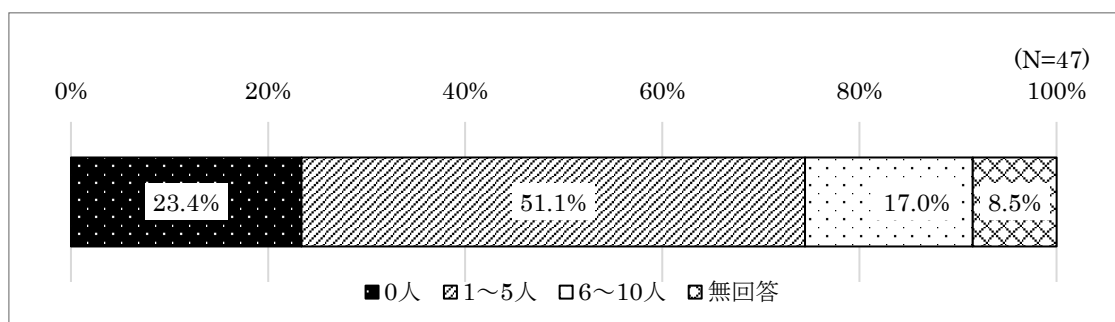
詳細をみると、「母親」については、「1～5人」が31件(66.0%)、「0人」が12件(25.5%)、「6～10人」が1件(2.1%)、「無回答」が3件(6.4%)であった。なお、平均で1.6人、最大で7.0人、最小で0人であった(図表8)。

図表8 Q3.貴相談所の一時保護所には、入所者(母親)は何人いますか。2019年12月1日現在の入所者の状況で教えてください。(自由回答)



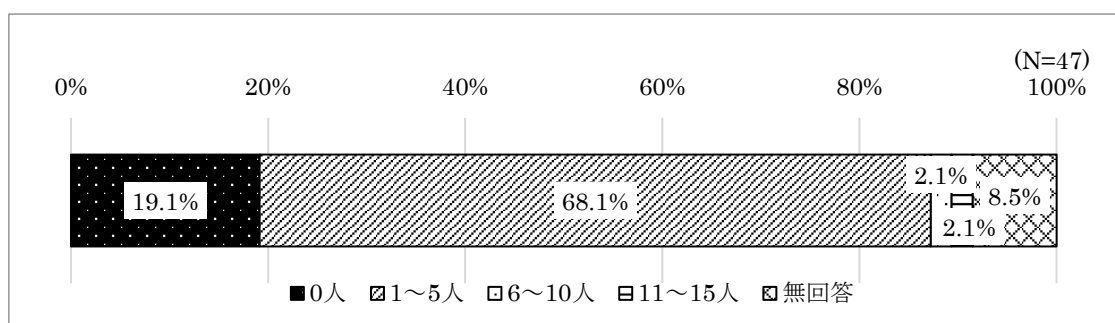
次に、「同伴児童」については、「1～5人」が24件(51.1%)、「0人」が11件(23.4%)、「6～10人」が8件(17.0%)、「無回答」が4件(8.5%)であった。なお、平均で2.9人、最大で10.0人、最小で0人であった(図表9)。

図表 9 Q3.貴相談所の一時保護所には、入所者（同伴児童）は何人いますか。2019年12月1日現在の入所者の状況で教えてください。（自由回答）



さらに、「単身女性」については、「1~5人」が32件（68.1%）、「0人」が9件（19.1%）、「6~10人」が1件（2.1%）、「11~15人」が1件（2.1%）、「無回答」が4件（8.5%）であった。平均で1.9人、最大で12.0人、最小で0人であった（図表10）。

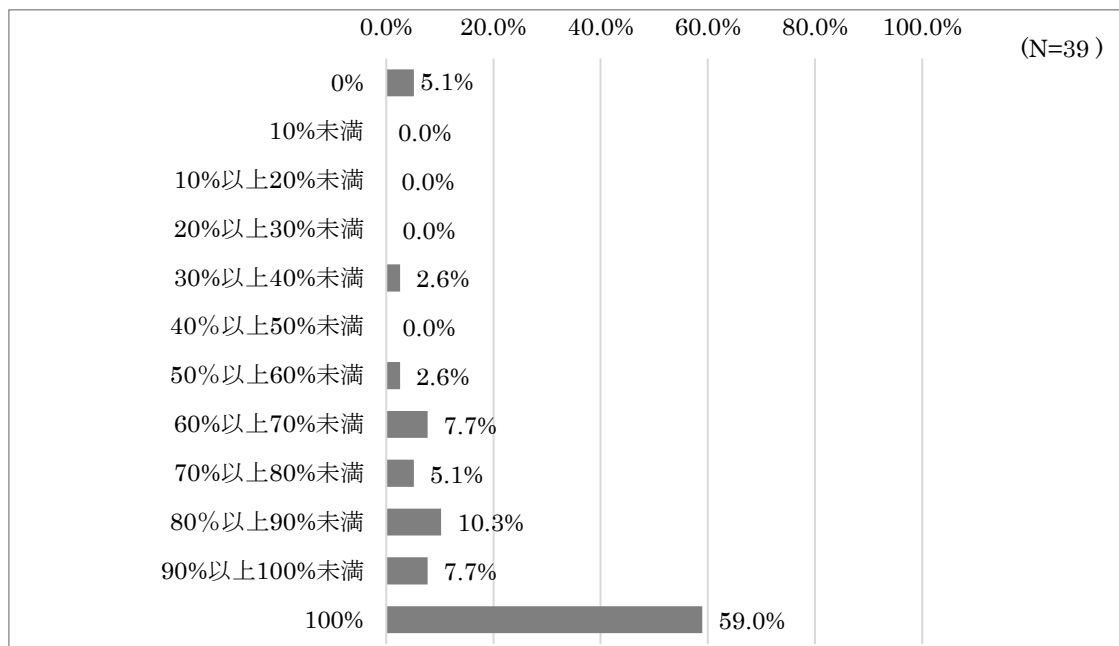
図表 10 Q3.貴相談所の一時保護所には、入所者（単身女性）は何人いますか。2019年12月1日現在の入所者の状況で教えてください。（自由回答）



ここからは、「DV防止法により一時保護となった者」と「売春防止法により一時保護となった者のうち、暴力被害・ストーカー被害・性犯罪被害のある者」を合わせて「追跡の恐れのある入所者」と定義し、入所者のうちに占める割合を計算した結果をみていきたい。

まず、入所者全体について見ていきたい（図表11）。2019年12月1日現在で入所者がいない一時保護所は8件あったため、その8件を除いた39件について、追跡の恐れのある入所者の割合を確認した。その結果、「100%」が23件（59.0%）、「80%以上 90%未満」が4件（10.3%）、「60%以上 70%未満」が3件（7.7%）、「90%以上 100%未満」が3件（7.7%）、「0%」が2件（5.1%）、「70%以上 80%未満」が2件（5.1%）、「30%以上 40%未満」が1件（2.6%）、「50%以上 60%未満」が1件（2.6%）であった。つまり、一時保護所入所者のすべてが追跡の恐れのある者である一時保護所が6割弱を占めている。また、追跡の恐れがある入所者が80%以上を占める一時保護所の割合でみると、8割に及んでいる。

図表 11 追跡の恐れのある入所者の割合（入所者全体）



「(Q3②(A) DV防止法により一時保護となった者+(B) 売春防止法により一時保護となった者のうち、暴力被害・ストーカー被害・性犯罪被害のある者) ÷ Q3①2019年12月1日現在の一時保護の入所者×100」として計算した。

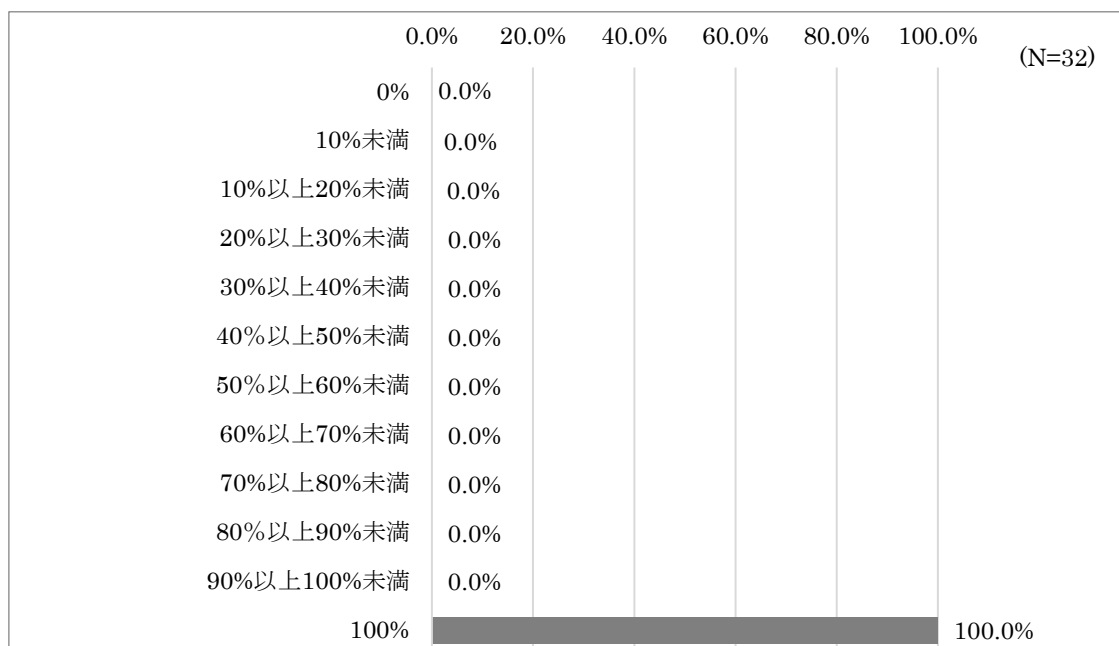
また、追跡の恐れのある入所者の割合について、「母親」「同伴児童」「単身女性」別にみると次のような結果であった。

「母親」「同伴児童」についてみると（図表 12、図表 13）、母親・同伴児童の入所がない一時保護所が 15 件であった。15 件を除いた 32 件について追跡の恐れのある者の割合をみると、32 件のいずれもの一時保護所において、「母親」が追跡のおそれがある「母親」の割合は 100%となっていた。「同伴児童」については、「80%以上 90%未満」が 1 件（3.1%）、「100%」が 31 件（96.9%）を占めていた。

「単身女性」についてみると（図表 14）、単身女性の入所が無い一時保護所が 13 件であった。13 件を除いた 34 件について追跡の恐れのある者の割合をみると、「100%」が 19 件（55.9%）、「0%」が 6 件（17.6%）、「30%以上 40%未満」が 3 件（8.8%）、「50%以上 60%未満」が 3 件（8.8%）、「20%以上 30%未満」が 1 件（2.9%）、「70%以上 80%未満」が 1 件（2.9%）、「80%以上 90%未満」が 1 件（2.9%）であった。

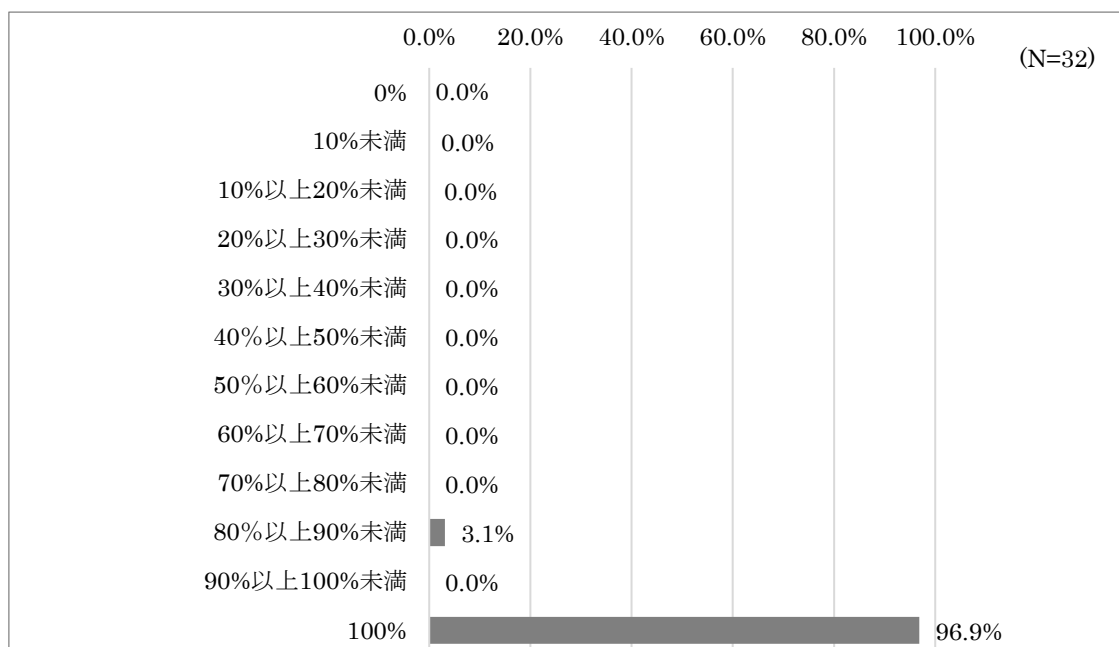
このようにみると、加害者からの追跡の恐れがある入所者の割合は、単身女性よりも子どもとともに入所した女性（母親）においてより、顕著であることが把握された。

図表 12 追跡の恐れのある入所者の割合（母親）



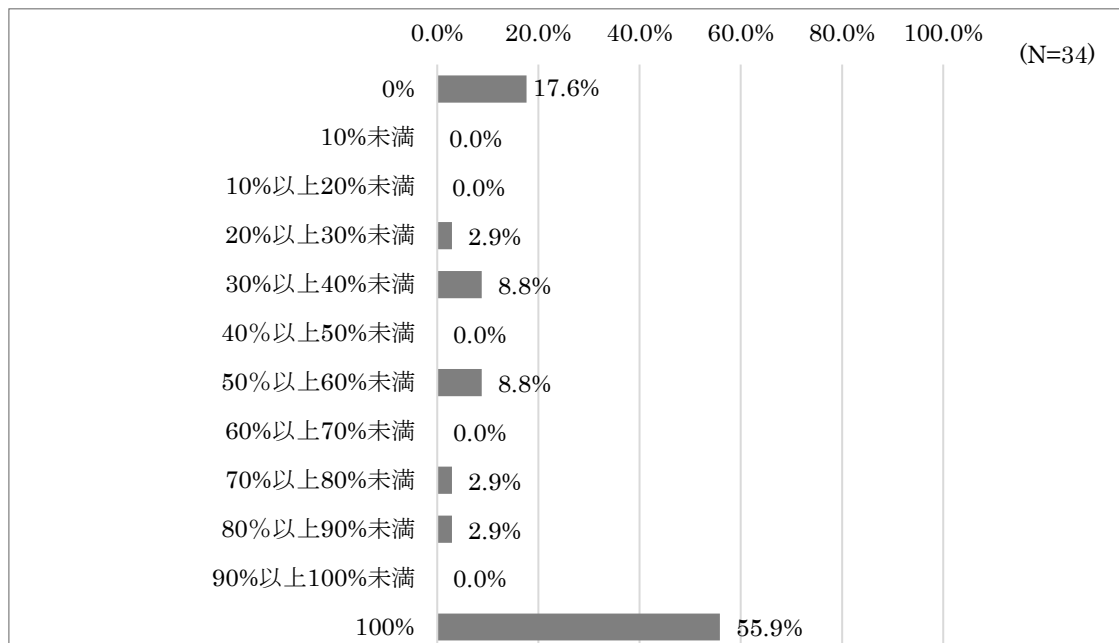
「(Q 3 ② (A) DV 防止法により一時保護となった者 + (B) 売春防止法により一時保護となった者のうち、暴力被害・ストーーカー被害・性犯罪被害のある者) ÷ Q 3 ①2019 年 12 月 1 日現在の一時保護の入所者 × 100」として計算した。

図表 13 追跡の恐れのある入所者の割合（同伴児童）



「(Q 3 ② (A) DV 防止法により一時保護となった者 + (B) 売春防止法により一時保護となった者のうち、暴力被害・ストーーカー被害・性犯罪被害のある者) ÷ Q 3 ①2019 年 12 月 1 日現在の一時保護の入所者 × 100」として計算した。

図表 14 追跡の恐れのある入所者の割合（単身女性）

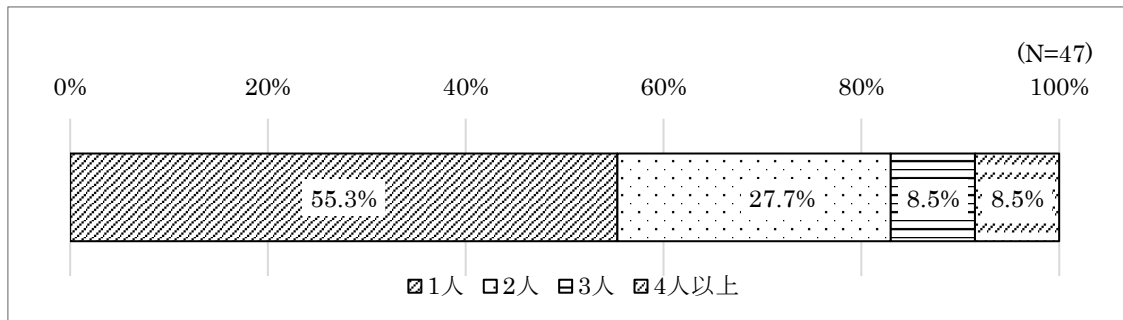


「(Q3② (A) DV防止法により一時保護となった者+(B) 売春防止法により一時保護となった者のうち、暴力被害・ストーカー被害・性犯罪被害のある者) ÷ Q3①2019年12月1日現在の一時保護の入所者×100」として計算した。

Q4. 夜間・休日の支援体制

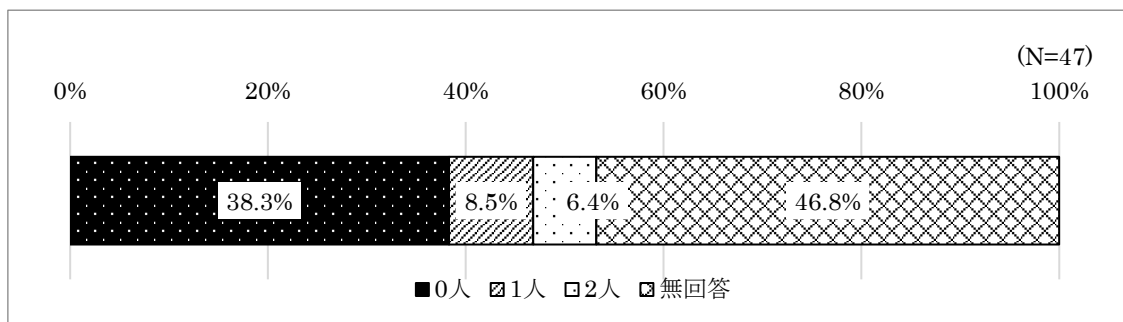
一時保護所の夜間の支援体制について、職員の配置数を把握した。その結果、一日あたりの実人数は、「1人」が26件(55.3%)、「2人」が13件(27.7%)、「3人」が4件(8.5%)、「4人以上」が4件(8.5%)であった。なお、平均で1.7人、最大で5.0人、最小で1.0人であった(図表15)。

図表 15 Q4. 貴相談所における夜間の支援体制について教えてください(全体)。(自由回答)



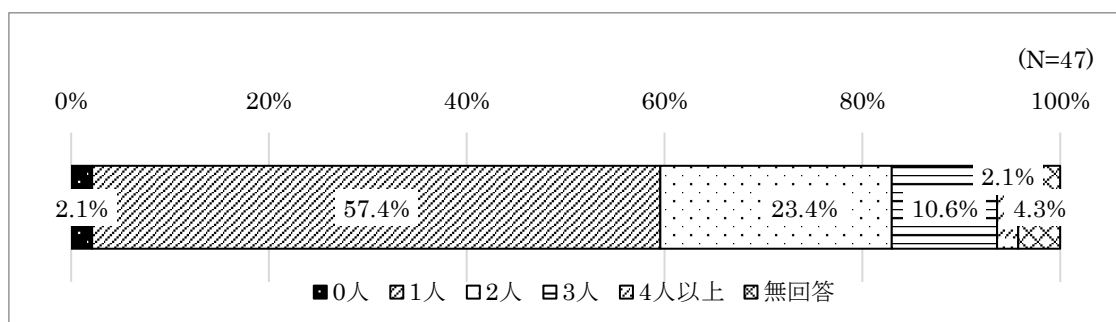
職員の配置数を雇用形態別にみると、常勤職員については、一日あたりの実人数として、「0人」が18件(38.3%)、「1人」が4件(8.5%)、「2人」が3件(6.4%)、「無回答」が22件(46.8%)という結果になった。なお、平均で0.4人、最大で2.0人、最小で0人であった(図表16)。

図表 16 Q4. 貴相談所における夜間の支援体制について教えてください(常勤職員)。(自由回答)



非常勤職員(アルバイト雇用含む)については、「1人」が27件(57.4%)、「2人」が11件(23.4%)、「3人」が5件(10.6%)、「0人」が1件(2.1%)、「4人以上」が1件(2.1%)、「無回答」が2件(4.3%)という結果になった。なお、平均で1.5人、最大で4.0人、最小で0人であった(図表17)。

図表 17 Q4. 貴相談所における夜間の支援体制について教えてください（非常勤職員）。
（自由回答）

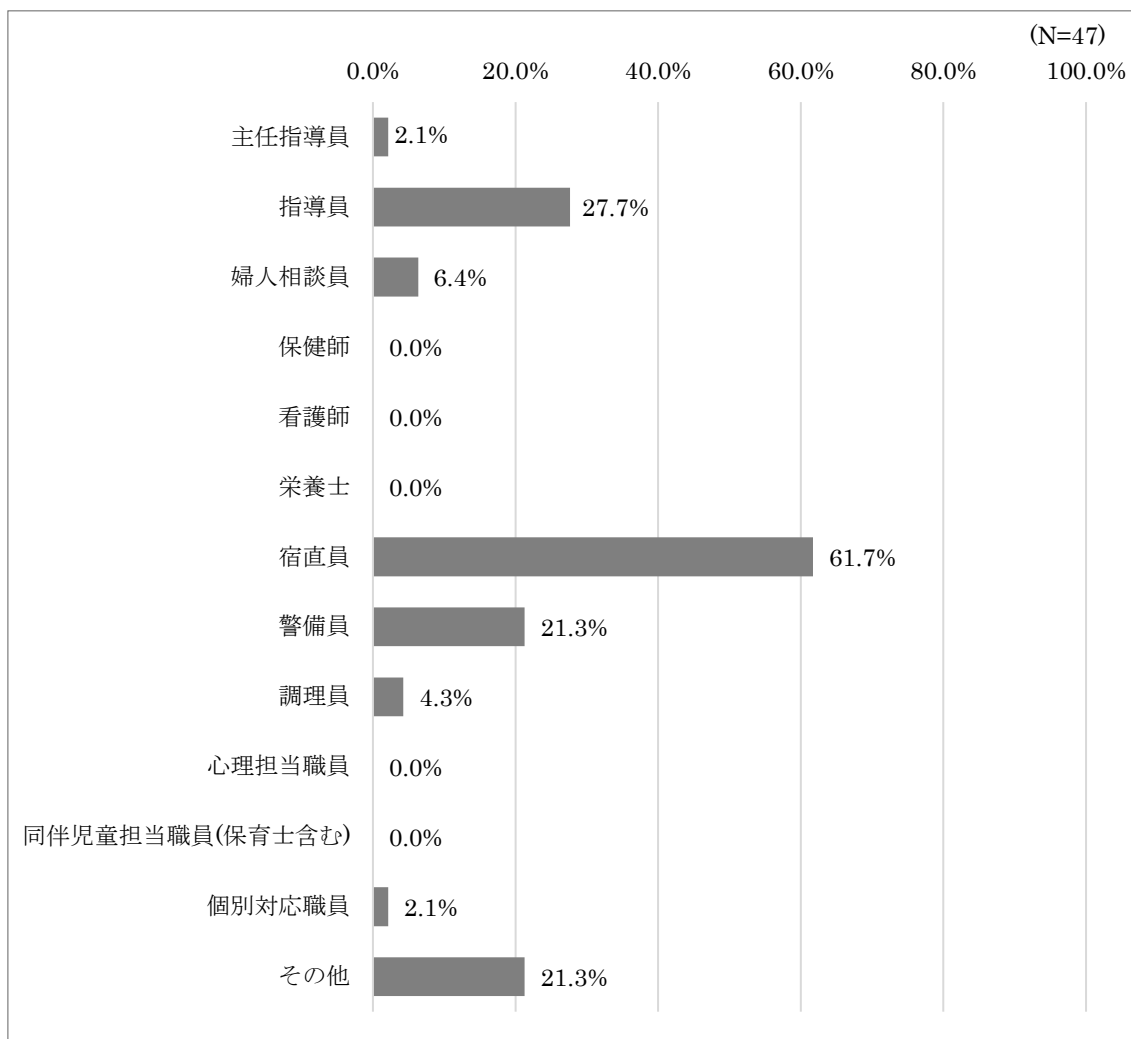


夜間の主な配置の構成については、「宿直員」との回答が最も多く 29 件（61.7%）、次いで「指導員」が 13 件（27.7%）、「警備員」が 10 件（21.3%）、「婦人相談員」が 3 件（6.4%）、「調理員」が 2 件（4.3%）、「主任指導員」が 1 件（2.1%）、「個別対応職員」が 1 件（2.1%）、「その他」が 10 件（21.3%）であった（図表 18）。

「その他」の職員として、以下の職種が挙げられた。

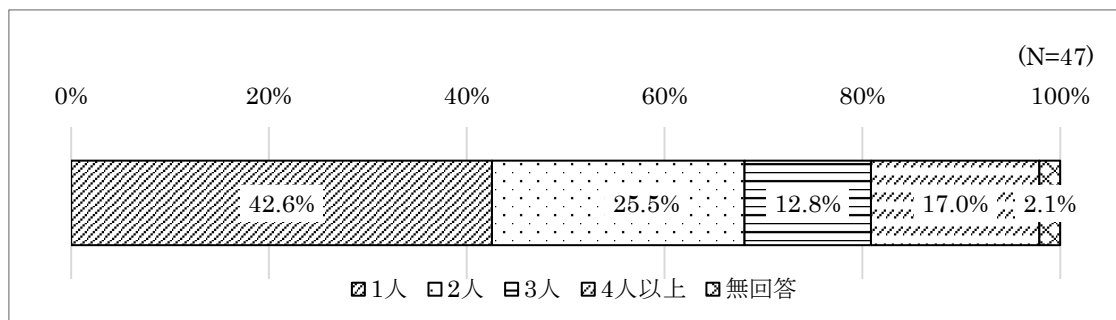
- ・ 支援員、支援員（寮母）
- ・ 支援調整員
- ・ 宿日直・夜勤代替職員
- ・ 宿直代行員
- ・ 電話相談員
- ・ 生活支援員
- ・ 生活援助員
- ・ 生活指導補助員（嘱託）
- ・ 管理人（委託業者）

図表 18 Q4. 貴相談所における夜間の支援体制（主な配置の構成）について教えてください。（複数回答）



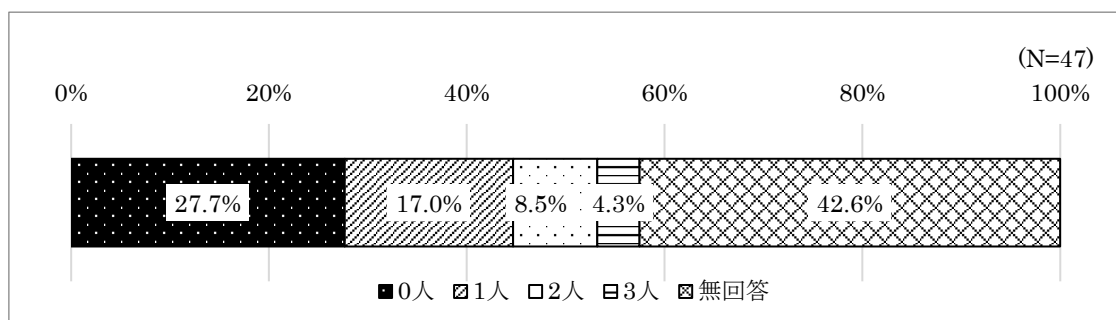
一時保護所の休日の支援体制について、職員の配置数を把握した。その結果、一日あたりの実人数は、「1人」が20件(42.6%)、「2人」が12件(25.5%)、「4人以上」が8件(17.0%)、「3人」が6件(12.8%)、「無回答」が1件(2.1%)であった。なお、平均で2.2人、最大で6.0人、最小で1.0人であった(図表19)。

図表 19 Q4. 貴相談所における休日の支援体制について教えてください(全体)。(自由回答)



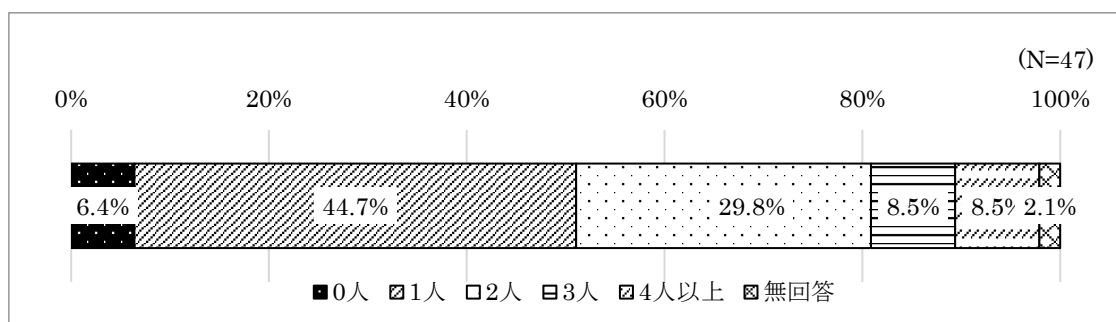
職員の配置数を雇用形態別にみると、常勤職員については、一日あたりの実人数として、「0人」が13件(27.7%)、「1人」が8件(17.0%)、「2人」が4件(8.5%)、「3人」が2件(4.3%)、「無回答」が20件(42.6%)という結果になった。なお、平均で0.8人、最大で3.0人、最小で0人であった(図表20)。

図表 20 Q4. 貴相談所における休日の支援体制について教えてください(常勤職員)。(自由回答)



非常勤職員(アルバイト雇用含む)については、「0人」が3件(6.4%)、「1人」が21件(44.7%)、「2人」が14件(29.8%)、「3人」が4件(8.5%)、「4人以上」が4件(8.5%)、「無回答」が1件(2.1%)という結果になった。なお、平均で1.7人、最大で6.0人、最小で0人であった(図表21)。

図表 21 Q4. 貴相談所における休日の支援体制について教えてください(非常勤職員)。(自由回答)

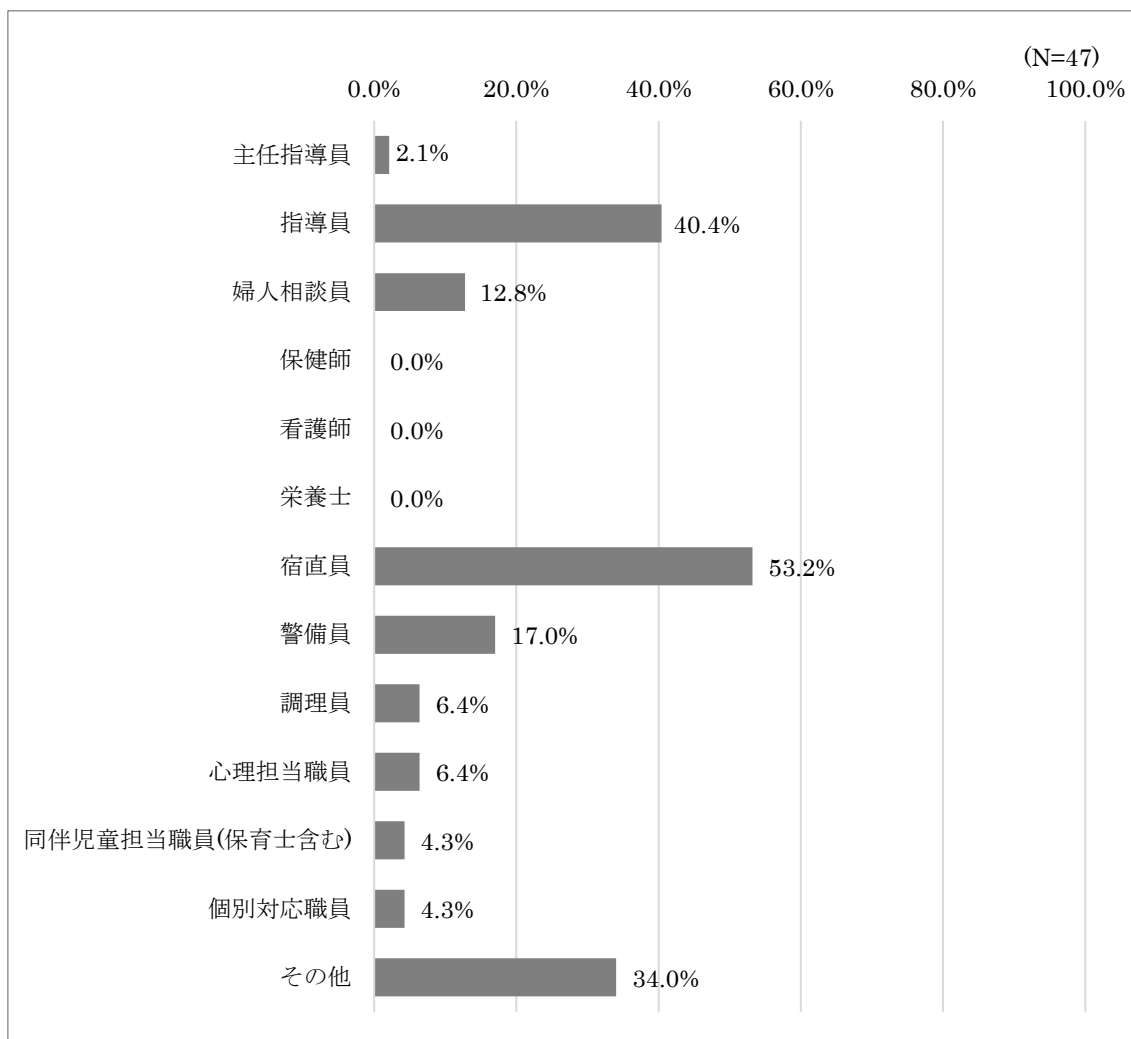


休日の主な配置の構成については、「宿直員」との回答が最も多く 25 件 (53.2%)、次いで「指導員」が 19 件 (40.4%)、「警備員」が 8 件 (17.0%)、「婦人相談員」が 6 件 (12.8%)、「調理員」が 3 件 (6.4%)、「心理担当職員」が 3 件 (6.4%)、「同伴児童担当職員(保育士含む)」が 2 件 (4.3%)、「個別対応職員」が 2 件 (4.3%)、「主任指導員」が 1 件 (2.1%)、「その他」が 16 件 (34.0%) であった (図表 22)。

その他として、以下の職種が挙げられた。

- ・ 支援員、支援員 (寮母)
- ・ 支援調整員
- ・ 宿直代行員
- ・ 電話相談員
- ・ 生活支援員
- ・ 生活援助員
- ・ 生活指導補助員 (嘱託)
- ・ 管理人 (委託業者)
- ・ 管理日直
- ・ 相談支援課職員
- ・ 保護課職員
- ・ 女性支援業務専門職
- ・ 安全対策強化員
- ・ 児童学習等支援員

図表 22 Q4. 貴相談所における休日の支援体制（主な配置の構成）について教えてください。（複数回答）



II. 携帯電話等通信機器の取扱いに関する取組について

Q5. 入所者が携帯電話等通信機器を使用することの制限の有無

一時保護期間中に、入所者が携帯電話等の通信機器を使用することに制限があるかどうかについて、「スマートフォン」「携帯電話・PHS（スマートフォンを除く）」「タブレット端末」「ウェアラブル端末」「インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤーやゲーム機」ごとに把握した（図表 23）。

(A) スマートフォン

スマートフォンでは、「使用はすべて制限している」との回答は 39 件(83.0%)、「使用は一部制限している」との回答は 7 件(14.9%)、「使用の制限はしていない」との回答は 1 件(2.1%)であった。

(B) 携帯電話・PHS（スマートフォンを除く）

携帯電話・PHS（スマートフォンを除く）では、「使用はすべて制限している」との回答は 39 件(83.0%)、「使用は一部制限している」との回答は 7 件(14.9%)、「使用の制限はしていない」との回答は 1 件(2.1%)であった。

(C) タブレット端末

タブレット端末では、「使用はすべて制限している」との回答は 41 件(87.2%)、「使用は一部制限している」との回答は 5 件(10.6%)、「使用の制限はしていない」との回答は 1 件(2.1%)であった。

(D) ウェアラブル端末

ウェアラブル端末では、「使用はすべて制限している」との回答は、42 件(89.4%)、「使用は一部制限している」との回答は 4 件(8.5%)、「使用の制限はしていない」との回答は 1 件(2.1%)であった。

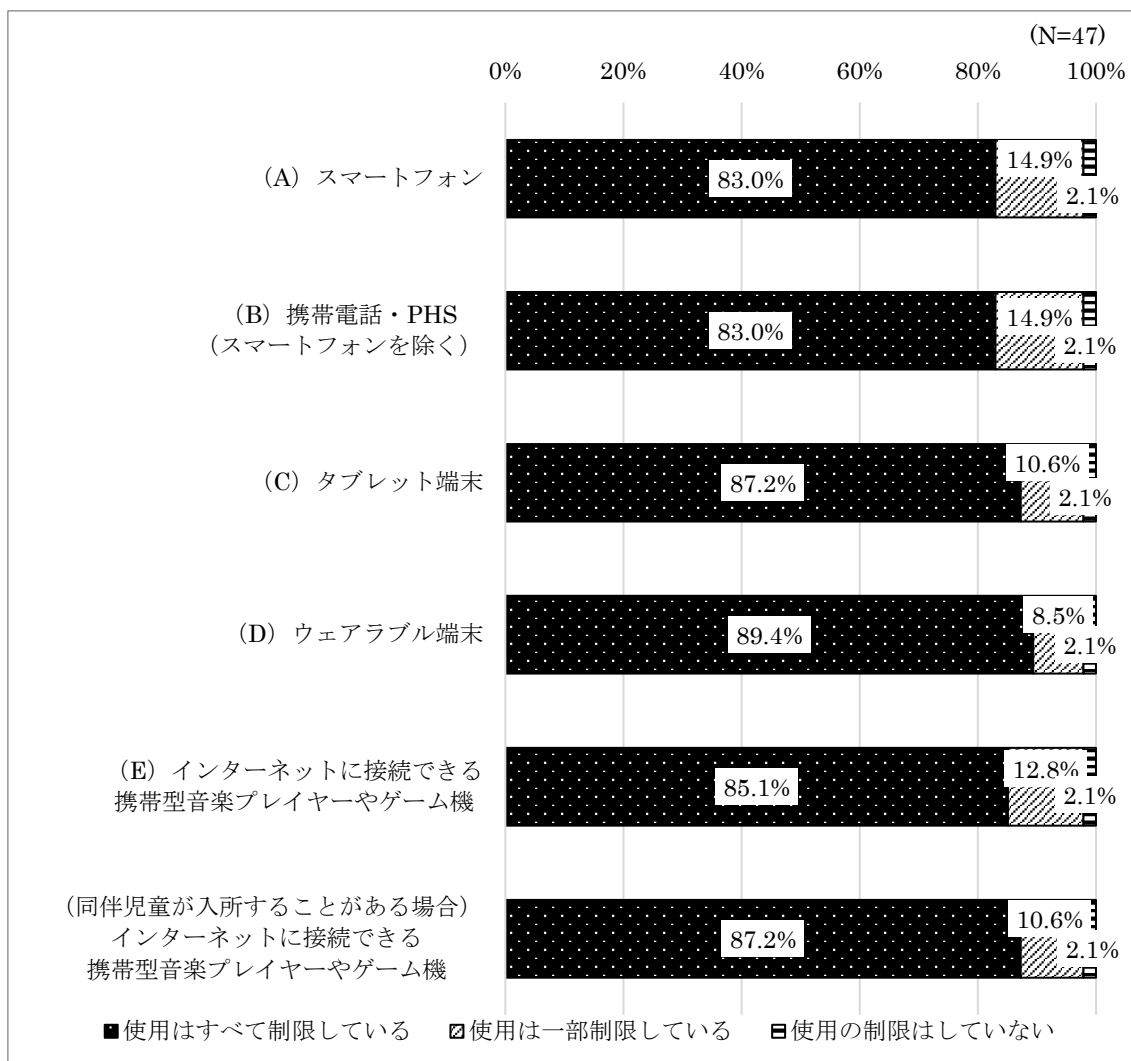
(E) インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤーやゲーム機

インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤーやゲーム機では、「使用はすべて制限している」との回答は 40 件(85.1%)、「使用は一部制限している」との回答は 6 件(12.8%)、「使用の制限はしていない」との回答は 1 件(2.1%)であった。

また、同伴児童が入所することがある場合に、同伴児童に対しては、「使用はすべて制限している」との回答は 41 件(87.2%)、「使用は一部制限している」との回答は 5 件(10.6%)、「使用の制限はしていない」との回答は 1 件(2.1%)であった。

このようにみると、いずれかの機器の使用を「制限していない」一時保護所は1件のみであり、「使用をすべて制限している」一時保護所が8～9割を占めている。

図表 23 Q5. 入所者が携帯電話等通信機器を使用することに制限はありますか。(単一回答)



Q5-付問1. 通信機器の使用に制限を設ける場合

(A) から (E) のいずれかの通信機器について、「使用は一部制限している」と回答した婦人相談所一時保護所10か所に対して、どのような場合に制限を設けているのかを自由記述で尋ねた。その結果、9か所から回答が得られ、制限を設ける場合として、「本人名義ではない通信機器の場合」、「加害者から追及の可能性がある場合」、「単独で外出する場合」といった事項が挙げられた(図表24)。主な回答を以下に示す。

図表 24 Q5-付問1. 通信機器の使用に制限を設けるのは、どのような場合ですか。具体的に教えてください。(自由回答)

- ・ 通信機器が本人名義でない場合。
- ・ 通信機器の契約者が夫等加害者で追跡の可能性ある方。追跡アプリ、位置情報アプリが相手方に設定されている場合。
- ・ 単独で外出する方については、位置情報を OFF にし、安全な場所で使用するよう働きかけている。

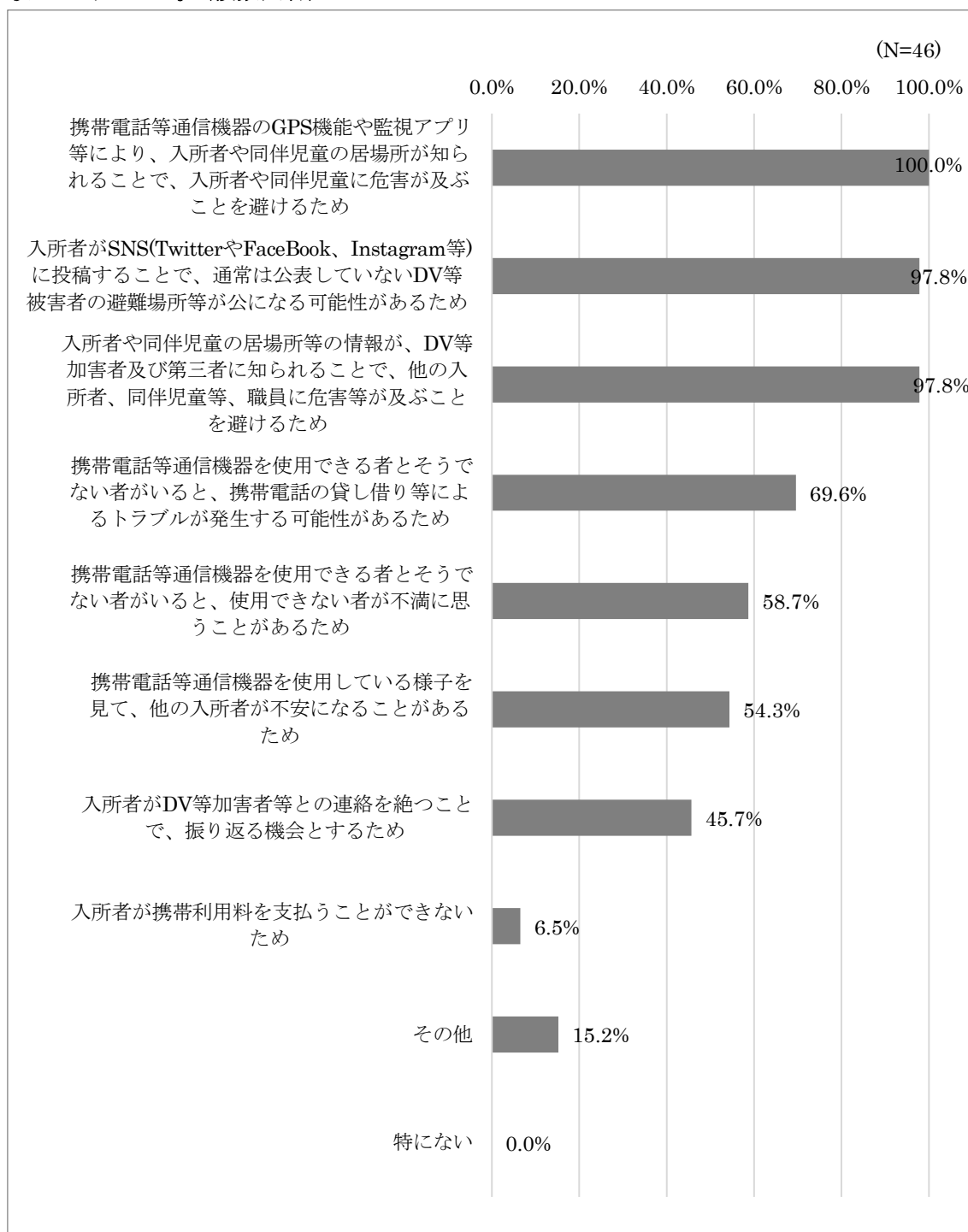
Q5-付問2. 制限が設けられている理由

次に、いずれかの通信機器について、「使用はすべて制限している」「使用は一部制限している」を選択した婦人相談所に対して、制限が設けられている理由を複数回答で把握した。その結果、回答が最も多いのは、「携帯電話等通信機器の GPS 機能や監視アプリ等により、入所者や同伴児童の居場所が知られることで、入所者や同伴児童に危害が及ぶことを避けるため」が 46 件(100.0%)であり、次いで、「入所者が SNS(Twitter や Facebook、Instagram 等)に投稿することで、通常は公表していない DV 等被害者の避難場所等が公になる可能性があるため」が 45 件(97.8%)であった。また、「入所者や同伴児童の居場所等の情報が、DV 等加害者及び第三者に知られることで、他の入所者、同伴児童等、職員に危害等が及ぶことを避けるため」が 45 件(97.8%)、「携帯電話等通信機器を使用できる者とそうでない者がいると、携帯電話の貸し借り等によるトラブルが発生する可能性があるため」が 32 件(69.6%)、「携帯電話等通信機器を使用できる者とそうでない者がいると、使用できない者が不満に思うことがあるため」が 27 件(58.7%)、「携帯電話等通信機器を使用している様子を見て、他の入所者が不安になることがあるため」が 25 件(54.3%)、「入所者が DV 等加害者等との連絡を絶つことで、振り返る機会とするため」が 21 件(45.7%)、「入所者が携帯利用料を支払うことができないため」が 3 件(6.5%)、「その他」が 7 件(15.2%)、「特にない」が 0 件(0.0%)であった(図表 25)。

「その他」(自由記述)の内容としては、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 入所者が DV 等加害者等に連絡をとったり、または自分の親族・知人等との連絡の中で非難や説得を受けたりすること等により、加害者のもとに戻らざるを得ない心理に陥ることを避けるため。
- ・ 部屋の写真を撮る、録音するなど、一時保護所の秘匿に関わるような行動のおそれがあるため。
- ・ カメラ機能で撮影された画像等があった場合、撮影地点の情報が入ってしまうこと。また、他の入所者や施設に関する部分が写り込む可能性があること。

図表 25 Q5-付問2. 携帯電話等通信機器の使用について、制限が設けられている理由を教えてください。(複数回答)



Q5-付問3. 制限がある場合の対応や支援上の工夫

いずれかの通信機器について、「使用はすべて制限している」「使用は一部制限している」を選択した婦人相談所に対して、どのような対応や支援上の工夫をしているかを複数回答で把握した。その結果、回答が最も多いのは、「携帯電話等通信機器の使用を制限する理由を、本人の理解と納得を得られるように丁寧に話し合っている」で37件(80.4%)、次いで、「警察署などの安全な場所まで職員が本人と同行し、本人の携帯電話等通信機器を使用してもらっている」が31件(67.4%)、「一時保護所の固定電話を使用できるようにしている」が28件(60.9%)、「携帯電話等通信機器の使用を制限する理由を、本人の理解と納得を得られるように説明文書を用意している」が13件(28.3%)、「一時保護所で共有して使用する携帯電話等通信機器を貸し出している」が11件(23.9%)、「インターネットに接続できるパソコンを設置し、職員と一緒に必要な情報収集ができるようにしている」が9件(19.6%)、「プリペイド携帯を貸し出している」が1件(2.2%)、「その他」が16件(34.8%)、「上記にあてはまるものはない」が0件(0.0%)であった(図表26)。

「携帯電話等通信機器の使用を制限する理由を、本人の理解と納得を得られるように丁寧に話し合っている」と回答した婦人相談所一時保護所は8割以上であるが、「携帯電話等通信機器の使用を制限する理由を、本人の理解と納得を得られるように説明文書を用意している」と回答した婦人相談所一時保護所は3割以下にとどまった。

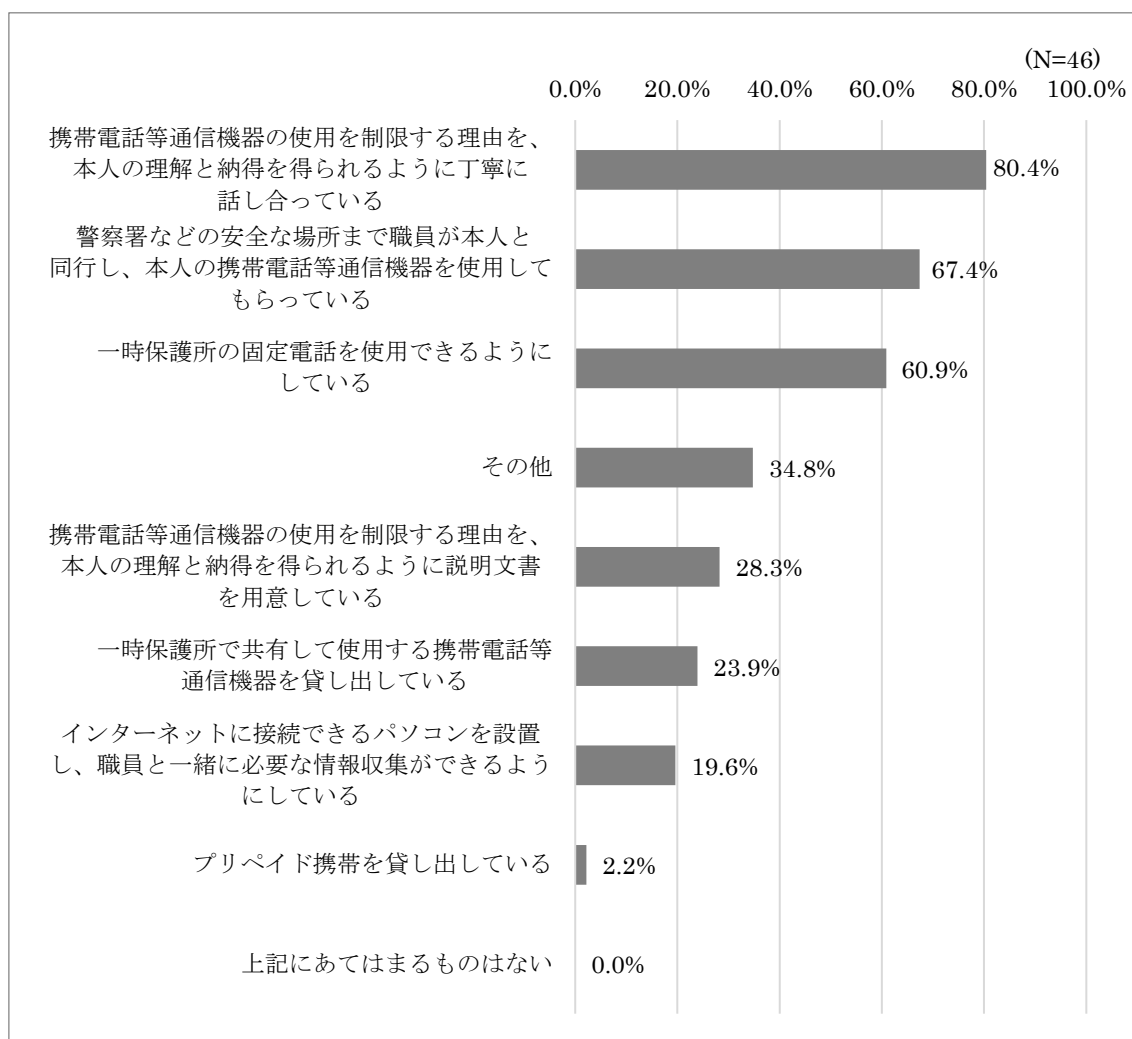
「その他」(自由記述)の内容としては、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 加害者による追跡の危険がなく、就職活動上の必要がある人については、事務室で職員が受電し、職員同席のもと使用してもらうこととしている
- ・ 本人の自立支援に必要な場合は、いずれも所長の許可を得て、所内の公衆電話を使用する。また、他支援機関から本人への連絡は、所の固定電話を本人が待機する面接室に転送して行う。
- ・ 入所前(一時保護依頼時)と入所時のオリエンテーションで、本人に携帯電話等の使用制限について説明し、同意の上入所することとしている。
- ・ 入所時に使用する「入所生活のきまり」の中で、携帯電話の預り及び電話の使用について説明している。
- ・ 相手方には「非通知」となるが、必要な架電であれば一時保護所の電話機の使用可。
- ・ 「非通知」で受け取ってもらえない場合は公衆電話から架電(職員同行)それでもつながらない場合は施設から離れた所へ外出し携帯から架電(職員同行)
- ・ やむを得ず外部との通信が必要となった場合には、職員立会により婦人相談所の公用携帯から非通知発信で対応している。
- ・ 状況に応じて、一時保護所の固定電話を使用したり、公衆電話や安全を確保した上での私用携帯電話、公用の携帯電話を使い分けたりしている。(自由に貸し出しはしていない)

い)

- ・ 婦人相談所でタブレット機器を所持。必要に応じて一時保護所内で利用。また、必要な情報収集ができるよう貸出したり、職員同席で利用したりしてもらう。
- ・ 警備員室の固定電話や所内にある公衆電話（当所テレホンカードを使用）を利用する場合もある。（非通知発信とする）
- ・ 公用の携帯電話を備えてあり、必要時は職員同伴のもと使用できるようにしている。
- ・ 公衆電話を利用してもらっている。
- ・ 職員が同行しない場合でも、警察署や保護命令の申し立てに伴い地方裁判所では、通信機器を使用してもらっていることがある。
- ・ 職員と一緒にインターネットを利用してもらう環境はないが、必要な情報収集ができるように工夫している。
- ・ 外部との連絡が必要な場合は、職員が立ち会い、公用携帯電話を使用して連絡をとってもらう。
- ・ 必要に応じて、所内にあるカード式公衆電話を使用してもらっている。
- ・ 追跡のない人や新規購入した人には、住居の契約や就職の連絡等限定的に使用を可能にしている。
- ・ 保護命令等の資料となるべき写真やメールが携帯電話に保存されている場合は、警察署等の安全な場所まで職員が本人を同行し電源を入れている。
- ・ 必要最低限の連絡について、職員立会いのもと、一時保護所の固定電話を使用できるようにしている。
- ・ 自立支援に必要な時は、職員同行のもとに外出して、公衆電話を使用
- ・ 非通知設定や公衆電話で連絡がとれない場合は、職員同行のもと、一時保護所から離れた場所で個人携帯の使用を認めることもある

図表 26 Q5-付問3. 携帯電話等通信機器の使用に何らかの制限がある場合、貴所ではどのような対応や支援上の工夫をしていますか。(複数回答)



Q5-付問4. 入所者が携帯電話等通信機器を必要とする場合

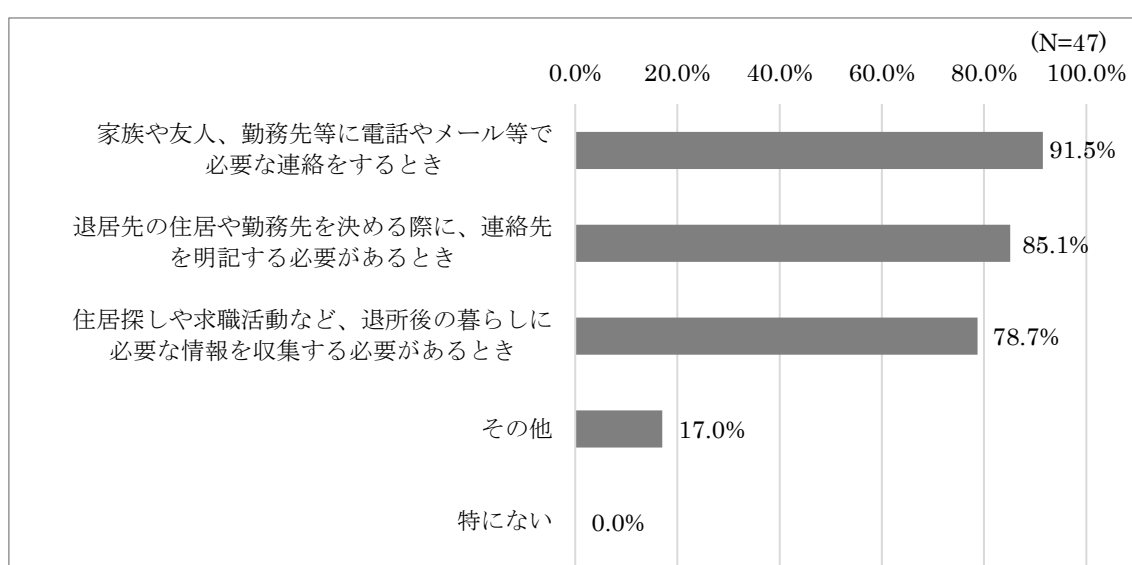
ここでは、すべての婦人相談所に対して、一時保護所に入所中の入所者が、携帯電話等通信機器を必要とするのはどのような場合か、複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは「家族や友人、勤務先等に電話やメール等で必要な連絡をするとき」で43件(91.5%)、次いで、「退居先の住居や勤務先を決める際に、連絡先を明記する必要があるとき」が40件(85.1%)、「住居探しや求職活動など、退所後の暮らしに必要な情報を収集する必要があるとき」が37件(78.7%)、「その他」が8件(17.0%)、「特にない」が0件(0.0%)であった(図表27)。

「その他」(自由記述)の内容としては、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 住居の契約に必要な、保証会社等から本人確認の連絡を受ける時。

- ・ 保護命令申立に必要な証拠が保存されている時。
- ・ 配偶者等加害者側の追いかかけ等、動向を確認する必要がある時
- ・ 転居等に伴う各種解約手続き等をする時。
- ・ 保護命令申立に添付する証拠書類（暴力・脅迫を受けたことを証明する資料）を取り出すとき。
- ・ 暴力被害を受けた証拠（写真、メール等）を取り出すとき。
- ・ 離婚不受理申出時の日中連絡先。

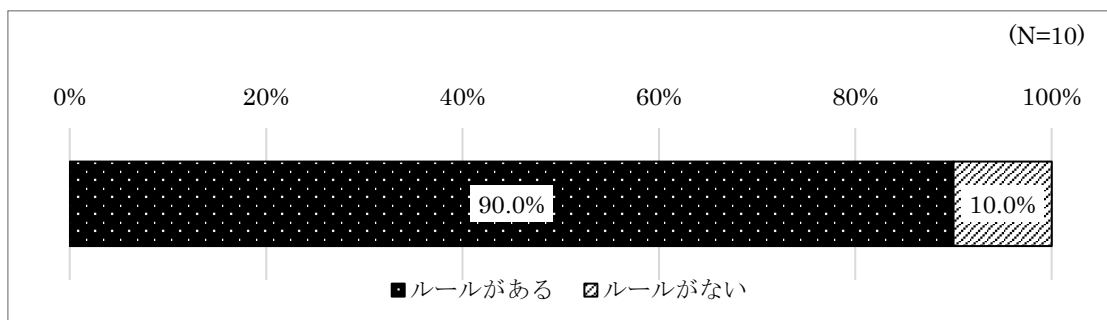
図表 27 Q5-付問4. 一時保護所に入所中に入所者が携帯電話等通信機器を必要とするのは、どのような場合ですか。（複数回答）



Q6. 携帯電話等通信機器の所持や使用にあたってのルールの有無

いずれかの通信機器について、「使用は一部制限している」「使用の制限はしていない」と回答した婦人相談所一時保護所 10 所に対して、通信機器の所持や使用にあたり、支援上必要となるために守るようお願いしているルールがあるかを尋ねた。その結果、「ルールがある」が 9 件(90.0%)、「ルールがない」が 1 件(10.0%)であった（図表 28）。

図表 28 Q6. 携帯電話等通信機器の所持や使用にあたり、支援上必要となるために守るようお願いしているルールはありますか。(単一回答)



Q6-付問1. 携帯電話等通信機器の所持や使用についてのルールの内容

Q6において「ルールがある」と回答した婦人相談所9件に対して、通信機器の所持や使用についてどのようなルールの内容かを複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは「一時保護所内の写真を撮らない」が6件(66.7%)、「他の入所者の写真を撮らない」が6件(66.7%)、次いで、「加害者等名義の携帯電話等通信機器でない場合、警察等の安全な場所に行き、携帯電話等通信機器の位置情報を全てOFFにする」が5件(55.6%)、「使用場所に決まりがある」が5件(55.6%)、「SNSに投稿しない(外部に居場所が分かるような発信はしない)」が5件(55.6%)、「使用時間帯に決まりがある」が4件(44.4%)、「加害者等名義の携帯電話等通信機器であれば、新たな機器を取得してもらう」が3件(33.3%)、「加害者等とメール等のアカウントやパスワードを共有している場合、アカウントやパスワードを変更して使用する」が3件(33.3%)、「入所者同士で携帯電話等通信機器の貸し借りをしない」3件(33.3%)、「その他」が5件(55.6%)であった(図表29)。

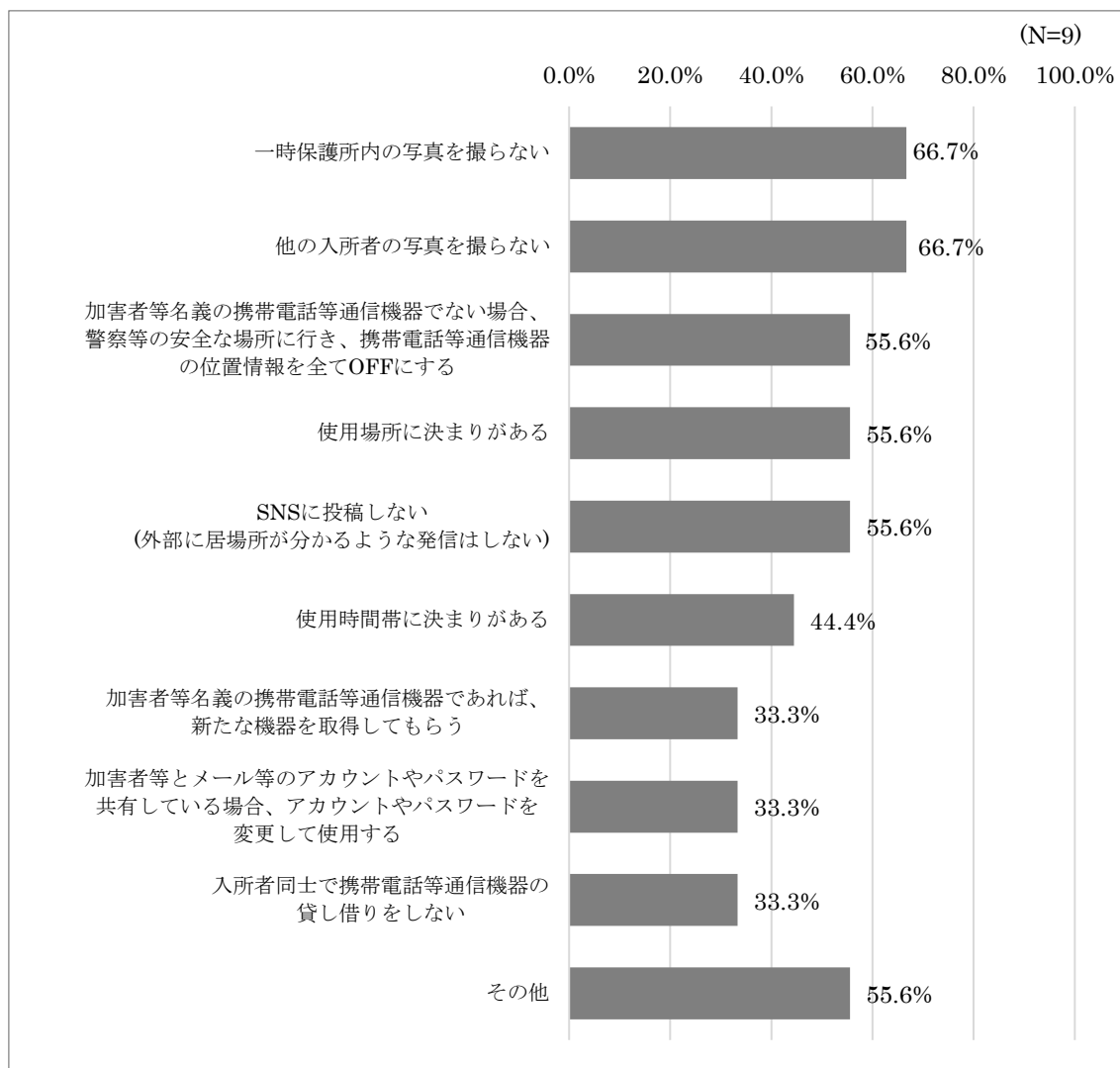
なお、使用場所については、「指導員室、職員同席」、「他入所者の目につかない相談室等で、職員同席のもと必要な連絡時のみ使用」、「電話室」、「原則担当職員が同席可能な時」との記述があり、使用時間については、「事務室に職員がいる勤務時間内」、「原則担当職員が同席可能な時」という記述があった。

「その他」(自由記述)の内容としては、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 一部使用が認められた場合は、通話のみ許可し、その都度渡す
- ・ 名義にかかわらず、入所前に警察等の安全な場所でGPSをOFFにして、電源を切って持参してもらう
- ・ 使用許可がある時は、所定の場所で使用し、終了後、再び預ける
- ・ 職員同席で使用
- ・ 一時保護中に携帯電話の購入をした場合、加害者と同居していた住所に通知が送付されるため、家族等の協力者の購入や退所後の購入を助言している
- ・ 一時保護中は、カメラ機能を使用しない

- ・ 他の利用者の中で、通信機器を出さず、利用しない

図表 29 Q6-付問1. (Q6において「1 ルールがある」と回答した方にうかがいます。) 携帯電話等通信機器の所持や使用についてのルールはどのような内容ですか。(複数回答)



Q7. 通信機器を使用したいという要望の内容

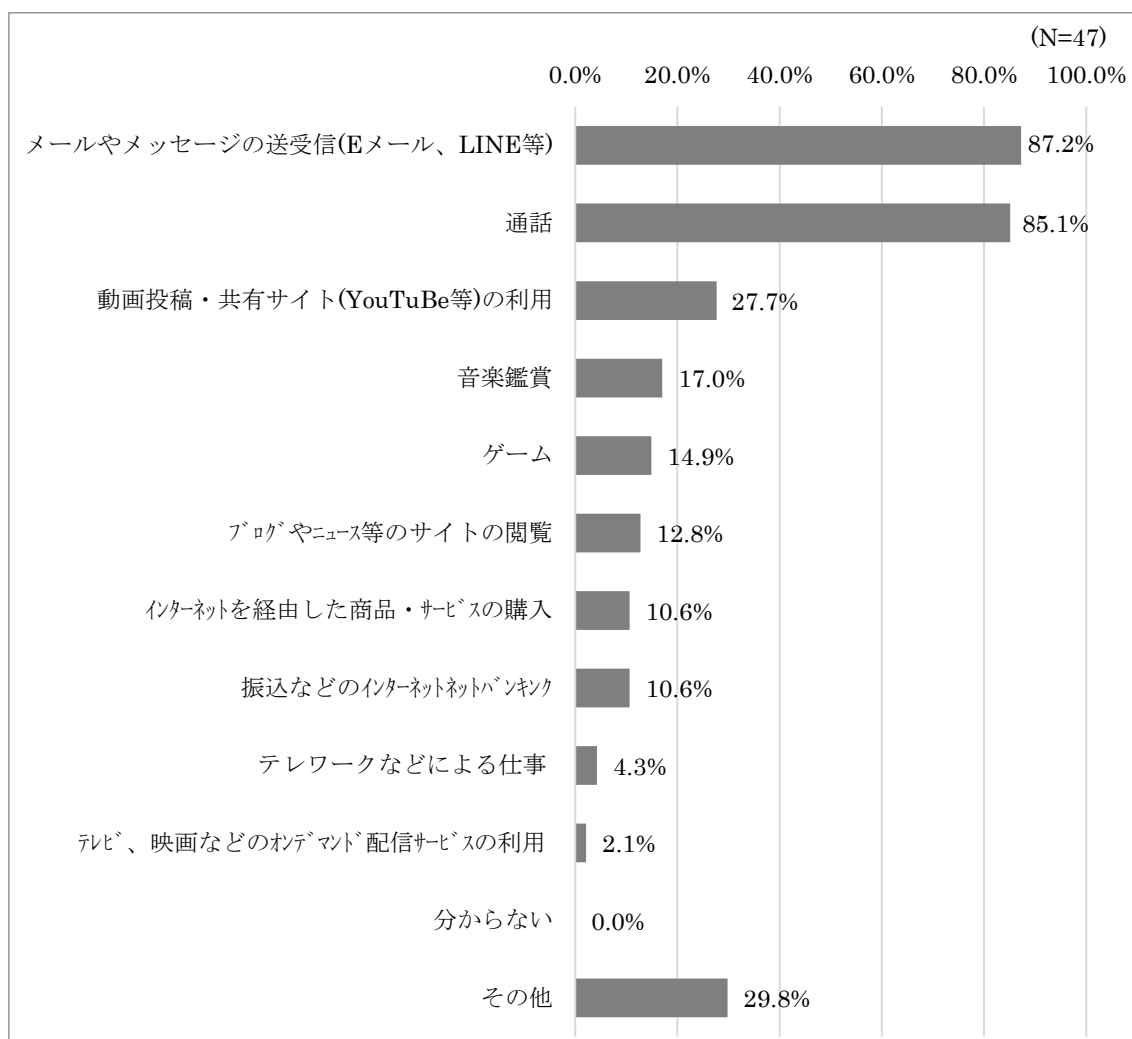
入所者や同伴児童からは、何をするために通信機器を使用したいという要望があるのかを、あてはまるもの上位3つを選択する形式で尋ねた。その結果、入所者本人において、その他を除き回答が最も多いのは、「メールやメッセージの送受信(Eメール、LINE等)」が41件(87.2%)、次いで、「通話」が40件(85.1%)、「動画投稿・共有サイト(YouTube等)の利用」が13件(27.7%)、「音楽鑑賞」が8件(17.0%)、「ゲーム」が7件(14.9%)、「ブログやニュース等のサイトの閲覧」が6件(12.8%)、「インターネットを経由した商品・サービスの購入」が5件(10.6%)、「振込などのインターネットバンキング」が5件(10.6%)、「テレワークなどによる仕事」

が2件(4.3%)、「テレビ、映画などのオンデマンド配信サービスの利用」が1件(2.1%)、「分からない」が0件(0.0%)、「その他」が14件(29.8%)であった(図表30)。

「その他」(自由記述)の内容としては、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 携帯が手元にないこと自体に不安を感じる
- ・ 外国籍の方はインターネットバンキング利用を希望する場合もあった。
- ・ アパート等住宅情報の取得
- ・ 求人サイトの閲覧
- ・ 写真を見たい
- ・ SNS等の利用
- ・ 所持している通信機器の料金プランや利用データ量を変更するために使用したい
- ・ アドレス帳の利用

図表 30 Q7. 入所者からは、何をするために通信機器を使用したいという要望がありますか。(複数回答)

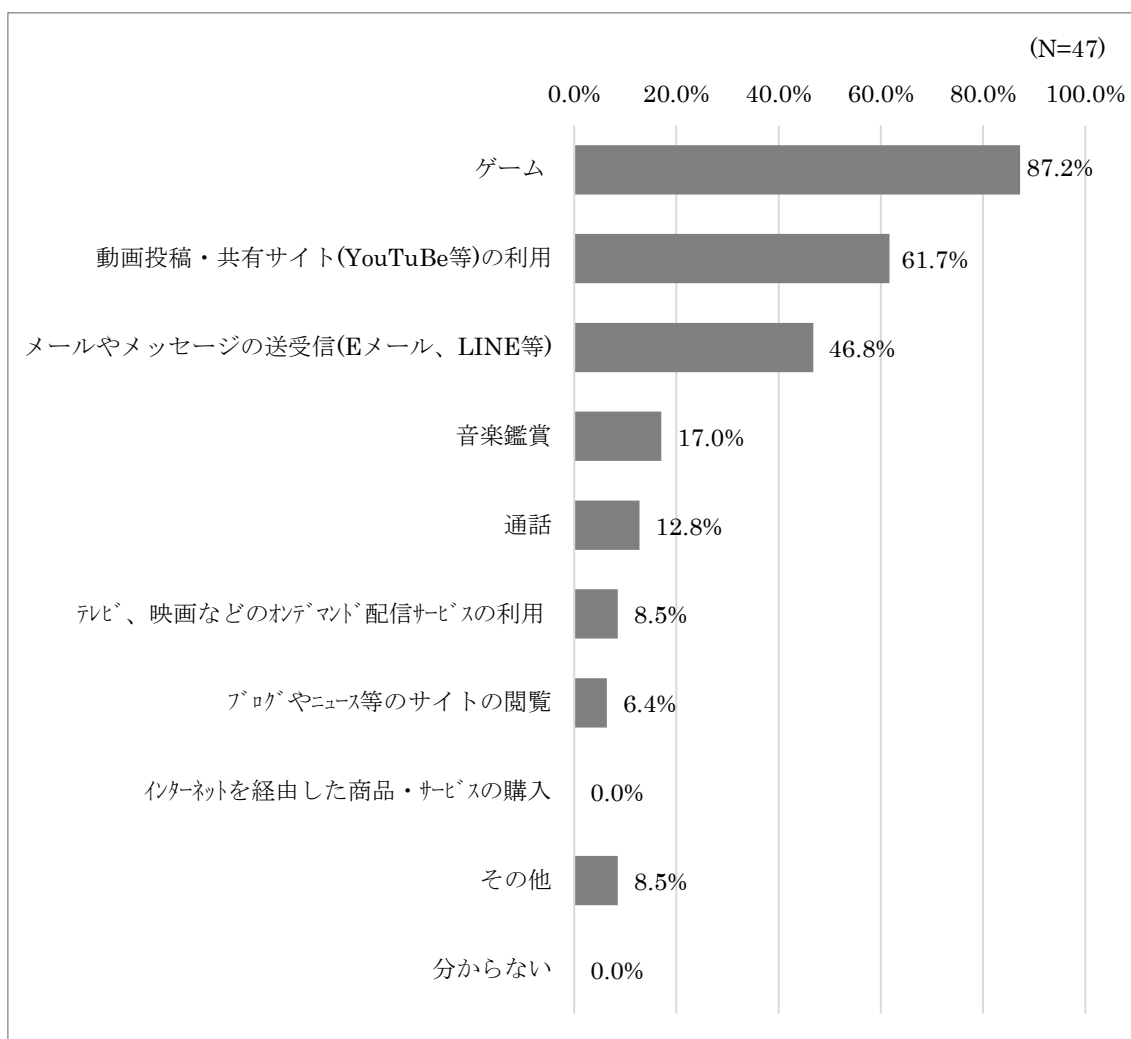


同伴児童において回答が最も多いのは、「ゲーム」で41件(87.2%)、次いで、「動画投稿・共有サイト(YouTube等)の利用」が29件(61.7%)、「メールやメッセージの送受信(Eメール、LINE等)」が22件(46.8%)、「音楽鑑賞」が8件(17.0%)、「通話」が6件(12.8%)、「テレビ、映画などのオンデマンド配信サービスの利用」が4件(8.5%)、「ブログやニュース等のサイトの閲覧」が3件(6.4%)、「インターネットを経由した商品・サービスの購入」が0件(0.0%)、「分からない」が0件(0.0%)、「その他」が4件(8.5%)であった(図表31)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 携帯が手元にないこと自体に不安を感じる
- ・ アラーム
- ・ 動画鑑賞
- ・ SNS等の利用

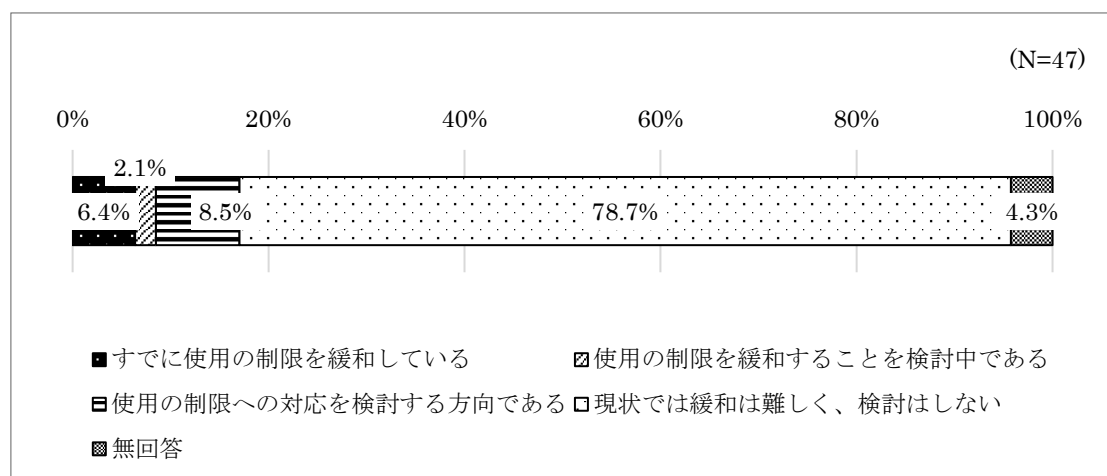
図表 31 Q7. 同伴児童からは、何をするために通信機器を使用したいという要望がありますか。(複数回答)



Q8. 携帯電話等通信機器の使用についての今後の意向

携帯電話等通信機器の使用について、今後どのようにしようと考えているかを単数回答で把握した。その結果、「現状では緩和は難しく、検討はしない」が37件(78.7%)、「使用の制限への対応を検討する方向である」が4件(8.5%)、「すでに使用の制限を緩和している」が3件(6.4%)、「使用の制限を緩和することを検討中である」が1件(2.1%)、「無回答」が2件(4.3%)であった(図表32)。

図表 32 Q8. 携帯電話等通信機器の使用について、今後どのようにしようと考えていますか。(単一回答)



Q8-付問1. 携帯電話等通信機器の使用の制限を緩和することにおける課題

Q8 において、通信機器の使用について、「使用の制限を緩和することを検討中である」「使用の制限への対応を検討する方向である」「現状では緩和は難しく、検討はしない」のいずれかに回答した婦人相談所一時保護所 42 件に対して、通信機器の使用の制限を緩和することについて課題と感じている点を自由記述で尋ねた。その結果、42 件の婦人相談所一時保護所から回答が得られ、「追跡・居場所の特定の危険性」、「秘匿性が守られない」、「技術的困難さ」、「入所理由の多様さ」、「入所者間トラブル」、「心理的な課題」、「費用の問題」といった事項が挙げられた（図表 33）。主な記載は以下の通りである。

図表 33 Q8-付問1. 携帯電話等通信機器の使用の制限を緩和することにおいて、課題と感じているのはどのような点ですか。具体的に教えてください。（自由回答）

追跡・居場所の特定の危険性	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPS 機能の作動、位置情報、監視アプリ等により加害者に居場所が知られ、危害が及ぶ。 ・ 通信機器の扱いに不慣れであると、不用意に位置情報が ON になってしまう可能性。 ・ 入所者自身が加害者に連絡を取ってしまうことや、知らない間に、通信機器にスパイアプリ等が仕込まれていることも想定される。 ・ DV 被害者への追跡の危険と他入所者へも危険が及ぶ可能性。 ・ 自治体内で唯一の一時保護施設のため、他の入所者や今後の入所者を守れなくなること
秘匿性が守られない	<ul style="list-style-type: none"> ・ カメラ付きの通信機器を用いた場合、保護所内や保護所から見た外観を撮影され退所後に画像等が流出した場合、シェルターとしての機能を果たせなくなる可能性がある。 ・ 入所者が SNS やメール等で居場所を発信してしまうことで一時保護先が発覚県で唯一の一時保護施設のため、他の入所者や今後の入所者を守れなくなることし、シェルター機能が果たせなくなる。
技術的困難さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の進化が著しく、対応が追いつかない。隠しアプリ等は、専門家でないと見破れない。 ・ 入所者が持ちこんだ携帯電話等が加害者に位置情報などを発信していないか、評価、確認することが困難であること。 ・ GPS 機能の解除。 ・ 入所者自身の危機感のうすさ、通信機器を使うことによるリスク・危険性の理解が低いこと。

入所理由の多様さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV 被害者等、加害者等からの追及がある方と、危険のない方を同一施設で保護している点。 ・ 一時保護所と婦人保護施設が同空間である。保護に至ったケース毎の背景の違いやケースの進行状況により、使用について対応することが望ましいとの考えはあるが、加害者からの追跡があるケースへの配慮や SNS 使用のリスク等を考えると、一律に使用を制限することを基本的なルールとする必要性があると感じる。 ・ 併設の婦人保護施設で緩和した場合、入居者間で対応の違いによる不満が出る。
入所者間トラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者間での貸し借り等によるトラブル。 ・ 個々の入所者の危険性や、危険性の理解の程度、そのときの心理状態により、使用制限の必要度は異なる。しかし、入所者間で使用制限の有無や内容に差異があると、集団内のストレスが増大する。
心理的な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私用の携帯電話を聞くと加害者からの追跡や脅迫等の電話やメールを目にして、被害者自身が再び加害者のコントロール下に置かれてしまう。 ・ 通信機器で加害者と接触することにより、入所者の心がゆらく恐れがある。
費用の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料の支払い能力。

Q8-付問 2. 携帯電話等通信機器の使用の制限が緩和できる条件

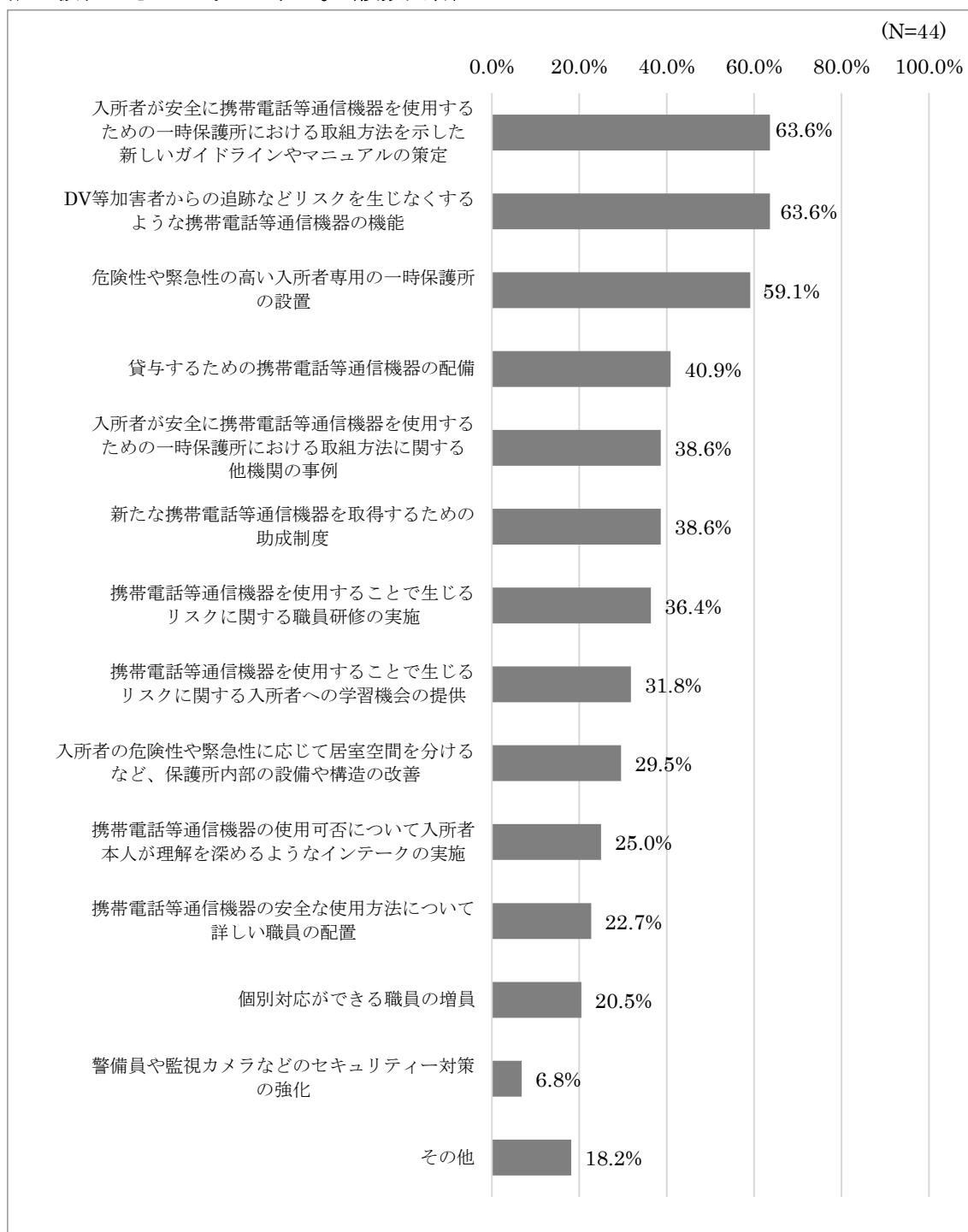
Q8において、通信機器の使用について、「使用の制限を緩和することを検討中である」「使用の制限への対応を検討する方向である」「現状では緩和は難しく、検討はしない」のいずれかに回答した婦人相談所 42 件に対して、どのような条件が整備されれば、通信機器の使用の制限が緩和できると考えるかを、複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは、「入所者が安全に携帯電話等通信機器を使用するための一時保護所における取組方法を示した新しいガイドラインやマニュアルの策定」が 28 件(63.6%)、「DV 等加害者からの追跡などリスクを生じなくするような携帯電話等通信機器の機能」が 28 件(63.6%)、次いで、「危険性や緊急性の高い入所者専用の一時保護所の設置」26 件(59.1%)、「貸与するための携帯電話等通信機器の配備」が 18 件(40.9%)、「入所者が安全に携帯電話等通信機器を使用するための一時保護所における取組方法に関する他機関の事例」が 17 件(38.6%)、「新たな携帯電話等通信機器を取得するための助成制度」が 17 件(38.6%)、「携帯電話等通信機器を使用することで生じるリスクに関する職員研修の実施」が 16 件(36.4%)、「携帯電話等通信機器を使用することで生じるリスクに関する入所者への学習機会の提供」が 14 件

(31.8%)、「入所者の危険性や緊急性に応じて居室空間を分けるなど、保護所内部の設備や構造の改善」が13件(29.5%)、「携帯電話等通信機器の使用可否について入所者本人が理解を深めるようなインテークの実施」が11件(25.0%)、「携帯電話等通信機器の安全な使用方法について詳しい職員の配置」が10件(22.7%)、「個別対応ができる職員の増員」が9件(20.5%)、「警備員や監視カメラなどのセキュリティー対策の強化」が3件(6.8%)、「その他」が8件(18.2%)であった(図表34)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 契約者以外の者でも携帯電話の契約内容の変更ができる体制
- ・ 追跡の危険性が低い入所者、同伴児童のための一時保護所の設置または一時保護委託
- ・ 入居者や同伴児童が加害者や関係者へ居場所を知らせないように、通信機器の連絡先制限機能。
- ・ 当所は緊急性の高い一時保護所であり、安全性(命を守ること)を維持できることが最優先事項である。そのうえで一時保護入所中の携帯電話等通信機器を利用する目的を、就職先や転居先を検討するためとすれば、職員同席で入所者が使用するパソコン、プリンターの使用の是非を検討。設置するとなった場合には、そのための助成。
- ・ 使用できる場合も職員同席とする。写真機能のない機器とする。
- ・ 項目1, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 13の条件を整備し、危険性や緊急性の高くない入所者用に設置した一時保護所において使用を認める。
- ・ GPS や SNS 機能がある限り難しい(スマホのリスク教育ではネットに書き込むことは、その内容を自分の家の玄関に貼る事と同じ覚悟が必要と教えている。)

図表 34 Q8-付問 2. どのような条件が整備されれば、携帯電話等通信機器の使用の制限が緩和できると考えますか。(複数回答)



Q9. 携帯電話等通信機器の使用を制限する理由についての説明方法

通信機器の使用を制限する理由について、入所者にどのような方法で説明しているのか、自由記述で尋ねたところ、婦人相談所一時保護所 47 件中、すべての回答者から回答が得られた。その結果をみると、「入所前に説明」といった説明時期に関する記述、「口頭で説明」、「書面で説明」などの説明方法に関する記述、「危険・安全について説明」、「トラブル回避について説明」、「制限について説明」などの説明する内容についての記述に大別された。

①まず、説明する時期に関する回答をみると、「福祉事務所や警察等から、安全確保の観点で携帯電話の使用ができないことを入所前に説明してもらおう」「入所相談の一時窓口を警察又は福祉事務所としており、そこで入所の説明の際に、使用制限の了承を得ている。入所希望者が了承しない場合は受け入れを行っていない」「一時保護の依頼元である婦人相談員や警察に予め周知を行っており、利用者が説明してもらおうとともに、婦人相談所職員からも、同様のことを利用者に説明している」など、入所前の時点で他機関が説明しているという回答がみられた。なかには、「携帯電話を含む通信機器の取扱いについてのお願い」という説明文を作成して、関係機関に配布しているという婦人相談所もあった。

また、「入所受入れ時の面談で説明している。入所中に使用を希望された場合、その都度、あらためて説明している」「一時保護依頼があった時点で、入所者の安全、安心を守るためのルールとして説明し、本人の同意を得た上で、入所の意向を最終確認する」など、一時保護の依頼時や入所面接の際に説明をしているという回答もみられた。

②次に、説明方法についてみると、書面による説明では「生活のきまり」「入所者のしおり」「施設案内書」などのほか、「携帯電話の危険性、加害者の支配について視覚化した説明ツールを作成しており、それを用いて説明している」など、独自に説明ツールを作成している婦人相談所もみられた。

③入所者に説明している内容としては、次のような回答があった（図表 35）。

図表 35 Q9. 携帯電話等通信機器の使用を制限する理由について、入所者に対してどのような方法で説明していますか。具体的に教えてください。(自由回答)

<p>危険・安全について説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPS や写真等で居場所が特定され、追跡の危険性があるため、事務所で預かり自由に使用できないことを口頭で説明し承諾を得ている。 ・ 一時保護の相談があった時点で、安全に安心して過ごしてもらうために携帯電話等通信機器の電源を切断し、預かっていることを説明し、そのことに了解してもらった上で一時保護を行っている。 ・ 本人だけでなく他の利用者、職員も含めて、安心・安全な生活を保障するために協力してほしいと口頭で説明。
<p>トラブル回避について説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盗難防止のため貴重品と併せて預かっていることを説明。 ・ 入所前に位置情報がわかり夫等から追跡されるおそれがあることや入所者間でのトラブル防止のため預かる旨を説明し、了解を得る

Q10. 携帯電話等通信機器を使用できる人と使用できない人が混在している場合の配慮や工夫

携帯電話等通信機器を使用できる人と使用できない人が混在している場合に、婦人相談所一時保護所においてどのような支援上の配慮や工夫をしているかを自由記述で尋ね、14件の婦人相談所一時保護所から回答があった。その内容は、「他者の前で使用禁止」、「施設内で使用禁止」、「私用携帯以外を提供」、「利用ルールを説明」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである（図表 36）。

図表 36 Q10. 携帯電話等通信機器を使用できる人と使用できない人が混在している場合、支援上どのような配慮や工夫をしていますか。具体的に教えてください。（自由回答）

他者の前で使用禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に、他の入所者の前では、使用しない。 ・ 他の入所者から見えない様、指導員室内で使用。
施設内で使用禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ず私用携帯電話を使用する場合には、一時保護所から離れた場所や警察署まで移動し、もし GPS や追跡のためのアプリを操作されても入所者の安全を確保できる場所で使用している。 ・ 仕事を探しに行く際には、外出先で携帯を立ち上げている。事情がそれぞれに違うため、理解はしていただいている。 ・ DV ケースについては、安全のため認めていないが、要保護ケースについては、自立支援のため必要な場合、一時保護所外等（通勤のための外出時等）で使用を認めることもあり、個別の状況により対応している。
私用携帯以外を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所に公衆電話が1台設置されている。テレホンカードを購入してもらい使用してもらっている。 ・ 事務所で1台携帯電話を保有している。アパート契約や就職支援などで、相手とのやりとりがある時に使用してもらっている。
利用ルールを説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者それぞれに個別の事情があり、使用している場合には安全でありかつ必要であることを使用できない方に丁寧に説明している。

Q11. 携帯電話等通信機器を使用することで危険が生じたり支援が難しくなったりしたエピソード

携帯電話等通信機器を使用することで危険が生じたり支援が難しくなったりしたことがある場合、その具体的なエピソードを自由記述で尋ねた。その結果、32 の婦人相談所一時保護所から、58 件のエピソードが回答された。その内容は、「追跡や居場所が特定された」

エピソードが最も多く、そのほかには、精神的面への影響や加害者との関係性、秘匿性が守られない問題、入所者間のトラブルなどが挙げられた。

図表 37 Q11. 携帯電話等通信機器を使用することで危険が生じたり支援が難しくなったりしたことがある場合、その具体的なエピソードをお教えてください。(自由回答)

結果	原因（ツール、きっかけ）
追跡にあった	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源が切れていなかった、電源を入れてしまった、アラーム機能等で電源が付いてしまった ・ 子供用の携帯や隠し持っていた携帯で、自ら連絡を取っていた ・ 所内の写真を知人に送付した ・ アカウントが加害者名義であった ・ 本人になりすまし携帯電話会社から暗証番号等を聞き出された ・ SNS 等に写真を載せたデータの位置情報から ・ 同伴児童が使用した通信型ゲーム機の GPS 機能から ・ 電源オフの場合でも作動する機能から（キッズ携帯の機能や「iPhone を探す」機能等） ・ 携帯電話で撮影した写真の自宅 PC への自動転送設定から
秘匿性が守られなかった	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS への投稿があった（持ち込んだ携帯で撮影） ・ 同伴児がゲーム機で撮影
依存・精神面の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話や Line で連絡し、加害者が反省していると判断して退所 ・ 電源を入れた際に加害者からのメッセージや着信の通知を見てしまい、入所者の気分が不安定になった
入居者間トラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用できる者とそうでない者がいた際、そのことに対する不満や貸し借りがあった

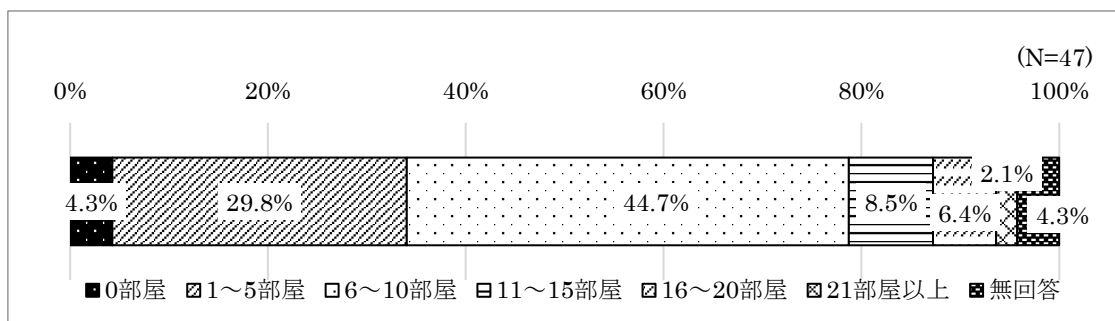
Ⅲ. 貴所の設備や貴所における集団生活について

Q12. 居室について

①個室と相部屋それぞれの部屋数

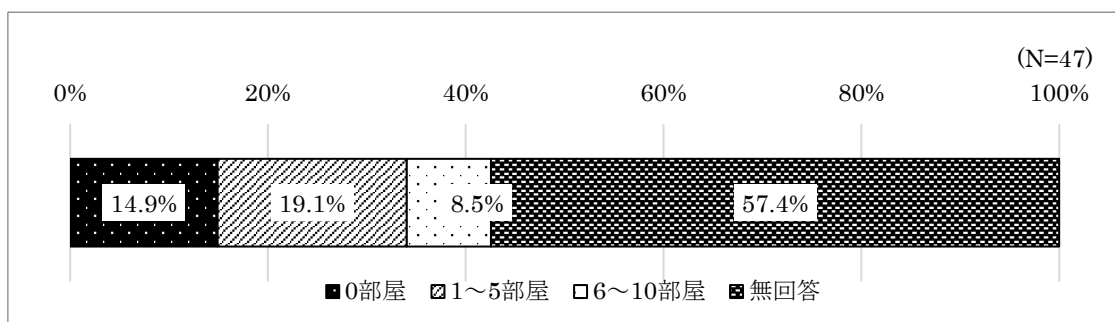
ここでは、一時保護所（本体）について、個室と相部屋、それぞれの居室の数を尋ねた。その結果、個室は「6～10 部屋」が 21 件（44.7%）、「1～5 部屋」が 14 件（29.8%）、「11～15 部屋」が 4 件（8.5%）、「16～20 部屋」が 3 件（6.4%）、「0 部屋」が 2 件（4.3%）、「21 部屋以上」が 1 件（2.1%）、「無回答」が 2 件（4.3%）であった（図表 38）。なお、平均が 7.4 部屋、最大が 21.0 部屋、最小が 0 部屋であった。

図表 38 Q12. 居室について教えてください。①居室は個室が何室ありますか。（自由回答）



相部屋については、「1～5 部屋」が 9 件（19.1%）、「0 部屋」が 7 件（14.9%）、「6～10 部屋」が 4 件（8.5%）、「無回答」27 件（57.4%）であった（図表 39）。また、1 室あたりの入居者数については、平均が 2.6 人、最大が 4.0 人、最小が 2.0 人であった。

図表 39 Q12. 居室について教えてください。①居室は相部屋が何室ありますか。（自由回答）



②個室に入所する場合

個室がある場合に、入所者はどのような場合に個室に入所するかを自由記述で尋ねた。その結果、38 件の婦人相談所一時保護所から回答が得られ、その内容は、「原則個室」、「家族

は1室」、「特定の条件がある方が個室」といった事項に大別された（図表 40）。主な記載は以下の通りである。

図表 40 Q12. 居室について教えてください。②（個室がある場合）入所者はどのような場合に個室に入所しますか。（自由回答）

原則個室	・ 原則個室に入所
家族は1室	・ 1家族1部屋を基本としている
特定の条件がある方が個室	・ 個室のみバリアフリーとなっているので、畳部屋での生活に支障がある場合に個室に入所している。

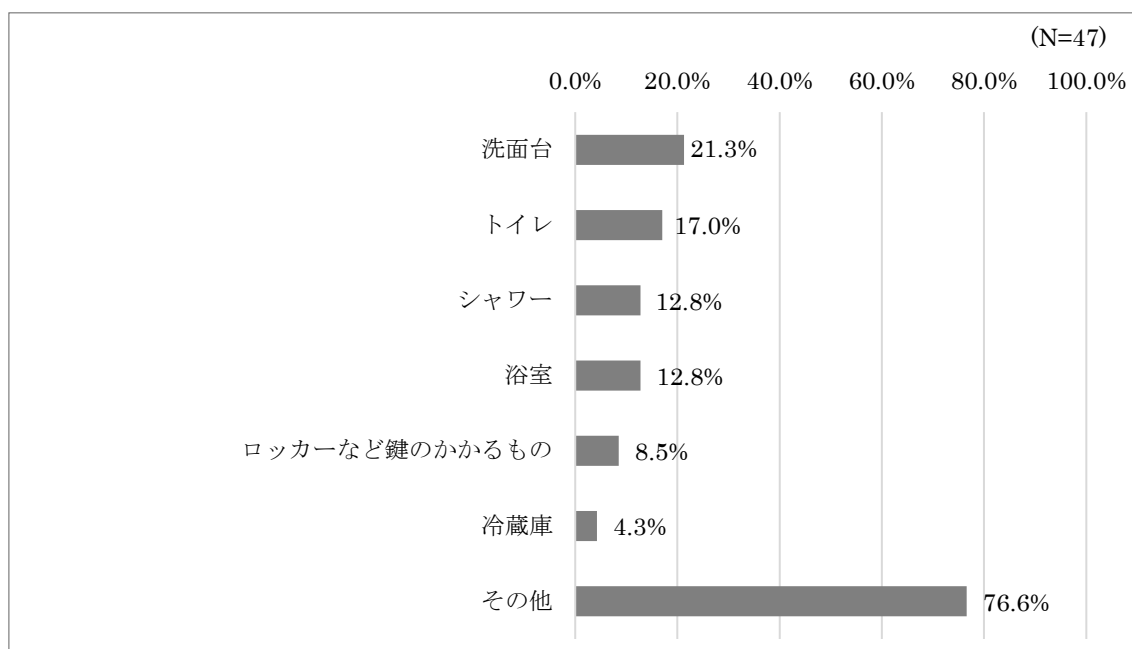
③すべての居室内に必ず備え付けてあるもの

すべての居室内に必ず備え付けてあるものについて、複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは、「洗面台」が10件(21.3%)、次いで、「トイレ」が8件(17.0%)、「シャワー」が6件(12.8%)、「浴室」が6件(12.8%)、「ロッカーなど鍵のかかるもの」が4件(8.5%)、「冷蔵庫」が2件(4.3%)、「その他」が36件(76.6%)であった（図表 41）。

その他の内容として、以下のような事項が挙げられた。

テレビ、エアコン、化粧台、スタンドライト、電気スタンド、貴重品自己管理用金庫、文机、机、座卓、テーブル、布団、ポット、電気ケトル、掃除機（掃除用具一式）、洗濯機、扇風機、内線電話、当直室等に繋がる内線電話、暖房器具、こたつ、防災グッズ（ヘルメットなど）、防災ヘルメット、たんす、収納タンス、寝具、ふとん干し台、ドライヤー、シンク、鍵のかかる個人用ロッカーではなく居室内で共有スペースに設置している、ボアシート、ロッカー、鏡台、鏡、加湿空気清浄機、押入、居室入口ドアの鍵、時計、室内干しグッズ、個人用金庫、棚、衣装ケース、DVDプレイヤー

図表 41 Q12. 居室について教えてください。③すべての居室内に必ず備え付けてあるものを教えてください。(複数回答)



④居室によって備え付けているものが異なる場合や工夫していること等

居室によって備え付けている者が異なる場合や工夫していることについて、自由記述で尋ねた。その結果、25 件の婦人相談所一時保護所から回答が得られた (図表 42)。主な回答は以下の通りである。

図表 42 Q12. 居室について教えてください。④居室によって備え付けているものが異なる場合や工夫していること等(自由回答)

- ・ 高齢者、身障者用の居室として、ベッド及び洗面台付を用意。
- ・ 単身者 (妊婦を含む) や同伴児の状況により使用する居室を選定している。
- ・ 乳幼児を同伴している場合は、風呂、トイレ付の居室を優先的に選定する。
- ・ 高齢者等の入所に備えて、1 室は洋室仕様としベッドを備え付けている。
- ・ 要冷蔵の薬を所持されている場合等にはミニ冷蔵庫を貸し出し。
- ・ 電気ケトルの貸し出し。
- ・ バリアフリーの部屋 (1 室) は、スロープ、手すりを備え付け、ベッドを置き浴室とトイレは車いすで利用できるようにしている。
- ・ 外国籍の入所者も多いため簡易ベッドを 2 台用意している。
- ・ 乳幼児を抱えている母子等の利用する部屋には、トイレ、シャワー、風呂を備え付けている。
- ・ 共同冷蔵庫のある食堂に近い部屋は、乳幼児を同伴している女性が優先して利用する等

工夫する。

- ・ 和室（2室）間仕切りを外すことが出来、多人数世帯の対応可能。
- ・ 和室はファミリー用、洋室は単身用
- ・ DVD プレイヤー（同伴児のいる世帯を優先し貸し出し。）
- ・ 希望者、引き出し用の鍵を貸し出している。
- ・ 単身者用として CD ラジカセを備え付けている。

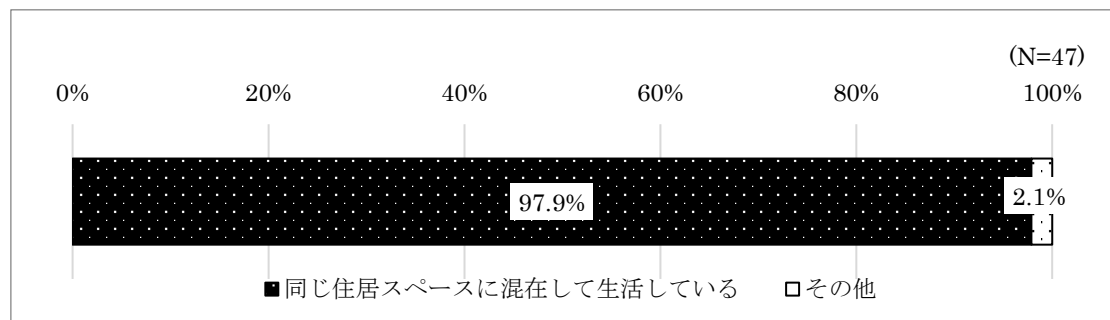
Q13. DV やストーカーなど加害者の追跡の恐れのある入所者と、追跡のない入所者の生活スペースの状況

婦人相談所一時保護所において、DV やストーカーなど加害者の追跡の恐れのある入所者と、追跡のない入所者の生活スペースがどのようになっているかを尋ねた結果、「同じ住居スペースに混在して生活している」が46件(97.9%)、「同じフロアの中で、居住スペースを分けている」が0件(0.0%)、「異なるフロアに分けている」が0件(0.0%)、「その他」が1件(2.1%)であった（図表 43）。

その他の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 追跡の心配のない者については一時保護委託とするなど配慮している

図表 43 Q13. 貴所では、DV やストーカーなど加害者の追跡の恐れのある入所者と、追跡のない入所者の生活スペースは、どのようになっていますか。（単一回答）



Q13-付問 1. DV 等加害者からの追跡がある入所者や、そうでない入所者など様々な入所者が同じ空間で生活している場合に、特に気を付けていること

Q13 において、「同じ居住スペースに混在して生活している」と回答した46件の婦人相談所一時保護所に対して、DV 等加害者からの追跡がある入所者や、そうでない入所者など様々な入所者が同じ空間で生活している場合に、特に気を付けていることを自由記述で尋ねた。その結果、37件の婦人相談所一時保護所から回答が得られ、その内容は、「個人情報・プライバシーの保護」、「使用する居室の配慮」、「入居者への説明徹底」、「ルールの設定」、「防犯体制の強化」といった事項に大別された（図表 44）。主な記載は以下の通りである。

図表 44 Q13-付問 1. DV 等加害者からの追跡がある入所者や、そうでない入所者など様々な入所者が同じ空間で生活している場合に、特に気を付けていることがありましたら教えてください。(自由回答)

個人情報・プライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシーの遵守。お互いの居室に立ち入らない、持ち物の貸し借りをしない。 ・ 入所中も退所後も他の入所者に関する情報は口外しないこと。
使用する居室の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室に余裕がある場合は、できるだけ離れた居室を使用する。
入居者への説明徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者との扱いの違いで苦情や入所者間のトラブルがあった時も一時保護所にはいろいろな理由で入所している方がいることを説明している。
ルールの設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追跡のおそれのある入所者の安全確保に必要な制限事項等は、他の入所者にも同様に制限している。
防犯体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追跡がある入所者をベースにルールを設定している。例) 公道に面した居室の窓は必ずレースのカーテンを閉めておくこと。

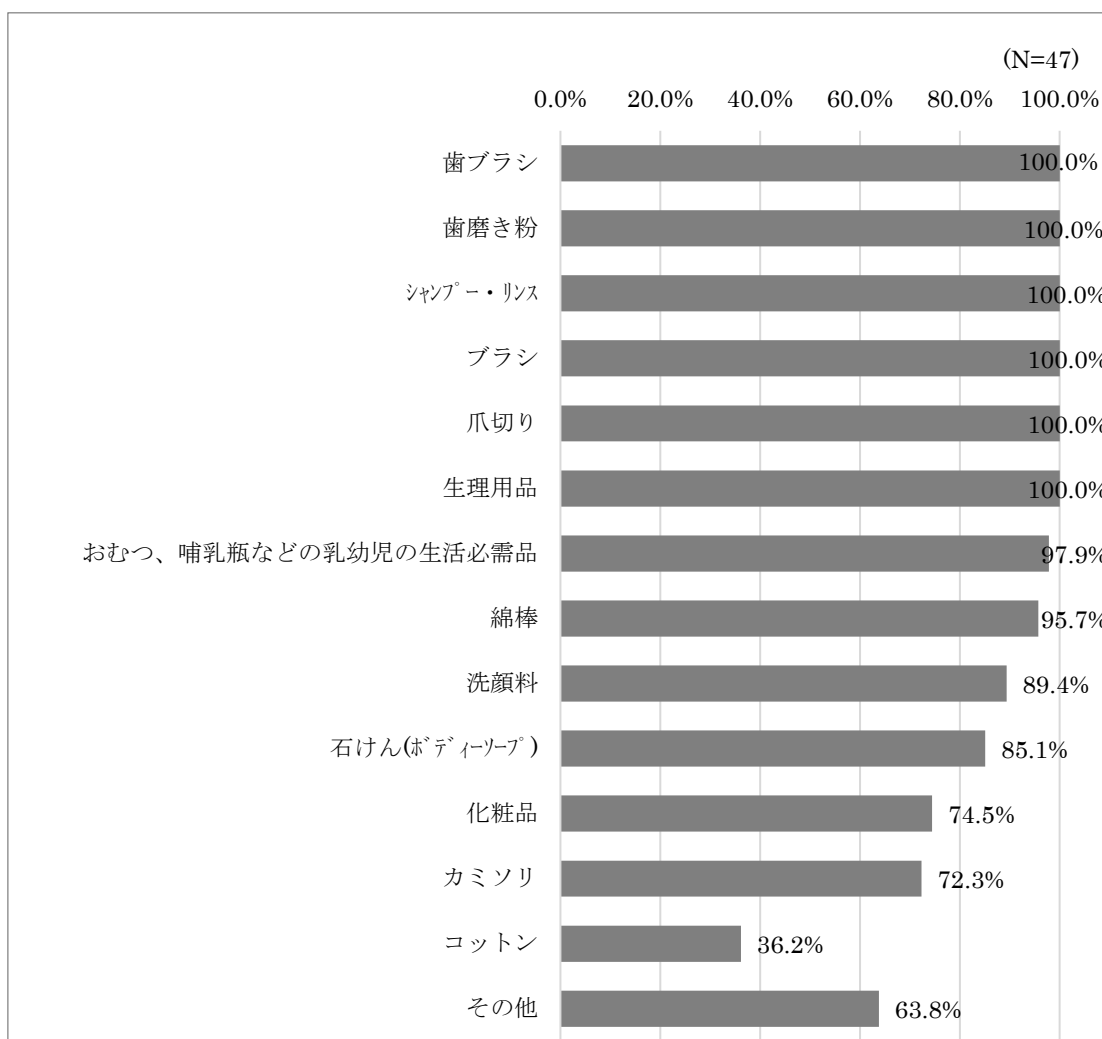
Q14. 身の回りの物を十分に持たずに入所した入所者への配慮として準備しているもの(アメニティ)

婦人相談所一時保護所において、身の回りの物を十分に持たずに入所した入所者への配慮として準備しているものを尋ねた。その結果、回答が最も多いのは、「歯ブラシ」が 47 件(100.0%)、「歯磨き粉」が 47 件(100.0%)、「シャンプー・リンス」が 47 件(100.0%)、「ブラシ」が 47 件(100.0%)、「爪切り」が 47 件(100.0%)、「生理用品」が 47 件(100.0%)、次いで「おむつ、哺乳瓶などの乳幼児の生活必需品」が 46 件(97.9%)、「綿棒」が 45 件(95.7%)、「洗顔料」が 42 件(89.4%)、「石けん(ボディソープ)」が 40 件(85.1%)、「化粧品」が 35 件(74.5%)、「カミソリ」が 34 件(72.3%)、「コットン」が 17 件(36.2%)、「その他」が 30 件(63.8%)であった(図表 45)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

衣類、部屋ぎ、パジャマ、下着、タオル類、タオル、バスタオル、洗顔タオル、入浴用ボディタオル、浴室タオル、ハンドタオル、個人用バスマット、足ふきマット、紙マスク、ハンドクリーム、ハンドソープ、スキンケアクリーム、シャンプーハット、市販の医薬品、スリッパ、洗面器、洗面道具、歯磨きコップ、大人用おむつ、尿取りパット有、尿漏れパッド、大人用おむつ、カミソリ、爪切りはその都度貸し出し、乳幼児用おむつは入所者が購入(職員が買い物代行)、基礎化粧品、化粧水、乳液、ティッシュ、洗濯洗剤、柔軟剤、歯磨き用コップ、タオル、コンタクト関連、コンタクトレンズ用品、コンタクトレンズ洗浄液、入れ歯関連、入れ歯洗浄剤、ラップ、ヘアゴム、毛抜き、搾乳機、ドライヤー

図表 45 Q14. 身の回りの物を十分に持たずに入所した入所者への配慮として、貴所で準備しているもの（アメニティ）を教えてください。（複数回答）



Q15. 共有スペースの状況

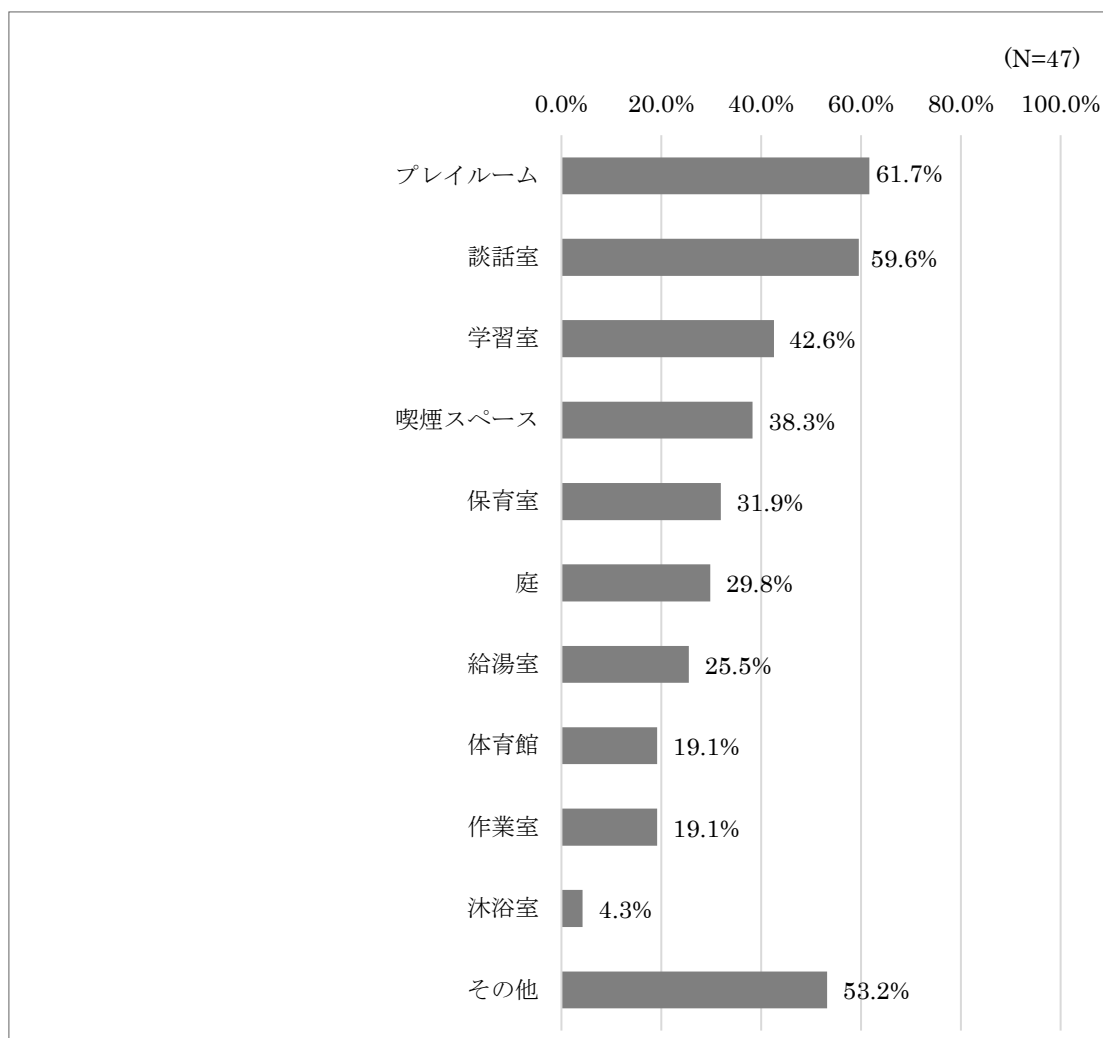
婦人相談所一時保護所に現在ある共有スペースについて、複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは、「プレイルーム」が 29 件 (61.7%)、次いで、「談話室」が 28 件 (59.6%)、「学習室」が 20 件 (42.6%)、「喫煙スペース」が 18 件 (38.3%)、「保育室」が 15 件 (31.9%)、「庭」が 14 件 (29.8%)、「給湯室」が 12 件 (25.5%)、「体育館」が 9 件 (19.1%)、「作業室」9 件 (19.1%)、「沐浴室」が 2 件 (4.3%)、「その他」が 25 件 (53.2%)であった (図表 46)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

屋上の一部、食堂、食堂(給湯設備有り)、食堂兼談話室、食堂(給湯器、IHコンロあり)、婦人保護施設と供用の食堂を食事時間以外は談話室やプレイルームとして利用可、図

書スペース、図書室、学習室は所内の会議室を使用、トイレ、風呂、風呂場、浴室、シャワー室、物干場、物干し場、屋内物干し場、乾燥室、洗濯室、洗濯場、洗面・洗濯場、洗面所兼洗濯室、屋外遊び場（屋根有）、多目的室、子どもも大人も使える多目的ルーム、リラクゼーションルーム、電話室、医務室、プレイランド、宿直室、一時保護所内ではないが同じ敷地内に体育館と公園があり状況によって利用可能、沐浴は診察室で行う

図表 46 Q15. 貴所にはどのような共有スペースがありますか。（複数回答）

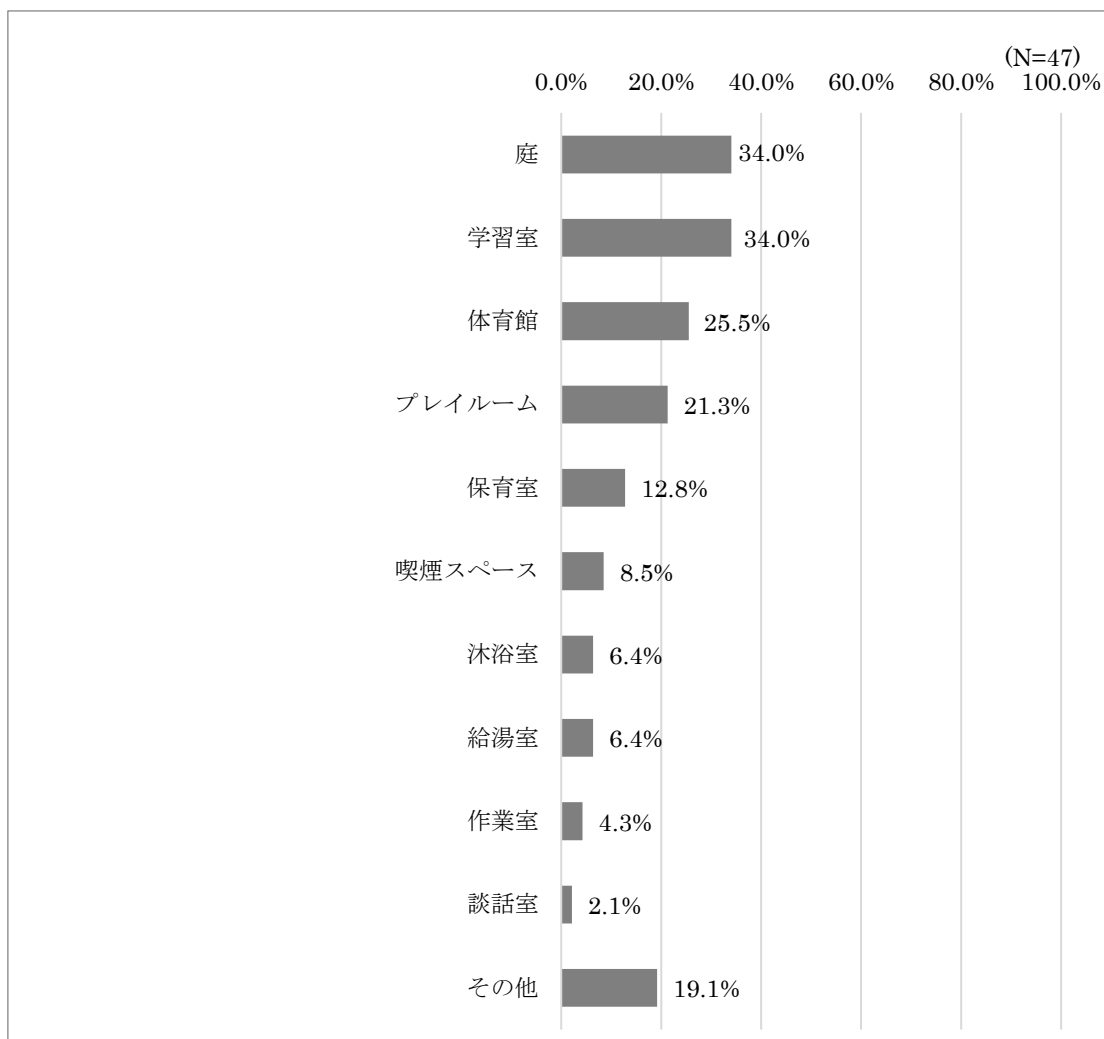


次に、婦人相談所一時保護所に欲しいと考える共有スペースについて、複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは、「庭」が16件(34.0%)、「学習室」が16件(34.0%)、次いで、「体育館」が12件(25.5%)、「プレイルーム」が10件(21.3%)、「保育室」が6件(12.8%)、「喫煙スペース」が4件(8.5%)、「沐浴室」が3件(6.4%)、「給湯室」が3件(6.4%)、「作業室」2件(4.3%)、「談話室」が1件(2.1%)、「その他」が9件(19.1%)であった(図表 47)。

「その他」（自由記述）の内容として、以下のような事項が挙げられた。

トレーニングルーム、調理スペース、心理療法も可能なプレイルーム、遊具のある庭、健康増進法の一部改正に伴い喫煙室の使用ができなくなったため一時保護所は第二種施設とするなど喫煙室での喫煙を認める方向で検討していただきたい、屋内外の運動スペース、ホール、リラクゼーションルーム、同伴児童が外遊びできる場所、研修室、感染症患者対応部屋

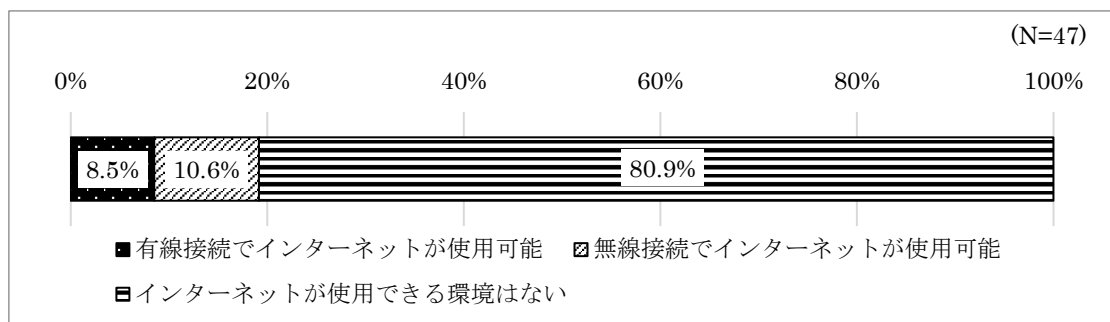
図表 47 Q15. 貴所にはどのようななどのような共有スペースが欲しいと考えますか。（複数回答）



Q16. 入所者や同伴児童が利用できるインターネット環境の状況

婦人相談所一時保護所において、入所者や同伴児童が利用できるインターネット環境の状況について尋ねたところ、「インターネットが利用できる環境はない」との回答が38件(80.9%)、「無線接続でインターネットが使用可能」との回答が5件(10.6%)、「有線接続でインターネットが使用可能」との回答は4件(8.5%)、であった(図表48)。

図表 48 Q16. 入所者や同伴児童が利用できるインターネット環境がありますか。(単一回答)



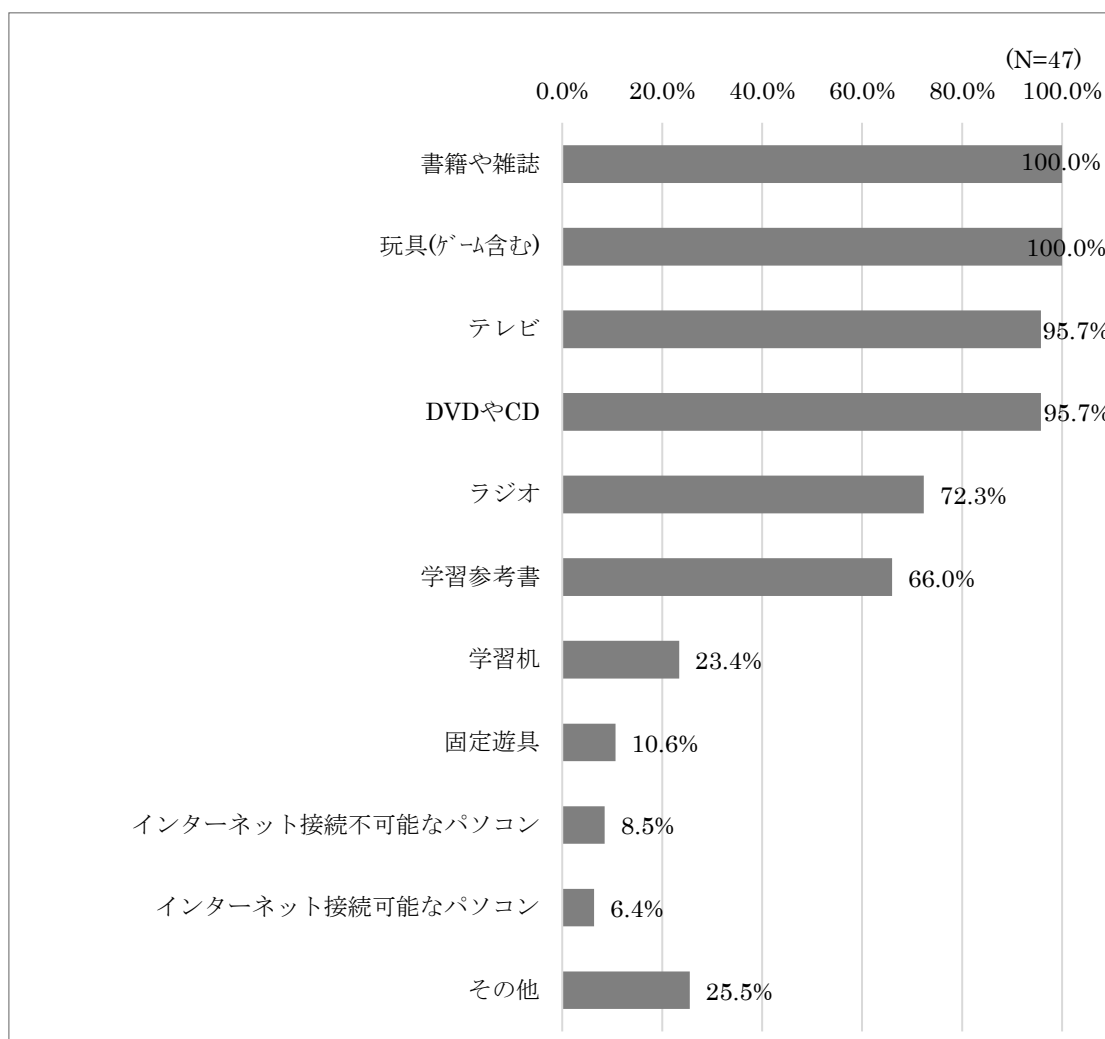
Q17. 入所者本人と同伴児童が使用可能なものと今後購入したいもの

婦人相談所一時保護所において入所者本人と同伴児童が使用可能なもの(貸与しているものを含む)を複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは、「書籍や雑誌」が47件(100.0%)、「玩具(ゲーム含む)」が47件(100.0%)、次いで、「テレビ」が45件(95.7%)、「DVDやCD」が45件(95.7%)、「ラジオ」が34件(72.3%)、「学習参考書」が31件(66.0%)、「学習机」が11件(23.4%)、「固定遊具」が5件(10.6%)、「インターネット接続不可能なパソコン」が4件(8.5%)、「インターネット接続可能なパソコン」が3件(6.4%)、「その他」が12件(25.5%)であった(図表49)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

新聞、衣類、タオル類、筆記用具、バスマット、文具、バトミントン用具、ボール、卓球台、キーボード、洗濯機、ミニ滑り台、ミニ自動車、ドライヤー、DVDプレーヤー、CDプレーヤー、手芸用品・ぬり絵、翻訳機、体育館で使用する遊具、問題集、辞書、地図等、就職活動、部屋検索に限りタブレット使用、インターネットに接続可能なタブレット端末、筆談ボード(耳の不自由な方に貸与)、ベビーカー、ベビーラック、ポット

図表 49 Q17. 入所者本人と同伴児童が使用可能なもの（貸与しているものを含む）を教えてください。（複数回答）

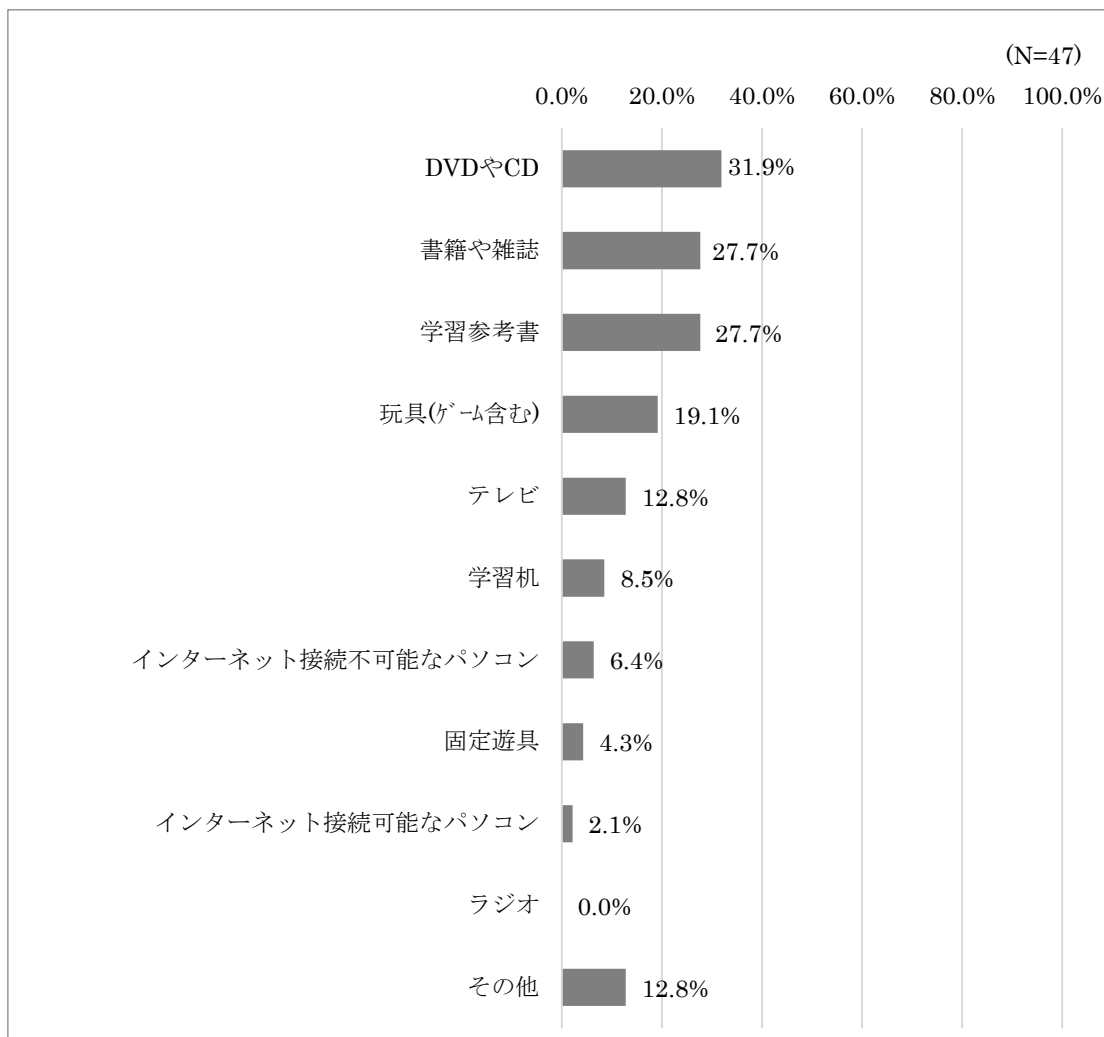


婦人相談所一時保護所において今後購入したいと考えるものを複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは、「DVDやCD」が15件(31.9%)、次いで、「書籍や雑誌」が13件(27.7%)、「学習参考書」が13件(27.7%)、「玩具(ゲーム含む)」が9件(19.1%)、「テレビ」が6件(12.8%)、「学習机」が4件(8.5%)、「インターネット接続不可能なパソコン」が3件(6.4%)、「固定遊具」が2件(4.3%)、「インターネット接続可能なパソコン」が1件(2.1%)、「ラジオ」が0件(0.0%)、「その他」が6件(12.8%)であった(図表50)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

DVDプレイヤー、CDプレイヤー、シャワートイレ、外国語翻訳機、防災グッズ、共同テレビはあるが個別テレビの導入を検討中

図表 50 Q17. 今後購入したいと考えるものを教えてください。(複数回答)



Q18. 貸与・支給のための衣類の準備状況

衣類を持たずに入所した人へ貸与・支給するための、婦人相談所一時保護所における衣類の準備状況について尋ねた。その結果、すべての婦人相談所一時保護所が「複数種類の(色、柄、デザイン等が違う)衣類を用意している」と回答した。

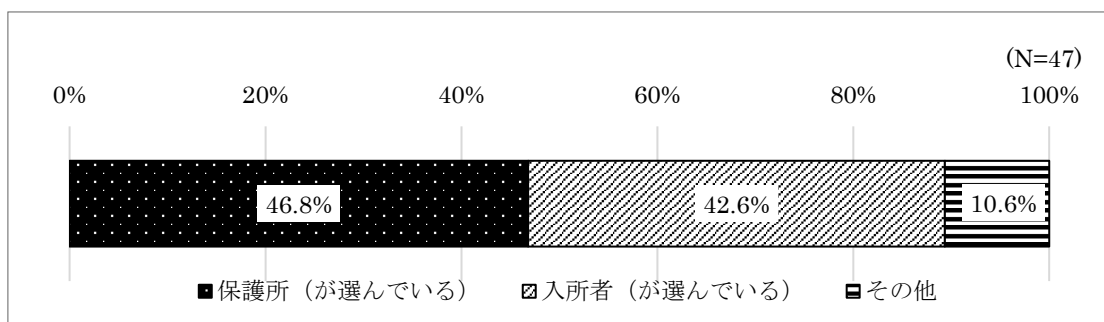
Q18-付問1. 貸与する際の、衣類選びの主体

Q18で、衣類を持たずに入所した人へ貸与・支給するための、婦人相談所一時保護所における衣類の準備状況について「複数種類の(色、柄、デザイン等が違う)衣類を用意している」と回答した47の婦人相談所一時保護所に対して、貸与する際の衣類選びの主体について尋ねたところ、「保護所(が選んでいる)」が22件(46.8%)、「入所者(が選んでいる)」が20件(42.6%)、「その他」が5件(10.6%)であった(図表51)。

「その他」（自由記述）の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 職員が複数選んだ中から入所者が選んでいる。
- ・ 要望に応じて保護所が選んでいる。
- ・ 両方で相談
- ・ 保護所が選ぶ場合と入所者が選ぶ場合との両方がある。

図表 51 Q18-付問 1. (Q18で「2 複数種類の(色、柄、デザイン等が違う)衣類を用意している」と回答した方にうかがいます。)貸与する際の、衣類選びの主体はどなたですか。(単一回答)



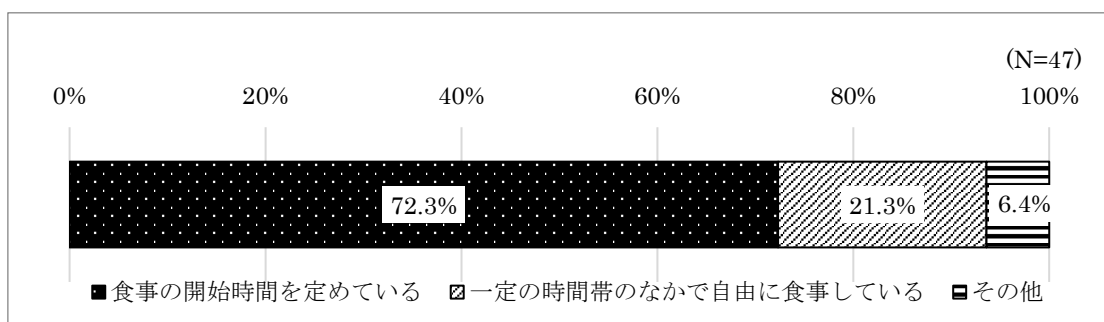
Q19. 食事の時間の設定

ここでは、一時保護所における朝食、昼食、夕食の食事の時間をどのように設定しているかを尋ねた。その結果、「食事の開始時間を定めている」が34件(72.3%)、「一定の時間帯のなかで自由に食事している」が10件(21.3%)、「その他」が3件(6.4%)であった(図表52)。

「その他」（自由記述）の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 外出して上記時間帯に帰所できない場合は、食費を渡し入所者に購入もしくは外食してもらっている。外出時間にあわせ、食事時間を早めて提供することもできる。
 - ・ 次の開始時間から2時間以内に食べて頂くよう説明をしている。朝食 7:00、昼食 12:00、夕食 18:30
 - ・ 委託している外部業者から決まった時間に配達される。
 - ・ 基本は朝食 7:30、昼食 12:00、おやつ 15:00、夕食 18:00 頃で入所者の意向や予定を事前に確認して決定している。仕事の有無や同伴児の有無、外出の予定や他の入所者との調整等により随時変更し、対応している。
 - ・ 記入の時間に単身の方が食べ、終了したら母子(ファミリー)の方を食堂に案内して食べていただいている。
 - ・ ご本人の希望、事情により居室に配膳しているケースもある。
- ※ 上記の記載については、「その他」を選択していない場合でも記載のあったものは挙げている。

図表 52 Q19. 貴所では、食事の時間はどのように設定していますか。設定している場合はその時間帯も教えてください。(単一回答)



また、食事の時間を定めている場合と一定の時間帯のなかで自由に食事している場合の両方において、具体的な時間帯を自由記述で尋ねた。

食事の時間を定めている場合の、具体的な時間を図表 53 に示す。

図表 53 食事開始の時間を定めている場合の時間 (N=34)

朝			昼			夜		
時間	回答数	%	時間	回答数	%	時間	回答数	%
6:30	1	2.9%	11:30	2	5.9%	17:15	2	5.9%
7:00	7	20.6%	11:40	1	2.9%	17:20	1	2.9%
7:15	3	8.8%	11:45	3	8.8%	17:30	3	8.8%
7:20	2	5.9%	12:00	27	79.4%	17:40	1	2.9%
7:30	12	35.3%	その他	1	2.9%	17:45	3	8.8%
7:45	3	8.8%	計	34	100.0%	18:00	24	70.6%
7:50	1	2.9%				計	34	100.0%
8:00	3	8.8%						
その他	2	5.9%						
計	34	100.0%						

一定の時間帯のなかで自由に食事している場合の、具体的な時間を図表 54 に示す。

図表 54 一定の時間の中で自由に食事している場合の時間 (N=10)

朝	回答数	%	昼	回答数	%	夜	回答数	%
6:40	1	10.0%	11:25	1	10.0%	17:25	1	10.0%
7:40			12:20			18:05		
7:15	1	10.0%	12:00	1	10.0%	17:30	2	20.0%
7:50			12:40			18:30		
7:30	3	30.0%	12:00	4	40.0%	17:30	1	10.0%
8:30			13:00			19:30		
7:45	1	10.0%	12:00	1	10.0%	18:00	1	10.0%
8:30			13:30			18:45		
7:50	1	10.0%	12:00	3	30.0%	18:00	2	20.0%
8:30			14:00			19:00		
8:00	1	10.0%	計	10	100.0%	18:00	1	10.0%
9:30			計			19:30		
8:00	2	20.0%				18:00	2	20.0%
10:00					計	10		
計	10	100.0%						

Q20. 入浴について

① 入浴可能な日数 (週あたり)

まず、婦人相談所一時保護所において入所者が入浴可能な日数を自由記述で尋ねた。その結果、47 すべての婦人相談所一時保護所から回答が得られ、「毎日」が 40 件 (85.1%)、「4 日」が 3 件 (6.4%)、「3 日～4 日」が 2 件 (4.3%)、「3 日」が 1 件 (2.1%)、「6 日」が 1 件 (2.1%) であった (図表 55)。なお、平均が 6.6 日、最大が 7.0 日、最小が 3.0 日であった。

図表 55 Q20. 入浴について教えてください。①入所者は週に何日、入浴ができますか。(自由回答) (N=47)

	回答数	%
3 日	1	2.1%
3 日～4 日	2	4.3%
4 日	3	6.4%
6 日	1	2.1%
毎日	40	85.1%
計	47	100.0%

② 入浴の時間の設定

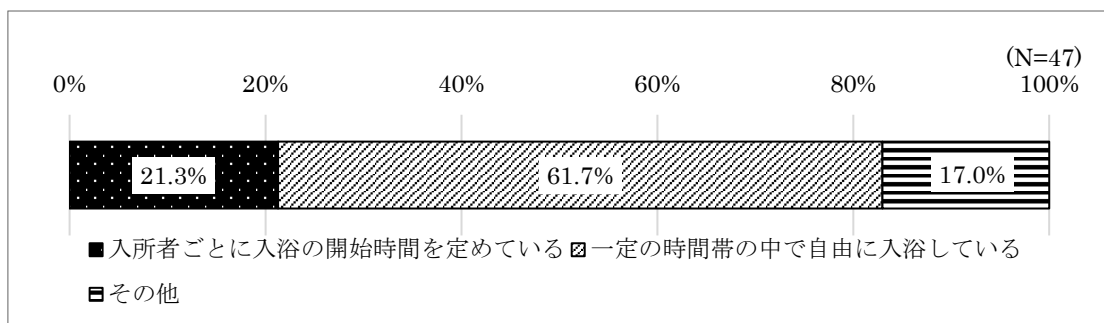
次に、入浴の時間帯はどのように設定しているかを尋ねた。その結果、「一定の時間帯の

中で自由に入浴している」が 29 件(61.7%)、「入所者ごとに入浴の開始時間を定めている」が 10 件(21.3%)、「その他」が 8 件(17.0%)であった (図表 56)。

「その他」 (自由記述) の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 特に決めていないが、他の入所者の迷惑にならない時間帯に入浴するようお願いしている。
- ・ 基本的には日中、ケースによっては朝、夜間あり
- ・ 他の入所者がいない場合は 18:00~22:00 の間で自由に入浴可能。他の入所者がいる場合はホワイトボードに部屋ごとの利用時間を掲示し、入所者が接点を持たないように配慮している。

図表 56 Q20. 入浴について教えてください。②貴所では、入浴の時間はどのように設定していますか。その時間帯も教えてください。(単一回答)



また、入所者ごとに入浴の時間を定めている場合と一定の時間帯のなかで自由に入浴している場合の両方において、具体的な時間帯を自由記述で尋ねた。

入所者ごとに入浴の時間を定めている場合の、具体的な時間を図表 57 に示す。

図表 57 入所者ごとに入浴の時間を定めている場合の時間 (N=10)

	回答数	%
15:30	1	10.0%
18:15	1	10.0%
18:30	2	20.0%
19:00	3	30.0%
その他	2	20.0%
無回答	1	10.0%
計	10	100.0%

一定の時間帯のなかで自由に入浴している場合の、具体的な時間を図表 58 に示す。

図表 58 一定の時間の中で自由に入浴している場合の時間 (N=29)

	回答数	%
13:00~17:00	1	3.4%
14:00~18:00	1	3.4%
14:00~19:30	1	3.4%
15:00~20:30	1	3.4%
15:30~17:00	1	3.4%
16:00~20:00	1	3.4%
16:30~20:30	1	3.4%
17:00~23:00	1	3.4%
17:30~21:30	1	3.4%
18:00~20:00	1	3.4%
18:00~20:30	1	3.4%
18:00~21:00	1	3.4%
8:00~22:00	1	3.4%
18:15~21:00	1	3.4%
18:30~20:00	2	6.9%
18:30~21:00	2	6.9%
19:00~21:00	1	3.4%
19:00~21:30	1	3.4%
19:00~22:00	1	3.4%
19:30~20:30	1	3.4%
その他	5	17.2%
無回答	2	6.9%
計	29	100.0%

なお、入浴時間の補足説明として、14 件の婦人相談所一時保護所から回答があった。具体的な内容は以下の通りである。

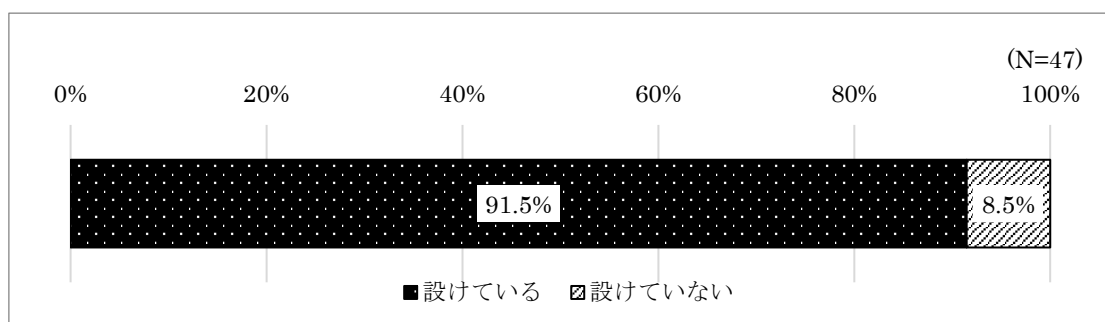
- ・ 小さい子ども達がいる場合は昼間に入浴してもらうこともある。
- ・ 時間内に入浴できない場合に相談に応じている。
- ・ 乳児については、その子の生活リズムにあった時間にどうぞ、と説明している。

- ・ 夕食時に入浴の順番を決め、入浴後は各自でお湯の入れ替えを行ってもらっている。
- ・ 時間内に入浴できない用件等がある場合、希望に応じて時間外の対応をしている。
- ・ 世帯ごとに利用し利用後に清掃を行い、次の者に案内する。
- ・ 乳児がいる場合や要望があった際に個別に対応する場合もある。
- ・ 乳児がいる女性や体調不良等により、昼間入浴を希望するケースもある。
- ・ 1家族1時間としている。次の家族の為にその都度そうじをしてもらう。
- ・ 入所者の希望あれば、午前中に入浴することもある。
- ・ 乳幼児がいる場合や体調不良時には状況に応じ変更している。
- ・ 特殊事情時は別場所（シャワー室等）を使用している。
- ・ 衛生面、年齢等の配慮をしている。傷のある方やタトゥーをしている方にも配慮している。
- ・ 入浴は妊婦→母子（子供が小さい順）。
- ・ 21：00 にボイラーが止まる。
- ・ 概ね 30 分以内。入所者同士の話し合いで順番を決めている。毎日入浴する順番は相違している。

Q21. 居室の消灯時間の設定

ここでは、一時保護所において、居室の消灯時間を設けているかどうかを尋ねた。その結果、「設けている」が 43 件(91.5%)、「設けていない」が 4 件(8.5%)であった。

図表 59 Q21. 貴所では、居室の消灯時間を設けていますか。(単一回答)



居室の消灯時間を設けている 43 件の婦人相談所一時保護所に対して、その具体的な時間を尋ねたところ、図表 60 に示すような回答が得られた。

図表 60 消灯時間を設けている場合の時間 (N=43)

	回答数	%
21:00	2	4.7%
21:30	1	2.3%
21:45	1	2.3%
22:00	33	76.7%
22:30	1	2.3%
23:00	5	11.6%
計	43	100.0%

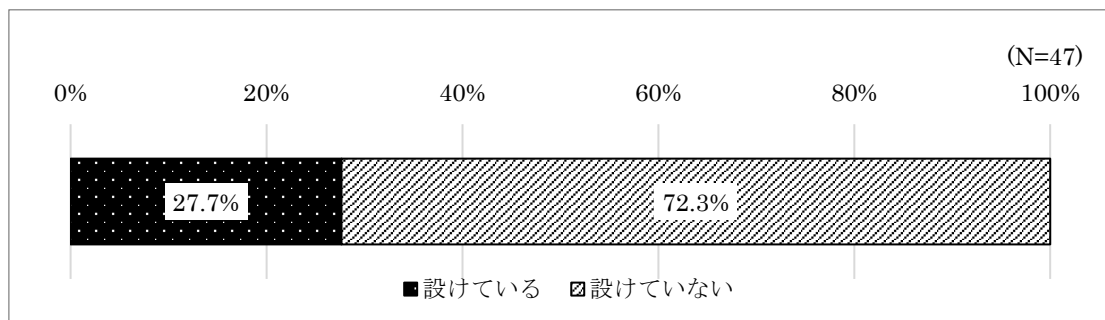
なお、居室の消灯時間の補足説明として、10 件の婦人相談所一時保護所から回答があった。具体的な内容は以下の通りである。

- ・ 裁判所提出書類を作成等のために消灯時間後電気スタンド使用を認めている。
- ・ 21:30 以降は、居室の電気スタンドを使用している。
- ・ 職員側で消灯する訳では無く、この時間以降は他の利用者の迷惑にならないよう静かに過ごしてください、と説明している。
- ・ 一時保護所の消灯時間は、21 時 30 分としており、消灯時間以降は、居室内で静かに過ごすよう伝えている。
- ・ 強制ではない。
- ・ 保護命令の作成や受験等、必要に応じて消灯後も点灯を認めている。
- ・ 一応の消灯時間は設定しているが、自室で過ごされている場合は特に消灯指導等を行うことはない。
- ・ 部屋の照明は消すことにしているが、卓上スタンドの使用については制限していない。
- ・ 消灯により精神的に不安定になる人は、就寝時に点灯していてもよい。
- ・ 共有スペース利用、テレビ視聴、午後 10 時までとしている。各居室で電気を点けて起きていることは可。

Q22. 門限の設定

ここでは、一時保護所において、門限を設けているかどうかを尋ねた。その結果、「設けていない」が 34 件(72.3%)、「設けている」が 13 件(27.7%)であった。

図表 61 Q22. 貴所では、門限を設けていますか。(単一回答)



門限を設けていると回答した 13 件の婦人相談所一時保護所に対して、その具体的な時間を尋ねたところ、図表 62 に示す回答が得られた。

図表 62 門限を設けている場合の時間 (N=13)

	回答数	%
16:00	1	7.7%
16:30	2	15.4%
17:00	1	7.7%
17:15	2	15.4%
17:30	2	15.4%
18:00	1	7.7%
22:00	2	15.4%
その他	1	7.7%
無回答	1	7.7%
計	13	100.0%

なお、門限の補足説明として、39 件の婦人相談所一時保護所から回答があった。具体的な内容は以下の通りである。

- ・ 外出は職員同行となる。
- ・ 外出不可のため、門限なし。
- ・ 入所者の自由外出は制限している。
- ・ 外出は職員が同行し、宿直員へ引継ぐ 17:00 までには、帰所するようにしているが、外出理由によっては、過ぎる場合もある。
- ・ 単独での外出は基本ないので、門限は設けていない。
- ・ 外出は通院など必要があるときのみ、職員が同行する。状況によっては、外出時間の変

更もある。

- ・ 自由外出は認めていない。
- ・ 外出は、日中で周辺の散歩程度である。
- ・ 外出は職員同行のうで行っている。
- ・ 外出には職員が同行するため、就業時間内の帰所が原則である。用件によっては超過を認めている。
- ・ 基本的には必要な外出を計画的に行っているため、夕食前後には帰所している。
- ・ 外出時はできるだけ 17:00 を目処に帰所をお願いしている。
- ・ 職員と同行せずに予定時間（帰宅）より遅くなる場合は、事務所へ連絡していただくルールを設けている。
- ・ 担当相談員の判断で延長あり。
- ・ 時間の定めはないが、基本的に夕食時まで。但し、入所者の状況によってケースバイケースで対応している。
- ・ 職員が同行するケースが多い。入所者のみ外出の場合は、出掛ける前に帰所時間について話し合っている。
- ・ 単独での外出は原則禁止。必要がある場合は個別に判断しており、その都度、帰所時間を決める。
- ・ 帰所が遅れる場合の連絡の徹底を促している。
- ・ 外出時間は 9:00～11:30、13:00～16:00 と決めている。
- ・ 土日祝日は原則として外出禁止。

Q23. 食事の時間、入浴の時間、居室の消灯時間、門限について、同伴児童について別の時間帯を設定しているもの

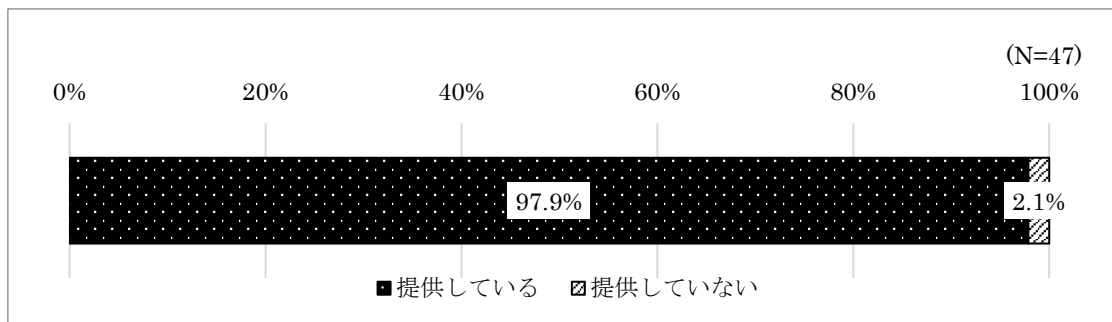
一時保護所において、食事の時間、入浴の時間、居室の消灯時間、門限について、同伴児童について別の時間帯を設定しているものを自由記述で尋ねた。その結果、9 件の婦人相談所一時保護所から回答が得られた、具体的な回答は以下の通りである。

- ・ 15 時におやつ。
- ・ 学童のみ学習時間あり。
- ・ 乳幼児就寝 20:30。
- ・ 保護者と一緒に地域の学校の下校時間に合わせて午後 3 時以降の外出としている。（平日）
- ・ 小学生以下の場合は 20:00 に居室に入室、就寝準備。
- ・ 乳幼児のいる世帯は、食事開始時間の 15 分前を開始時間としている。
- ・ 消灯時間 21:00。
- ・ 沐浴については 1 日 1 回 15 時頃に実施している。
- ・ 消灯時間について、同伴児童は午後 9 時としている。

Q24. 菓子類や飲料の提供状況

ここでは、一時保護所において、入居者や同伴児童に菓子類や飲料を提供しているかどうかを尋ねた。その結果、「提供している」が46件(97.9%)、「提供していない」が1件(2.1%)であった。

図表 63 Q24. 貴所では、入所者や同伴児童に菓子類や飲料を提供していますか。(単一回答)



さらに、「提供している」と回答した46件の婦人相談所一時保護所に対して、菓子類や飲料をどのように提供しているかを自由記述で尋ねた。その結果、46件の婦人相談所一時保護所から回答が得られた。主な回答を以下に示す。

- ・ 18才未満者に対しておやつとして時間を決めて提供している。委託業者が設定した内容、量を対象者に提供している。
- ・ 10時のおやつは幼児に、15時のおやつは幼児・学童にある。お茶、飲料は食堂で自由に飲むことができる。
- ・ 同伴児童への提供は母親を介して提供。
- ・ 18歳以下の児童には、毎日15:00におやつを提供(給食に含まれている)18歳以上は、土日祝日の15:00に当所で用意したおやつを提供。食堂にコーヒー、お茶、紅茶を常備しており自由に飲むことができる。
- ・ 入所者の希望があれば、週に2回、職員が買い物を代行している。
- ・ おやつとして提供している。同伴児童にはおやつ以外に補食としても提供している。
- ・ 大人に対して、1日2回コーヒー。麦茶は自由に飲んでいる。大人と子どもに対して、15時におやつ時間を設けている。
- ・ 幼児に対しては、10時、3時(おおよその時間)に2回牛乳、菓子類等を提供している
- ・ 飲料は食堂・談話室の各冷蔵庫に麦茶を常備しているほか、入所者に貸し出す水筒に入れて居室への持ち込みが出来るようにしている。食堂にはコーヒー、ココア等も常備している。
- ・ 菓子類はおやつとして昼食時や同伴児童が利用する保育室にて、午睡後に保育士から

提供している。

- ・ 麦茶（温・冷）は食堂に常設、緑茶ティーパックを食堂と事務室窓口に設置。
- ・ 乳幼児は、発達状況に応じたおやつ、補食を購入対応（母子加算の支給による）。
- ・ 毎日、スナック菓子等を提供している。
- ・ 10時前に児童には乳酸飲料を提供している。
- ・ 週末のお菓子として各家庭ごとに渡している。
- ・ お菓子はパチンコ店より施設に寄付のあったものを提供している。
- ・ 誕生日やクリスマスの際は、ケーキや、ジュースを出している。
- ・ おやつ時間（15:00）は入所者に同じ物を提供。それ以外個別購入された方は、担当の判断で他の入所者と違う場所で提供。
- ・ 自己負担で購入することも可能。DV ケースの場合購入は職員が代行。
- ・ 同伴児には、15 時のおやつに児童相談所一時保護所入所児童と同じものを提供している。
- ・ おやつは近くのスーパーで購入したものを、平日は婦人相談員が、休日は宿直の寮母が提供している。

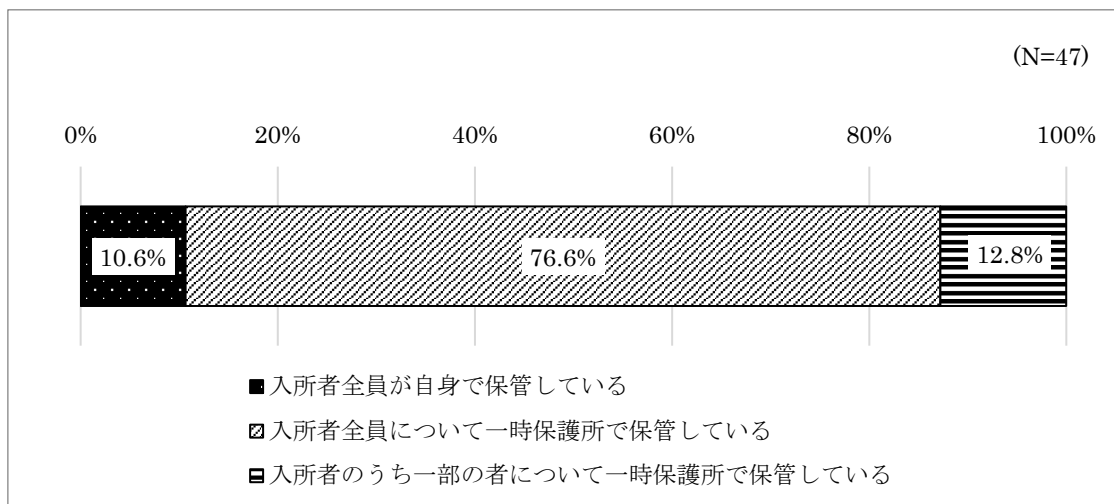
Q25. 入所者の金銭の保管や使用に関する制限について

①入所者の金銭の保管

ここでは、まず、一時保護所における入所者の金銭の保管について尋ねた。その結果、

「入所者全員について一時保護所で保管している」が 36 件(76.6%)、「入所者のうち一部の者について一時保護所設で保管している」が 6 件(12.8%)、「入所者全員が自身で保管している」が 5 件(10.6%)、であった（図表 64）。

図表 64 Q25. 入所者の金銭の保管や使用に関する制限について教えてください。①入所者の金銭の保管はどのようにしていますか。(単一回答)



金銭の保管について、「入所者全員について一時保護所で保管している」あるいは「入所者のうち一部の者について一時保護所設で保管している」と回答した 42 件の婦人相談所一時保護所に対して、どのような場合に保管するかを自由記述で尋ねた。その結果、42 件の婦人相談所一時保護所から回答が得られ、その内容は、「全て施設で保管」、「本人の許諾・希望により保管」、「特定の金額・ものを保管」といった事項に大別された (図表 65)。

図表 65 金銭を保管する場合の内容(自由回答)

全て施設で保管	・ 入所者全員の金銭を金庫に保管している
本人の許諾・希望により保管	・ 基本的には居室にある鍵付きロッカーで自己管理であるが居室での管理に不安がある場合等本人の了解を得て保管。
特定の金額・ものを保管	・ 原則本人保管としているが、有価証券、株券等を貸金庫契約が締結できるまでの間、預かったことがあった。

さらに、「入所者全員について一時保護所で保管している」あるいは「入所者のうち一部の者について一時保護所設で保管している」と回答した 42 件の婦人相談所一時保護所に対して、金銭を保管する理由を自由記述で尋ねた。その結果、42 件の婦人相談所一時保護所から回答が得られ、その内容は、「トラブル防止のため」、「本人の自立のため」といった事項に大別された (図表 66)。

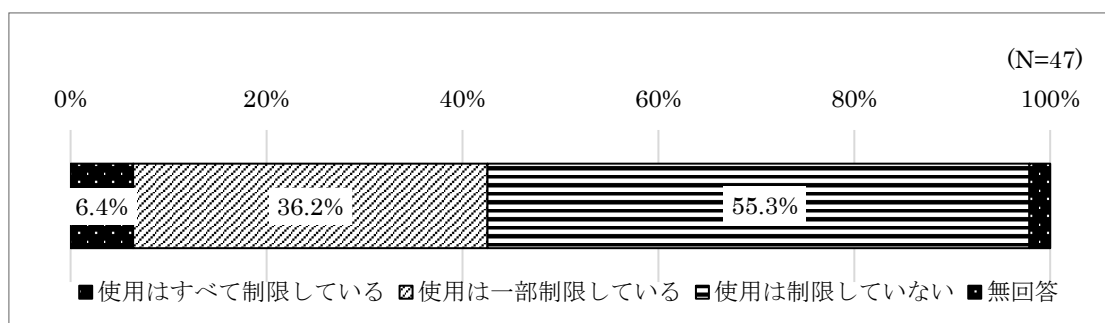
図表 66 金銭を保管する理由(自由回答)

トラブル防止のため	・ 入所者同士のトラブルを避けるため。(金銭貸借・盗難等)。
本人の自立のため	・ 自立に向けての資金確保のため

②入所者の金銭の使用についての制限

次に、一時保護所において、入所者の金銭の使用についての制限があるかどうかを尋ねた。その結果、「使用は制限していない」が26件(55.3%)、「使用は一部制限している」が17件(36.2%)、「使用はすべて制限している」が3件(6.4%)であった(図表67)。

図表 67 Q25. 入所者の金銭の保管や使用に関する制限について教えてください。②入所者の金銭の使用についての制限はありますか。(単一回答)



金銭の使用制限の内容を自由記述で尋ねた。その結果、20件の婦人相談所一時保護所から回答が得られ、その内容は、「本人と相談した範囲内」、「必要なもののみ」、「特定のものを制限」といった事項に大別された(図表68)。主な記載は以下の通りである。

図表 68 金銭の使用制限の内容(自由回答)

本人と相談した範囲内	・ 購入希望等がある場合は、残金を確認し、担当と話し合いの上、使用。
必要なもののみ	・ 一時保護中に必要ないものについては、制限している。
特定のものを制限	・ 高額商品、食品、一時保護所での生活を送る上で必要ないと判断したもの(話し合って本人の了解を得て制限)。

また、「使用は一部制限している」あるいは「使用はすべて制限している」と回答した20件の婦人相談所一時保護所に対して、金銭の使用制限の理由を自由記述で尋ねた。その結果、19件の婦人相談所一時保護所から回答が得られ、その内容は、「自立に向けて」「トラブル防止」といった事項に大別された(図表69)。主な記載は以下の通りである。

図表 69 金銭の使用制限の理由(自由回答)

自立に向けて	・ 計画的な支出ができるよう金銭管理能力の基本を身につかせるため。
トラブル防止	・ お金がある人とない人の差が出ないように配慮して、未然にトラブルを防止している。

Q26. 生活における制限の有無

一時保護期間中に、入所者の生活において制限があるかどうかについて、「外出」「外泊」「通学」「通勤」「酒（成人の場合）」「たばこ（成人の場合）」ごとに把握した（図表 70）。

（A）外出

外出については、「全員に対して制限がある」が 37 件(78.7%)、「一部の者に対して制限がある」が 10 件(21.3%)、「制限はない」が 0 件(0.0%)であった。

（B）外泊

外泊については、「全員に対して制限がある」が 44 件(93.6%)、「一部の者に対して制限がある」が 3 件(6.4%)、「制限はない」が 0 件(0.0%)であった。

（C）通学

通学については、「全員に対して制限がある」が 44 件(93.6%)、「一部の者に対して制限がある」が 3 件(6.4%)、「制限はない」が 0 件(0.0%)であった。

（D）通勤

通勤については、「全員に対して制限がある」が 43 件(91.5%)、「一部の者に対して制限がある」が 4 件(8.5%)、「制限はない」が 0 件(0.0%)であった。

（E）酒

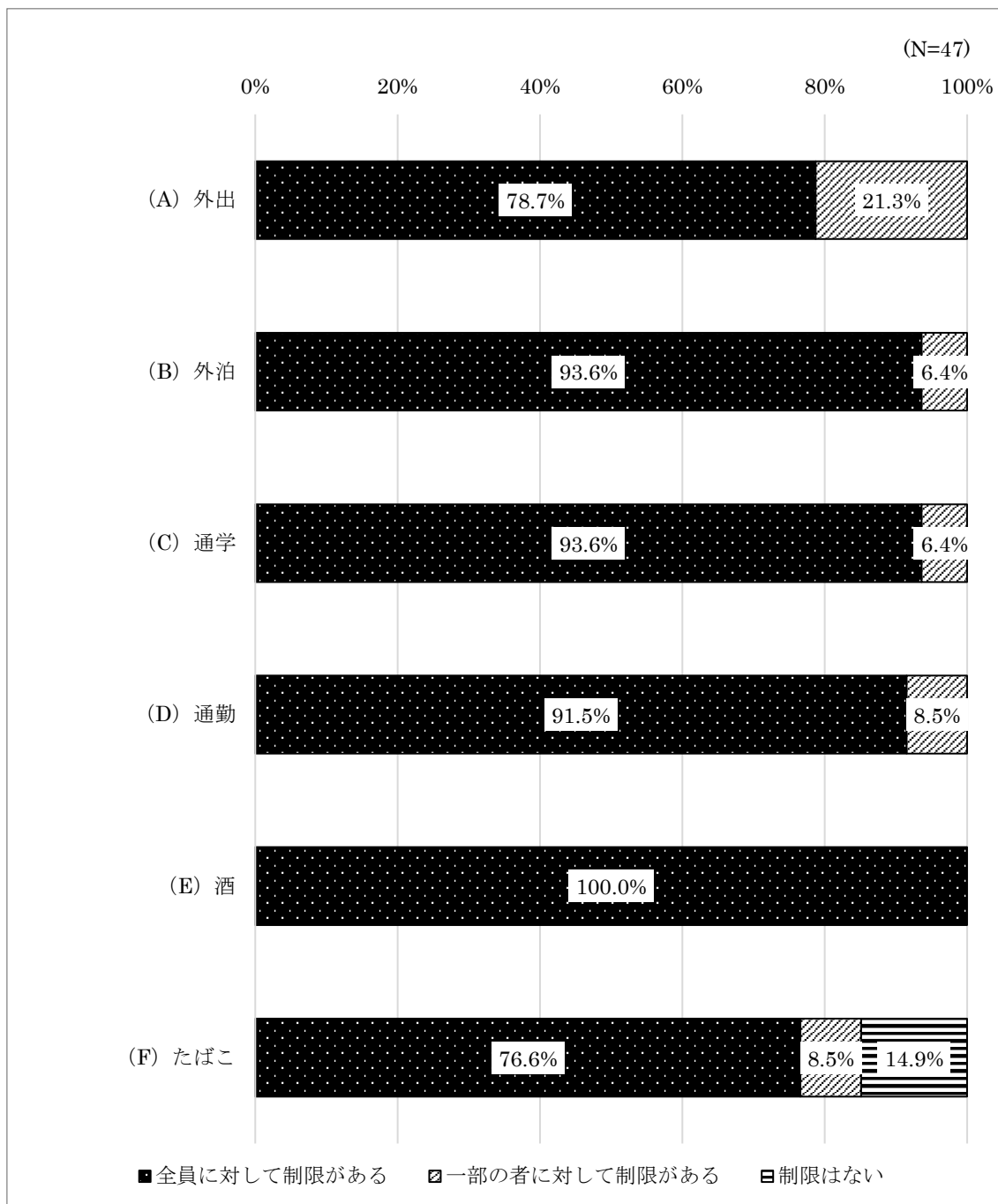
酒については、「全員に対して制限がある」が 47 件(100.0%)、「一部の者に対して制限がある」が 0 件(0.0%)、「制限はない」が 0 件(0.0%)であった。

（F）たばこ

たばこについては、「全員に対して制限がある」が 36 件(76.6%)、「制限はない」が 7 件(14.9%)、「一部の者に対して制限がある」が 4 件(8.5%)であった。

たばこを除いて、「制限はない」と回答した婦人相談所一時保護所はなかった。また、外泊、通学、通勤、酒においては、「全員に対して制限がある」一時保護所は 9 割以上、外出、たばこにおいては、「全員に対して制限がある」一時保護所は 8 割近くに上った。

図表 70 Q26. 以下の (A) から (F) の事柄について、貴所での生活における制限がありますか。(入所者本人) (単一回答)



一時保護期間中に、入所者の同伴児童の生活において制限があるかどうかについて、「外出」「外泊」「通学」ごとに把握した（図表 71）。

（A）外出

外出については、「全員に対して制限がある」が 36 件(76.6%)、「一部の者に対して制限がある」が 10 件(21.3%)、「制限はない」が 0 件(0.0%)であった。

（B）外泊

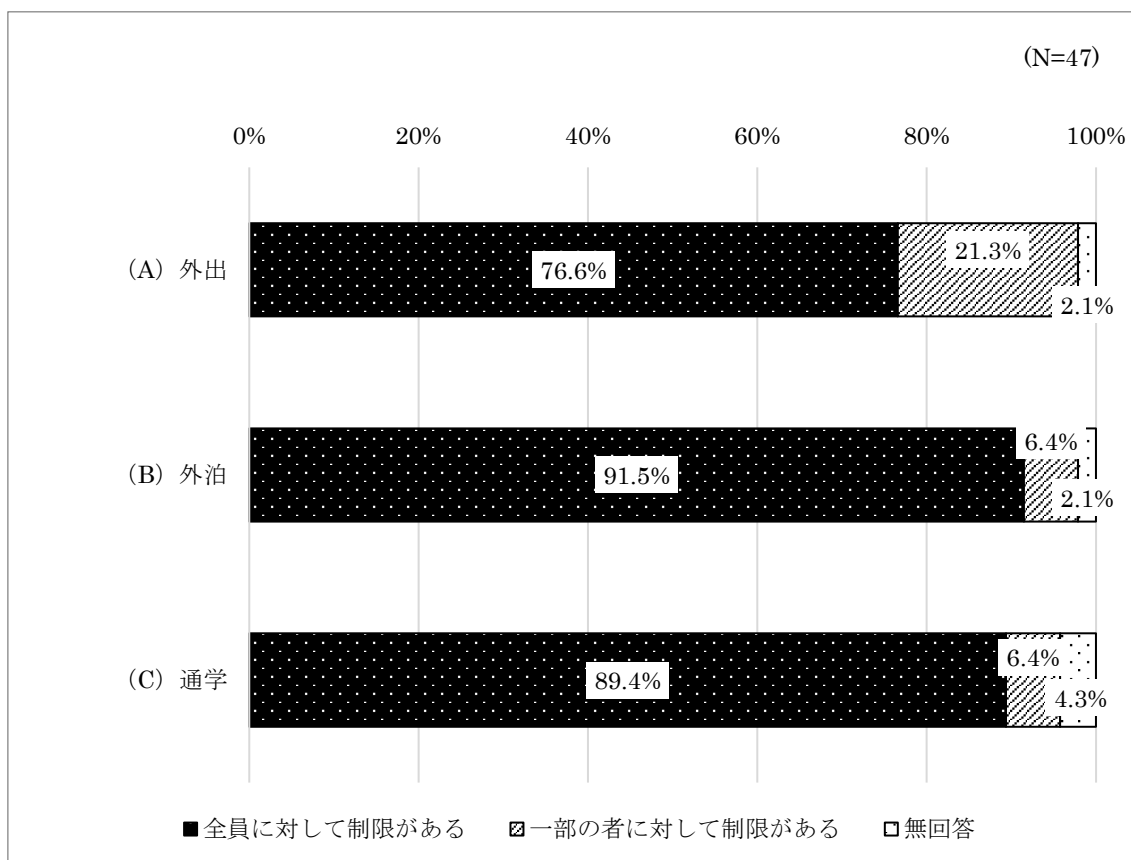
外泊については、「全員に対して制限がある」が 43 件(91.5%)、「一部の者に対して制限がある」が 3 件(6.4%)、「制限はない」が 0 件(0.0%)、「無回答」が 1 件（2.1%）であった。

（C）通学

通学については、「全員に対して制限がある」が 42 件(89.4%)、「一部の者に対して制限がある」が 3 件(6.4%)、「制限はない」が 0 件(0.0%)、「無回答」が 2 件（4.3%）であった。

同伴児童においては、外出、外泊、通学いずれにおいても「制限はない」との回答した婦人相談所一時保護所はなく、いずれにおいても 8 割前後が「全員に対して制限がある」と回答した。

図表 71 Q26. 以下の (A) から (F) の事柄について、貴所での生活における制限がありますか。(同伴児童) (単一回答)



Q26-付問 1. 制限の内容

次に、(A) から (F) のいずれかで「全員に対して制限がある」もしくは「一部の者に対して制限がある」と回答した 47 件の婦人相談所一時保護所に対して、それぞれの制限はどのような内容かを自由記述で尋ねた。その結果、外出に関する制限の内容については、47 件の婦人相談所一時保護所から回答を得て、その内容は、「範囲を決めている」、「理由により可能」、「職員が同行」、「確認や許可が必要」、「原則禁止」といった事項に大別された（図表 72）。主な記載は以下の通りである。

図表 72 Q26-付問 1. それぞれの制限はどのような内容ですか。具体的に教えてください。
（外出）（自由回答）

範囲を決めている	・ 一時保護所の近隣は 1 時間以内であれば外出は可。
理由により可能	・ 受診、物件探し、役所手続き、弁護士相談など。
職員が同行	・ 外出は必要最低限にとどめ、職員（警察や行政機関の職員も含む）が同行している。
確認や許可が必要	・ 要保護ケースが単独で外出する際は事前に外出届を提出する。
原則禁止	・ 原則禁止。

外泊に関する制限の内容については、46 件の婦人相談所一時保護所から回答を得て、その内容は、「理由により可能」、「確認や許可が必要」、「追跡の危険のある者は制限」「原則禁止」といった事項に大別された（図表 73）。主な記載は以下の通りである。

図表 73 Q26-付問 1. それぞれの制限はどのような内容ですか。具体的に教えてください。
（外泊）（自由回答）

理由により可能	・ 原則、安心できる家族との外泊。家族とは職員が先に面接する
確認や許可が必要	・ 数日の入院等や事由によっては検討し許可する場合もある。
追跡の危険のある者は制限	・ DV を主訴とした場合はなし。
原則禁止	・ 外泊は認めていない。

通学に関する制限の内容については、46 件の婦人相談所一時保護所から回答を得て、その内容は、「特定の場合に可能」、「原則禁止」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである。

図表 74 Q26-付問 1. それぞれの制限はどのような内容ですか。具体的に教えてください。
(通学) (自由回答)

特定の場合に可能	・ DV 以外の場合は担当相談員がケースワーク上で判断。
原則禁止	・ 一時保護中は、通学は認めていない。

通勤に関する制限の内容については、46 件の婦人相談所一時保護所から回答を得て、その内容は、「特定の場合に可能」、「原則禁止」といった事項に大別された (図表 75)。主な記載は以下の通りである。

図表 75 Q26-付問 1. それぞれの制限はどのような内容ですか。具体的に教えてください。
(通勤) (自由回答)

特定の場合に可能	・ 婦人保護施設入所の方で自立にむけての作業の一つとして外勤が可能な方のみ、ルールを設けて対応。
原則禁止	・ 職場等に追及者が待ち伏せする可能性があるため、通勤はしていない。

酒に関する制限の内容については、46 件の婦人相談所一時保護所から回答を得て、その内容は、「施設内禁止」、「すべて禁止」といった事項が挙げられた (図表 76)。主な記載は以下の通りである。

図表 76 Q26-付問 1. それぞれの制限はどのような内容ですか。具体的に教えてください。
(酒) (自由回答)

施設内禁止	・ 施設内を禁酒としている。
すべて禁止	・ 所内、外出中の飲酒は禁止

たばこに関する制限の内容については、39 件の婦人相談所一時保護所から回答を得て、その内容は、「全面禁煙」、「喫煙スペースのみ可能」、「条件付きで可能」といった事項に大別された (図表 77)。主な記載は以下の通りである。

図表 77 Q26-付問 1. それぞれの制限はどのような内容ですか。具体的に教えてください。
(たばこ) (自由回答)

全面禁煙	・ 全面禁煙。たばこ製品は入所時にすべて預かる。
喫煙スペースのみ可能	・ 喫煙所での喫煙は可。
条件付きで可能	・ たばこ、ライターを預かり喫煙時に渡し、喫煙後ライターを返却してもらう。

Q26-付問 2. 制限が設けられた理由

次に、(A) から (F) のいずれかで「全員に対して制限がある」もしくは「一部の者に対して制限がある」と回答した 47 件の婦人相談所一時保護所に対して、それぞれの制限はどのような内容かを自由記述で尋ねた。その結果、外出を制限する理由については 46 件の婦人相談所一時保護所から回答を得て、「安全のため」、「秘匿の観点から」といった事項が挙げられた (図表 78)。主な記載は以下の通りである。

図表 78 Q26-付問 2. それぞれの制限はなぜ設けられましたか。理由を具体的に教えてください。(外出) (自由回答)

安全のため	・ DV 加害者等から入所者の安全を確保するため
秘匿の観点から	・ 一時保護所は秘匿であり、どこで加害者と接することにもなりかねない。

外泊を制限する理由については、46 件の婦人相談所一時保護所から回答を得て、その内容は、「安全のため」、「秘匿の観点から」といった事項に大別された (図表 79)。主な記載は以下の通りである。

図表 79 Q26-付問 2. それぞれの制限はなぜ設けられましたか。理由を具体的に教えてください。(外泊) (自由回答)

安全のため	・ 外泊中の安全確保が難しいため。
秘匿の観点から	・ 一時保護所の秘匿の観点から。

通学を制限する理由については、46 件の婦人相談所一時保護所から回答を得て、その内容は、「安全のため」、「秘匿の観点から」といった事項に大別された (図表 80)。主な記載は以下の通りである。

図表 80 Q26-付問 2. それぞれの制限はなぜ設けられましたか。理由を具体的に教えてください。(通学) (自由回答)

安全のため	・ 通学時の安全確保が保障できないため
秘匿の観点から	・ 場所等の秘匿のため。

通勤を制限する理由については、46 件の婦人相談所一時保護所から回答を得て、その内容は、「安全のため」、「秘匿の観点から」といった事項に大別された (図表 81)。主な記載は以下の通りである

図表 81 Q26-付問 2. それぞれの制限はなぜ設けられましたか。理由を具体的に教えてください。(通勤) (自由回答)

安全のため	・ 通勤時の安全確保・追跡のおそれの排除ができないため
秘匿の観点から	・ 一時保護所を秘匿するため。

酒を制限する理由については、46 件の婦人相談所一時保護所から回答を得て、その内容は、「トラブル防止」、「健康管理のため」、「入所者保護のため」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである。

図表 82 Q26-付問 2. それぞれの制限はなぜ設けられましたか。理由を具体的に教えてください。(酒) (自由回答)

トラブル防止	・ 飲酒を起因としたトラブルを避けるため。
健康管理のため	・ 精神疾患、中高年の身体的問題等、心身の健康上問題となる人が多いため
入所者保護のため	・ 飲酒の問題で保護となった利用者もいる。

たばこを制限する理由については、39 件の婦人相談所一時保護所から回答を得て、その内容は、「安全のため」、「トラブル防止」、「健康管理のため」、「健康増進法の関係」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである。

図表 83 Q26-付問 2. それぞれの制限はなぜ設けられましたか。理由を具体的に教えてください。(たばこ) (自由回答)

安全のため	・ 防火上の問題。
トラブル防止	・ 経済的に購入できる人とできない人との間のトラブルが生じたため。
健康管理のため	・ 望まない受動喫煙防止のため。
健康増進法の関係	・ 健康増進法の遵守

Q27. 入所者の事情に配慮して個別に対応していること

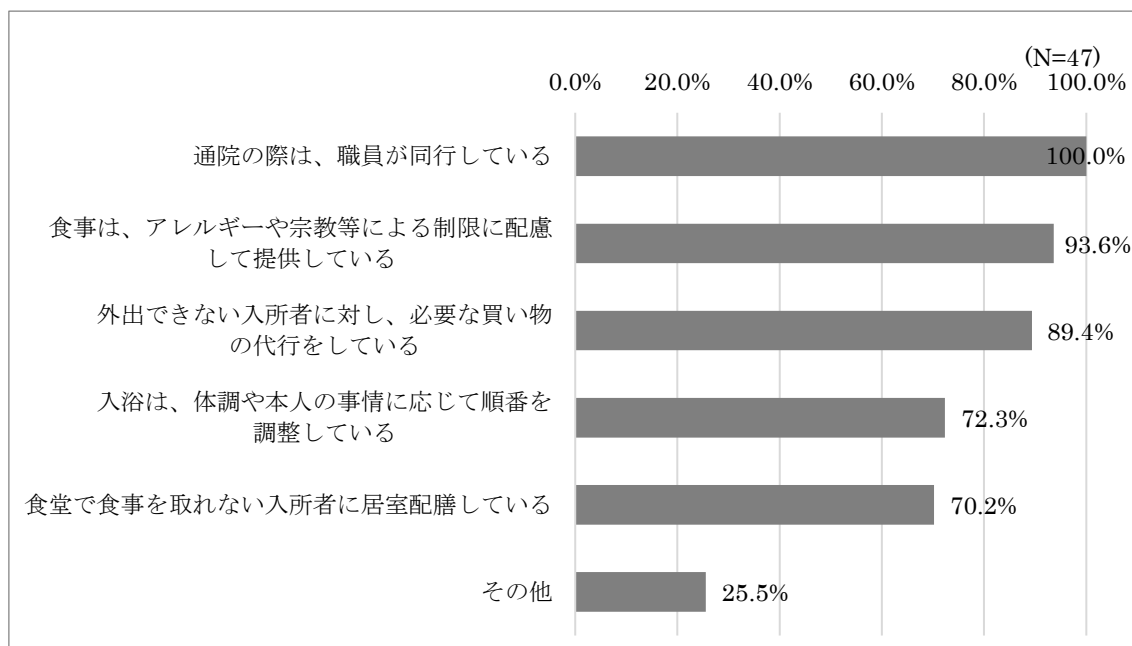
ここでは、一時保護所において、入所者の事業に配慮して個別に対応していることを複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは「通院の際は、職員が同行している」で 47 件(100.0%)、次いで、「食事は、アレルギーや宗教等による制限に配慮して提供している」が 44 件(93.6%)、「外出できない入所者に対し、必要な買い物の代行をしている」が 42 件(89.4%)、「入浴は、体調や本人の事情に応じて順番を調整している」が 34 件(72.3%)、「食堂で食事を取れない入所者に居室配膳している」が 33 件(70.2%)、「その他」が 12 件(25.5%)であった(図表 84)。いずれの事項についても、8割近く以上の、多くの婦人相

談所一時保護所において対応されていることが把握された。

「その他」（自由記述）の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 食事は居室配膳を基本としているが、希望者は食堂で食事をとることができる
- ・ 飲み物はすべて預かり、医師の処方どおりの時間と分量の薬を、その都度渡す。身体上の理由から必要な場合はベッドを用意。
- ・ 食事はアレルギーによる制限に配慮して提供している。
- ・ 離乳食、キザミ食の提供、妊産婦への補食の提供
- ・ 自立支援及び心理ケアを実施している。
- ・ 余暇のしおり「過ごし方のヒント」を案内し、塗り絵、パズル、手芸、DVD等の貸し出し及び提供を行っている。
- ・ 定時に食事できない場合、2時間は取り置く。それにも間に合わない時には非常食を提供している
- ・ インフルエンザ等、他の入居者に感染する恐れがある場合は、居室配膳している。
- ・ 薬の管理
- ・ 日課についても、本人の体調に配慮し、本人のペースに合わせて対応している。
- ・ 食堂で食事を取れない入居者に別室（個室）を配膳している

図表 84 Q27. 入居者の事情に配慮して、個別に対応していることがあれば教えてください。（複数回答）



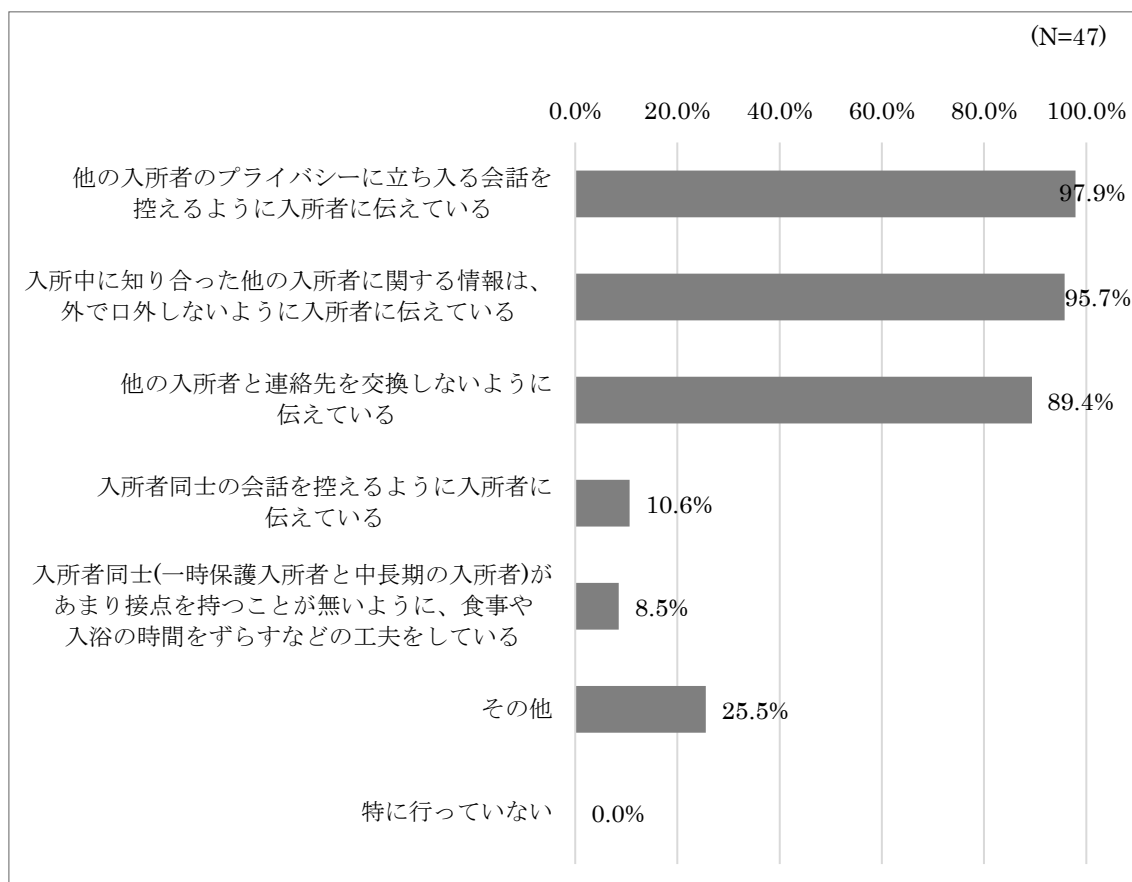
Q28. 入所者同士のコミュニケーションの仕方や個人情報の管理等に関する取組

一時保護所において、入所者同士のコミュニケーションの仕方や個人情報の管理等に関して行っている取組について、複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは「他の入所者のプライバシーに立ち入る会話を控えるように入所者に伝えている」で46件(97.9%)、次いで「入所中に知り合った他の入所者に関する情報は、外で口外しないように入所者に伝えている」が45件(95.7%)、「他の入所者と連絡先を交換しないように伝えている」が42件(89.4%)、「入所者同士の会話を控えるように入所者に伝えている」が5件(10.6%)、「入所者同士(一時保護入所者と中長期の入所者)があまり接点を持つことが無いように、食事や入浴の時間をずらすなどの工夫をしている」が4件(8.5%)、「特に行っていない」が0件(0.0%)、「その他」が12件(25.5%)であった(図表85)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 仮名を使用している。
- ・ 他の入居者の居室へ入室しないこと。他の入所者との間で金銭の貸貸をしないこと。
- ・ 退所時に、他DV被害者がこの場所を利用する際、加害者に場所を特定される恐れがあるので、一時保護所については、近親者も含めて口外しないように改めて伝えている。
- ・ 入所者同士で金品の貸し借りしないよう伝えている。
- ・ 苗字は使用せず、名前のみ(呼び名、ひらがな表記)としている。
- ・ 自分の個人情報を他の入所者に知らせないように伝えている。
- ・ 入所者の氏名は呼ばず、名乗らず、居室の名称を名前がわりに用いるルールとしている。
- ・ 知り合いがいる(入所)場合、委託により保護先を別にしている。
- ・ 他の入所者への干渉はしないように伝えている。
- ・ 個人情報が外部に流出しないようにする為
- ・ 個人情報の交換はくれぐれもしないようにと伝えている

図表 85 Q28. 入所者同士のコミュニケーションの仕方や個人情報の管理等に関して、以下のうち行っている取組みを教えてください。(複数回答)



Q28-付問 1. 取組をしている理由

Q28 において、いずれかの取組について回答した 47 件の婦人相談所一時保護所に対して、取組を行う理由を自由記述で尋ねた。その結果、45 件の婦人相談所一時保護所から回答が得られ、その内容は、「情報漏えい防止」、「プライバシーの尊重」、「退所後の安全確保」、「入所者同士のトラブル回避」といった事項に大別された(図表 85)。主な記載は以下の通りである。

図表 86 Q28-付問 1. (Q28 で 1 から 6 の選択肢のいずれかに○をつけた方にうかがいます。) その取組をしているのは、どのような理由からですか。具体的に教えてください。(自由回答)

情報漏えい防止	・ 加害者に一時保護所の情報が伝わらないようにするため。
プライバシーの尊重	・ 入所者はそれぞれ異なる事情を抱えており、お互いに話をしないことをルールにすることで、話をしたくない人を守ることができる。

退所後の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退所後、加害者の元に戻った入所者等から他の入所者の情報が加害者に漏れる恐れがあるため。
入所者同士のトラブル回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者によっては、判断力がない状態で、他の入所者から不適切な勧誘や斡旋を受け、トラブルを起こす等の事態が予測されるため、一律に個人情報の取扱いに気をつけるように注意喚起している。

3. 調査結果（婦人保護施設）

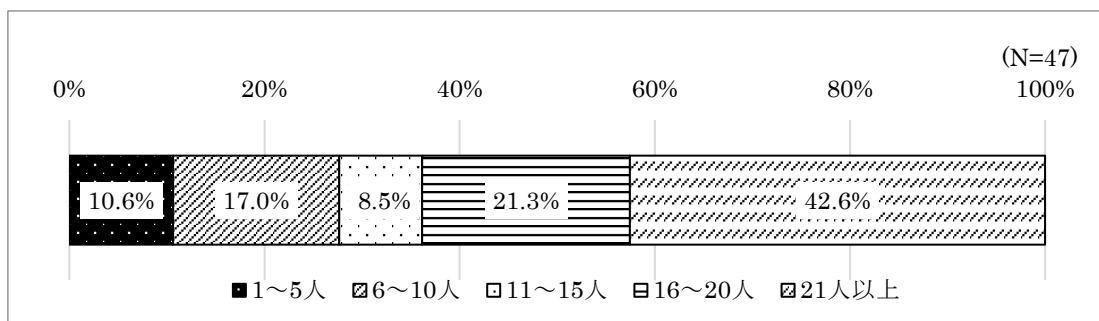
I. 貴施設の体制について

Q1. 施設の概要

① 措置入所の定員

措置入所の定員は、「16～20人」が10件（21.3%）、「6～10人」が8件（17.0%）、「1～5人」が5件（10.6%）、「11～15人」が4件（8.5%）、「21人以上」が20件（42.6）であった。なお、平均で25.5人、最大で100.0人、最小で4.0人であった（図表87）。

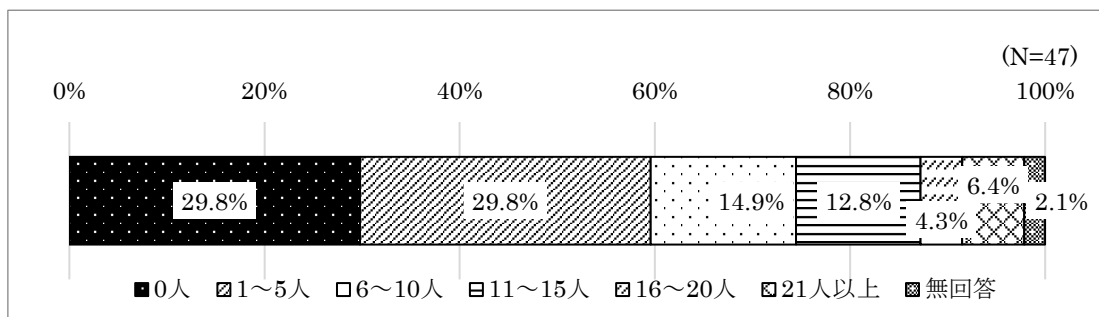
図表 87 Q1. 措置入院の定員(自由回答)



② 2019年12月1日現在の措置入所者数

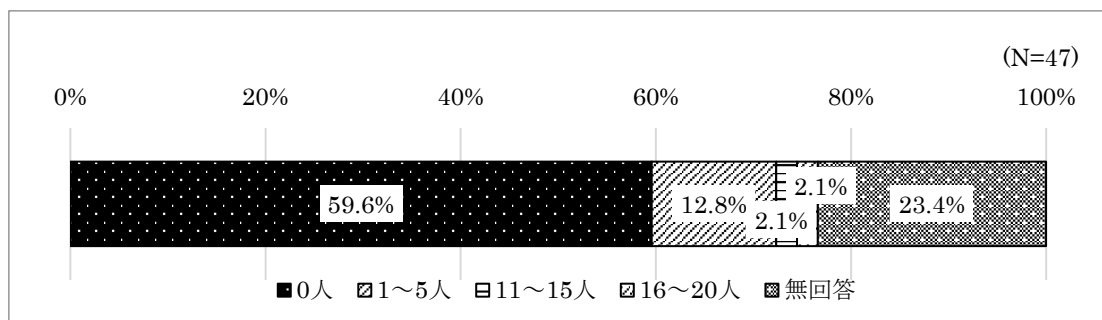
2019年12月1日現在の措置入所者数は、本人については、「0人」が14件（29.8%）、「1～5人」が14件（29.8%）、「6～10人」が7件（14.9%）、「11～15人」が6件（12.8%）、「21人以上」が3件（6.4%）、「16～20人」が2件（4.3%）、「無回答」が1件（2.1%）であった。なお、平均で6.3人、最大で57.0人、最小で0人であった（図表88）。

図表 88 Q1. 2019年12月1日現在の措置入所者数（本人）（自由回答）



同伴児童については、「0人」が28件(59.6%)、「1～5人」が6件(12.8%)、「11～15人」が1件(2.1%)、「16～20人」が1件(2.1%)、「無回答」が11件(23.4%)であった。なお、平均で1.4人、最大で18.0人、最小で0人であった(図表89)。

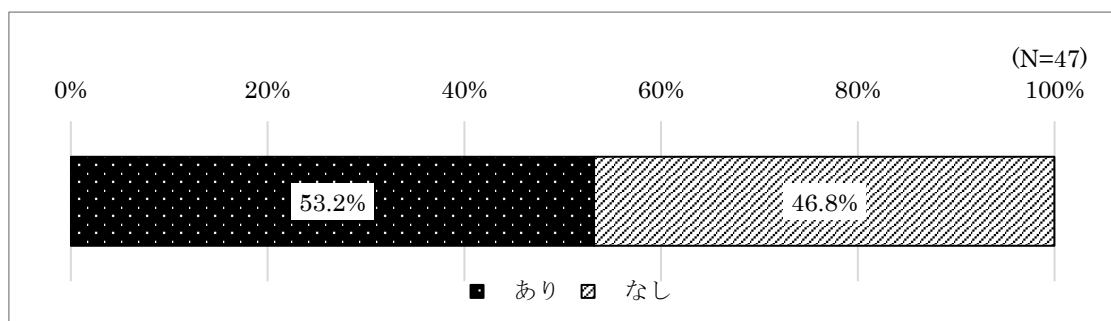
図表 89 Q1. 2019年12月1日現在の措置入所者数(同伴児童)(自由回答)



③ 一時保護委託の機能の有無

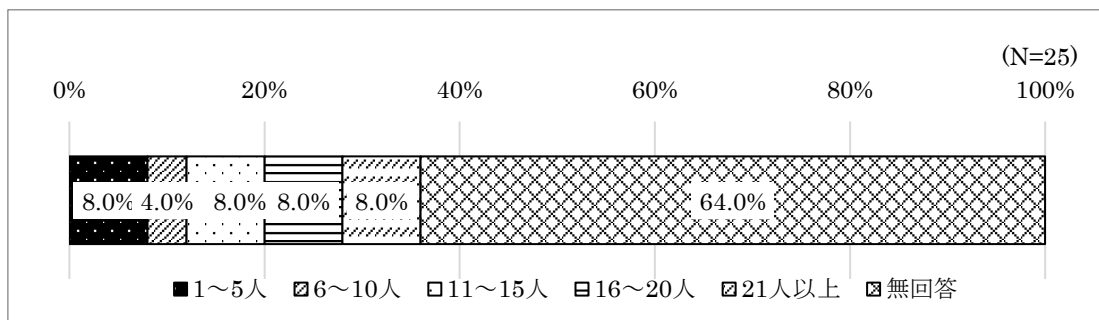
一時保護委託の機能が「あり」と回答したのは25件(53.2%)、「なし」と回答したのは22件(46.8%)であった(図表90)。

図表 90 Q1. 一時保護委託の機能(単一回答)



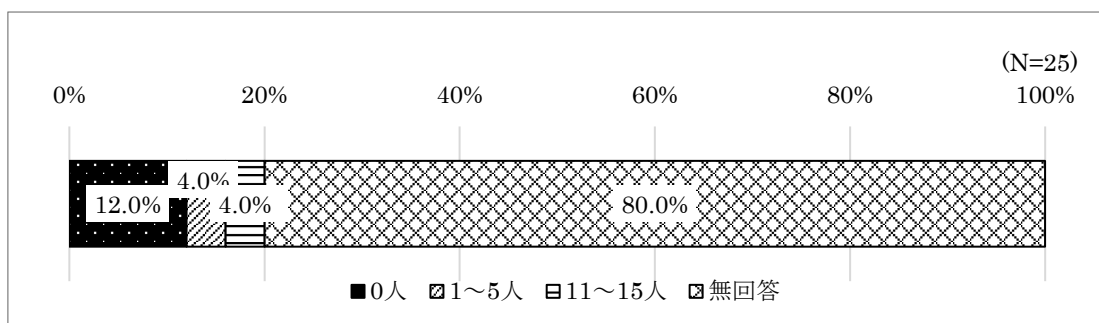
「一時保護委託の機能があり」と回答した25件の婦人保護施設に対して、その定員数を尋ねた。その結果、「1～5人」が2件(8.0%)、「11～15人」が2件(8.0%)、「16～20人」が2件(8.0%)、「21人以上」2件(8.0%)、「6～10人」が1件(4.0%)、「無回答」が16件(64.0%)であった。なお、平均が17.0人、最大が40.0人、最小が4.0人であった(図表91)。

図表 91 Q1. 一時保護委託の定員（本人）（自由回答）



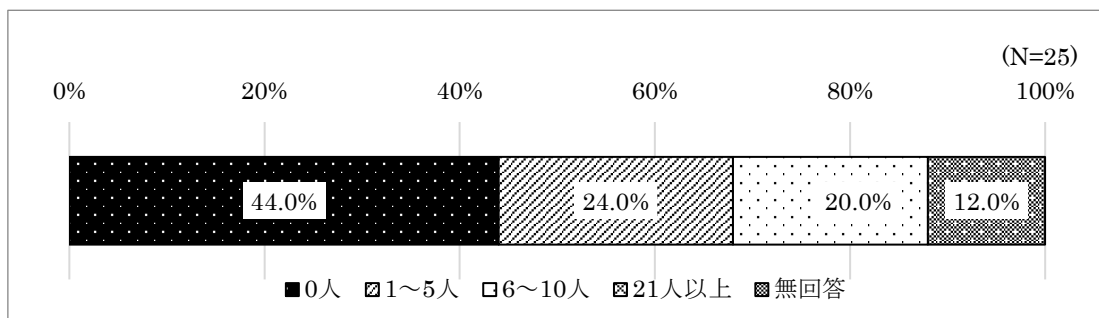
同伴児童については「0人」が3件（12.0%）、「1~5人」が1件（4.0%）、「11~15人」が1件（4.0%）、「無回答」が20件（80.0%）であった。なお、平均が3.2人、最大が11.0人、最小が0人であった（図表 92）。

図表 92 Q1. 一時保護委託の定員（同伴児童）（自由回答）



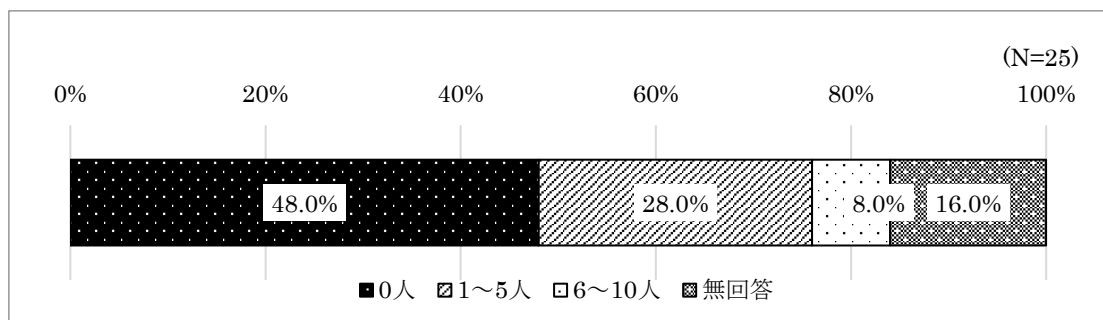
次に、「一時保護委託の機能があり」と回答した25件の婦人保護施設に対して、12月1日現在の現員数について尋ねた。その結果、本人については「0人」が11件（44.0%）、「1~5人」が6件（24.0%）、「6~10人」が5件（20.0%）、「無回答」が3件（12.0%）であった。なお、平均が2.0人、最大が7.0人、最小が0人であった（図表 93）。

図表 93 Q1. 一時保護委託の現員数（本人）（自由回答）



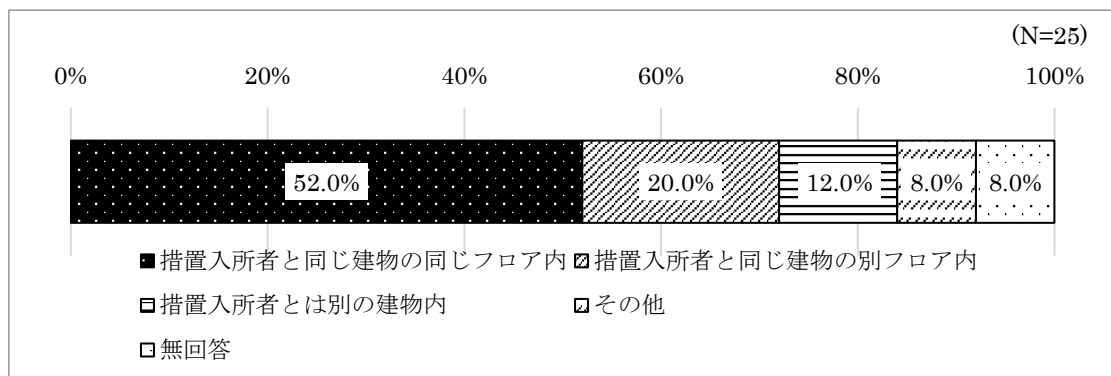
同伴児童については、「0人」が12件(48.0%)、「1～5人」が7件(28.0%)、「6～10人」が2件(8.0%)、「無回答」が4件(16.0%)であった。なお、平均が1.6人、最大が7.0人、最小が0人であった(図表94)。

図表 94 Q1. 一時保護委託の現員数(同伴児童)(自由回答)



さらに、「一時保護委託の機能があり」と回答した25件の婦人保護施設に対して、一時保護委託用の居室について尋ねた。その結果、一時保護委託用の居室について、「措置入所者と同じ建物の同じフロア内」が13件(52.0%)、「措置入所者と同じ建物の別フロア内」が5件(20.0%)、「措置入所者とは別の建物内」が3件(12.0%)、「その他」が2件(8.0%)、無回答が2件(8.0%)であった(図表95)。

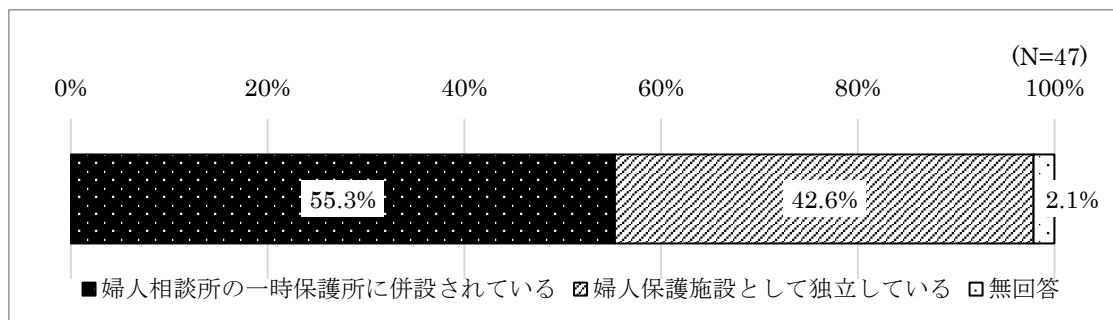
図表 95 Q1. 一時保護委託用の居室(単一回答)



④婦人相談所との併設の状況

婦人相談所との併設の状況について尋ねたところ、「婦人相談所の一時保護所に併設されている」が26件(55.3%)、「婦人保護施設として独立している」が20件(42.6%)、無回答が1件(2.1%)であった(図表96)。

図表 96 Q1. 貴施設の概要をお聞きます。④婦人相談所との併設(単一回答)



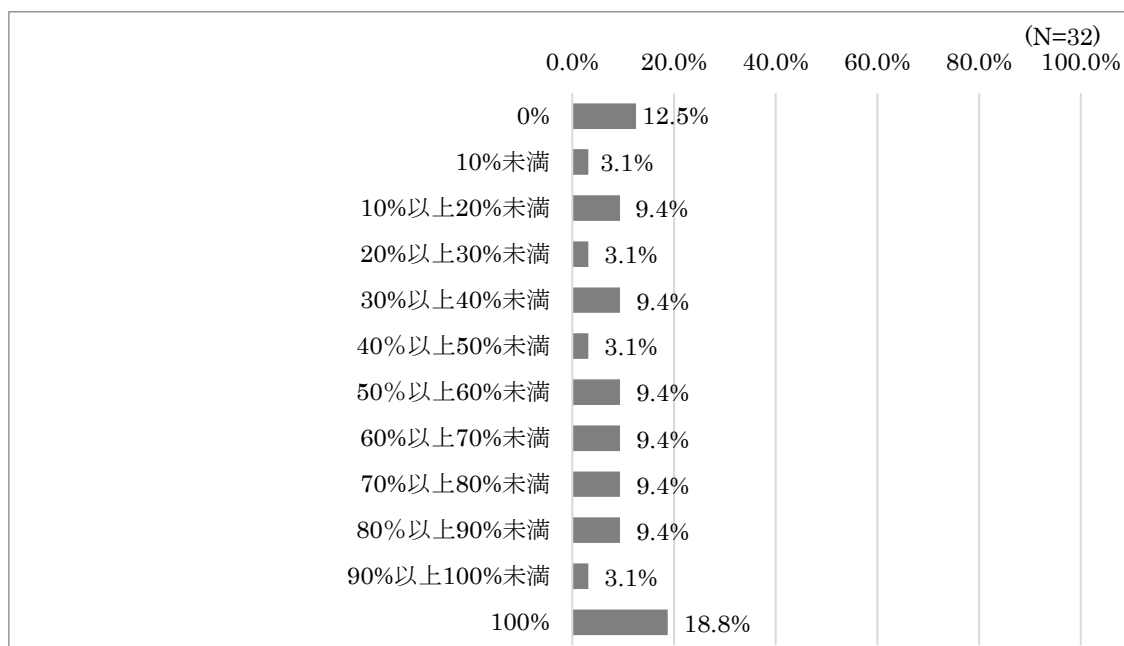
Q2. 貴施設の入所者の状況について

①2019年12月1日現在の措置入所の入所者

ここからは、措置入所の入所者のうち、DV やストーカー被害、家族やその他の者からの暴力被害による追及の恐れのある者の割合について計算した結果を見ていきたい。

まず、入所者全体について見ていきたい(図表 97)。2019年12月1日現在で入所者がいない婦人保護施設は15件であったため、その15件を除いた32件について、追及の恐れのある入所者の割合を確認した。その結果、「100%」が6件(18.8%)、「0%」が4件(12.5%)、「10%以上 20%未満」が3件(9.4%)、「30%以上 40%未満」が3件(9.4%)、「50%以上 60%未満」が3件(9.4%)、「60%以上 70%未満」が3件(9.4%)、「70%以上 80%未満」が3件(9.4%)、「80%以上 90%未満」が3件(9.4%)、「10%未満」が1件(3.1%)、「20%以上 30%未満」が1件(3.1%)、「40%以上 50%未満」が1件(3.1%)、「90%以上 100%未満」が1件(3.1%)であった。すべての入所者に追及の恐れがある施設が2割弱あるものの、施設により追及の恐れがある入所者の割合はさまざまであった。

図表 97 追跡の恐れのある入所者の割合（措置入所の入所者全体）



また、追跡の恐れのある入所者の割合について、「母親」「同伴児童」「単身女性」別に見ると次のような結果であった。

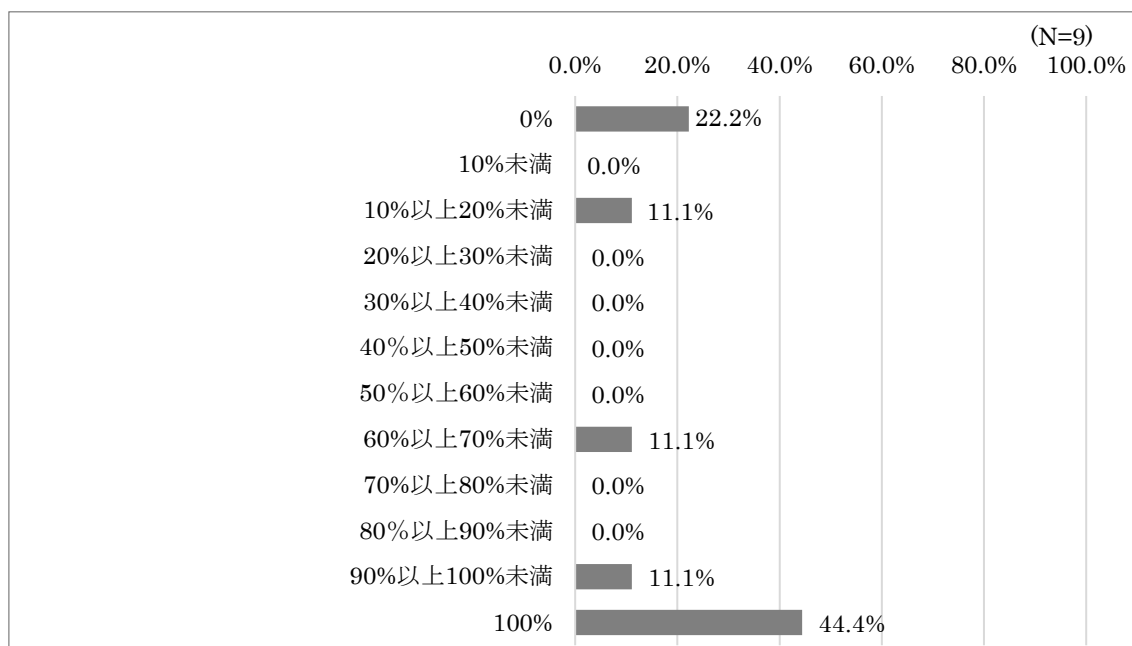
「母親」についてみると、母親の入所がない婦人保護施設が 38 件であった。その 38 件を除いた 9 件について、追及の恐れのある入所者の割合を確認した。その結果、「100%」が 4 件 (44.4%)、「0%」が 2 件 (22.2%)、「10%以上 20%未満」が 1 件 (11.1%)、「60%以上 70%未満」が 1 件 (11.1%)、「90%以上 100%未満」が 1 件 (11.1%) であった (図表 98)。

「同伴児童」についてみると、同伴児童の入所がない婦人保護施設が 39 件であった。その 39 件を除いた 8 件について、追及の恐れのある入所者の割合を確認した。その結果、「100%」が 4 件 (50.0%)、「0%」が 1 件 (12.5%)、「10%以上 20%未満」1 件 (12.5%)、「60%以上 70%未満」1 件 (12.5%)、「90%以上 100%未満」1 件 (12.5%) であった (図表 99)。

「単身女性」についてみると、単身女性の入所が無い婦人保護施設が 18 件であった。その 18 件を除いた 29 件について、追及の恐れのある入所者の割合を確認した。その結果、「100%」が 6 件 (20.7%)、「0%」が 4 件 (13.8%)、「50%以上 60%未満」が 4 件 (13.8%)、「60%以上 70%未満」が 4 件 (13.8%)、「40%以上 50%未満」が 3 件 (10.3%)、「70%以上 80%未満」が 2 件 (6.9%)、「10%以上 20%未満」が 2 件 (6.9%)、「30%以上 40%未満」が 2 件 (6.9%)、「10%未満」が 1 件 (3.4%)、「80%以上 90%未満」が 1 件 (3.4%) であった (図表 100)。

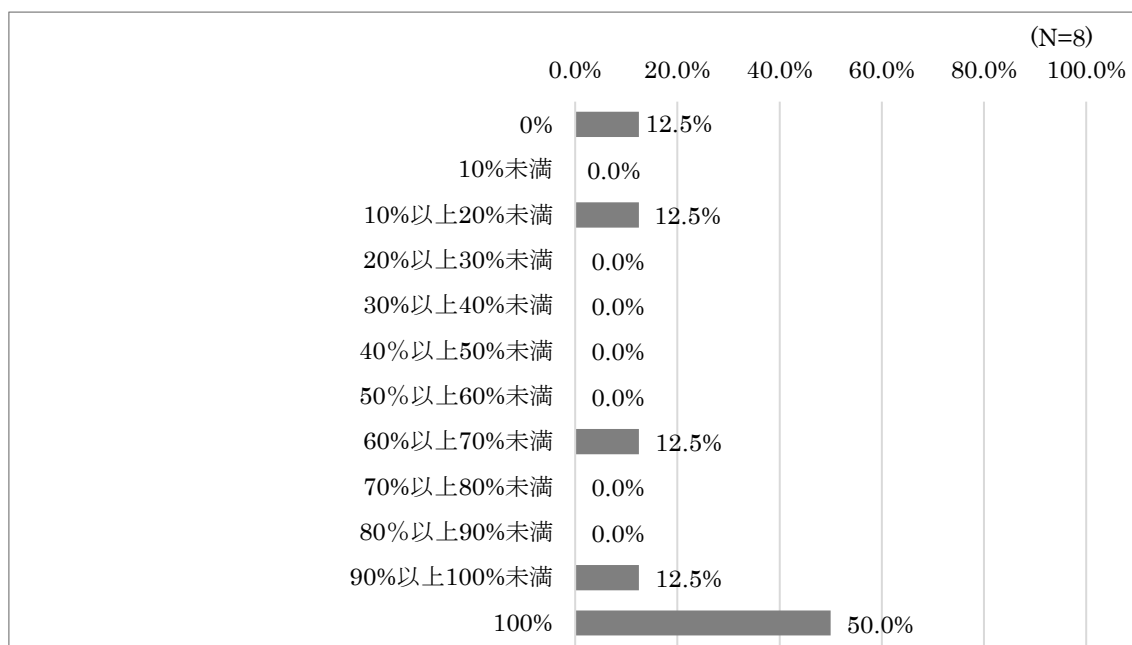
このようにみると、「母親」と「同伴児童」においては、追及の恐れのある者の割合がほぼ 5 割を占めており、単身女性よりも子どもとともに入所した女性（母親）においてより顕著であることが把握された。

図表 98 追跡の恐れのある入所者の割合（措置入所・母親）



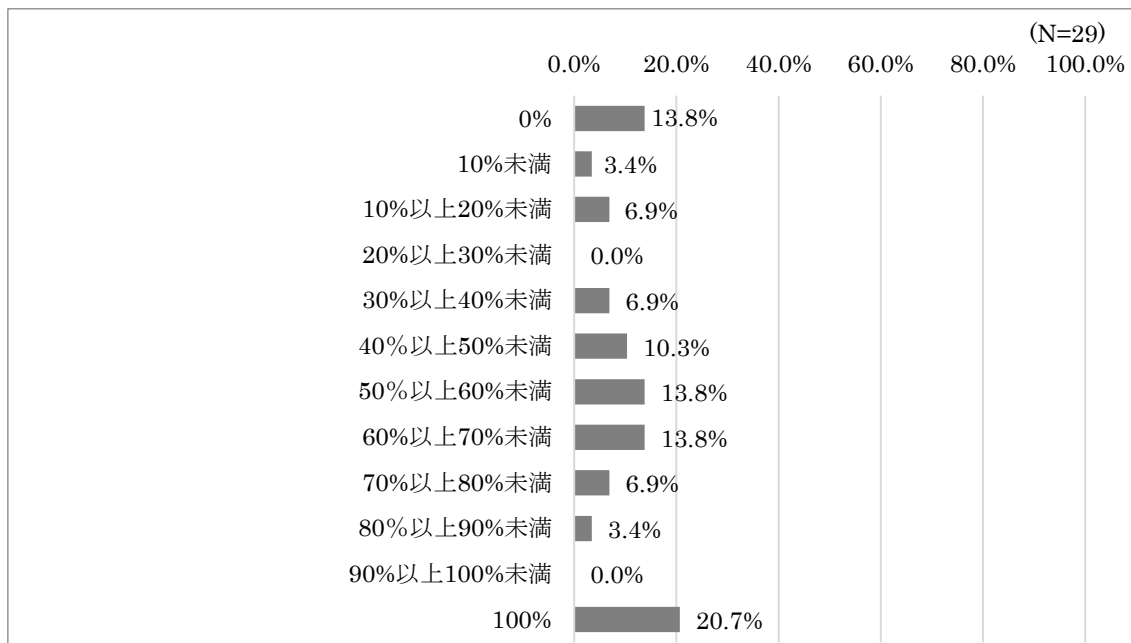
Q 2 ①2019年12月1日現在の措置入所の入所者数をもとに、「(A) DVやストーカー被害、家族やその他の者からの暴力被害による追跡の恐れのある者÷措置入所の入所者数」として計算した。

図表 99 追跡の恐れのある入所者の割合（措置入所・同伴児童）



Q 2 ①2019年12月1日現在の措置入所の入所者数をもとに、「(A) DVやストーカー被害、家族やその他の者からの暴力被害による追跡の恐れのある者÷措置入所の入所者数」として計算した。

図表 100 追跡の恐れのある入所者の割合（措置入所・単身女性）



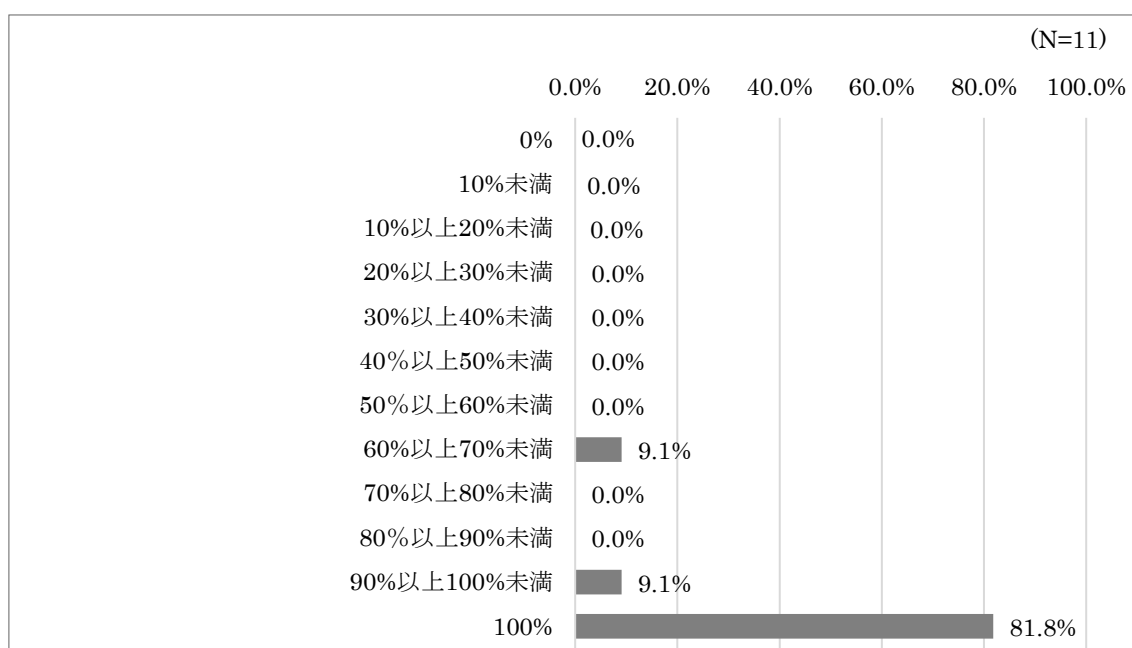
Q 2①2019年12月1日現在の措置入所の入所者数をもとに、「(A) DVやストーカー被害、家族やその他の者からの暴力被害による追跡の恐れのある者÷措置入所の入所者数」として計算した。

② 2019年12月1日現在の一時保護委託の入所者

さらに、一時保護委託の機能がありと回答した25件の婦人保護施設において、一時保護委託の入所者のうち、DVやストーカー被害、家族やその他の者からの暴力被害による追及の恐れのある者の割合について計算した結果を見ていきたい。

まず、入所者全体について見ていきたい(図表101)。2019年12月1日現在で入所者がいない婦人保護施設は14件であったため、その14件を除いた11件について、追及の恐れのある入所者の割合を確認した。その結果、「100%」が9件(81.8%)と8割を超えた。

図表 101 追跡の恐れのある入所者の割合(一時保護委託の入所者全体)



Q2①2019年12月1日現在の措置入所の入所者数をもとに、「(A) DVやストーカー被害、家族やその他の者からの暴力被害による追跡の恐れのある者÷措置入所の入所者数」として計算した。

また、追跡の恐れのある入所者の割合について、「母親」「同伴児童」「単身女性」別にみると次のような結果であった。

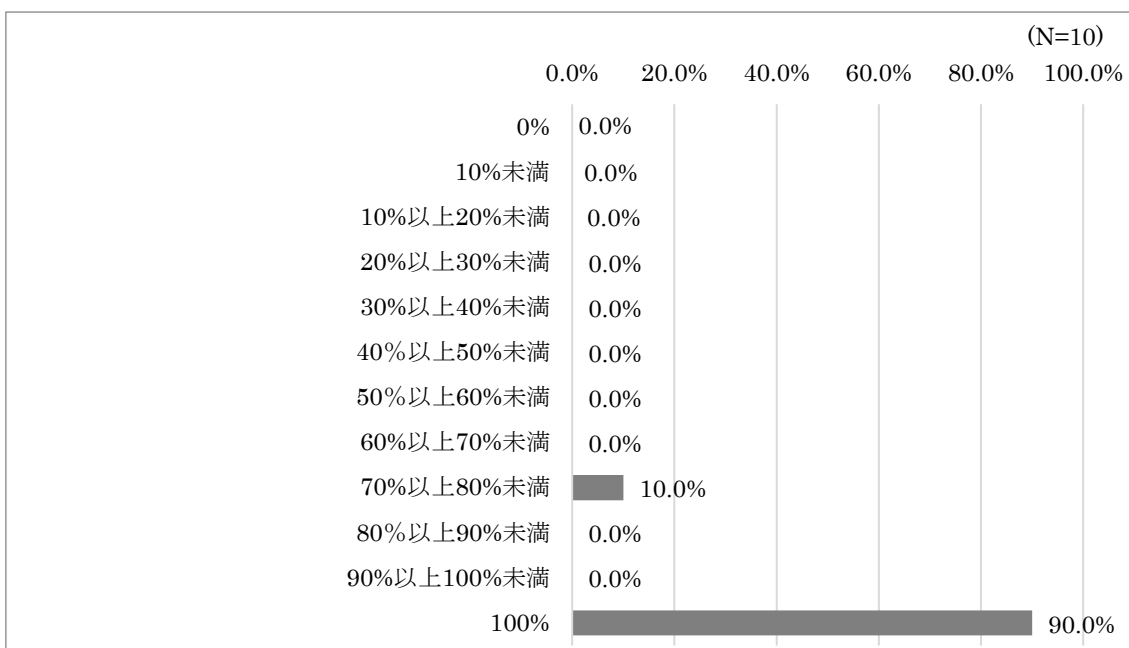
「母親」についてみると、母親の入所がない婦人保護施設が15件であった。その15件を除いた10件について追跡の恐れのある者の割合をみると、「100%」が9件(90.0%)、「70%以上80%未満」が1件(10.0%)であった(図表102)。

「同伴児童」についてみると、同伴児童の入所がない婦人保護施設が16件であった。その16件を除いた9件について追跡の恐れのある者の割合をみると、「100%」が8件(88.9%)、「60%以上70%未満」が1件(11.1%)であった(図表103)。

「単身女性」についてみると、単身女性の入所が無い婦人保護施設が19件であった。19件を除いた6件について追跡の恐れのある者の割合をみると、「100%」が4件(66.7%)、「50%以上60%未満」が1件(16.7%)、「60%以上70%未満」が1件(16.7%)であった(図表104)。

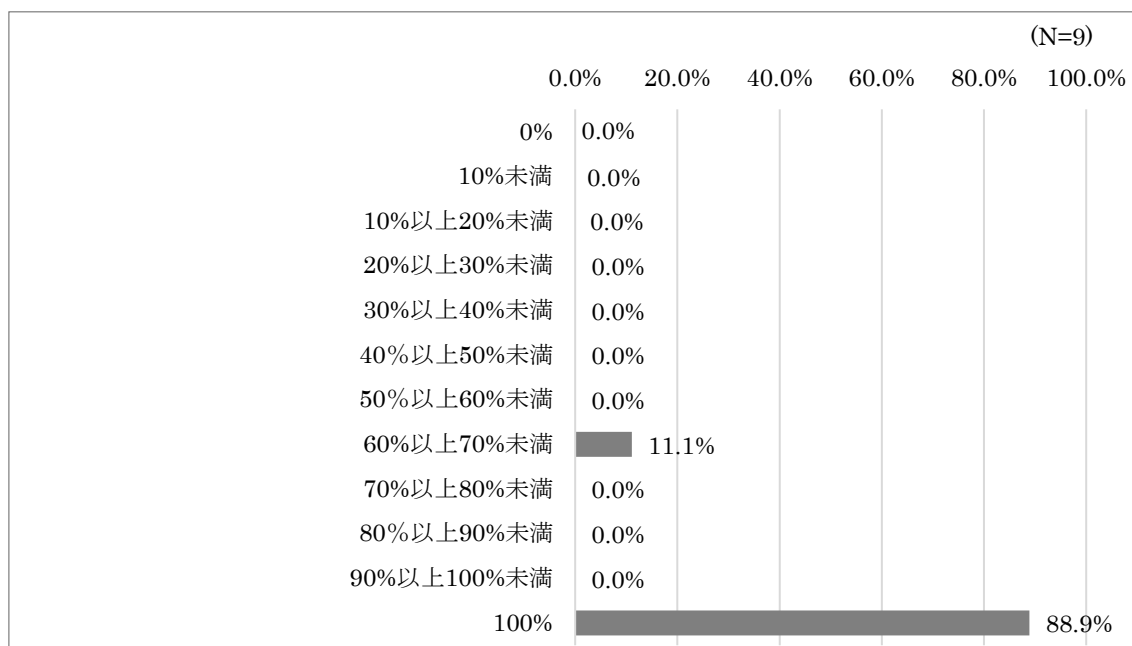
ここでも、加害者からの追跡の恐れがある入所者の割合は、単身女性よりも子どもとともに入所した女性(母親)においてより顕著であることが把握された。

図表 102 追跡の恐れのある入所者の割合(一時保護委託入・母親)



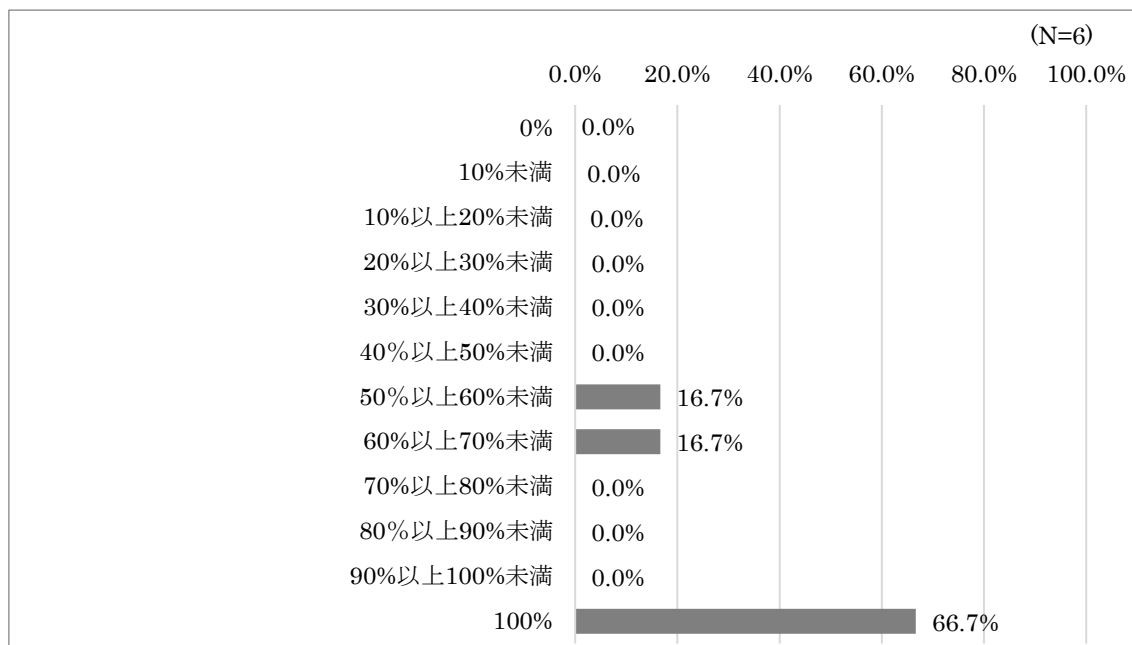
Q2①2019年12月1日現在の措置入所の入所者数をもとに、「(A)DVやストーカー被害、家族やその他の者からの暴力被害による追跡の恐れのある者÷措置入所の入所者数」として計算した。

図表 103 追跡の恐れのある入所者の割合（一時保護委託・同伴児童）



Q 2①2019年12月1日現在の措置入所の入所者数をもとに、「(A) DVやストーカー被害、家族やその他の者からの暴力被害による追跡の恐れのある者÷措置入所の入所者数」として計算した。

図表 104 追跡の恐れのある入所者の割合（一時保護委託・単身女性）

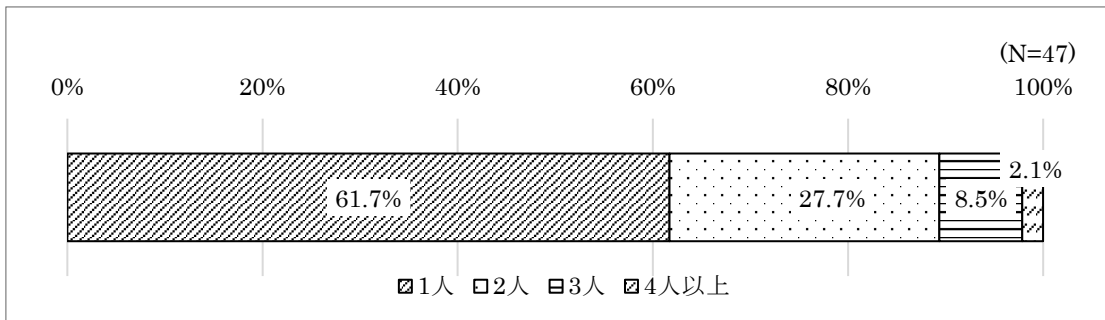


Q 2①2019年12月1日現在の措置入所の入所者数をもとに、「(A) DVやストーカー被害、家族やその他の者からの暴力被害による追跡の恐れのある者÷措置入所の入所者数」として計算した。

Q3. 夜間・休日の支援体制

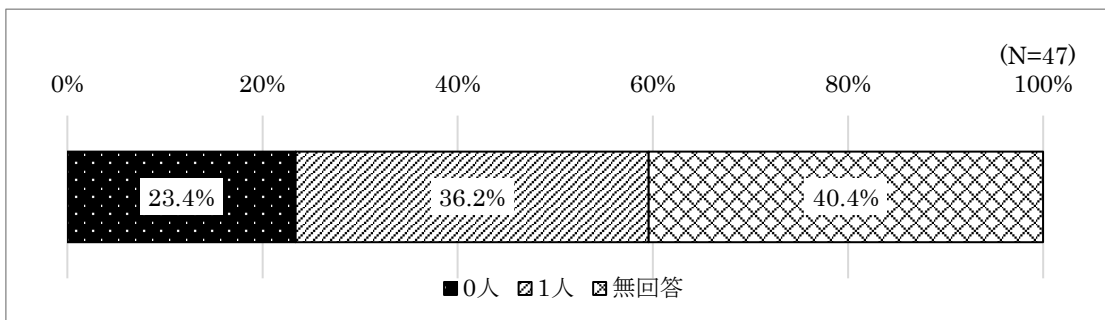
婦人保護施設の夜間の支援体制について、職員の配置数を把握した。その結果、一日あたりの実人数は、「1人」が29件(61.7%)、「2人」が13件(27.7%)、「3人」が4件(8.5%)、「4人以上」が1件(2.1%)であった。なお、平均は1.5人、最大は4.0人、最小は1.0人であった(図表105)。

図表 105 Q3. 貴施設における夜間の支援体制について教えてください(全体)。(自由回答)



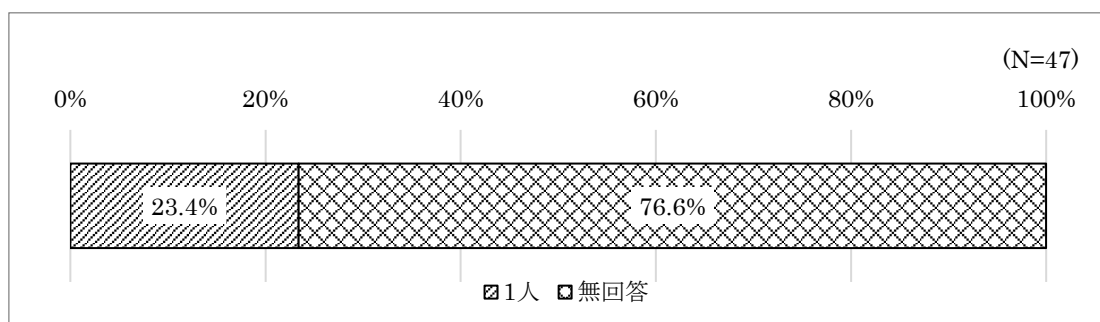
職員の配置数を雇用形態別にみると、常勤職員については、一日あたりの実人数として、「1人」が17件(36.2%)、「0人」が11件(23.4%)、「無回答」が19件(40.4%)であった。なお、常勤職員の平均は0.5人、最大は1.6人、最小は0人であった(図表106)。

図表 106 貴施設における夜間の支援体制について教えてください(常勤職員)。(自由回答)



非常勤職員(アルバイト雇用含む)については、「1人」が11件(23.4%)、「無回答」が36件(76.6%)という結果になった。なお、平均は1.2人、最大は3.0人、最小は0人であった(図表107)。

図表 107 貴施設における夜間の支援体制について教えてください（常非常勤職員）。（自由回答）

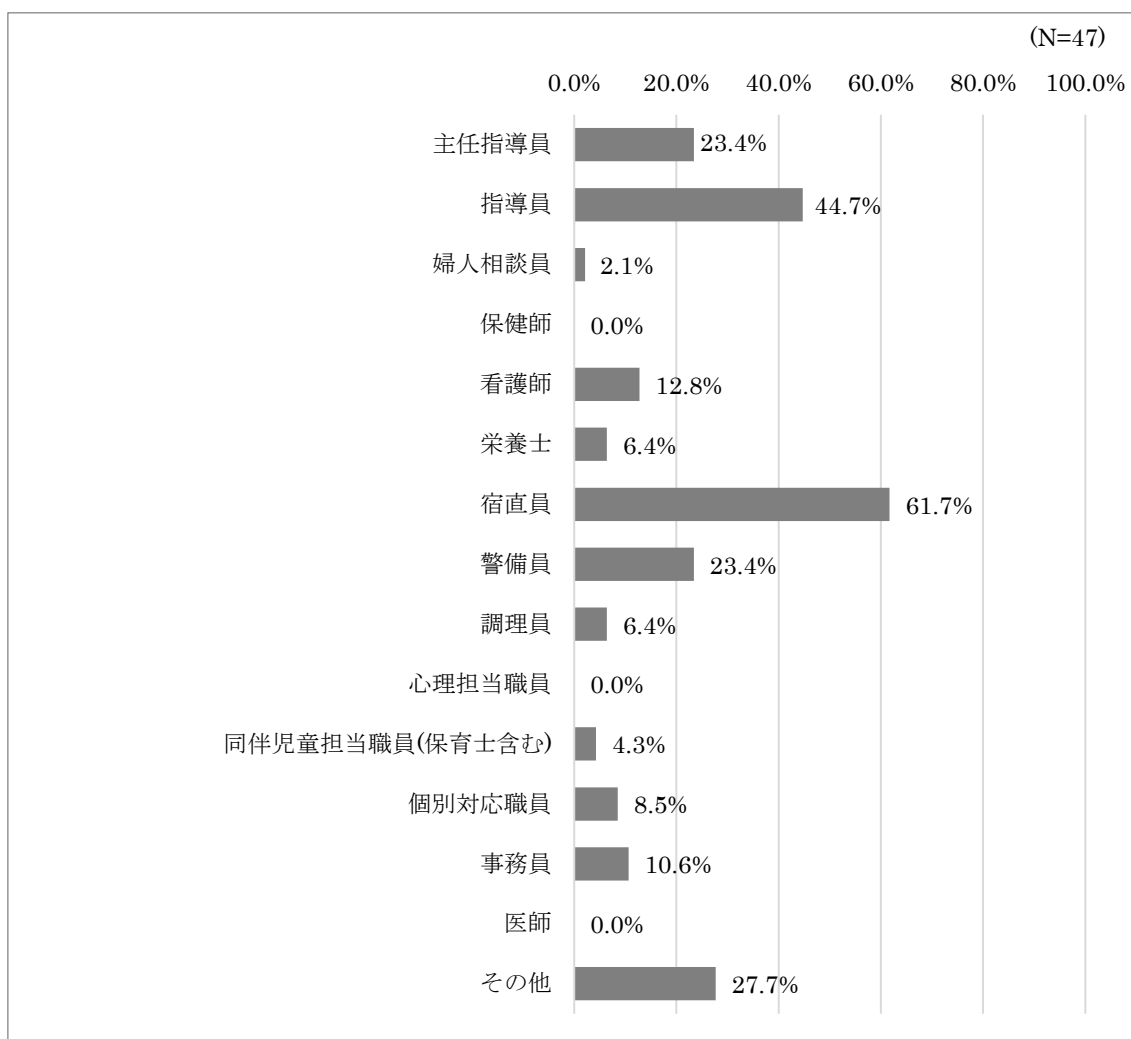


主な配置の構成として最も多いのは「宿直員」で29件（61.7%）、次いで、「指導員」が21件（44.7%）、「主任指導員」が11件（23.4%）、「警備員」が11件（23.4%）、「看護師」が6件（12.8%）、「事務員」が5件（10.6%）、「個別対応職員」が4件（8.5%）、「栄養士」が3件（6.4%）、「調理員」が3件（6.4%）、「同伴児童担当職員（保育士含む）」が2件（4.3%）、「婦人相談員」が1件（2.1%）、「その他」が13件（27.7%）であった（図表 108）。

「その他」（自由記述）の内容として、以下の内容が挙げられた。

- ・ シルバー人材センターへ委託
- ・ 施設長
- ・ 外部委託
- ・ 宿直代行員
- ・ 宿直専門員
- ・ 非常勤職員（日々雇用職員）
- ・ 事務長
- ・ 生活指導補助員（嘱託）
- ・ 支援調整員
- ・ 支援員（常勤）

図表 108 Q3. 貴施設の夜間の支援体制（主な配置の構成）について教えてください。（複数回答）

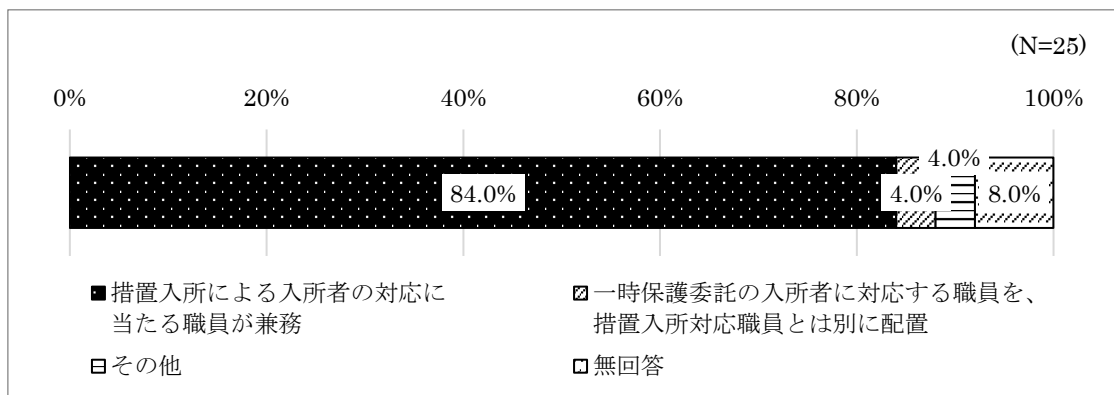


一時保護委託の機能が「あり」と回答した 25 件の婦人保護施設に対して、一時保護を委託されている場合の体制を尋ねた。その結果、「措置入所による入所者の対応にあたる職員が兼務」が 21 件（84.0%）、「一時保護委託の入所者に対応する職員を、措置入所対応職員とは別に配置」が 1 件（4.0%）、「その他」が 1 件（4.0%）、「無回答」が 2 件（8.0%）であった（図表 109）。

「その他」（自由記述）の内容として、以下のような事項が挙げられた。

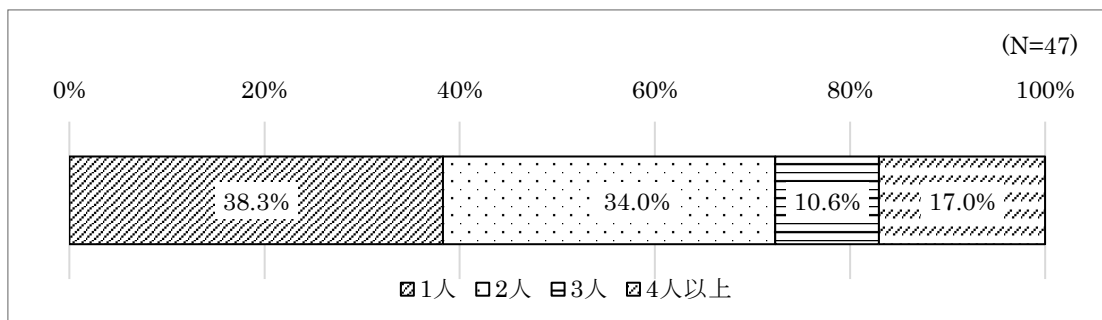
- ・ 措置入所による入所者の対応にあたる職員が兼務する場合と一時保護委託の入所者に対応する職員を、措置入所対応職員とは別に配置する場合あり

図表 109 Q3. 貴施設の夜間の支援体制について教えてください。 一時保護を委託されている場合の体制(単一回答)



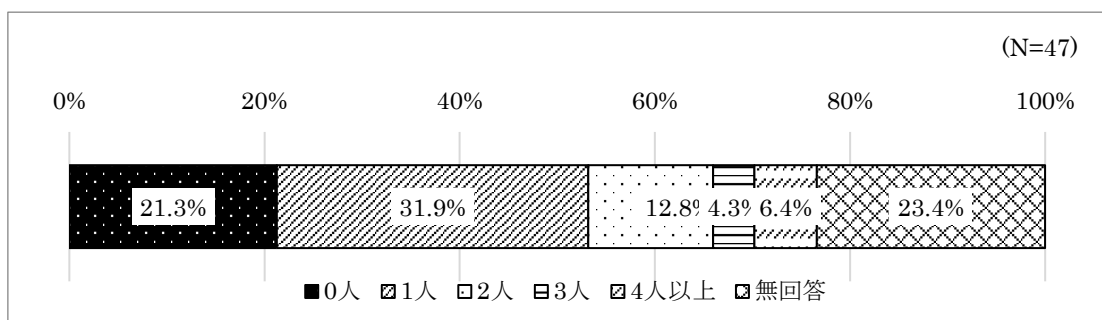
婦人保護施設の休日の支援体制について、職員の配置数を把握した。その結果、一日あたりの実人数は、「1人」が18件(38.3%)、「2人」が16件(34.0%)、「4人以上」が8件(17.0%)、「3人」が5件(10.6%)であった。なお、平均は2.5人、最大は12.0人、最小は1.0人であった(図表110)。

図表 110 Q3. 貴施設における休日の支援体制について教えてください(全体)。(自由回答)



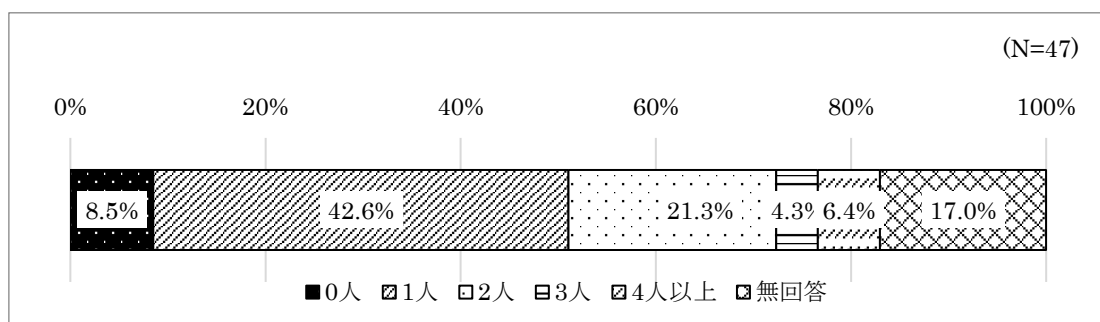
職員の配置数を雇用形態別にみると、常勤職員については、一日あたりの実人数として、「1人」が15件(31.9%)、「0人」が10件(21.3%)、「2人」が6件(12.8%)、「4人以上」が3件(6.4%)、「3人」が2件(4.3%)、「無回答」が11件(23.4%)という結果になった。なお、平均は1.3人、最大は4.0人、最小は0人であった(図表111)。

図表 111 Q3. 貴施設における休日の支援体制について教えてください(常勤職員)。(自由回答)



非常勤職員(アルバイト雇用含む)については、「1人」が20件(42.6%)、「2人」が10件(21.3%)、「0人」が4件(8.5%)、「4人以上」が3件(6.4%)、「3人」が2件(4.3%)、「無回答」が8件(17.0%)という結果になった。なお、平均は1.6人、最大は7.0人、最小は0人であった(図表112)。

図表 112 Q3. 貴施設における休日の支援体制について教えてください（非常勤職員）。
（自由回答）

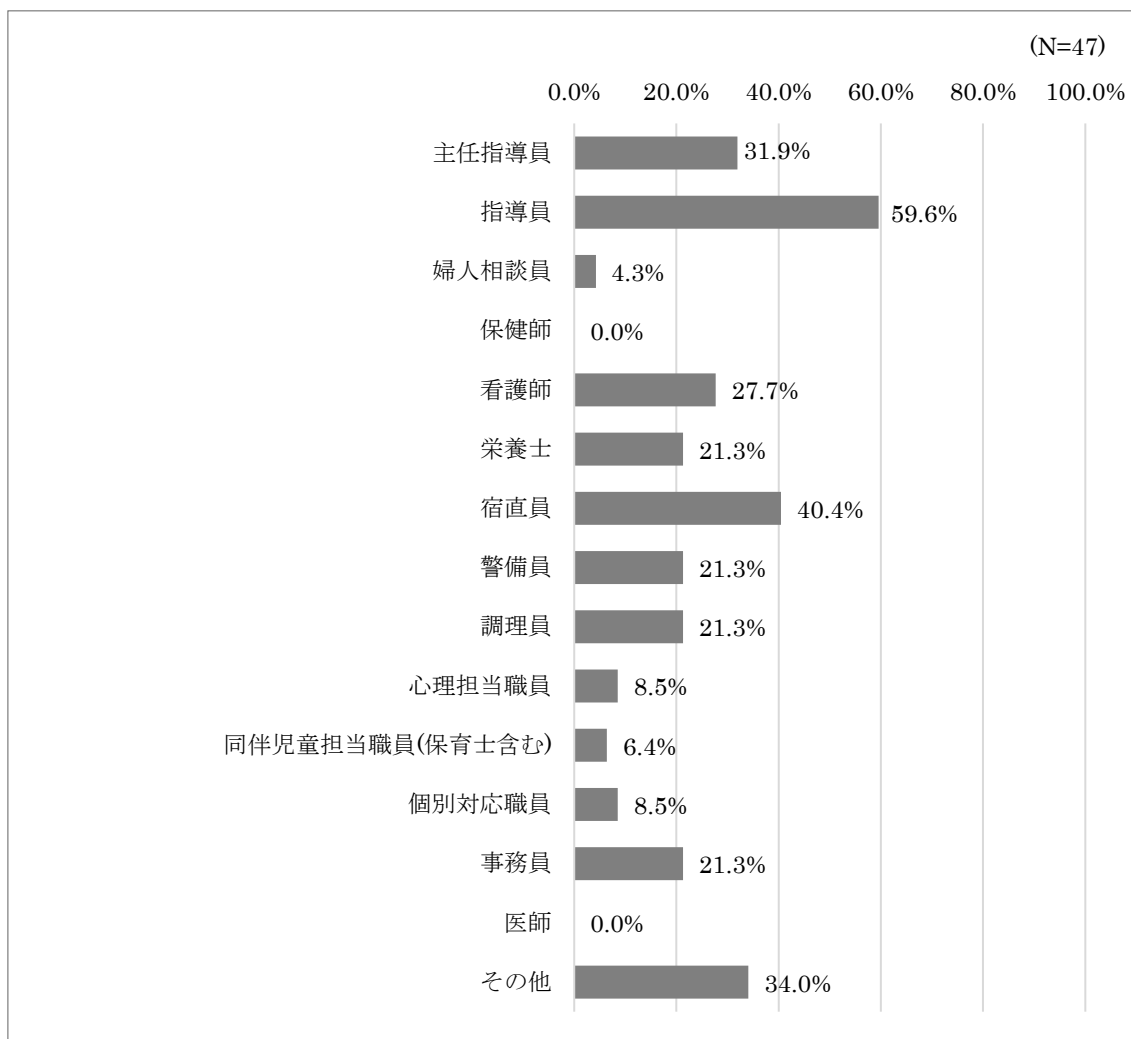


休日の主な配置の構成として最も多いのは「指導員」で28件（59.6%）、次いで、「宿直員」が19件（40.4%）、「主任指導員」が15件（31.9%）、「看護師」が13件（27.7%）、「栄養士」が10件（21.3%）、「警備員」が10件（21.3%）、「調理員」が10件（21.3%）、「事務員」が10件（21.3%）、「心理担当職員」が4件（8.5%）、「個別対応職員」が4件（8.5%）、「同伴児童担当職員（保育士含む）」が3件（6.4%）、「婦人相談員」が2件（4.3%）、「その他」が16件（34.0%）であった（図表 113）。

「その他」（自由記述）の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 月2～3回休日の日勤あり。第1・4土曜日パート宿直員が日勤
- ・ 施設長
- ・ 業務員兼生活支援員
- ・ 寮長
- ・ 宿直代行員
- ・ 非常勤職員
- ・ 相談支援課職員1名
- ・ 保護課職員1名
- ・ 生活支援員
- ・ 生活指導補助員（嘱託）
- ・ 管理日直
- ・ 支援調整員
- ・ 支援員

図表 113 Q3. 貴施設の休日の支援体制（主な配置の構成）について教えてください。（複数回答）

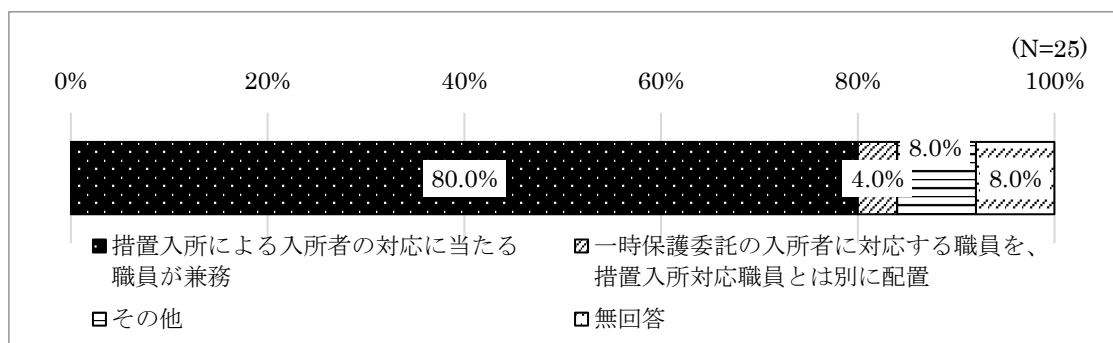


一時保護委託の機能が「あり」と回答した 25 件の婦人保護施設に対して、一時保護を委託されている場合の体制を尋ねた。その結果、「措置入所による入所者の対応に当たる職員が兼務」が 20 件（80.0%）、「一時保護委託の入所者に対応する職員を、措置入所対応職員とは別に配置」が 1 件（4.0%）、「その他」が 2 件（8.0%）、「無回答」が 2 件（8.0%）であった（図表 114）。

「その他」（自由記述）の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 非常勤職員

図表 114 Q3. 貴施設の休日の支援体制について教えてください。 一時保護を委託されている場合の体制(単一回答)



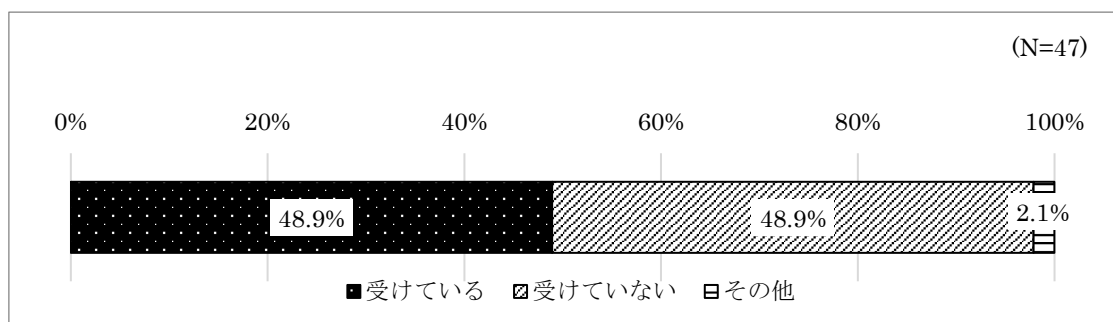
Q4. 一時保護委託の受託状況

婦人保護施設に対して、一時保護委託の受託状況を尋ねたところ、「受けている」が23件(48.9%)、「受けていない」が23件(48.9%)、「その他」が1件(2.1%)であった(図表115)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 一時保護所管理及び一時保護者給食委託契約を締結

図表 115 Q4. 貴施設では、一時保護委託を受けていますか。(単一回答)



II. 携帯電話等通信機器の取扱いに関する取組について

Q5. 入所者が携帯電話等通信機器を使用することの制限の有無

措置入所において、入所者が携帯電話等の通信機器を使用することに制限があるかどうかについて、「スマートフォン」「携帯電話・PHS（スマートフォンを除く）」「タブレット端末」「ウェアラブル端末」「インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤーやゲーム機」ごとに把握した（図表 116）。

(A) スマートフォン

スマートフォンでは、「使用はすべて制限している」との回答は、19 件(40.4%)、「使用は一部制限している」との回答は 26 件(55.3%)、「使用の制限はしていない」との回答は 2 件(4.3%)であった。

(B) 携帯電話・PHS（スマートフォンを除く）

携帯電話・PHS（スマートフォンを除く）では、「使用はすべて制限している」との回答は 17 件(36.2%)、「使用は一部制限している」との回答は 28 件(59.6%)、「使用の制限はしていない」との回答は 2 件(4.3%)であった。

(C) タブレット端末

タブレット端末では、「使用はすべて制限している」との回答は、24 件(51.1%)、「使用は一部制限している」との回答は 19 件(40.4%)、「使用の制限はしていない」との回答は 2 件(4.3%)、「無回答」が 2 件(4.3%)であった。

(D) ウェアラブル端末

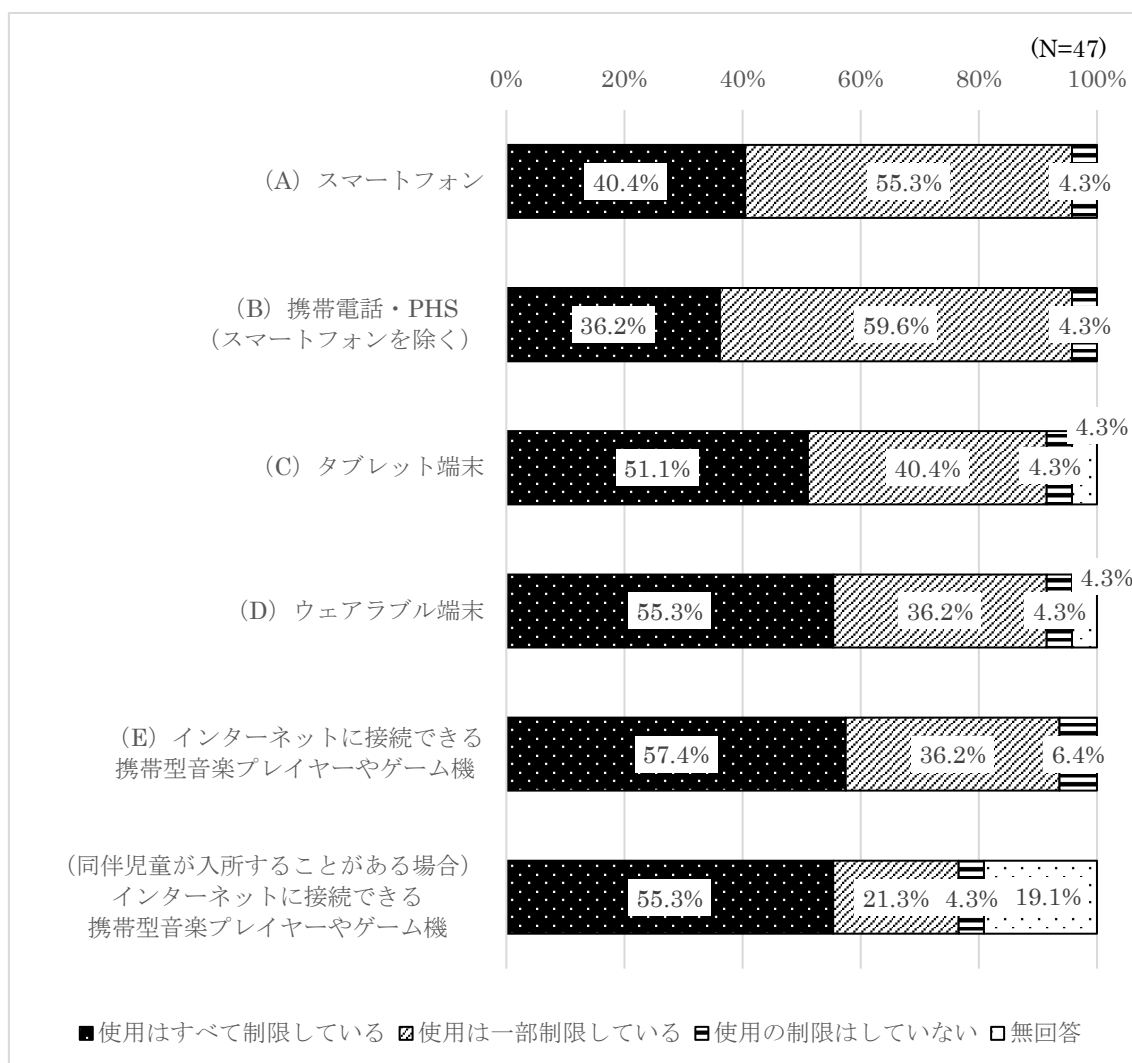
ウェアラブル端末では、「使用はすべて制限している」との回答は、26 件(55.3%)、「使用は一部制限している」との回答は 17 件(36.2%)、「使用の制限はしていない」との回答は 2 件(4.3%)、「無回答」が 2 件(4.3%)であった。

(E) インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤーやゲーム機

インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤーやゲーム機では、「使用はすべて制限している」との回答は 27 件(57.4%)、「使用は一部制限している」との回答は 17 件(36.2%)、「使用の制限はしていない」との回答は 3 件(6.4%)であった。なお、同伴児童が入所することがある場合、同伴児童に対しては、「使用はすべて制限している」との回答は、26 件(55.3%)、「使用は一部制限している」との回答は 10 件(21.3%)、「使用の制限はしていない」との回答は 2 件(4.3%)、「無回答」が 9 件(19.1%)であった。

婦人相談所一時保護所の状況と婦人保護施設の状況を比較すると、調査票で示した全ての通信機器（スマートフォン、携帯電話・PHS、タブレット端末、ウェアラブル端末、インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤーやゲーム機）において、婦人相談所一時保護所の方が、「使用はすべて制限している」との回答の割合が高かった。例えば、スマートフォンを例にとると、婦人相談所一時保護所において「使用はすべて制限している」との回答は39件(83.0%)、婦人保護施設において「使用はすべて制限している」との回答は19件(40.4%)と、40ポイント以上の差が見られた。

図表 116 Q5. 貴施設では、入所者が携帯電話等通信機器を使用することに制限はありますか。(単一回答)



なお、Q1④において聴取した、婦人相談所との併設の状況との関係を確認すると、「(A) スマートフォン」に関しては、「婦人相談所の一時保護所に併設されている」と回

答した 26 施設においては、「使用はすべて制限している」と回答した施設が 16 件 (61.5%)、「使用は一部制限している」と回答した施設が 8 件 (30.8%)、「使用の制限はしていない」と回答した施設が 2 件 (7.7%) であった一方で、「婦人保護施設として独立している」と回答した 20 施設においては、「使用はすべて制限している」と回答した施設が 3 件 (15.0%)、「使用は一部制限している」と回答した施設が 17 件 (85.0%)、「使用の制限はしていない」と回答した施設が 0 件であった。「(B) 携帯電話・PHS」、「(C) タブレット端末」、「(D) ウェアラブル端末」、「(E) インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤーやゲーム機」に関しても同様の傾向が見られ、「婦人相談所の一時保護所に併設されている」と回答した施設の方が、「婦人保護施設として独立している」と回答した施設に比べ、「使用はすべて制限している」と回答する施設の割合が高かった。一時保護所と併設されることで、加害者からの追跡の恐れのある入所者が身近に存在する場合には、婦人保護施設においても「使用をすべて制限している」とする施設の割合が増える結果となった。

Q5-付問 1. 通信機器の使用に制限を設ける場合

(A) から (E) のいずれかの通信機器について、「使用は一部制限している」と回答した婦人保護施設 29 か所に対して、どのような場合に制限を設けているのかを自由記述で尋ねた。その結果、29 所から回答が得られ、「本人名義ではない通信機器の場合」、「加害者から追及の可能性がある場合」、「支払い能力がない場合」、「アプリの ID 等が加害者等に知られている場合」、「(使用は) 自立退所の準備段階のみ」といった事項が挙げられた (図表 117)。

図表 117 Q5-付問 1. 通信機器の使用に制限を設けるのは、どのような場合ですか。具体的に教えてください。(自由回答)

- ・ 加害者名義の機器の場合。
- ・ 入所者に対する加害者の追跡が激しく、機器の利用によって入所者の所在が加害者に発覚してしまう恐れがある場合。
- ・ 支払能力の有無。
- ・ SNS やアプリのニックネームや ID が加害者や加害者と共通の友人に知られている場合、それらを使用しない。
- ・ (使用する場合は) 入所者が自立退所の準備段階で不動産業者等からの連絡先や信用保証の手続きに必要な場合、就労に伴い雇用主からシフト変更や緊急連絡用に所持を求められるような場合のみ。

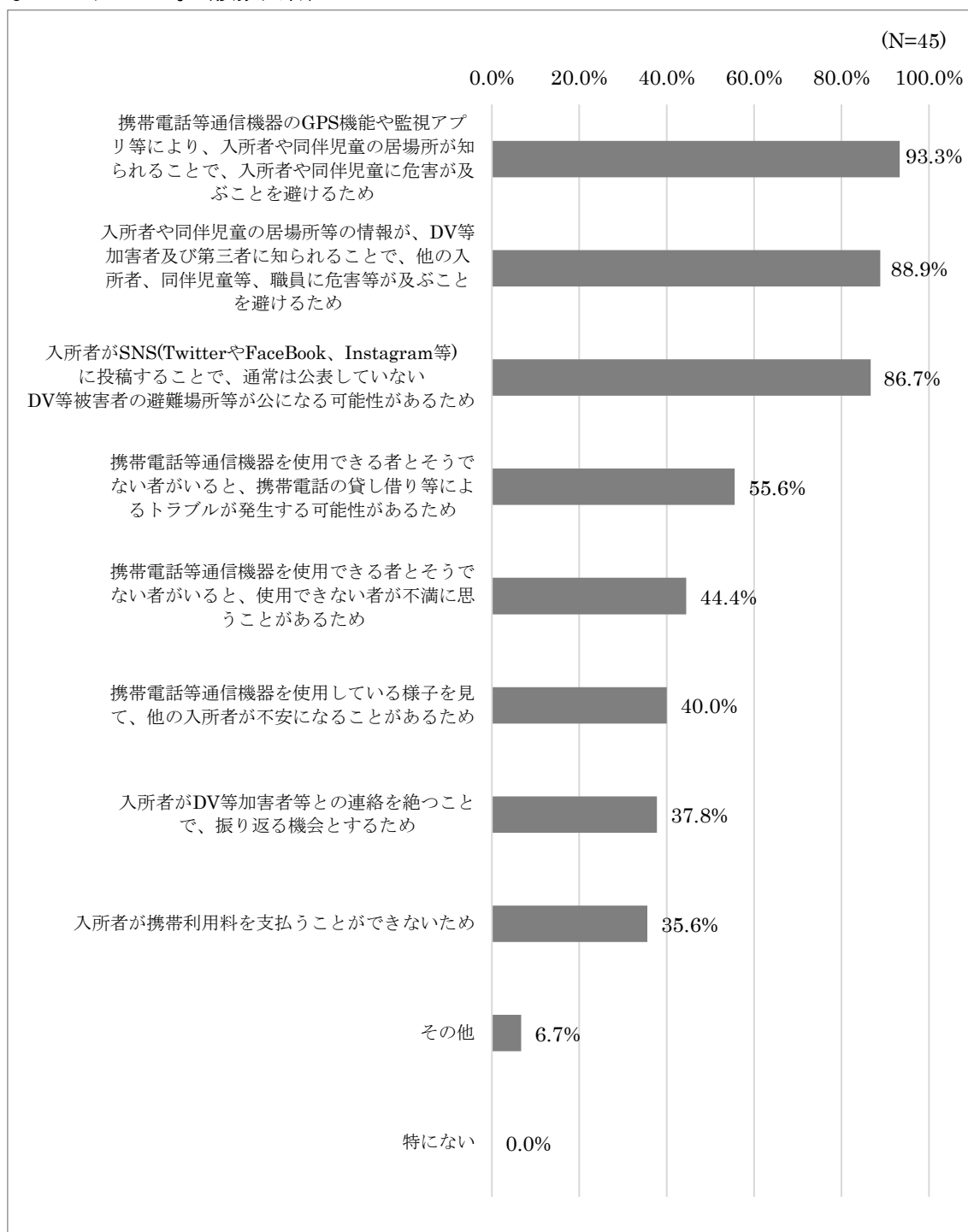
Q5-付問2. 制限が設けられている理由

次に、いずれかの通信機器について、「使用はすべて制限している」「使用は一部制限している」を選択した婦人保護施設に対して、制限が設けられている理由を複数回答で把握した。その結果、回答が最も多いのは、「携帯電話等通信機器のGPS機能や監視アプリ等により、入所者や同伴児童の居場所が知られることで、入所者や同伴児童に危害が及ぶことを避けるため」で42件(93.3%)、次いで、「入所者や同伴児童の居場所等の情報が、DV等加害者及び第三者に知られることで、他の入所者、同伴児童等、職員に危害等が及ぶことを避けるため」が40件(88.9%)、「入所者がSNS(TwitterやFaceBook、Instagram等)に投稿することで、通常は公表していないDV等被害者の避難場所等が公になる可能性があるため」が39件(86.7%)、「携帯電話等通信機器を使用できる者とそうでない者がいると、携帯電話の貸し借り等によるトラブルが発生する可能性があるため」25件(55.6%)、「携帯電話等通信機器を使用できる者とそうでない者がいると、使用できない者が不満に思うことがあるため」が20件(44.4%)、「携帯電話等通信機器を使用している様子を見て、他の入所者が不安になることがあるため」が18件(40.0%)、「入所者がDV等加害者等との連絡を絶つことで、振り返る機会とするため」が17件(37.8%)、「入所者が携帯利用料を支払うことができないため」が16件(35.6%)、「その他」が3件(6.7%)であった。(図表118)

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 当施設では通信機器の使用に際して目的を明らかにすること、目的外に使用しないこと、を定めている。目的外の際限のない使用になることを防止するため、制限を設けている。
- ・ スマホゲームへの依存症の者、暴力団関係者や風俗営業業者との繋がりが心配される者など個々の利用者の状況により利用制限を加える必要がある。
- ・ オンラインゲーム依存症や携帯依存症で負債を抱えて入所してきたり、風俗を経由して入所してきた方も少なくなく、自立を阻害する要因となる方は少なくないため。

図表 118 Q5-付問2. 携帯電話等通信機器の使用について、制限が設けられている理由を教えてください。(複数回答)



Q5-付問3. 制限がある場合の対応や支援上の工夫

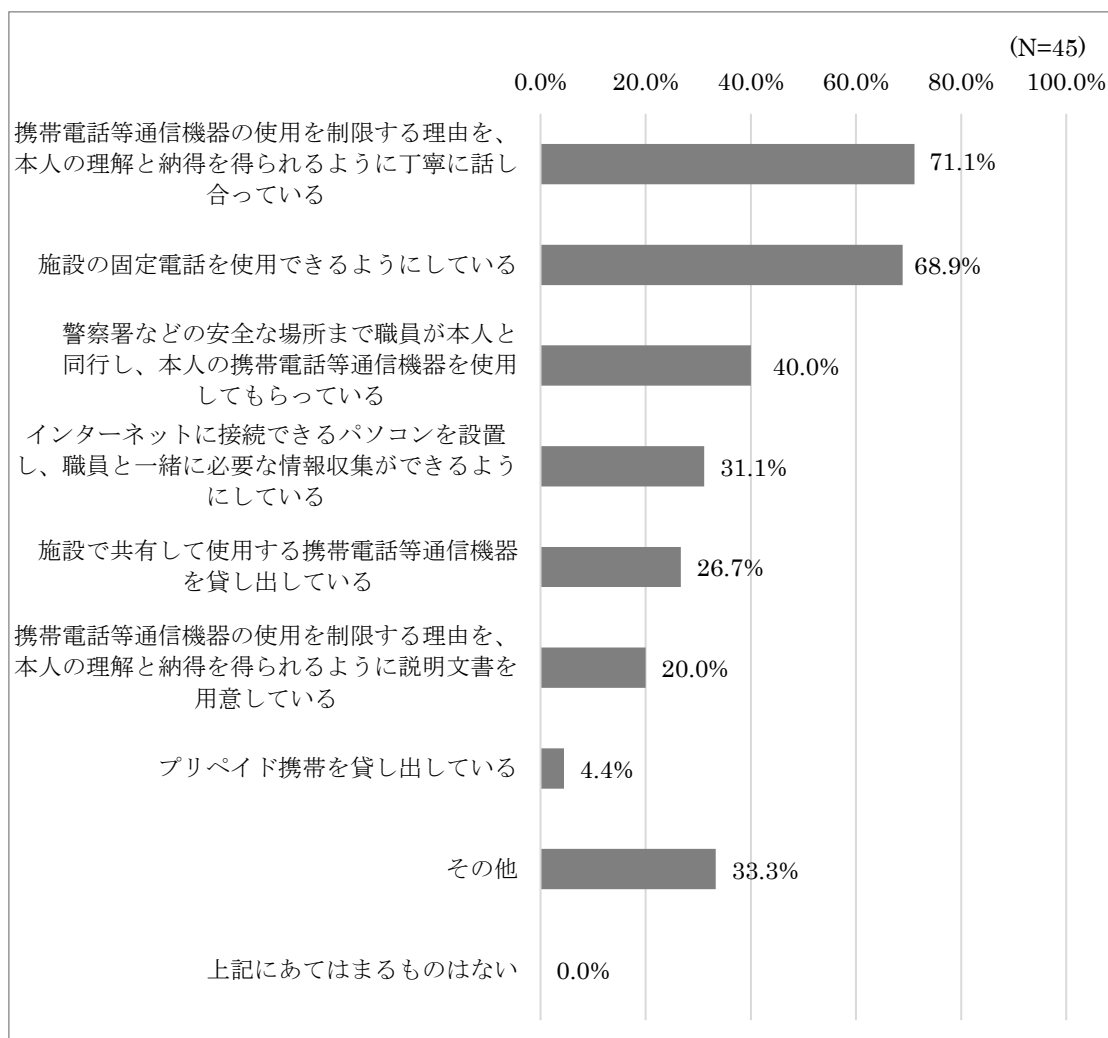
いずれかの通信機器について、「使用はすべて制限している」「使用は一部制限している」を選択した婦人保護施設に対して、どのような対応や支援上の工夫をしているかを複数回答で把握した。その結果、回答が最も多いのは、「携帯電話等通信機器の使用を制限する理由を、本人の理解と納得を得られるように丁寧に話し合っている」が32件(71.1%)、次いで、「施設の固定電話を使用できるようにしている」が31件(68.9%)、「警察署などの安全な場所まで職員が本人と同行し、本人の携帯電話等通信機器を使用してもらっている」が18件(40.0%)、「インターネットに接続できるパソコンを設置し、職員と一緒に必要な情報収集ができるようにしている」が14件(31.1%)、「施設で共有して使用する携帯電話等通信機器を貸し出している」が12件(26.7%)、「携帯電話等通信機器の使用を制限する理由を、本人の理解と納得を得られるように説明文書を用意している」9件(20.0%)、「プリペイド携帯を貸し出している」が2件(4.4%)、「その他」が15件(33.3%)であった。(図表119)

「その他」(自由記述)の内容は、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 保護命令発令等で安全確保された人、追跡のない人、新規購入した人等には、住居の契約や就職の連絡等限定的に使用を可能にしている。
- ・ 県警のサイバー犯罪対策課職員を講師に迎え、携帯電話等通信機器を利用した追跡被害防止について、職員向けに講座を実施。その後、施設が利用者向けにサイバー関係の学習会を実施し、携帯電話等の安全について学ぶ機会を設けている。
- ・ 施設付近に公的施設でインターネットを無料で使えるところなど情報提供するようにしている。
- ・ 今後、インターネットに接続できるパソコンを設置し、職員と一緒に必要な情報収集ができるようにしていきたい。
- ・ 賃貸物件契約時に通信機器の番号が必要なため、本人の持込んだ機器の使用(暴力被害者の場合、番号変更、新規購入又は、施設の貸し出し機器の利用のいずれかで対応。
- ・ 外出や受診の際に連絡用として施設のキッズケータイを貸与している。
- ・ 入所時に使用する「入所生活のきまり」の中で、携帯電話の預り及び電話の使用について説明している。
- ・ 加害者による追跡の危険がなく、就職活動上の必要性がある人については、事務室で職員が受電し、職員同席のもと、使用してもらうこととしている。
- ・ 共有の携帯電話は貸し出しているが職員同席の元のみ使用可能としている。
- ・ 公用の携帯電話を備えてあり、必要時は職員同伴のもと、使用できるようにしている。
- ・ 就労などで外出する場合には、所持金の中から電話代(公衆電話代)を手渡している。
- ・ 外部との連絡が必要な場合は、職員が立ち合い、公用携帯電話を使用して連絡をとってもらう。
- ・ 施設の携帯を貸し出して緊急連絡用にしている。

- ・ ピンク電話を一台事務所前に設置し、硬貨のみだが、自由に通信できるようにしている。

図表 119 Q5-付問3. 携帯電話等通信機器の使用に何かしらの制限がある場合、貴施設ではどのような対応や支援上の工夫をしていますか。(複数回答)



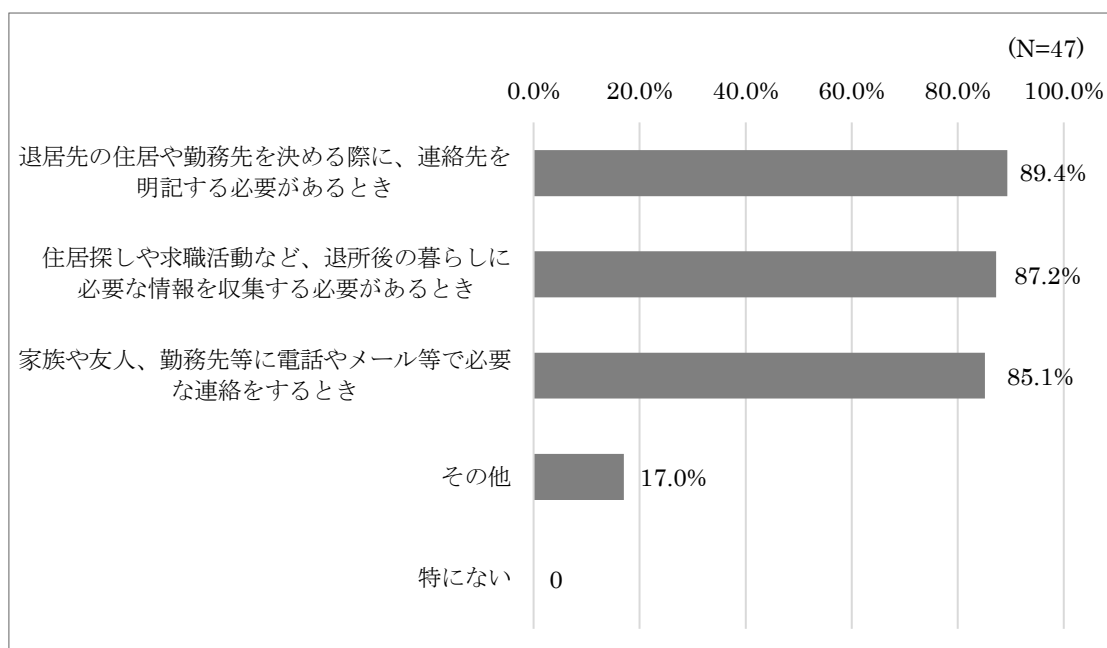
Q5-付問4. 入所者が携帯電話等通信機器を必要とする場合

ここでは、すべての婦人保護施設に対して、一時保護所に入所中の入所者が、携帯電話等通信機器を必要とするのはどのような場合か、複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは、「退居先の住居や勤務先を決める際に、連絡先を明記する必要があるとき」で42件(89.4%)、次いで、「住居探しや求職活動など、退所後の暮らしに必要な情報を収集する必要があるとき」が41件(87.2%)、「家族や友人、勤務先等に電話やメール等で必要な連絡をするとき」が40件(85.1%)、「特にない」が0件(0.0%)、「その他」が8件(17.0%)であった。(図表 120)

「その他」（自由記述）の内容は、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 情報収集、ネット通販、メルカリの利用等。
- ・ 余暇。
- ・ 保護命令申立に必要な証拠が保存されている時。
- ・ 友人への連絡は認めていない。／家族への連絡は、退居先の住居の確保時に必要な場合。／同伴児がいる場合の学校等への連絡で必要最低限の場合のみ利用可としている。
- ・ 勤務先。
- ・ 保護命令申立に添付する証拠書類（暴力・脅迫を受けたことを証明する資料）を取り出すとき。
- ・ 仕事の業務上必要な場合。
- ・ 利用者単独の外出時に施設との連絡手段が必要なとき。

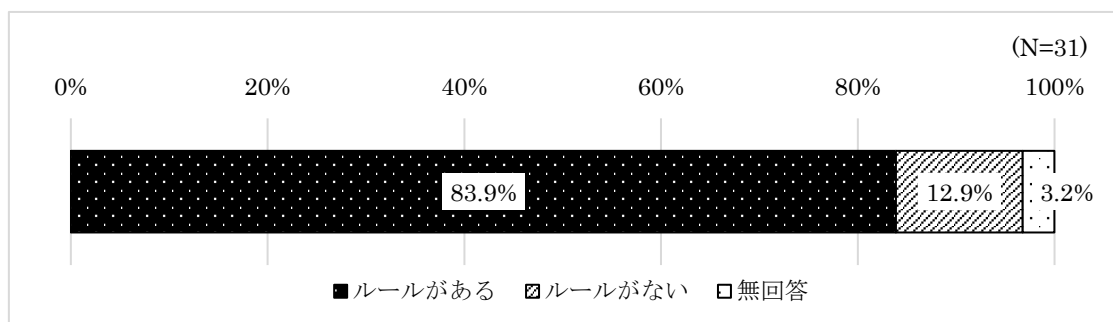
図表 120 Q5-付問4.入所中に入所者が携帯電話等通信機器を必要とするのは、どのような場合ですか。（複数回答）



Q6. 携帯電話等通信機器の所持や使用にあたってのルールの有無

いずれかの通信機器について、「使用は一部制限している」「使用の制限はしていない」と回答した婦人保護施設 31 所に対して、通信機器の所持や使用にあたり、支援上必要となるために守るようお願いしているルールがあるかを尋ねた。その結果、「ルールがある」が 26 件 (83.9%)、「ルールがない」が 4 件 (12.9%)、「無回答」が 1 件 (3.2%) であった (図表 121)。

図表 121 Q6. 携帯電話等通信機器の所持や使用にあたり、支援上必要となるために守るようお願いしているルールはありますか。(単一回答)



Q6-付問1. 携帯電話等通信機器の所持や使用についてのルールの内容

Q6において「ルールがある」と回答した婦人保護施設 26 件に対して、通信機器の所持や使用についてどのようなルールの内容かを複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは、「SNS に投稿しない(外部に居場所が分かるような発信はしない)」が 24 件 (92.3%)、次いで、「施設内の写真を撮らない」が 22 件 (84.6%)、「他の入所者の写真を撮らない」が 22 件 (84.6%)、「使用場所に決まりがある」が 22 件 (84.6%)、「入所者同士で携帯電話等通信機器の貸し借りをしない」が 21 件 (80.8%)、「加害者等名義の携帯電話等通信機器であれば、新たな機器を取得してもらおう」が 17 件 (65.4%)、「加害者等とメール等のアカウントやパスワードを共有している場合、アカウントやパスワードを変更して使用する」が 12 件 (46.2%)、「加害者等名義の携帯電話等通信機器でない場合、警察等の安全な場所に行き、携帯電話等通信機器の位置情報を全て OFF にする」が 11 件 (42.3%)、「使用時間帯に決まりがある」が 8 件 (30.8%)、「その他」が 11 件 (42.3%) であった (図表 122)。

なお、使用場所については、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 自室
- ・ 法人の施設の敷地の外
- ・ 主に相談室
- ・ 婦人保護施設以外
- ・ 自分の居室

- ・ 相談室で職員立合いのもと。警察等の安全な場所
- ・ 居室
- ・ 共用部分不可
- ・ 自分の居室内
- ・ 施設内であれば自身の居室のみ
- ・ 自分の居室
- ・ 施設の共有スペース以外で使用可
- ・ 電話室
- ・ 施設内、施設周辺
- ・ 職員立ち合いの上、相談室など
- ・ 自室のみ
- ・ 他の利用者の前では使用しない
- ・ 自分の居室内で使用
- ・ 外出時のみ
- ・ 施設内では仕事しない

また、使用時間帯については、以下のような事項が挙げられた。

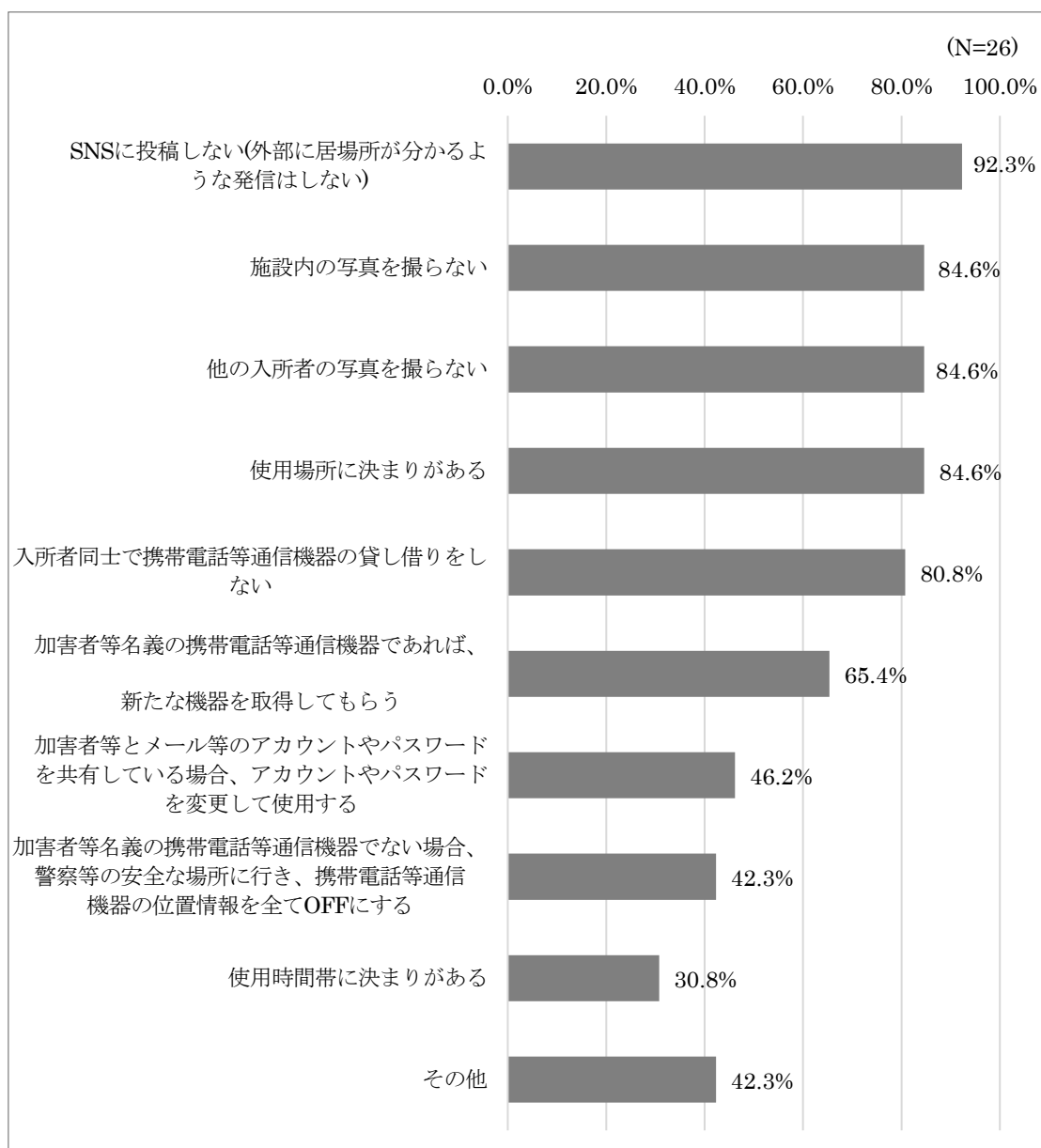
- ・ 8:00～18:00
- ・ AM6:00～PM9:00
- ・ 就業時等外出時
- ・ ご自身で生活のリズムや健康を考えて
- ・ 事務室に職員がいる勤務時間内
- ・ 夜間帯は預かる
- ・ 仕事から帰った後、消灯まで

「その他」（自由記述）の内容は、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 携帯番号の交換をしない。
- ・ 課金しない。
- ・ アカウントの作成はしない。
- ・ 利用時間外は機器を事務室へ預け。
- ・ 各自の居室では使用せず、使用時は相談室など他入所者の目にふれない場所を選ぶ。
- ・ 利用者間で連絡先の交換をしない。
- ・ ネットショッピングは利用しない。
- ・ 他者や施設の安全を脅かすようなトラブルに発展した場合は、機器使用の継続を検討する場合がある。
- ・ 使用許可がある時は所定の場所で使用。

- ・ 職員同席で使用。
- ・ 共有の場では会話等、他者の迷惑にならないようにする。
- ・ 入所者の方全ての方が利用することはなく、退所時や仕事の関係で必要な方のみ新たに機器を取得し使用。使用時間や場所などケースごとにその時その時で話し合い使用してもらっている。
- ・ GPS 機能は切断する。
- ・ 追跡アプリ等の危険なアプリケーションがダウンロードされている場合はアンインストールする。
- ・ 使用目的を施設と確認し、目的外の使用はしない。
- ・ 他利用者に電話番号やメールアドレスを教えない。
- ・ インターネット（メール・ウェブサービスの申込みはしない）。
- ・ 個人情報を外部に流さない。
- ・ メールは SMS(電話番号) のみ可。
- ・ 借金がないこと。
- ・ 就労し継続しており、定収があること。
- ・ DV 被害者等の場合、安全確保に支障がないこと。
- ・ 就労継続して安定収入があること。
- ・ 帰宅後は即金庫保管とすること。

図表 122 Q6-付問1. (Q6において「1 ルールがある」と回答した方にうかがいます。) 携帯電話等通信機器の所持や使用についてのルールはどのような内容ですか。(単一回答)



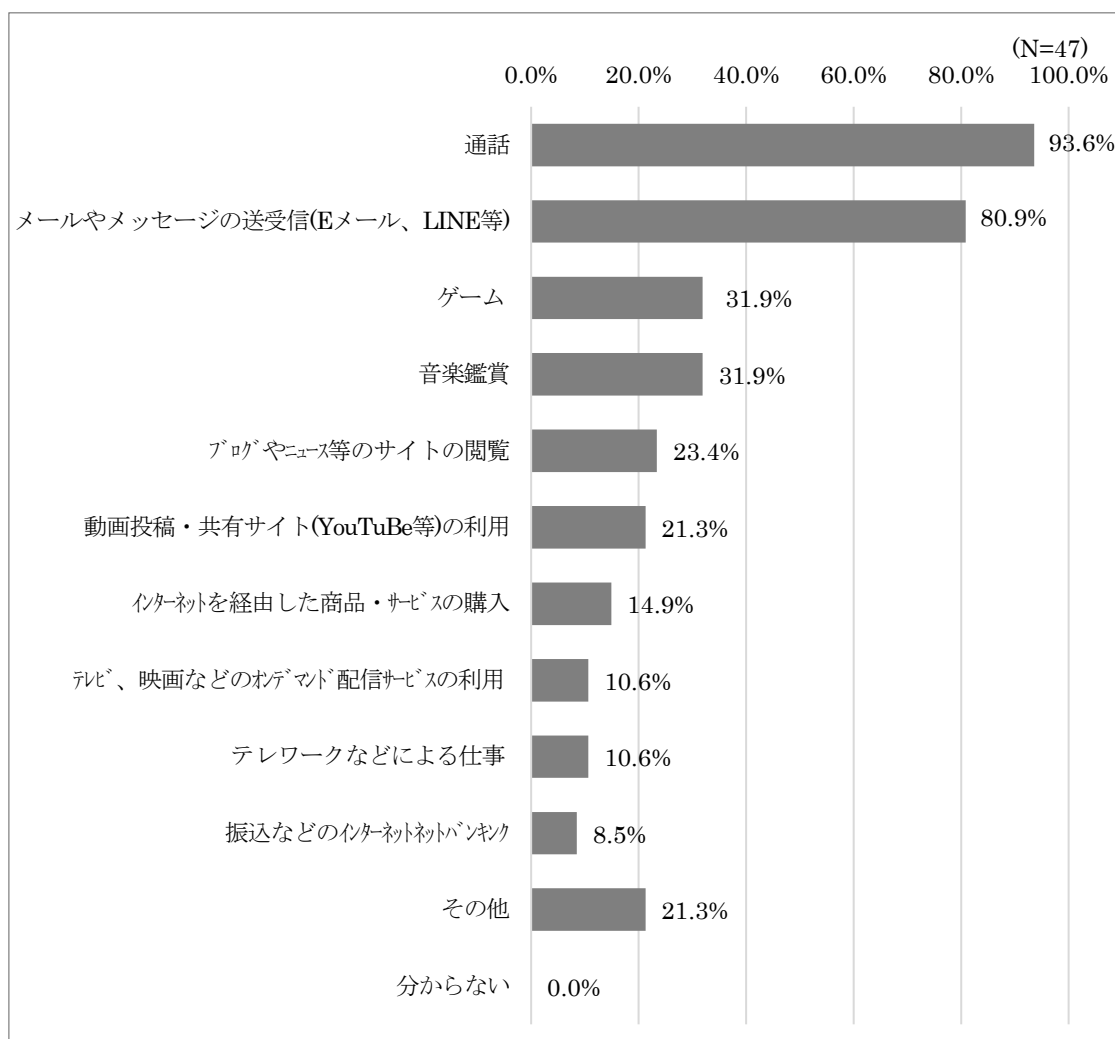
Q7. 通信機器を使用したいという要望の内容

入所者や同伴児童からは、何をするために通信機器を使用したいという要望があるのかを、あてはまるもの上位3つを選択する形式で尋ねた。その結果、入所者本人において回答が最も多いのは、「通話」が44件(93.6%)、次いで、「メールやメッセージの送受信(Eメール、LINE等)」が38件(80.9%)、「ゲーム」が15件(31.9%)、「音楽鑑賞」が15件(31.9%)、「ブログやニュース等のサイトの閲覧」が11件(23.4%)、「動画投稿・共有サイト(YouTube等)の利用」が10件(21.3%)、「インターネットを経由した商品・サービスの購入」が7件(14.9%)、「テレビ、映画などのオンデマンド配信サービスの利用」が5件(10.6%)、「テレワークなどによる仕事」が5件(10.6%)、「振込などのインターネットバンキング」が4件(8.5%)、「その他」が10件(21.3%)であった。(図表123)

「その他」(自由記述)の内容は、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 写真を見たい。
- ・ アパート等住宅情報の取得、新生活地域の情報、賃貸アパート情報の検索、生活情報の検索。
- ・ 所持している通信機器の料金プランや利用データ量を変更するために使用したい(手続きのために外出することへの不安感が強かった)。
- ・ アドレス帳の利用。
- ・ 調べもの→交通手段、資格について、自立の際のアパート情報など。
- ・ 携帯電話契約状況の確認。
- ・ 求人情報の検索、求人案内サイトの検索、就労情報の収集について。

図表 123 Q7.入所者からは、何をするために通信機器を使用したいという要望がありますか。(複数回答)

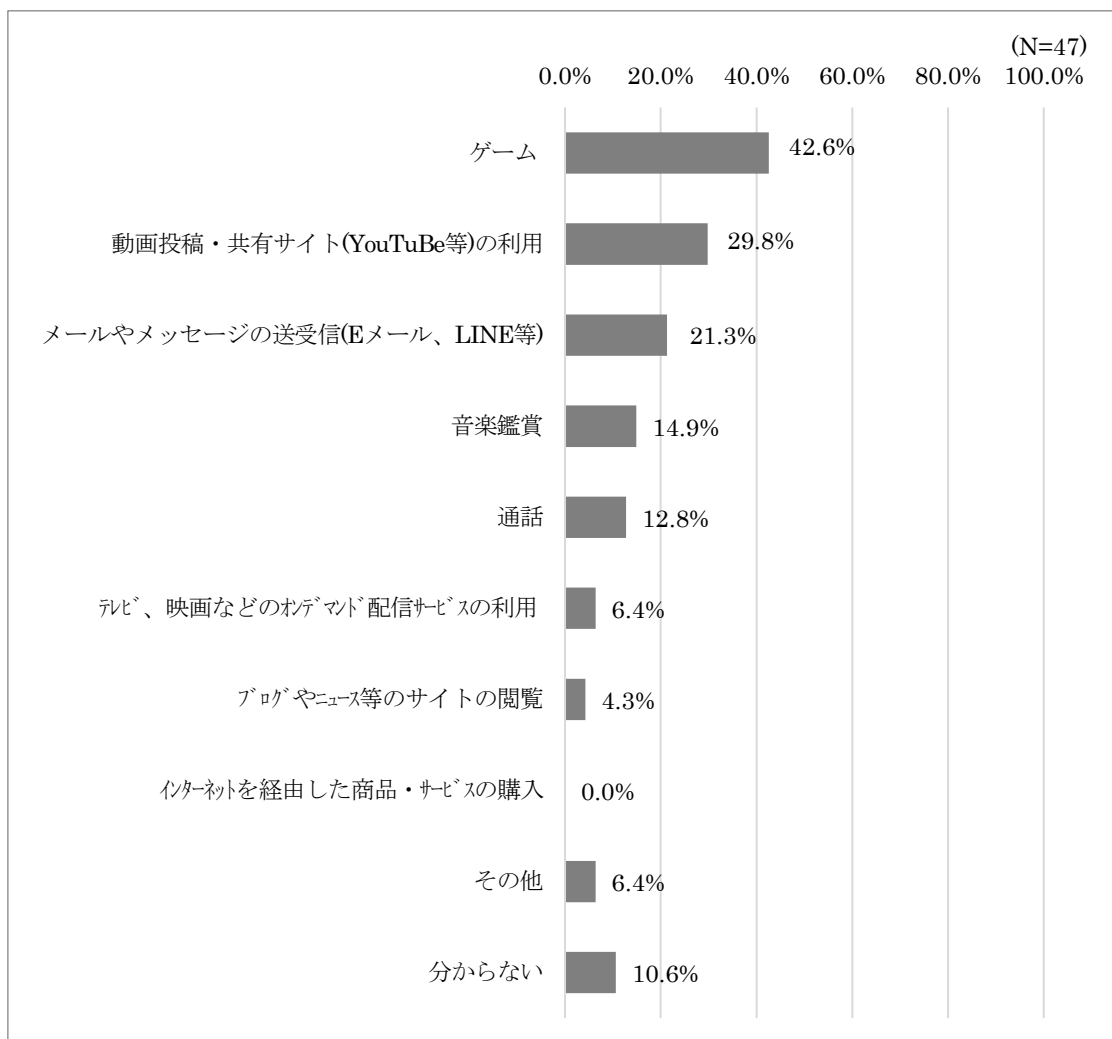


同伴児童において回答が最も多いのは、「ゲーム」で20件(42.6%)、次いで、「動画投稿・共有サイト(YouTube等)の利用」が14件(29.8%)、「メールやメッセージの送受信(Eメール、LINE等)」が10件(21.3%)、「音楽鑑賞」が7件(14.9%)、「通話」が6件(12.8%)、「テレビ、映画などのオンデマンド配信サービスの利用」が3件(6.4%)、「ブログやニュース等のサイトの閲覧」が2件(4.3%)、「分からない」が5件(10.6%)、「その他」が3件(6.4%)であった。(図表 124)

「その他」(自由記述)の内容は、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 動画鑑賞

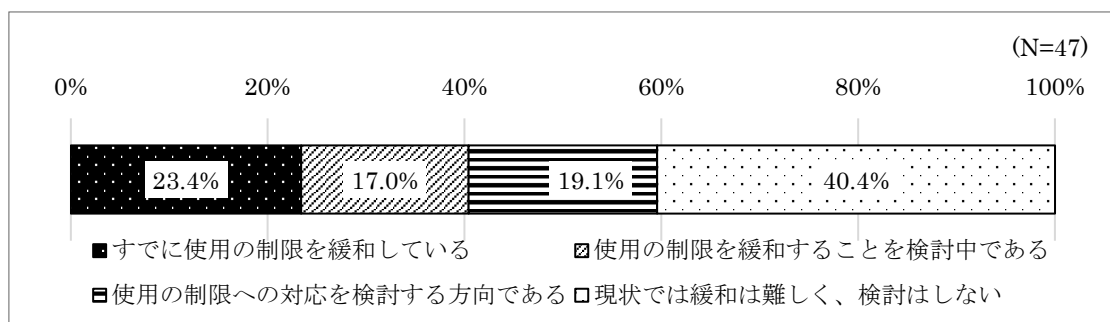
図表 124 Q7. 同伴児童からは、何をするために通信機器を使用したいという要望がありますか。(複数回答)



Q8. 携帯電話等通信機器の使用についての今後の意向

携帯電話等通信機器の使用について、今後どのようにしようと考えているかを単数回答で把握した。その結果、「現状では緩和は難しく、検討はしない」は19件(40.4%)、「すでに使用の制限を緩和している」との回答は11件(23.4%)、「使用の制限への対応を検討する方向である」は9件(19.1%)、「使用の制限を緩和することを検討中である」は8件(17.0%)、であった(図表125)。

図表 125 Q8. 貴所では、携帯電話等通信機器の使用について、今後どのようにしようと考えていますか。(単一回答)



Q8-付問1. 携帯電話等通信機器の使用の制限を緩和することにおける課題

Q8 において、通信機器の使用について、「使用の制限を緩和することを検討中である」「使用の制限への対応を検討する方向である」「現状では緩和は難しく、検討はしない」のいずれかに回答した婦人保護施設36件に対して、通信機器の使用の制限を緩和することについて課題と感じている点を自由記述で尋ねた。その結果、33件の婦人相談所一時保護所から回答が得られ、「追跡・居場所の特定」、「秘匿性が守られない」、「技術的困難さ」、「入所理由の多様さ」、「入所者間トラブル」、「心理的な課題」、「依存・費用の問題」といった事項が挙げられた。主な記載は以下の通りである(図表126)。

図表 126 Q8-付問1. 携帯電話等通信機器の使用の制限を緩和することにおいて、課題と感じているのはどのような点ですか。具体的に教えてください。(自由回答)

追跡・居場所特定の危険性	・ 使用によりGPS機能、位置情報等により、入所者、同伴児の居場所が知られ危害が及ぶ恐れが生じ、支援にも支障が出る
秘匿性が守られない	・ カメラ付きの通信機器を用いた場合、保護所内や保護所から見た外観を撮影され退所後に画像等が流出した場合、シェルターとしての機能を果たせなくなる可能性がある。
技術的困難さ	・ 入所者が持ち込んだ携帯電話等が加害者に位置情報などを発信していないか、評価、確認することが困難であること。

入所理由の多様さ	・ 入所者それぞれに入所の理由が異なるため、画一的な制限緩和では、各ケースの状況に柔軟に対応するのが難しい。
入所者間トラブル	・ 入所者同士の貸借や、同伴児が勝手に使おうとするケースへの対応が困難となる場合がある。
心理的な課題	・ 依存などの心配
費用の問題	・ 使用を金銭的なことを考えず携帯破産してしまわないかなど。

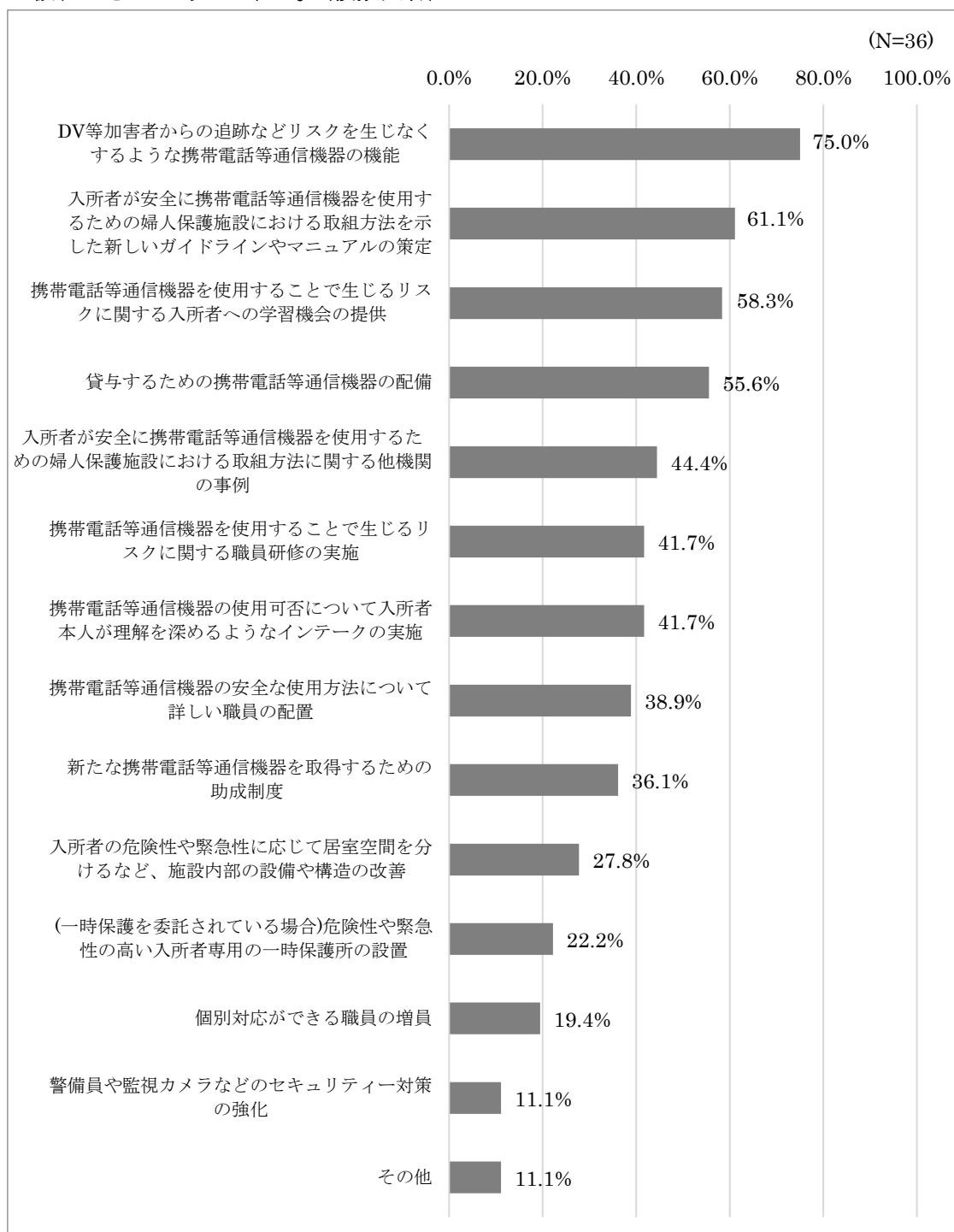
Q8-付問 2. 携帯電話等通信機器の使用の制限が緩和できる条件

Q8において、通信機器の使用について、「使用の制限を緩和することを検討中である」「使用の制限への対応を検討する方向である」「現状では緩和は難しく、検討はしない」のいずれかに回答した婦人保護施設 36 件に対して、どのような条件が整備されれば、通信機器の使用の制限が緩和できると考えるかを、複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは、「DV 等加害者からの追跡などリスクを生じなくするような携帯電話等通信機器の機能」が 27 件 (75.0%)、次いで、「入所者が安全に携帯電話等通信機器を使用するための婦人保護施設における取組方法を示した新しいガイドラインやマニュアルの策定」が 22 件 (61.1%)、「携帯電話等通信機器を使用することで生じるリスクに関する入所者への学習機会の提供」が 21 件 (58.3%)、「貸与するための携帯電話等通信機器の配備」が 20 件 (55.6%)、「入所者が安全に携帯電話等通信機器を使用するための婦人保護施設における取組方法に関する他機関の事例」が 16 件 (44.4%)、「携帯電話等通信機器を使用することで生じるリスクに関する職員研修の実施」が 15 件 (41.7%)、「携帯電話等通信機器の使用可否について入所者本人が理解を深めるようなインテークの実施」が 15 件 (41.7%)、「携帯電話等通信機器の安全な使用方法について詳しい職員の配置」が 14 件 (38.9%)、「新たな携帯電話等通信機器を取得するための助成制度」が 13 件 (36.1%)、「入所者の危険性や緊急性に応じて居室空間を分けるなど、施設内部の設備や構造の改善」が 10 件 (27.8%)、「(一時保護を委託されている場合)危険性や緊急性の高い入所者専用の一時保護所の設置」が 8 件 (22.2%)、「個別対応ができる職員の増員」が 7 件 (19.4%)、「警備員や監視カメラなどのセキュリティー対策の強化」が 4 件 (11.1%)、「その他」が 4 件 (11.1%) であった。(図表 127)

「その他」(自由記述)の内容は、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 暴力被害者とそうでない利用者とは混在した生活の場をハード面で分離する
- ・ 追跡の危険性が低い入所者、同伴児のための婦人保護施設の設置または婦人保護委託。
- ・ スマホのリスク教育の中でいわれているネットへの書きこみ等について、自分の家の玄関に貼る覚悟で書かなければならないと言われているが入所者や同伴児がその意味を充分理解されないまま使っている場合がほとんどである

図表 127 Q8-付問2. どのような条件が整備されれば、携帯電話等通信機器の使用の制限が緩和できると考えますか。(複数回答)



Q9. 携帯電話等通信機器の使用を制限する理由についての説明方法

通信機器の使用を制限する理由について、入所者にどのような方法で説明しているのか、自由記述で尋ねたところ、45 件の婦人保護施設から回答が得られた。その結果をみると、「入所前に説明」といった説明時期に関する記述、「口頭で説明」、「書面で説明」などの説明方法に関する記述、「危険・安全について説明」、「トラブル回避について説明」、「制限について説明」などの説明する内容についての記述に大別された。

①まず、説明する時期に関する回答をみると、「福祉事務所や警察等から、安全確保の観点で携帯電話の使用ができないことを入所前に説明してもらう」「入所される前に（一時保護時からにより）女性相談所から説明を受ける」など、入所前の時点で他機関が説明しているという回答がみられた。

②次に、説明方法についてみると、書面による説明では、「しおり」（ルビつき、わかりやすく短文で書いている）を配布し、その中に文書で書いているという婦人保護施設もあった。その他にも、「細かなルールについては明文化した上で、意味合いを一つ一つ説明し、同意を得たことについてルール化し、機器使用の前にサインをいただく。ルールの改定をする際には全体で話し合っって協議することになっている」など、入所者と話し合いながらルールを決めていく婦人保護施設もみられた。

③入所者に説明している内容としては、次のような回答があった（図表 128）。

図表 128 Q9. 携帯電話等通信機器の使用を制限する理由について、貴施設では入所者に対してどのような説明をして了解を得ていますか。具体的に教えてください。（自由回答）

危険・安全について説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所時に、携帯利用が入所者本人と他入所者に危険を及ぼす可能性があることを説明し、機器を預かります。同時に、今後の自立支援の中で、危険性に応じて、利用の程度を再度話しあい、検討していくことが可能であることも、併せて伝える。
トラブル回避について説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話等を利用することで、GPS 機能などで居場所が特定され、加害者がおしかけて来る可能性がある。本人だけでなく他の入所者にも危険が及ぶことを説明

Q10. 携帯電話等通信機器を使用できる人と使用できない人が混在している場合の配慮や工夫

携帯電話等通信機器を使用できる人と使用できない人が混在している場合に、婦人相談所においてどのような支援上の配慮や工夫をしているかを自由記述で尋ね、35 件の婦人保護施設から回答があった。その内容は、「他者の前で使用禁止」、「施設内で使用禁止」、「私用携帯以外を提供」、「利用ルールを説明」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである（図表 129）。

図表 129 Q10. 携帯電話等通信機器を使用できる人と使用できない人が混在している場合、貴施設では支援上どのような配慮や工夫をしていますか。入所者が本入所する場合と、緊急一時入所する場合とそれぞれ具体的に教えてください。（自由回答）

他者の前で使用禁止	<ul style="list-style-type: none"> 共有スペースに持ち込まない様、ルール化している。それでも使用している利用者がいた場合は、個別で説明している。 ・他利用者がある時には使用しない（基本自室で使用）。
施設内で使用禁止	<ul style="list-style-type: none"> 施設内での使用は一律禁止とし、施設外での使用を自立支援計画に基づき認める
私用携帯以外を提供	<ul style="list-style-type: none"> 事務所に公衆電話が1台設置されている。テレホンカードを購入してもらい使用してもらっている。また、事務所に1台携帯電話を保有している。アパート契約や就職支援などで、相手とのやりとりがある場合に使用してもらっている。 電話の使用が必要な時は当所の番号（相談室に設置）を利用してもらう。
利用ルールを説明	<ul style="list-style-type: none"> 加害者名義は使用できないことを対象者には説明を徹底する。

Q11. 携帯電話等通信機器を使用することで危険が生じたり支援が難しくなったりしたエピソード

携帯電話等通信機器を使用することで危険が生じたり支援が難しくなったりしたことがある場合、その具体的なエピソードを自由記述で尋ねた。その結果、17 の婦人保護施設から、23 件のエピソードが回答された。その内容は、「追跡や居場所が特定された」エピソードが最も多く、そのほかには、精神的面への影響や加害者との関係性、秘匿性が守られない問題、入所者間のトラブルなどが挙げられた（図表 130）。

図表 130 Q11. 携帯電話等通信機器を使用することで危険が生じたり支援が難しくなったりしたことがある場合、その具体的なエピソードをお教えてください。(自由回答)

結果	原因（ツール、きっかけ）
追跡にあった	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源を入れてしまった ・ 携帯番号は変更したが、SNS の ID を変更せずに利用した ・ 加害者名義の携帯電話を同伴児が勝手に使用した ・ メールで連絡した ・ SIM カードが取り出されていなかった（充電時に追跡）
施設の秘匿性が守れなかった	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者が無断でスマートフォンを購入し、加害者と連絡を取り合い、施設の所在地等の情報を提供した ・ 携帯電話を使用して、施設内で撮影した画像を男性に送信した ・ 携帯電話で所内の写真を撮影し、SNS にアップした
入所者の精神面に影響した	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話の電源を入れたところ、加害者から復縁を求めるメールが届いており、それを見た入所者に気持ちの揺らぎが生じた ・ 過去のメールを見ているうちに加害者や地元が恋しくなり、支援が難しくなった ・ ネットで知り合った男性との交際により、精神的に不安定になり仕事や生活にも影響が生じた
トラブルが生じた	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護所入所者からの不満や貸し借りの問題が生じた ・ 同時期に一時保護していた方同士が連絡先を交換しており別々の退所先で情報交換を継続し、他者との条件等の相違を訴えた

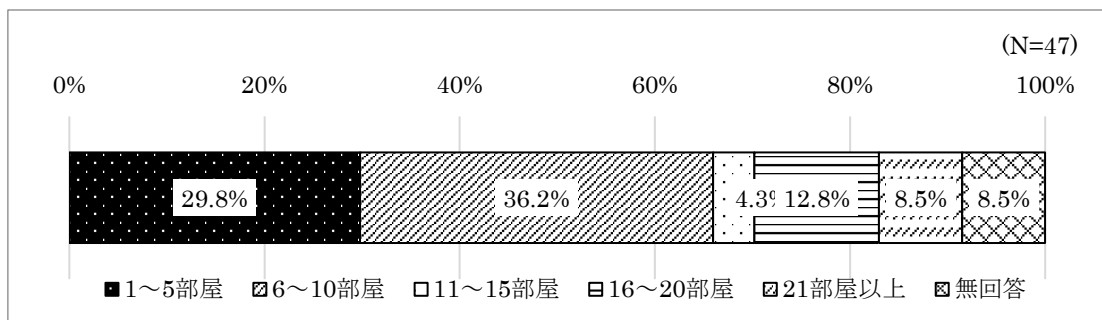
Ⅲ. 貴所の設備や貴所における集団生活について

Q12. 居室について

① 個室と相部屋それぞれの部屋数

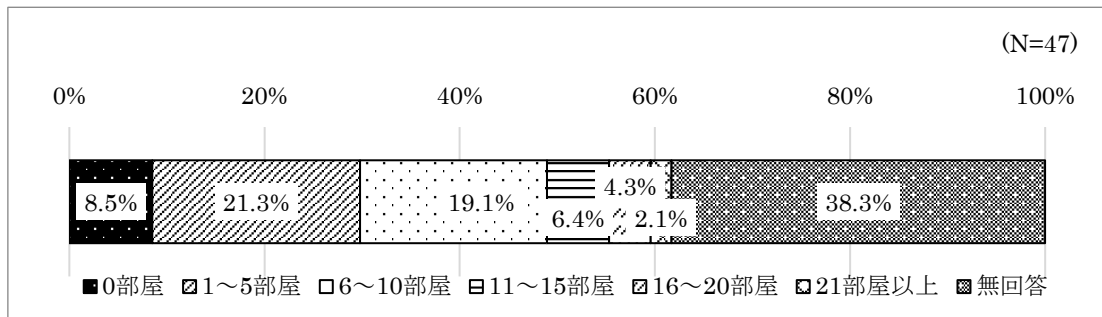
ここでは、婦人保護施設について、個室と相部屋、それぞれの居室の数を尋ねた。その結果、個室は「6～10 部屋」が 17 件 (36.2%)、1～5 部屋」が 14 件 (29.8%)、「16～20 部屋」が 6 件 (12.8%)、「21 部屋以上」が 4 件 (8.5%)、「11～15 部屋」が 2 件 (4.3%)、「無回答」が 4 件 (8.5%) であった。なお、平均が 10.6 部屋、最大が 50.0 部屋、最小が 1.0 部屋であった (図表 131)。

図表 131 Q12. 居室について教えてください。①居室は個室が何室ありますか。(自由回答)



相部屋は、「1～5 部屋」が 10 件 (21.3%)、「6～10 部屋」が 9 件 (19.1%)、「0 部屋」が 4 件 (8.5%)、「11～15 部屋」が 3 件 (6.4%)、「16～20 部屋」が 2 件 (4.3%)、「21 部屋以上」が 1 件 (2.1%)、「無回答」が 18 件 (38.3%) であった。なお、平均が 7.3 部屋、最大が 38.0 部屋、最小が 0 部屋であった。また、1 室あたりの入居者数は平均 2.1 人、最大 4.0 人、最小 1.0 人であった (図表 132)。

図表 132 Q12. 居室について教えてください。①居室は相部屋が何室ありますか。(自由回答)



②個室に入所する場合

個室がある場合に、入所者はどのような場合に個室に入所するかを自由記述で尋ねた。その結果、38件の婦人保護施設から回答が得られ、その内容は、「原則個室」、「家族は1室」、「特定の条件がある方が個室」といった事項に分けられた。主な記載は以下の通りである（図表 133）。

図表 133 Q12. 居室について教えてください。②（個室がある場合）入所者はどのような場合に個室に入所しますか。（自由回答）

原則個室	・ 特に条件なく個室を利用。
家族は1室	・ 一世帯一室を原則としている。
特定の条件がある方が個室	・ 対人関係に苦手な場合、他人の生活音に耐えられないなど、精神的な課題がある場合等。 ・ 単身者は全て個室。

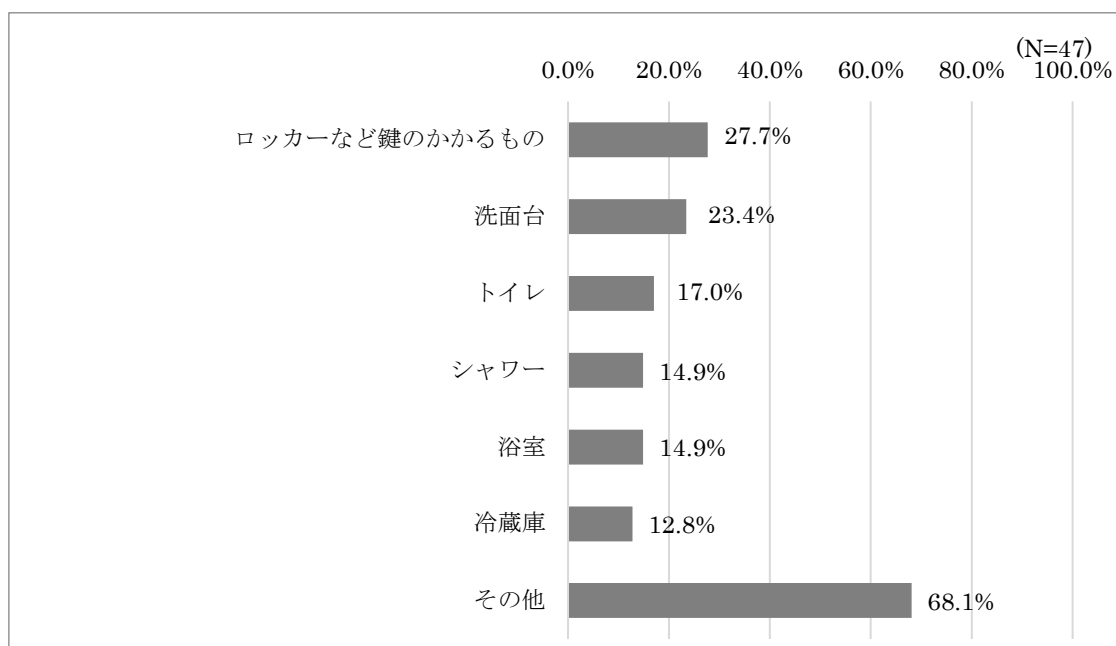
③すべての居室内に必ず備え付けてあるもの

すべての居室内に必ず備え付けてあるものについて、複数回答で尋ねた。その結果、最も多いのは、「ロッカーなど鍵のかかるもの」が13件(27.7%)、次いで、「洗面台」が11件(23.4%)、「トイレ」が8件(17.0%)、「シャワー」が7件(14.9%)、「浴室」が7件(14.9%)、「冷蔵庫」が6件(12.8%)、「その他」が32件(68.1%)であった（図表 134）。

「その他」（自由記述）の内容として、以下のような事項が挙げられた。

机、テーブル、座卓又はテーブル、文机、チェスト、テレビ、エアコン、暖房、CD ラジオ、化粧台、スタンドライト、電気スタンド、洗濯機、台所、椅子、ドレッサー、布団、タンス、ポット、電気ポット、鏡、鏡台、姿鏡、ドライヤー、食器、非常持出袋、ベッド、物干し台、室内干しグッズ、寮内用電話、ロッカー（鍵はかからない）、扇風機、クローゼット、こたつ、防犯グッズ（ヘルメット等）、防災セット（ヘルメット・水・ラジオ）、ライフジャケット、防災用品、DVD プレーヤー、時計、ハンガーラック、収納ケース、押入れ、衣装ケース、ビューロ兼鏡台

図表 134 Q12. 居室について教えてください。③すべての居室内に必ず備え付けてあるものを教えてください。(複数回答)



④居室によって備え付けているものが異なる場合や工夫していること等

居室によって備え付けている者が異なる場合や工夫していることについて、自由記述で尋ねた。その結果、26件の婦人保護施設から回答が得られた(図表 123)。主な回答は以下の通りである(図表 135)。

図表 135 Q12. 居室について教えてください。④居室によって備え付けているものが異なる場合や工夫していること等があれば教えてください(自由回答)

- ・ 妊婦が利用する部屋(2部屋)は洗面台、冷蔵庫が備え付いている。
- ・ 和室、洋室があり、入所者の希望や生活形態、体調によって選んでもらう。
- ・ 高齢者、身障者用の居室として、ベッド及び洗面台付を用意。
- ・ 単身者用としてCDラジカセを備え付けている。
- ・ 同伴児童がおられる場合は冷蔵庫のある居室としている。
- ・ 腰痛、膝痛等で立ち上がる動作が厳しい場合はベッドを対応。
- ・ 一時保護所と同じフロアである。婦人保護施設には感染症対策等でバスタイレが付いている部屋があり、入居者がいない場合には、一時保護委託時に使用することもある。
- ・ 机、イス、電気スタンド、衣装ケース、クローゼット、ベッド、カラーボックス。
- ・ 身体障がい者に対応したベッド、机、洗面台、トイレがある。
- ・ 母子が入居の際は、子どもの転落などの危険性から、ベッドは設置していない。
- ・ 洗面台、トイレ、浴室、簡易キッチン、冷蔵庫備え付けの居室が2室あり、ステップルームとして円滑な地域移行のために活用している。

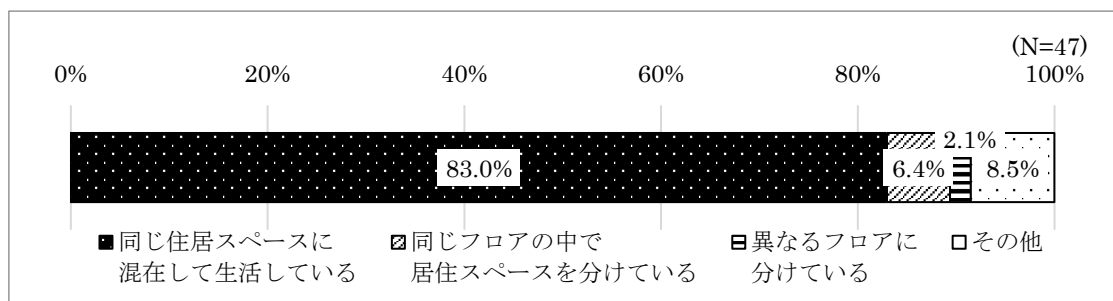
Q13. DV やストーカーなど加害者の追跡の恐れのある入所者と、追跡のない入所者の生活スペースの状況

婦人保護施設において、DV やストーカーなど加害者の追跡の恐れのある入所者と、追跡のない入所者の生活スペースがどのようになっているかを尋ねた結果、「同じ住居スペースに混在して生活している」が 39 件(83.0%)、「同じフロアの中で、居住スペースを分けている」が 3 件(6.4%)、「異なるフロアに分けている」が 1 件(2.1%)、「その他」が 4 件(8.5%)であった（図表 136）。

「その他」（自由記述）の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 措置入所は同じ居住スペースに混在、一時保護は別フロアになるので異なるフロア
- ・ 同じ居住スペースに混在して生活している場合と、異なるフロアに分けている場合とがある
- ・ DV 棟には別棟を備えている
- ・ 築 54 年の老朽化した施設を使用しているので、分けることが難しいが、国に建て替えの申請をしており、分けるように考えている。

図表 136 Q13. 貴設では、DV やストーカーなど加害者の追跡の恐れのある入所者と、追跡のない入所者の生活スペースは、どのようになっていますか。（単一回答）



Q13-付問 1. DV 等加害者からの追跡がある入所者や、そうでない入所者など様々な入所者が同じ空間で生活している場合に、特に気を付けていること

Q13 において、「同じ居住スペースに混在して生活している」と回答した 39 件の婦人保護施設に対して、DV 等加害者からの追跡がある入所者や、そうでない入所者など様々な入所者が同じ空間で生活している場合に、特に気を付けていることを自由記述で尋ねた。その結果、37 件の婦人相談所一時保護所から回答が得られ、その内容は、「個人情報・プライバシーの保護」、「使用する居室の配慮」、「入居者への説明徹底」、「ルールの設定」、「防犯体制の強化」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである（図表 137）。

図表 137 Q13-付問 1. (Q13 で「1 同じ居住スペースに混在して生活している」と回答した方にかかっています。) DV 等加害者からの追跡がある入所者や、そうでない入所者など様々な入所者が同じ空間で生活している場合に、貴施設が特に気を付けていることがありましたら教えてください。(自由回答)

個人情報・プライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者同士で個人情報をやり取りしないよう伝えている。 ・ 入所者同士で、入所経緯や困りごと等、話さないよう伝えている。 ・ お互いのプライベートなことはふみこまないよう伝える。安全な生活をする為「聞かない」「話さない」ことを伝えている。
使用する居室の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部屋ぎめ。
入居者への説明徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の主訴にかかわらず、当施設は暴力被害者も入所する施設なので秘匿の必要があることを伝え、施設について他所で口外しないようお願いしている。
ルールの設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追跡がある入所者をベースにルールを設定している。
防犯体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不審者など見かけた時は必ず入所者全員に注意を促す声かけをしている。

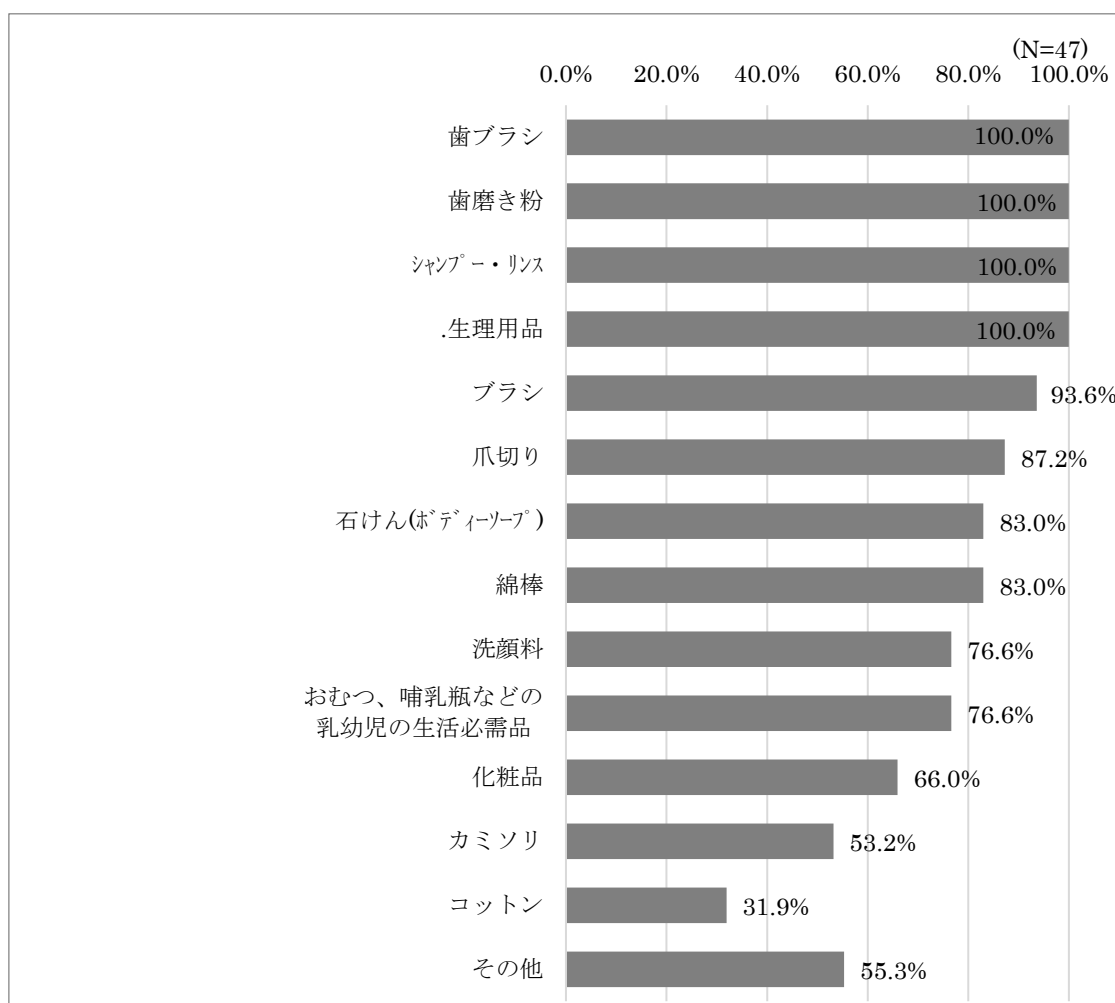
Q14. 身の回りの物を十分に持たずに入所した入所者への配慮として準備しているもの
(アメニティ)

婦人保護施設において、身の回りの物を十分に持たずに入所した入所者への配慮として準備しているものを尋ねた。その結果、回答が最も多いのは、「歯ブラシ」が 47 件(100.0%)、「歯磨き粉」が 47 件(100.0%)、「シャンプー・リンス」が 47 件(100.0%)、「生理用品」が 47 件(100.0%)、次いで「ブラシ」が 44 件(93.6%)、「爪切り」が 41 件(87.2%)、「石けん(ボディソープ)」が 39 件(83.0%)、「綿棒」が 39 件(83.0%)、「洗顔料」が 36 件(76.6%)、「おむつ、哺乳瓶などの乳幼児の生活必需品」が 36 件(76.6%)、「化粧品」が 31 件(66.0%)、「カミソリ」が 25 件(53.2%)、「コットン」が 15 件(31.9%)、「その他」が 26 件(55.3%)であった。(図表 138)

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

タオル類、バスタオルマスク、洗濯洗剤、衣類、下着、くつ下、くつ、粉ミルク、おしり拭き、コップ、オムツ(大人用)、洗顔、ベビーソープ、基礎化粧品、化粧水、乳液、紙マスク、ハンドクリーム、市販の医薬品、クレンジング、ドライヤー、寝具、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、洗濯用洗剤、洗濯かご、洗剤、柔軟剤、物干しピンチ、角ハンガー、洗面用具、洗面器、スリッパ、洗濯カゴ、基礎化粧品、シャンプーハット、コンタクト関連、入歯関連、個人用バスマット、カミソリと爪切りは職員が管理し希望者に貸し出し、ヘアゴム、日用洗剤全般、スキンケアクリーム、衣類等は寄付物品から提供可

図表 138 Q14. 身の回りの物を十分に持たずに入所した入所者への配慮として、貴施設で準備しているもの（アメニティ）を教えてください。（複数回答）



Q15. 共有スペースの状況

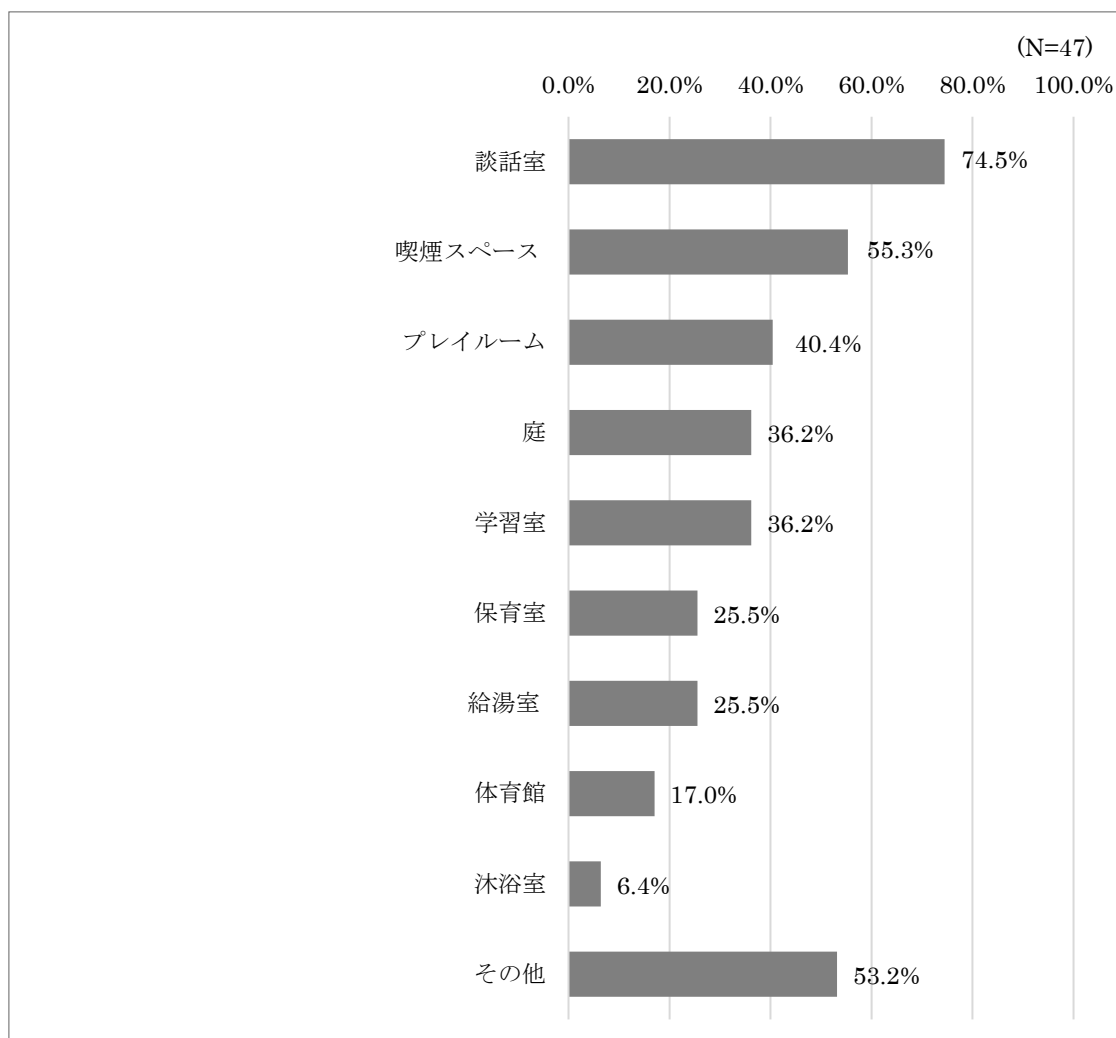
婦人保護施設に現在ある共有スペースについて、複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは、「談話室」が 35 件(74.5%)、次いで、「喫煙スペース」が 26 件(55.3%)、「プレイルーム」が 19 件(40.4%)、「庭」が 17 件 (36.2%)、「学習室」が 17 件 (36.2%)、「保育室」が 12 件 (25.5%)、「給湯室」が 12 件 (25.5%)、「体育館」が 8 件 (17.0%)、「沐浴室」が 3 件 (6.4%)、「その他」が 25 件 (53.2%) であった。(図表 139)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

娯楽室、雨天物干し場、図書室、図書コーナー、多目的ルーム、多目的ホール、食堂、内勤場、作業室、作業棟、トイレ、風呂、風呂場、浴室、物干し場、心理室、相談室、トレーニング室、娯楽室、洗面・洗濯場、洗濯室、乾燥室、電話室、医務室、洗面所兼洗濯室、技

能指導室、調理実習室、自立支援室、沐浴は診察室で行う、空いている居室をそのつど必要なスペースとしている、プレイランド、宿直室

図表 139 Q15. 貴施設にはどのような共有スペースがありますか。(複数回答)

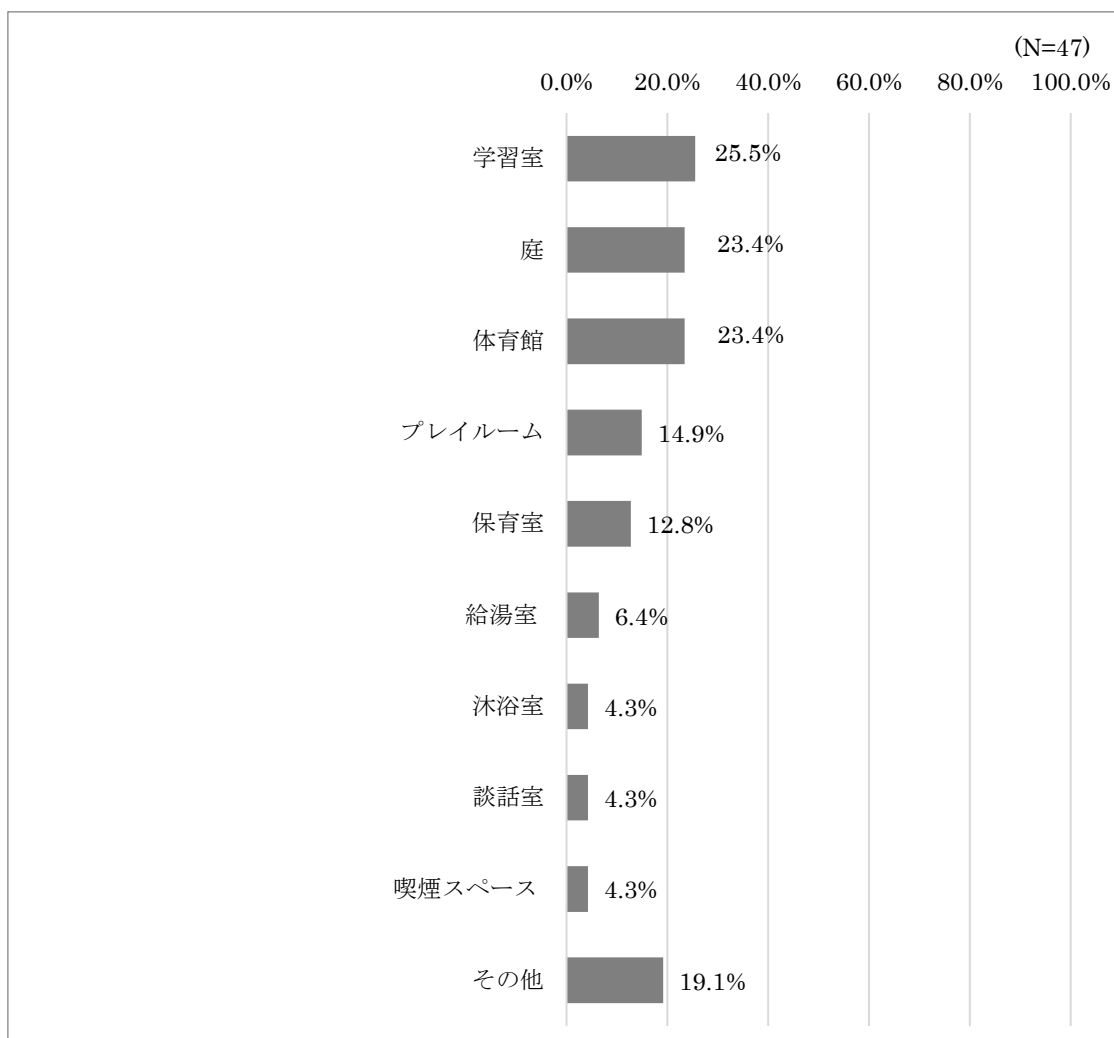


次に、婦人保護施設に欲しいと考える共有スペースについて、複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは、「学習室」が12件(25.5%)、次いで、「庭」が11件(23.4%)、「体育館」が11件(23.4%)、「プレイルーム」が7件(14.9%)、「保育室」が6件(12.8%)、「給湯室」が3件(6.4%)、「沐浴室」が2件(4.3%)、「談話室」が2件(4.3%)、「喫煙スペース」が2件(4.3%)、「その他」が9件(19.1%)であった(図表140)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。
調理(自立準備)室、洗濯乾燥室、同伴児が戸外で遊ぶための遊具や広場、心理室、図書

室、物品管理室、個別に入浴できるスペース、調理スペース、リラクゼーションルーム、ホール、研修室、感染症患者対応部屋

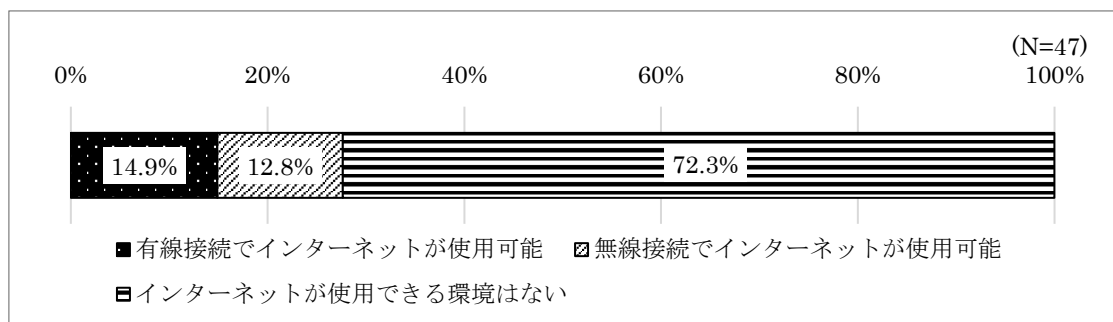
図表 140 Q15. 貴施設にはどのような共有スペースが欲しいと考えますか。(複数回答)



Q16. 入所者や同伴児童が利用できるインターネット環境の状況

婦人保護施設において、入所者や同伴児童が利用できるインターネット環境の状況について尋ねたところ、「インターネットが利用できる環境はない」との回答が34件(72.3%)、「有線接続でインターネットが使用可能」との回答は7件(14.9%)、「無線接続でインターネットが使用可能」との回答が6件(12.8%)であった(図表141)。

図表 141 Q16. 貴施設では、入所者や同伴児童が利用できるインターネット環境がありますか。(単一回答)



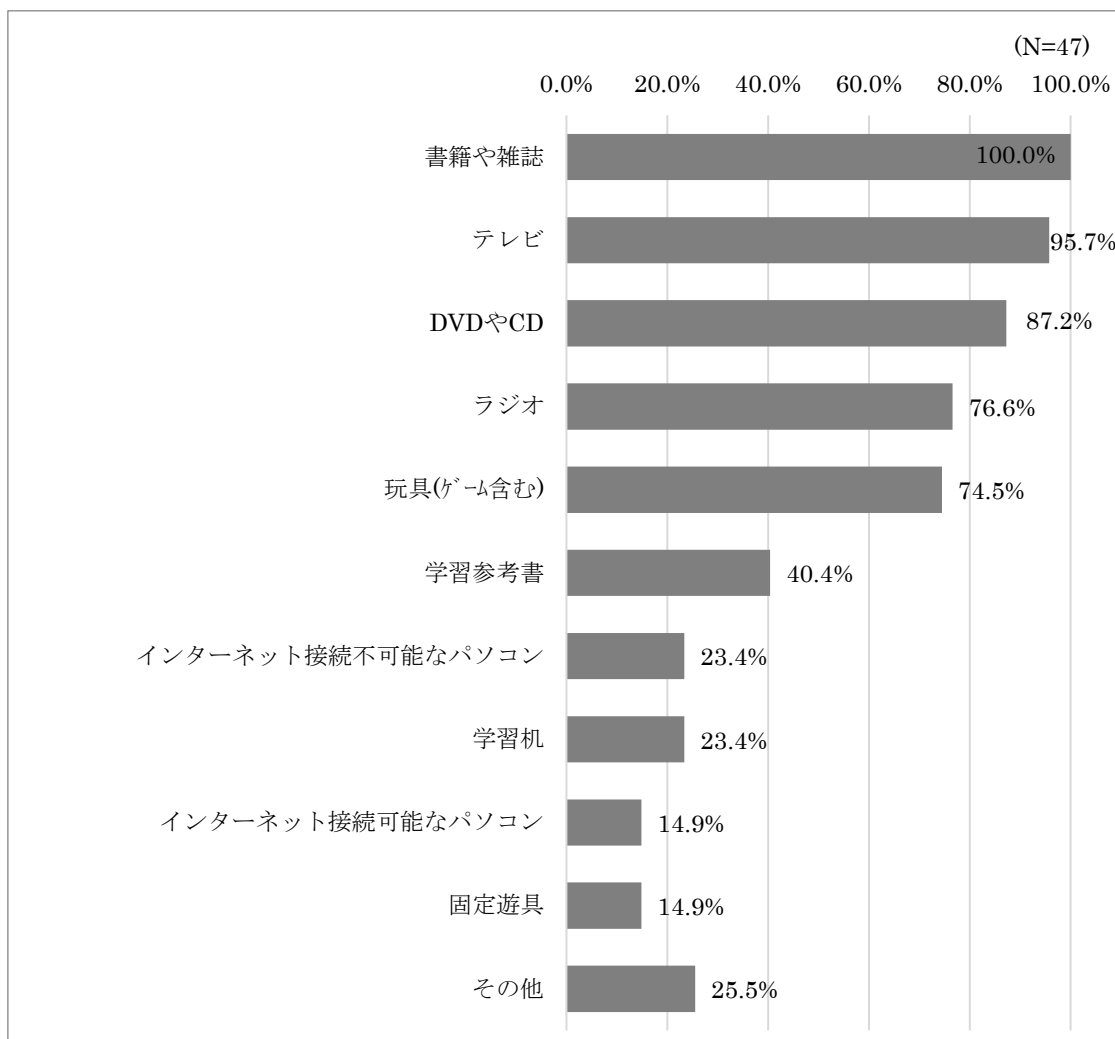
Q17. 入所者本人と同伴児童が使用可能なものと今後購入したいもの

婦人保護施設において入所者本人と同伴児童が使用可能なもの(貸与しているものを含む)を複数回答で尋ねた。その結果、「書籍や雑誌」が47件(100.0%)、次いで、「テレビ」が45件(95.7%)、「DVDやCD」が41件(87.2%)、「ラジオ」が36件(76.6%)、「玩具(ゲーム含む)」が35件(74.5%)、「学習参考書」が19件(40.4%)、「インターネット接続不可能なパソコン」が11件(23.4%)、「学習机」が11件(23.4%)、「インターネット接続可能なパソコン」が7件(14.9%)、「固定遊具」が7件(14.9%)、「その他」が12件(25.5%)であった(図表142)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

CDプレイヤー、アイロン、布団乾燥機、冷蔵庫、レンジ、ラジカセ、バドミントン用具、ボール、卓球台、キーボード、洗濯機、ミニすべり台、ミニ自動車、ドライヤー、DVDプレイヤー、新聞、電気ポット、ポット、グローブ、バレーボール、バスケットボール、カラオケ、卓球、体育館で使用する遊具、翻訳機、ベビーカー、就職活動、部屋検索に限りタブレット使用、自転車、ミシン、アイロン、(家庭用)カラオケ、血圧計、ベビーカー、ベビーカー、ドライヤー

図表 142 Q17. 入所者本人と同伴児童が使用可能なもの（貸与しているものを含む）を教えてください。（複数回答）

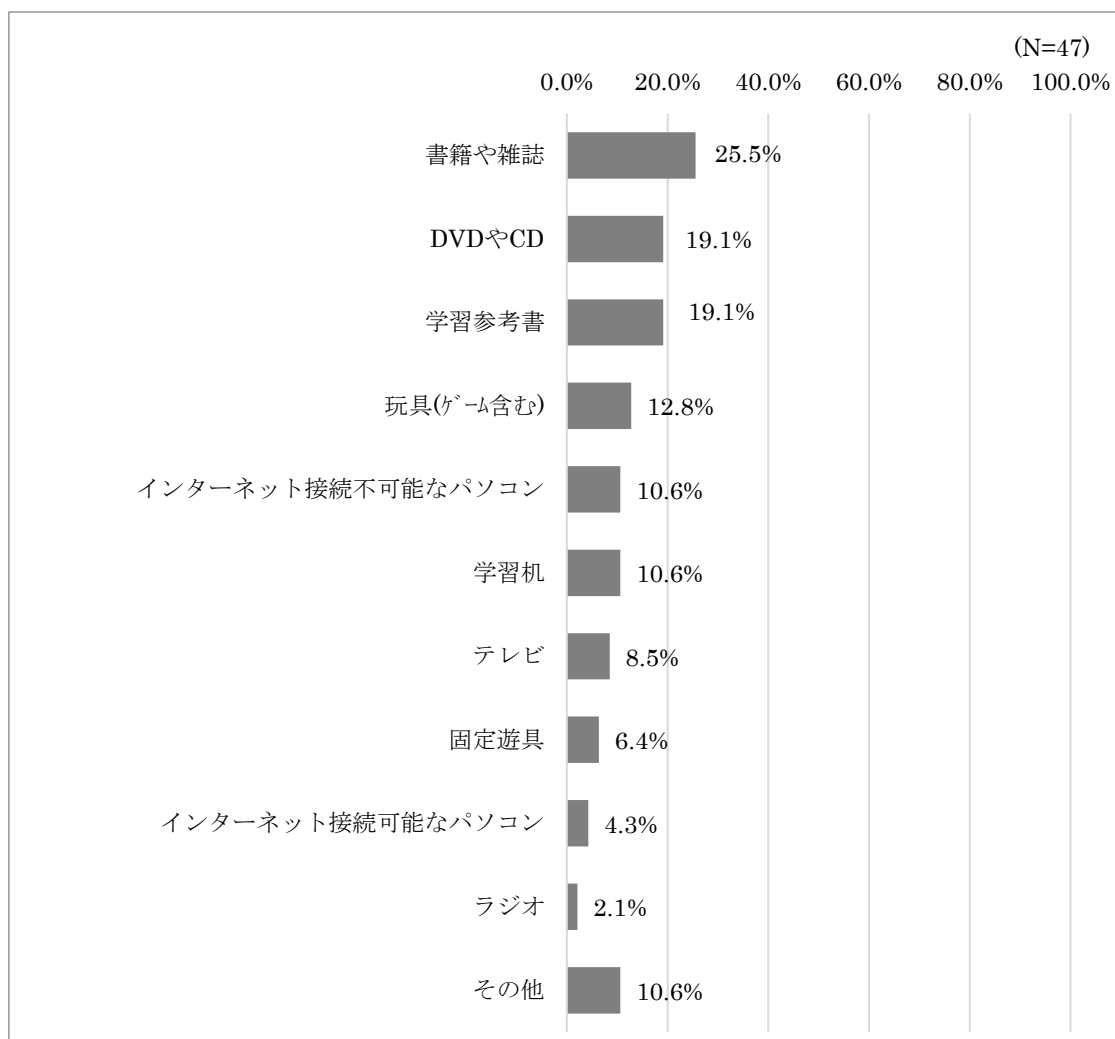


婦人保護施設において今後購入したいと考えるものを複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは、「書籍や雑誌」で 12 件(25.5%)、次いで、「DVD や CD」が 9 件(19.1%)、「学習参考書」が 9 件(19.1%)、「玩具(ゲーム含む)」が 6 件(12.8%)、「インターネット接続不可能なパソコン」が 5 件(10.6%)、「学習机」が 5 件(10.6%)、「テレビ」が 4 件(8.5%)、「固定遊具」が 3 件(6.4%)、「インターネット接続可能なパソコン」が 2 件(4.3%)、「ラジオ」が 1 件(2.1%)、「その他」が 5 件(10.6%)であった(図表 143)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

CD プレイヤー、DVD プレイヤー、寮管理の携帯電話、外国語翻訳機、防犯グッズ

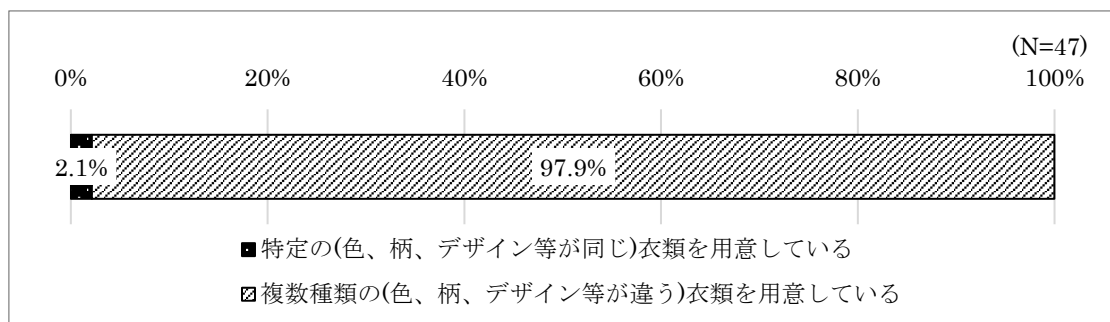
図表 143 Q17. 入所者本人と同伴児童が今後購入したいと考えるものを教えてください。(複数回答)



Q18. 貸与・支給のための衣類の準備状況

衣類を持たずに入所した人へ貸与・支給するための、婦人保護施設における衣類の準備状況について尋ねた。その結果、「複数種類の(色、柄、デザイン等が違う)衣類を用意している」が 46 件(97.9%)、「特定の(色、柄、デザイン等が同じ)衣類を用意している」が 1 件(2.1%)、であった(図表 144)。

図表 144 Q18. 入所衣類を持たずに入所した人への貸与・支給についてうかがいます。貸与・支給のための衣類の準備状況を教えてください。(単一回答)



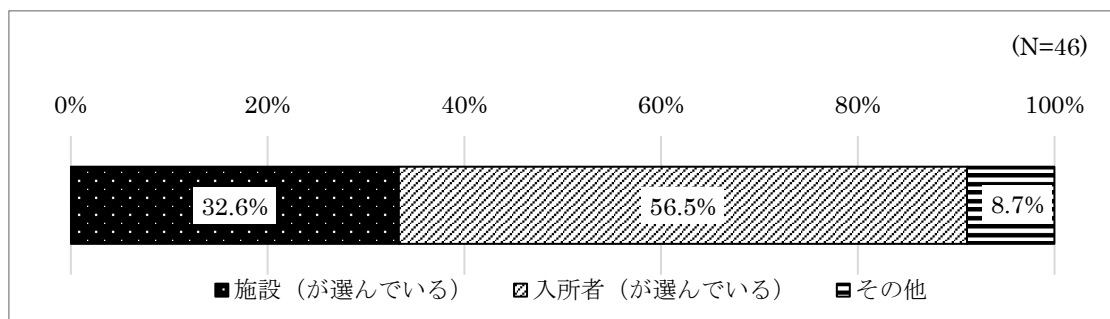
Q18-付問 1. 貸与する際の、衣類選びの主体

Q18 で、衣類を持たずに入所した人へ貸与・支給するための、婦人相談所一時保護所における衣類の準備状況について「複数種類の(色、柄、デザイン等が違う)衣類を用意している」と回答した 46 の婦人保護施設に対して、貸与する際の衣類選びの主体について尋ねたところ、衣類選びの主体は、「入所者(が選んでいる)」が 26 件(56.5%)、「施設(が選んでいる)」が 15 件(32.6%)、「その他」が 4 件(8.7%)、「無回答」が 1 件(2.2%)であった(図表 145)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 職員が複数選んだ中から入所者が選んでいる
- ・ 本人に買って来てもらう
- ・ 施設と入所者の両方

図表 145 Q18-付問1. (Q18で「2 複数種類の(色、柄、デザイン等が違う)衣類を用意している」と回答した方にうかがいます。)貸与する際の、衣類選びの主体はどなたですか。(単一回答)



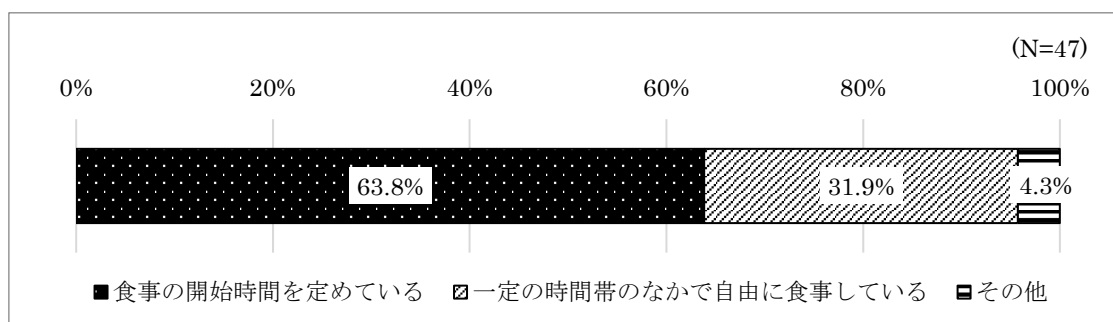
Q19. 食事の時間の設定

ここでは、婦人保護施設における朝食、昼食、夕食の食事の時間をどのように設定しているかを尋ねた。その結果、「食事の開始時間を定めている」が30件(63.8%)、「一定の時間帯のなかで自由に食事している」が15件(31.9%)、「その他」が2件(4.3%)であった(図表146)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 同伴児童がいる場合は、各食事ともに10分前からの提供可。夕食は18:45までに下膳できれば開始時間は自由
 - ・ 本入寮は申し出があれば2時間まで取り置き可。
 - ・ 勤務で遅くなる場合、昼は14:00、夜は20:00までとりおきし、提供する
 - ・ 昼食おべんとうの提供あり
 - ・ 記入の時間に単身の方が食べ、終了したら母子(ファミリー)の方を食堂に案内し、食べていただいている。ご本人さんの希望・事情により居室に配膳しているケースもある
 - ・ 仕事や問題解決等により、食事時間に余裕をもたせている。健康上の理由についても日課を考慮している(眠れない方へも消灯時間の配慮やラジオ貸出している)
- ※ 上記の記載については、「その他」を選択していない場合でも記載のあったものは挙げている。

図表 146 Q19. 貴施設では、食事の時間はどのように設定していますか。設定している場合はその時間帯も教えてください。(単一回答)



また、食事の時間を定めている場合と一定の時間帯のなかで自由に食事している場合の両方において、具体的な時間帯を自由記述で尋ねた。

食事の時間を定めている場合の、具体的な時間を図表 147 に示す。

図表 147 食事開始の時間を定めている場合の時間 (N=30)

朝	回答数	%	昼	回答数	%	夜	回答数	%
6:30	1	3.3%	11:30	1	3.3%	17:15	1	3.3%
6:40	3	10.0%	11:40	1	3.3%	17:20	1	3.3%
7:00	6	20.0%	11:45	1	3.3%	17:30	4	13.3%
7:15	2	6.7%	12:00	27	90.0%	17:40	1	3.3%
7:20	1	3.3%	計	30	100.0%	17:45	2	6.7%
7:30	10	33.3%				18:00	20	66.7%
7:40	2	6.7%				18:30	1	3.3%
7:45	2	6.7%				計	30	100.0%
7:50	1	3.3%						
8:00	1	3.3%						
その他	1	3.3%						
計	30	100.0%						

一定の時間帯のなかで自由に食事している場合の、具体的な時間を図表 148 に示す。

図表 148 一定の時間の中で自由に食事している場合の時間 (N=15)

朝	回答数	%	昼	回答数	%	夜	回答数	%
6:30 9:00	1	6.7%	11:30 14:00	1	6.7%	17:30 20:00	1	6.7%
7:15 9:15	1	6.7%	12:00 13:00	4	26.7%	17:40 18:30	1	6.7%
7:20 8:00	1	6.7%	12:00 14:00	7	46.7%	18:00 19:00	2	13.3%
7:00 8:00	3	20.0%	12:30 14:00	1	6.7%	18:00 20:00	5	33.3%
7:00 8:45	1	6.7%	その他	2	13.3%	18:00 19:30	3	20.0%
7:00 9:00	1	6.7%	計	15	100.0%	18:30 20:30	1	6.7%
7:30 8:30	2	13.3%				その他	2	13.3%
7:30 9:00	1	6.7%				計	15	100.0%
8:30 10:00	1	6.7%						
その他	3	20.0%						
計	15	100.0%						

Q20. 入浴について

① 入浴可能な日数 (週あたり)

まず、一時保護所において入所者が入浴可能な日数を自由記述で尋ねた。その結果、47 すべての婦人保護施設から回答が得られ、入浴が「毎日」可能との回答は 42 件 (89.4%)、「4 日」が 4 件 (8.5%)、「6 日」が 1 件 (2.1%) であった。なお、平均が 6.7 日、最大が 7.0 日、最小が 4.0 日であった (図表 149)。

図表 149 Q20. 入浴について教えてください。①入所者は週に何日、入浴できますか。(N=47)

	回答数	%
4 日	4	8.5%
6 日	1	2.1%
毎日	42	89.4%

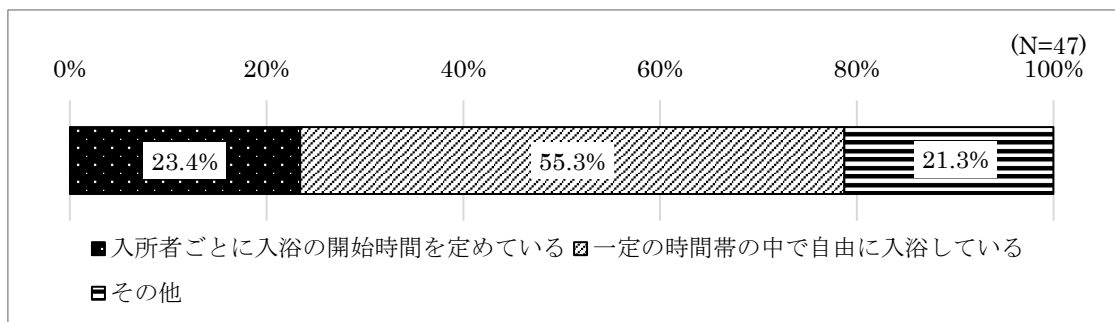
② 入浴の時間の設定

次に、入浴の時間帯はどのように設定しているかを尋ねた。その結果、「一定の時間帯の中で自由に入浴している」が 26 件 (55.3%)、「入所者ごとに入浴の開始時間を定めている」が 11 件 (23.4%)、「その他」が 10 件 (21.3%) であった (図表 150)。

「その他」（自由記述）の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 16:15～21:30の間を45分ごとに区切り（ボードを用意）入りたい時間に自分の名前のマグネットを置く
- ・ 居室に浴室があるので、自由に入浴していただいている。
- ・ 本人の諸事情を考慮して、職員が順番、時間を決めている

図表 150 Q20.入浴について教えてください。②貴施設では、入浴の時間はどのように設定していますか。その時間帯も教えてください。（単一回答）



また、入所者ごとに入浴の時間を定めている場合と一定の時間帯のなかで自由に入浴している場合の両方において、具体的な時間帯を自由記述で尋ねた。入所者ごとに入浴の時間を定めている場合の、具体的な時間を図表 151 に示す。

図表 151 入所者ごとに入浴の時間を定めている場合の時間（N=11）

	回答数	%
15:30	1	9.1%
17:00	1	9.1%
18:15	1	9.1%
19:00	2	18.2%
その他	3	27.3%
無回答	3	27.3%
計	11	100.0%

一定の時間帯のなかで自由に入浴している場合の、具体的な時間を図表 152 に示す。

図表 152 一定の時間の中で自由に入浴している場合の時間(N=26)

	回答数	%
15:00~19:00	1	3.8%
16:00~21:00	1	3.8%
16:00~22:00	2	7.7%
17:00~20:30	1	3.8%
17:30~21:30	1	3.8%
18:00~22:00	1	3.8%
18:00~23:00	1	3.8%
18:30~20:00	1	3.8%
18:30~21:00	1	3.8%
18:30~21:30	3	11.5%
その他	11	42.3%
無回答	2	7.7%
計	26	100.0%

なお、入浴時間の補足説明として、14件の婦人保護施設から回答があった。具体的な内容は以下の通りである。

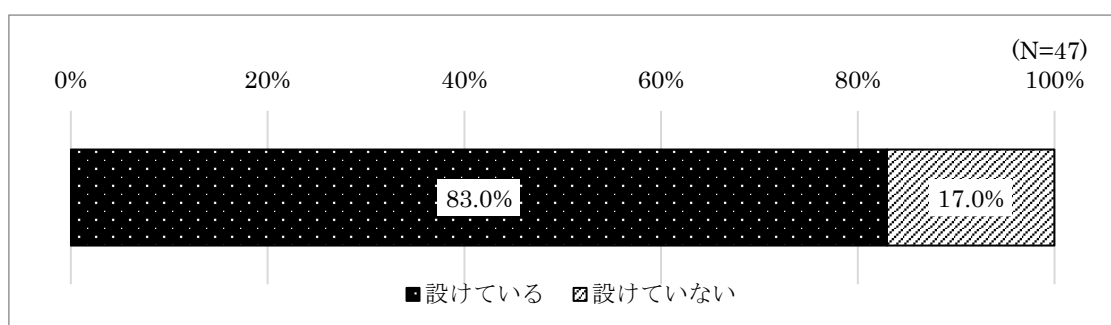
- ・ シャワー室が浴室とは別にあり、そちらは土・日・祝日は上記の他に13:00~の枠がある。
- ・ 入所者の就労状況、同伴児（特に乳児）の有無などにより、入浴時間の拡大や、時間指定をするなどの対応をしています。
- ・ 入所者が順番を決めて入浴している。
- ・ 複数の入所者が浴室を使用する場合、互いに相談して利用したり、音に対し、他入所者より苦情がこないよう時間帯を考えながらの使用を働きかけている。
- ・ 入浴日以外の日はシャワー浴可としている。
- ・ 外出から戻った際等のシャワーの使用可。
- ・ 中風呂（2~3人で入れる）、個浴室、シャワー室×2の形態があり予約が必要なのは個浴室とシャワー。
- ・ 入所者の中で順番を決める。
- ・ 大浴室 18:30~22:00、個人浴室 6:15~22:00まで 45分間隔 当日予約制。
- ・ 入所者や同伴児童の状況に合わせて、午後に時間を設定。
- ・ 世帯ごとに利用し、利用後に清掃を行い、次の者に案内する。
- ・ 乳幼児がいる場合や体調不良時には状況に応じ変更している。

- ・ 入所者の希望があれば、午前中に入浴することもある。
- ・ 入所者が多い時には希望を聞きながら時間を決めている。
- ・ 単身の方は 2F 浴室を利用、母子の方は 1F 浴室を利用。
- ・ 仕事で帰所が遅くなった時など時間外でも対応するようにしている。
- ・ 必要があれば、日中の時間帯でも入力可としている。
- ・ 21:00 にボイラーが止まる。
- ・ 時間帯を 40 分毎に分け、その時間を 1 人が使用できることとして事前に申し出るようにしている。
- ・ 高齢者は、14:00 から入浴可。
- ・ 一時保護の方は 13:00～16:00 で使用。

Q21. 居室の消灯時間の設定

ここでは、婦人保護施設において、居室の消灯時間を設けているかどうかを尋ねた。その結果、居室の消灯時間は、「設けている」が 39 件(83.0%)、「設けていない」が 8 件(17.0%)であった(図表 153)。

図表 153 Q21. 貴施設では、居室の消灯時間を設けていますか。(単一回答)



居室の消灯時間を設けている 39 件の婦人保護施設に対して、その具体的な時間を尋ねたところ、図表 154 に示すような回答が得られた。

図表 154 消灯時間を設けている場合の時間 (N=39)

	回答数	%
21:00	1	2.6%
22:00	28	71.8%
22:30	1	2.6%
23:00	4	10.3%
その他	4	10.3%
無回答	1	2.6%
計	39	100.0%

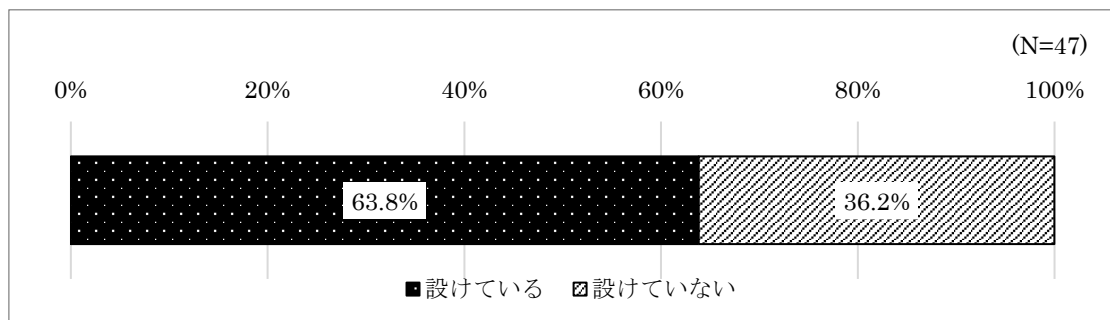
なお、居室の消灯時間の補足説明として、10 件の婦人保護施設から回答があった。具体的な内容は以下の通りである。

- ・ 共有スペースは、22:00 消灯。
- ・ 必ず寝ないといけない訳ではなく居室で静かに過ごす時間として消灯時間を設定しています。
- ・ 基本的には 22:00 消灯だが強制はしていない。
- ・ 裁判所提出書類作成等のために、消灯時間後、電気スタンド使用を認めている。
- ・ 生活施設なので消灯時間を設けることがおかしい。
- ・ 必ず寝ないといけない訳ではなく、居室で静かに過ごしてもらう時間として設定している。
- ・ 母子棟：21 時、単身棟：22 時。
- ・ 保護命令の作成や、受験生等、必要に応じて消灯後も点灯を認めている。
- ・ 共有部分の消灯は 22:00 だが、各部屋の消灯はその人の生活スタイルに応じている。
- ・ 部屋の照明は消すことにしているが、卓上スタンドの使用については制限していない。
- ・ 廊下は消灯するのみ。
- ・ 自立支援計画に基づく。
- ・ 勉強、育児、眠れない等配慮が必要な時は対応している。
- ・ 消灯により精神的に不安定になる人は就寝時に点灯していてもよい。
- ・ 個室については、カーテンを引いて灯がもれないように。
- ・ 11 時くらいまで、消灯しない人、暗いと寝られない人もありケースバイケース。
- ・ 資格試験受験者には例外を認めている。

Q22. 門限の設定

ここでは、婦人保護施設において、門限を設けているかどうかを尋ねた。その結果、「設けている」が 30 件(63.8%)、「設けていない」が 17 件(36.2%)である (図表 155)。

図表 155 Q22. 貴施設では、門限を設けていますか。(単一回答)



門限を設けていると回答した 30 件の婦人保護施設に対して、その具体的な時間を尋ねたところ、図表 156 に示す回答が得られた。

図表 156 門限を設けている場合の具体的な時間 (N=30)

	回答数	%
16:00	1	3.3%
17:00	2	6.7%
17:30	3	10.0%
18:00	6	20.0%
20:00	2	6.7%
20:30	2	6.7%
20:45	2	6.7%
21:00	4	13.3%
22:00	6	20.0%
その他	2	6.7%
計	30	100.0%

なお、門限の補足説明として、32 件の婦人相談所一時保護所から回答があった。具体的な内容は以下の通りである。

- ・ 事前に許可をとれば 22 時まで可能。
- ・ 外勤者の門限が 20:00、仕事で遅くなる場合は応相談、外出者の門限は 18:00。
- ・ 就労している入所者は、退勤時間にあわせています。
- ・ 個々の事情（就労状況等）により変更有。
- ・ 自由外出は認めていない。
- ・ 門限までに帰れない時は寮に連絡し、20:30 までには帰寮して頂く。20:30 に帰れない場合は、再度連絡し 21:30 までに帰寮して頂く。

- ・ 外出は職員同行となる。
- ・ 夕食を施設で摂ることが可能な時間に帰寮するようお願いしている。
- ・ 自立生活に向かう施設で門限 20:30 は早いと思うが職員の宿直体制（管理宿直）の関係で 21:00 以降の対応は避けたい。
- ・ 一応設けているが、仕事の場合は除く（介護職等宿直勤務も許可している為）。
- ・ 仕事で夜勤の場合は、シフト表を事前に提出してもらっている。
- ・ 母子世帯：20 時、単身：21 時。
- ・ 一時保護所と兼ねているため、単独外出はできないため、門限は設けていない。
- ・ 基本的に必要な外出しか許可していないため夕食前後をめどにしている。
- ・ 外出時はできるだけ 17:00 を目処に帰所をお願いしている。
- ・ 外勤の場合は除く。
- ・ 私的な外出は認めていない。
- ・ 門限があるが、仕事等で帰りが遅くなる場合は対応している。
- ・ 入所者単独での外出は許可していないので、門限を設けていない。
- ・ 就労時間によって配慮している。
- ・ 入所者だけで自由に外出することはない。
- ・ 自由な外出を制限しているため。
- ・ 残業等で遅くなる時は、21:00 以降も対応可。
- ・ 自立支援計画に基づく。
- ・ 単独での外出は基本的にしていない。
- ・ 就労に伴う門限は、個々の事情により考慮する。
- ・ ある程度は仕事中心に配慮しているが、危険性が高い方については、少し慎重に考えている。
- ・ 当施設は件女性相談センター一時保護所と併設になっている。現地に開設した折、県と協議のうえ、門限時間を設定した。
- ・ 外出時間は 9:00～11:30、13:00～16:00 と決めている。
- ・ 土日祝日は原則として外出禁止。
- ・ 勤務時間がすぎる場合などは対応している。
- ・ 外出については事前に届出が必要。

Q23. Q19 から Q22 について、同伴児童について別の時間帯を設定しているもの

婦人保護施設において、食事の時間、入浴の時間、居室の消灯時間、門限について、同伴児童について別の時間帯を設定しているものを自由記述で尋ねた。その結果、9 件の婦人保護施設から回答が得られた、具体的な回答は以下の通りである。

- ・ 入浴時間（同伴児が乳児の場合は 15:00～など）。
- ・ 措置入所、一時保護委託で母子が入所した場合、母子の食事時間を次のとおりに設定し

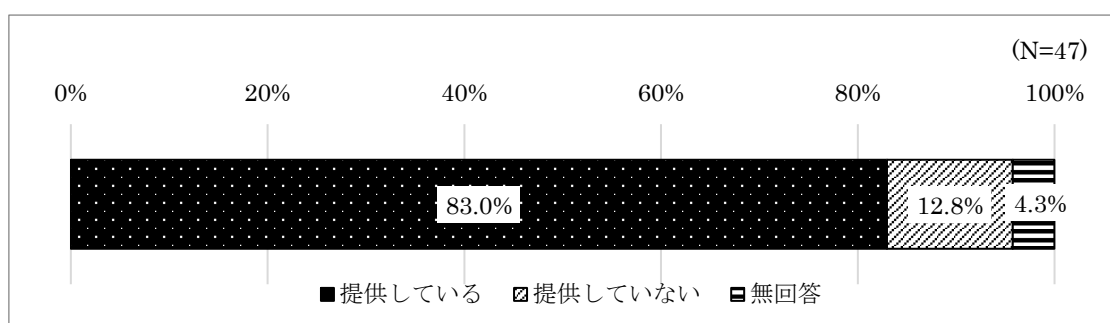
ている。朝食：7:40～8:45、昼食：11:30～14:00、夕食：17:30～19:30。

- ・ 入浴について高校生女兒については1人で入浴できるように一枠とっている。
- ・ 乳幼児就寝 20:30。
- ・ 入所同伴児の状況に応じて、保育、学習の時間を設定している。
- ・ 小学4年生以上の高学年の同伴児童は18時までには帰寮してもらうように周知している。
- ・ 本人と相談しながら時間帯を決めている。昼食→11:30、入浴→15:00～16:30 など。
- ・ 同伴児童についても利用者と同じ時間帯を設定している。
- ・ 通学している場合は、学校の行事等に合わせている。

Q24. 菓子類や飲料の提供状況

ここでは、婦人保護施設において、入居者や同伴児童に菓子類や飲料を提供しているかどうかを尋ねた。その結果、「提供している」が39件(83.0%)、「提供していない」が6件(12.8%)、「無回答」が2件(4.3%)であった(図表157)。

図表 157 Q24. 貴施設では、入所者や同伴児童に菓子類や飲料を提供していますか。(単一回答)



さらに、「提供している」と回答した39件の婦人相談所一時保護所に対して、菓子類や飲料をどのように提供しているかを自由記述で尋ねた。その結果、39件の婦人相談所一時保護所から回答が得られた。主な回答を以下に示す。

- ・ 希望を聞き、15時頃おやつとして提供。
- ・ 飲料は自室で飲めるようにポット等準備、冷茶の提供、ティーバック、コーヒー、紅茶提供2日分をまとめて渡す(ただし一時保護に限る)(措置入所の方は同伴児童なし)。
- ・ 同伴児童に対し、毎日10:00及び15:00に菓子提供しています。
- ・ 入所者に対し、お茶、コーヒー等を共有スペースに用意し、自由に利用できるようにしています。
- ・ 菓子類は15時に職員から入所者に食堂で提供。
- ・ 入所者、同伴児の様子を見て、必要であれば菓子類飲料を提供している。余暇活動とし

ておやつ作りをする場合もある。

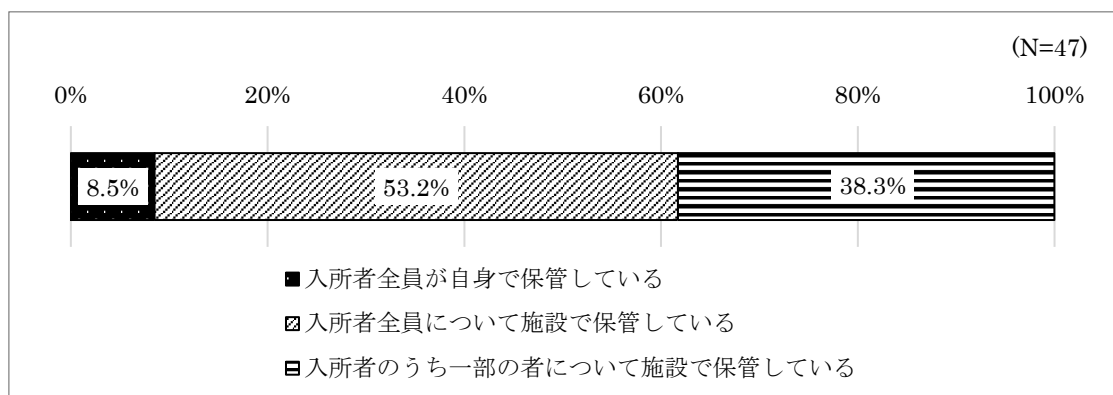
- ・ 入所者へは寄付物品として菓子類や飲料を受けた場合に、又、同伴児童へは、おやつ代相当額を現物で提供する場合がある。
- ・ 同伴児については当日 12:00 までにおよつの希望の有無を利用者が記入し、15:00～15:20 におよつを提供している（市販、手作り）。
- ・ 毎週日曜日におよつを提供。麦茶パック、コーヒーの提供。
- ・ 栄養士が希望を聞きとり、購入している。
- ・ 乳児以上～学齢児までは1日×100円をお渡し。
- ・ 毎日ではないが、いただき物等あった時には3時に提供している。
- ・ 月1回寮内喫茶という行事を実施し、手作りのおよつと市販のお菓子や飲料を提供している。
- ・ 15時におよつを提供している。
- ・ 15:00のおよつでスナック菓子とコーヒー又はジュースを提供。
- ・ 15時におよつの時間を設定し、食堂で食べている。
- ・ 同伴児は午前・午後におよつを提供、入所者にはそれにあわせてコーヒーを提供。
- ・ 毎日およつとして提供。
- ・ 幼児に対しては、1日2回程度、牛乳、菓子類等、およつとして提供。
- ・ 子どもの成長段階に合わせて菓子の提供。
- ・ 週末のお菓子として各家庭ごとに渡している。
- ・ およつは近くのスーパーで購入したものを、平日は婦人相談員が、休日は宿直の寮母が提供している。コーヒー、紅茶は共有スペースにて設置。カフェを実施し提供。
- ・ コーヒー、紅茶飲めるように。
- ・ 利用者には週に1度、1週間分を、同伴児には3日分程度の菓子をその都度提供している。
- ・ 入所者には、毎週金曜日に大人のおよつを渡している。
- ・ 行事の時に、希望の飲料やおよつを提供している。
- ・ 一時保護世帯の同伴児童分のみ提供している。

Q25. 入所者の金銭の保管や使用に関する制限について

① 入所者の金銭の保管

ここでは、まず、婦人保護施設における入所者の金銭の保管について尋ねた。その結果、「入所者全員について施設で保管している」が25件(53.2%)、入所者のうち一部の者について施設で保管しているが18件(38.3%)、「入所者全員が自身で保管している」が4件(8.5%)であった(図表158)。

図表 158 Q25. 入所者の金銭の保管や使用に関する制限について教えてください。①入所者の金銭の保管はどのようにしていますか。(単一回答)

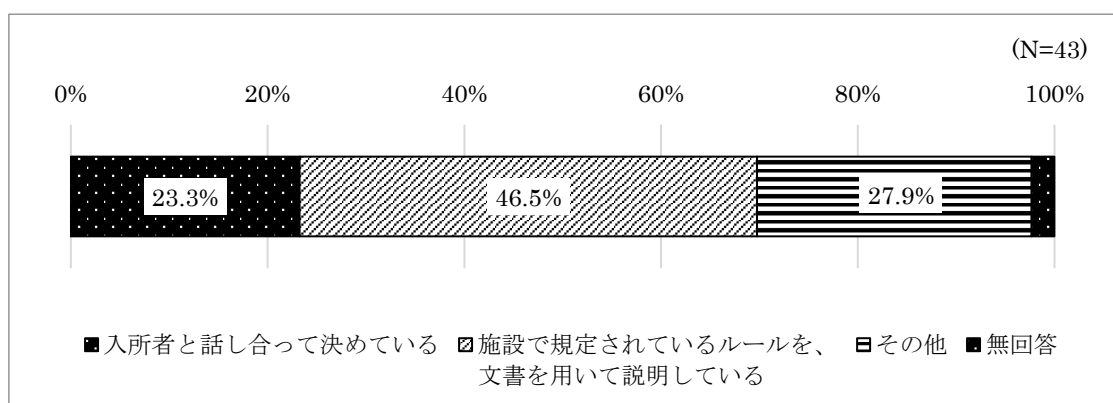


なお、施設で保管している 43 件に対し、金銭の保管方法について尋ねたところ、「施設で規定されているルールを、文書を用いて説明している」が 20 件(46.5%)、「入所者と話し合っていて決めている」が 10 件(23.3%)、「その他」が 12 件(27.9%)であった (図表 159)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 入所者と話し合っていて決め、施設で規定されているルールを文書を用いて説明している。
- ・ 「保管品預証」に金額を明記し、事務室の金庫にて保管。
- ・ 鍵のかかるロッカーで保管している。

図表 159 Q25. 施設で金銭を補完する場合、金銭の保管方法についてはどのようにして決めていますか。(単一回答)



金銭の保管について、「入所者全員について一時保護所で保管している」あるいは「入所者のうち一部の者について一時保護所設で保管している」と回答した43件の婦人保護施設に対して、どのような場合に保管するかを自由記述で尋ねた。その結果、43件の婦人保護施設から回答が得られ、その内容は、入所者の金銭を施設で保管する場合は、「全て施設で保管」「本人の許諾・希望により保管」「特定の金額・ものを保管」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである（図表160）。

図表 160 施設で金銭を保管する場合の内容

全て施設で保管	・ 入所時に全額を確認し、使用時にレシート等で残金を確認。（本人と職員立ち合いのもとで行う）金銭は事務室金庫に保管。
本人の許諾・希望により保管	・ 事務室での保管を希望する者については、給料等の多額の現金を事務室で保管
特定の金額・ものを保管	・ 通帳、万単位の金銭については施設の事務所金庫で保管

さらに、「入所者全員について一時保護所で保管している」あるいは「入所者のうち一部の者について一時保護所設で保管している」と回答した43件の婦人保護施設に対して、金銭を保管する理由を自由記述で尋ねた。その結果、41件の婦人保護施設から回答が得られ、その内容は、「トラブル防止のため」、「本人の自立のため」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである（図表161）。

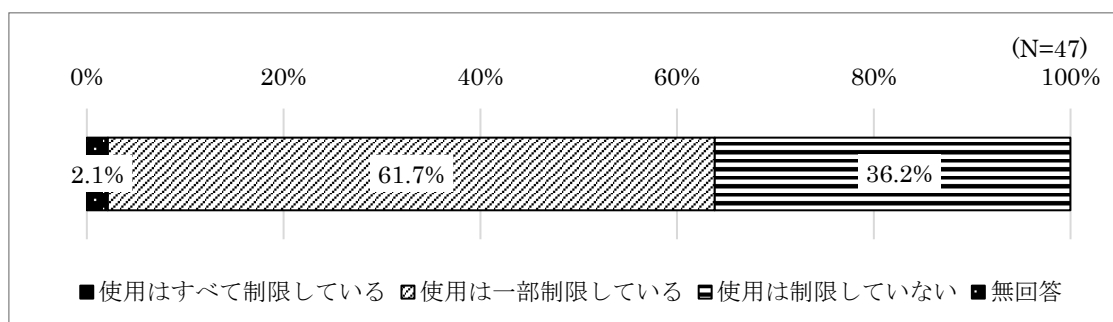
図表 161 施設で金銭を保管する理由

トラブル防止のため	・ 居室にカギがついていないため、盗難・紛失等のトラブルを避けるため
本人の自立のため	・ 自己管理が難しい入所者への支援の一環。

②入所者の金銭の使用についての制限

次に、婦人保護施設において、入所者の金銭の使用についての制限があるかどうかを尋ねた。その結果、「使用は一部制限している」が29件(61.7%)、「使用は制限していない」が17件(36.2%)、「使用はすべて制限している」が1件(2.1%)であった（図表162）。

図表 162 Q25. 入所者の金銭の保管や使用に関する制限について教えてください。②入所者の金銭の使用についての制限はありますか。(単一回答)

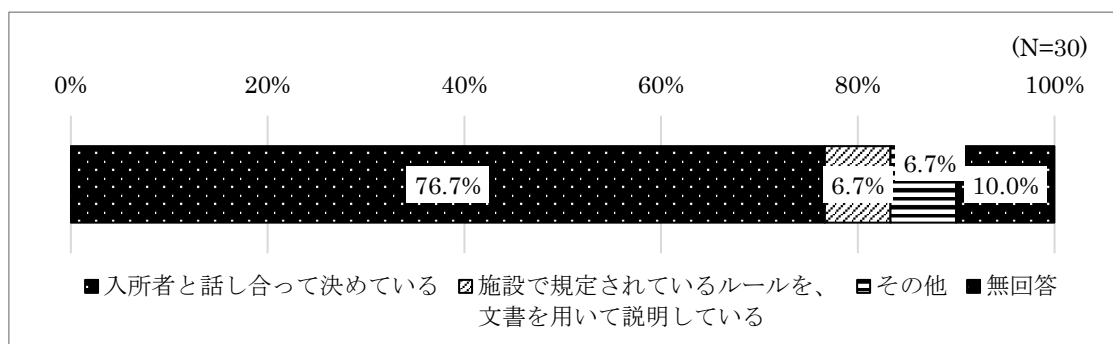


「使用をすべて制限している」あるいは「使用は一部制限している」と回答した 30 件の
 婦人保護施設に対して、金銭の使用方法について尋ねたところ、「入所者と話し合っ
 ている」が 23 件 (76.7%)、「施設で規定されているルールを、文書を用いて説明
 している」が 2 件 (6.7%)、「その他」が 2 件 (6.7%)、「無回答」が 3 件 (10.0%)
 であった (図表 163)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 入所時に使用する「入所生活のきまり」の中で金銭の預かりについて説明している。
- ・ 必要以上の物品は購入できない旨を口頭で伝えている。
- ・ 関係機関(福祉事務所)と話し合っ
て決める場合もある

図表 163 施設で金銭の使用を制限する場合、金銭の使用方法についてはどのようにして決めていますか。(単一回答)



「使用は一部制限している」あるいは「使用はすべて制限している」と回答した 30 件
 の婦人保護施設に対して、金銭の使用制限の内容を自由記述で尋ねた。その結果、30 件
 の婦人相談所から回答が得られ、その内容は、「本人と相談した範囲内」、「必要なもの
 のみ」、「特定のものを制限」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである
 (図表 164)。

図表 164 金銭の使用に制限がある場合の内容

本人と相談した範囲内	・ 週ごとに生活費の金額を設定し、その金額内でやりくりをしてもらう。
必要なもののみ	・ 必要以上の物品の購入については制限をしている。金銭を使用する場面として考えられるのは、病院受診費用や保護命令手続きにかかる諸経費など、自身で負担しなければならないものである。その他、タバコの購入費についても使用を認めている。
特定のものを制限	・ ギャンブル等への娯楽への使用。

また、「使用は一部制限している」あるいは「使用はすべて制限している」と回答した30件の婦人保護施設に対して、金銭の使用制限の理由を自由記述で尋ねたところ、28件の婦人保護施設から回答が得られ、その内容は、「自立に向けて」、「トラブル防止」、「借金返済」、「自己管理の難しさ」といった事項に大別された（図表 165）。

図表 165 金銭の使用に制限がある理由

自立に向けて	・ 自立に向けての資金確保のため。 ・ 本人とともに決めた目標の達成の為。
トラブル防止	・ 集団生活を行っており、仮に金銭の有無により入所者の生活水準に差が生じた場合、入所者同士のトラブルにつながり集団生活が困難となる可能性がある。
借金返済	・ 債務がある場合は、返済を優先する。
自己管理の難しさ	・ 自己管理とすると計画的に使うことが難しい

Q26. 生活における制限の有無

婦人保護施設での入所者の生活において制限があるかどうかについて、「外出」「外泊」「通学」「通勤」「酒（成人の場合）」「たばこ（成人の場合）」ごとに把握した（図表 166）。

（A）外出

外出については、「全員に対して制限がある」が 19 件(40.4%)、「一部の者に対して制限がある」が 19 件(40.4%)、「制限はない」が 8 件(17.0%)、「無回答」が 1 件 (2.1%) であった。

（B）外泊

外泊については、「全員に対して制限がある」が 29 件(61.7%)、「一部の者に対して制限がある」が 14 件(29.8%)、「制限はない」が 4 件(8.5%)であった。

（C）通学

通学については、「全員に対して制限がある」が 20 件(42.6%)、「制限はない」が 11 件(23.4%)、「一部の者に対して制限がある」が 9 件(19.1%)、「無回答」が 7 件 (14.9%) であった。

（D）通勤

通勤については、「全員に対して制限がある」が 20 件(42.6%)、「一部の者に対して制限がある」が 14 件(29.8%)、「制限はない」が 12 件(25.5%)、「無回答」が 1 件 (2.1%) であった。

（E）酒

酒については、「全員に対して制限がある」が 47 件(100.0%)、「一部の者に対して制限がある」が 0 件(0.0%)、「制限はない」が 0 件(0.0%)であった。

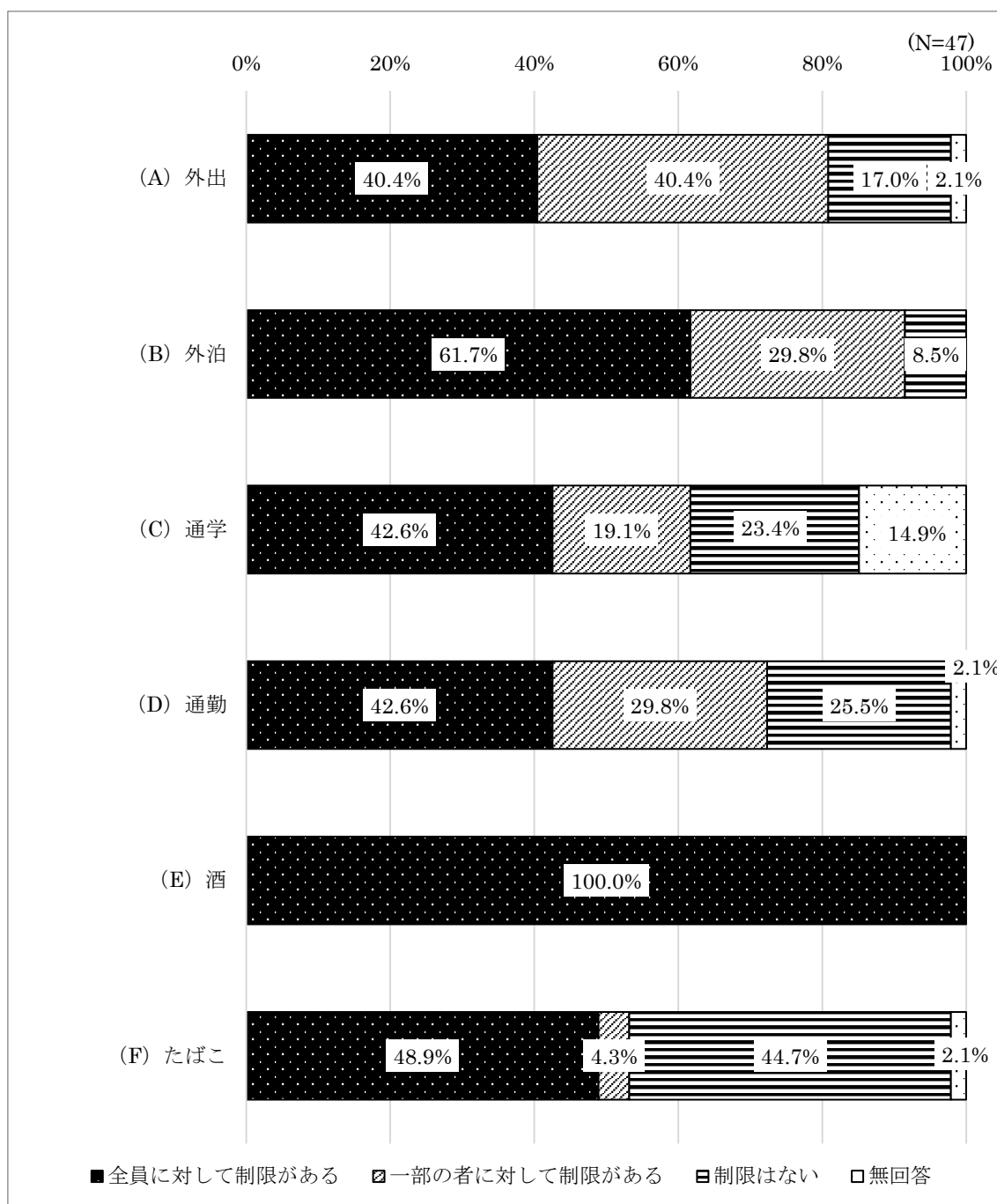
（F）たばこ

たばこについては、「全員に対して制限がある」が 23 件(48.9%)、「制限はない」が 21 件(44.7%)、「一部の者に対して制限がある」が 2 件(4.3%)、「無回答」が 1 件 (2.1%) であった。

なお、Q1④において聴取した、婦人相談所との併設の状況との関係を確認すると、「(A) 外出」に関しては、「婦人相談所の一時保護所に併設されている」と回答した 26 施設においては、「全員に対して制限がある」と回答した施設が 16 件 (61.5%)、「一部の者に対して制限がある」と回答した施設が 8 件 (30.8%)、「制限はない」と回答した施設が 2 件 (7.7%)

であった一方で、「婦人保護施設として独立している」と回答した 20 施設においては、「全員に対して制限がある」と回答した施設が 3 件 (15.0%)、「一部の者に対して制限がある」と回答した施設が 10 件 (50.0%)、「制限はない」と回答した施設が 6 件 (30.0%) であった。「(B) 外泊」、「(C) 通学」、「(D) 通勤」、「(E) たばこ」に関しても同様の傾向が見られ、「婦人相談所の一時保護所に併設されている」と回答した施設の方が、「婦人保護施設として独立している」と回答した施設に比べ、「全員に対して制限がある」と回答する施設の割合が高かった。一時保護所と併設されることで、加害者からの追跡の恐れのある入所者が身近に存在する場合においては、婦人保護施設においても「全員に対して制限がある」とする施設の割合が増える結果となった。

図表 166 Q26. 以下の (A) から (F) の事柄について、貴施設での生活における制限がありますか。(入所者) (単一回答)



婦人保護施設での入所者の同伴児童の生活において制限があるかどうかについて、「外出」「外泊」「通学」ごとに把握した（図表 167）。

（A）外出

外出については、「全員に対して制限がある」が 16 件(34.0%)、「一部の者に対して制限がある」が 10 件(21.3%)、「制限はない」が 1 件(2.1%)、「無回答」が 20 件（42.6%）であった。

（B）外泊

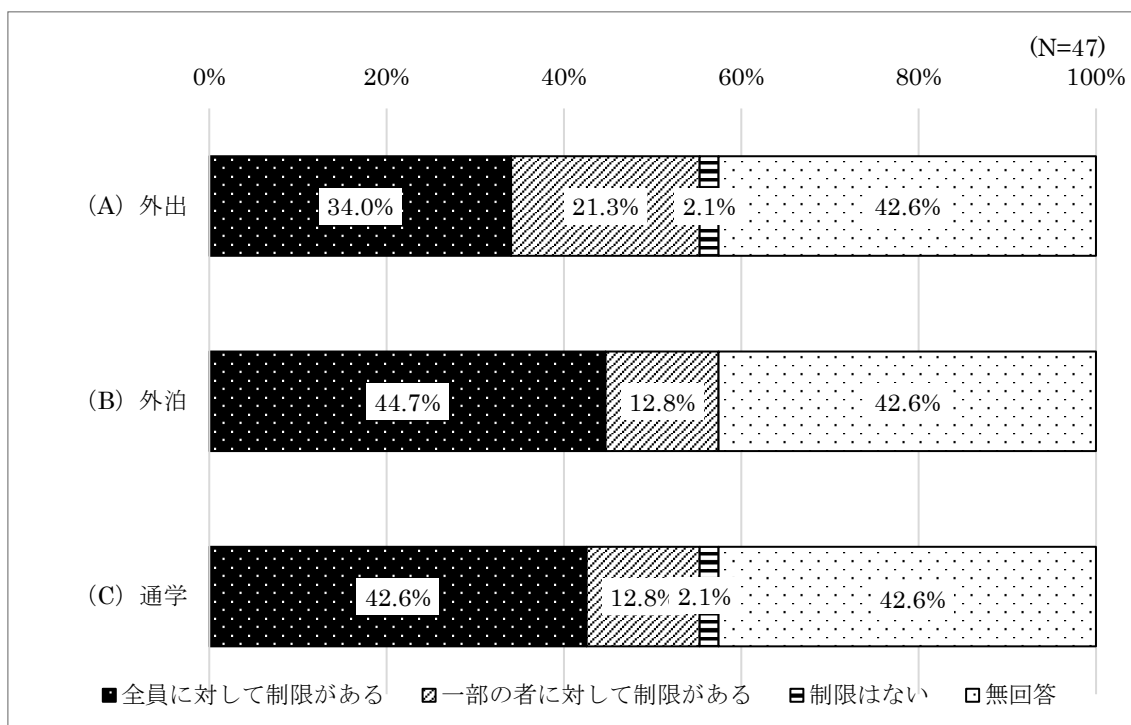
外泊については、「全員に対して制限がある」が 21 件(44.7%)、「一部の者に対して制限がある」が 6 件(12.8%)、「制限はない」が 0 件(0.0%)、「無回答」が 20 件（42.6%）であった。

（C）通学

通学については、「全員に対して制限がある」が 20 件(42.6%)、「一部の者に対して制限がある」が 6 件(12.8%)、「制限はない」が 1 件(2.1%)、「無回答」が 20 件（42.6%）であった。

同伴児童においては、外出、通学において「制限はない」との回答した婦人保護施設は 1 件、外泊において「制限はない」と回答した婦人保護施設は 0 件であった。

図表 167 Q26. 以下の (A) から (C) の事柄について、貴施設での生活における制限がありますか。(同伴児童) (単一回答)



Q26-付問 1. 制限の内容

次に、(A) から (F) のいずれかで「全員に対して制限がある」もしくは「一部の者に対して制限がある」と回答した 47 件の婦人保護施設に対して、それぞれの制限はどのような内容かを自由記述で尋ねた。その結果、外出に関する制限の内容については、38 件の婦人保護施設から回答を得て、その内容は、「範囲を限定」、「理由により可能」、「確認や許可が必要」、「原則禁止」、「追及の危険がある者は制限」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである (図表 168)。

図表 168 Q26-付問 1. (A) 外出 それぞれの制限はどのような内容ですか。具体的に教えてください。(自由回答)

範囲を限定	・ 最寄りの駅から 2 駅先より遠方に行く時は外出届を 1 週間前までに提出。
理由により可能	・ 今後の生活・支援に必要な外出のみにしている。
職員が同行	・ 単独での外出は不可。外出時には職員同行。
確認や許可が必要	・ 職員に相談する。2 時間以上の外出は許可が必要。
原則禁止	・ 禁止。
追及の危険がある者は制限	・ 加害者からの追及の危険がある利用者は原則として外出禁止。

外泊に関する制限の内容については、41 件の婦人保護施設から回答を得て、その内容は、「理由により可能」、「確認や許可が必要」、「追跡の危険のある者は制限」、「原則禁止」のほか、「宿泊先を限定」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである（図表 169）。

図表 169 Q26-付問 1. (B) 外泊 それぞれの制限はどのような内容ですか。具体的に教えてください。（自由回答）

理由により可能	・ やむを得ない事情（親族に不測の事態が起こった、本人の入院等）がある場合のみ、としている。
確認や許可が必要	・ 外泊目的、帰りの予定日時等を明らかにし、必要に応じて本人から施設に連絡を入れることを確認する（目的や面会者によっては許可しないことも有）。
追跡の危険のある者は制限	・ DV 等加害者からの追跡がある方については制限している。
原則禁止	・ 安全面を考慮し、原則禁止。
宿泊先を限定	・ 外泊先は親族のみ。その際は連絡先が必要。事前に必ず相談が必要（職員が許可をした時のみ外泊可）。

通学に関する制限の内容については、33 件の婦人保護施設から回答を得て、その内容は、「範囲を限定」、「特定の場合に制限」、「原則禁止」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである（図表 170）。

図表 170 Q26-付問 1. (C) 通学 それぞれの制限はどのような内容ですか。具体的に教えてください。（自由回答）

範囲を限定	・ 婦人相談所の判断にもよるが、費用がかかる通学には制限がある（自動車教習所、専門学校、大学、全日制の高校は不可）。
特定の場合に制限	・ 加害者による追跡、接触の危険性、入所者の居所発覚のおそれがある場合は、これを控える。
原則禁止	・ 原則として認めていない（隣接する児童相談所の学習には参加可能）。

通勤に関する制限の内容については、34 件の婦人保護施設から回答を得て、その内容は、「範囲を限定」、「特定の場合に制限」、「特定の場合に可能」、「確認や許可が必要」、「原則禁止」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである（図表 171）。

図表 171 Q26-付問 1. (D) 通勤 それぞれの制限はどのような内容ですか。具体的に教えてください。(自由回答)

範囲を限定	・ DV 被害者等の場合は安全を考慮して慎重に就労場所を選ぶこととなり、それ以外の利用者については、施設での朝食・夕食の給食時間を念頭に通勤範囲を考えることになる。
特定の場合に制限	・ DV 等加害者からの追跡がある方については制限している。
特定の場合に可能	・ 自立目標において就労が必要な利用者に限定。
確認や許可が必要	・ 事前に申請があれば許可している。
原則禁止	・ 通勤は認めていない。

酒に関する制限の内容については、46 件の婦人保護施設から回答を得て、その内容は、「施設内禁止」、「すべて禁止」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである(図表 172)。

図表 172 Q26-付問 1. (E) 酒 それぞれの制限はどのような内容ですか。具体的に教えてください。(自由回答)

施設内禁止	・ 施設内では飲酒禁止。
すべて禁止	・ 一時保護も同じ敷地内でおこなっている為、内外禁止。

たばこに関する制限の内容については、30 件の婦人保護施設から回答を得て、その内容は、「全面禁煙」、「喫煙スペースのみ可能」、「条件付きで可能」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである(図表 173)。

図表 173 Q26-付問 1. (F) たばこ それぞれの制限はどのような内容ですか。具体的に教えてください。(自由回答)

全面禁煙	・ 施設内及び敷地内の全面禁煙。
喫煙スペースのみ可能	・ 喫煙場のみで喫煙可。
条件付きで可能	・ 施設内では 1 日 3 本 毎食後 1 本ずつ。

Q26-付問 2. 制限が設けられた理由

次に、(A) から (F) のいずれかで「全員に対して制限がある」もしくは「一部の者に対して制限がある」と回答した 47 件の婦人保護施設に対して、それぞれの制限はどのような内容かを自由記述で尋ねた。その結果、外出に関する制限が設けられた理由について、37 件の婦人保護施設から回答を得て、その内容は、「安全のため」、「本人の自立のため」、「一時保護と合わせるため」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである(図表 174)。

図表 174 Q26-付問 2. (A) 外出 それぞれの制限なぜ設けられましたか。具体的に教えてください。(自由回答)

安全のため	・ DV 等加害者に居場所を特定されないため
本人の自立のため	・ 早期の自立を目指すうえで規則正しい生活習慣の定着を図るため。
一時保護と合わせるため	・ 女性相談所一時保護所と併設され共同生活を行っているため、基本的には同一の基準を有している。

外泊に関する制限が設けられた理由については、39 件の婦人保護施設から回答を得て、その内容は、「安全のため」、「秘匿の観点から」、「本人の自立のため」、「一時保護と合わせるため」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである (図表 175)。

図表 175 Q26-付問 2. (B) 外泊 それぞれの制限なぜ設けられましたか。具体的に教えてください。(自由回答)

安全のため	・ 外部へ出るにより加害者に見つかったり追跡されたりする危険性があるため
秘匿の観点から	・ 施設の秘匿の観点から
本人の自立のため	・ 早期の自立を目指すうえで規則正しい生活習慣の定着を図るため。
一時保護と合わせるため	・ 女性相談所一時保護所と併設され共同生活を行っているため、基本的には同一の基準を有している。

通学に関する制限が設けられた理由については、32 件の婦人保護施設から回答を得て、その内容は、「安全のため」、「秘匿の観点から」、「本人の自立のため」、「一時保護と合わせるため」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである (図表 176)。

図表 176 Q26-付問 2. (C) 通勤 それぞれの制限なぜ設けられましたか。具体的に教えてください。(自由回答)

安全のため	・ 通学時の安全確保が保障できないため。
秘匿の観点から	・ 施設の秘匿のため
本人の自立のため	・ 利用者それぞれが自分自身の目標に沿って生活するため。
一時保護と合わせるため	・ 女性相談所一時保護所と併設され共同生活を行っているため、基本的には同一の基準を有している。

通勤に関する制限が設けられた理由については、33 件の婦人保護施設から回答を得て、その内容は、「安全のため」、「秘匿の観点から」、「本人の自立のため」、「一時保護と合わせ

るため」といった事項に大別された（図表 177）。

図表 177 Q26-付問 2. (D) 通学 それぞれの制限なぜ設けられましたか。具体的に教えてください。（自由回答）

安全のため	・ 加害者との遭遇の回避。
秘匿の観点から	・ 施設の秘匿性を確保するため
本人の自立のため	・ 利用者それぞれが自分自身の目標に沿って生活するため。
一時保護と合わせるため	・ 一時保護所を併設しているため。

酒に関する制限が設けられた理由については、41 件の婦人保護施設から回答を得て、その内容は、「トラブル防止」、「本人の自立のため」、「健康管理のため」、「一時保護と合わせるため」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである（図表 178）。

図表 178 Q26-付問 2. (E) 酒 それぞれの制限なぜ設けられましたか。具体的に教えてください。（自由回答）

トラブル防止	・ 飲酒時に他者とのトラブルが発生しないため。
本人の自立のため	・ 生活の乱れ防止。 ・ 金銭を貯めて自立することを目指すため。
健康管理のため	・ 健康上の問題、アルコール依存の方も利用されるため。 ・ 入所者の健康維持のため。
一時保護と合わせるため	・ 一時保護所と併設しているため。

たばこに関する制限が設けられた理由については、29 件の婦人保護施設から回答が得られて、その内容は、「安全のため」、「トラブル防止」、「健康管理のため」、「健康増進法の関係」、「一時保護と合わせるため」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである（図表 179）。

図表 179 Q26-付問 2. (F) たばこ それぞれの制限なぜ設けられましたか。具体的に教えてください。（自由回答）

安全のため	・ 火の不始末等による事故防止のため。
トラブル防止	・ 施設内でのトラブルを回避するため。
健康管理のため	・ 入所者の健康維持のため。
健康増進法の関係	・ 健康増進法の改正に基づき、敷地内禁煙を実施。
一時保護と合わせるため	・ 一時保護所と併設しているため。

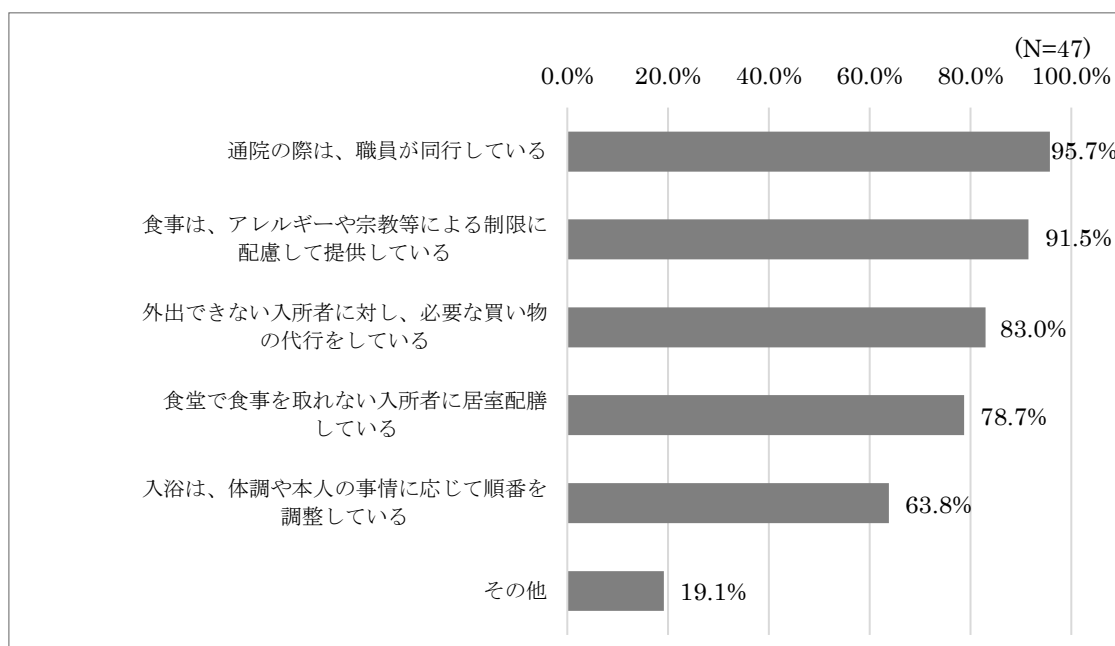
Q27. 入所者の事情に配慮して個別に対応していること

ここでは、婦人保護施設において、入所者の事業に配慮して個別に対応していることを複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは「通院の際は、職員が同行している」が45件(95.7%)、「食事は、アレルギーや宗教等による制限に配慮して提供している」が43件(91.5%)、「外出できない入所者に対し、必要な買い物の代行をしている」が39件(83.0%)、「食堂で食事を取れない入所者に居室配膳している」が37件(78.7%)、「入浴は、体調や本人の事情に応じて順番を調整している」が30件(63.8%)、「その他」が9件(19.1%)であった(図表180)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ 育児軽減のための保育預かり
- ・ 食事はアレルギーによる制限に配慮して提供している。
- ・ 必要に応じて、個別対応
- ・ 入れ墨がある人に対しては、個人浴室を利用してもらっている。
- ・ 定時に食事できない場合、2時間は取り置く。それにも間に合わない時は非常食を提供する
- ・ 買い物等の外出には職員が同行する。
- ・ 日課についても、本人の体調に配慮し、本人のペースに合わせて対応している
- ・ 保育士による育児支援、心理士による心理的ケアを、必要とする利用者に実施
- ・ 単独外出が不安(地理的に、精神的に)な利用者の外出(散歩等)に同行している
- ・ 給食当番、共用場所の掃除当番を、体調や本人の事情に応じて調整する
- ・ 通院は必要に応じて職員が同行している。
- ・ 食堂で食事を取れない入所者に別室(個室)配膳している。

図表 180 Q27. 入所者の事情に配慮して、個別に対応していることがあれば教えてください。(複数回答)



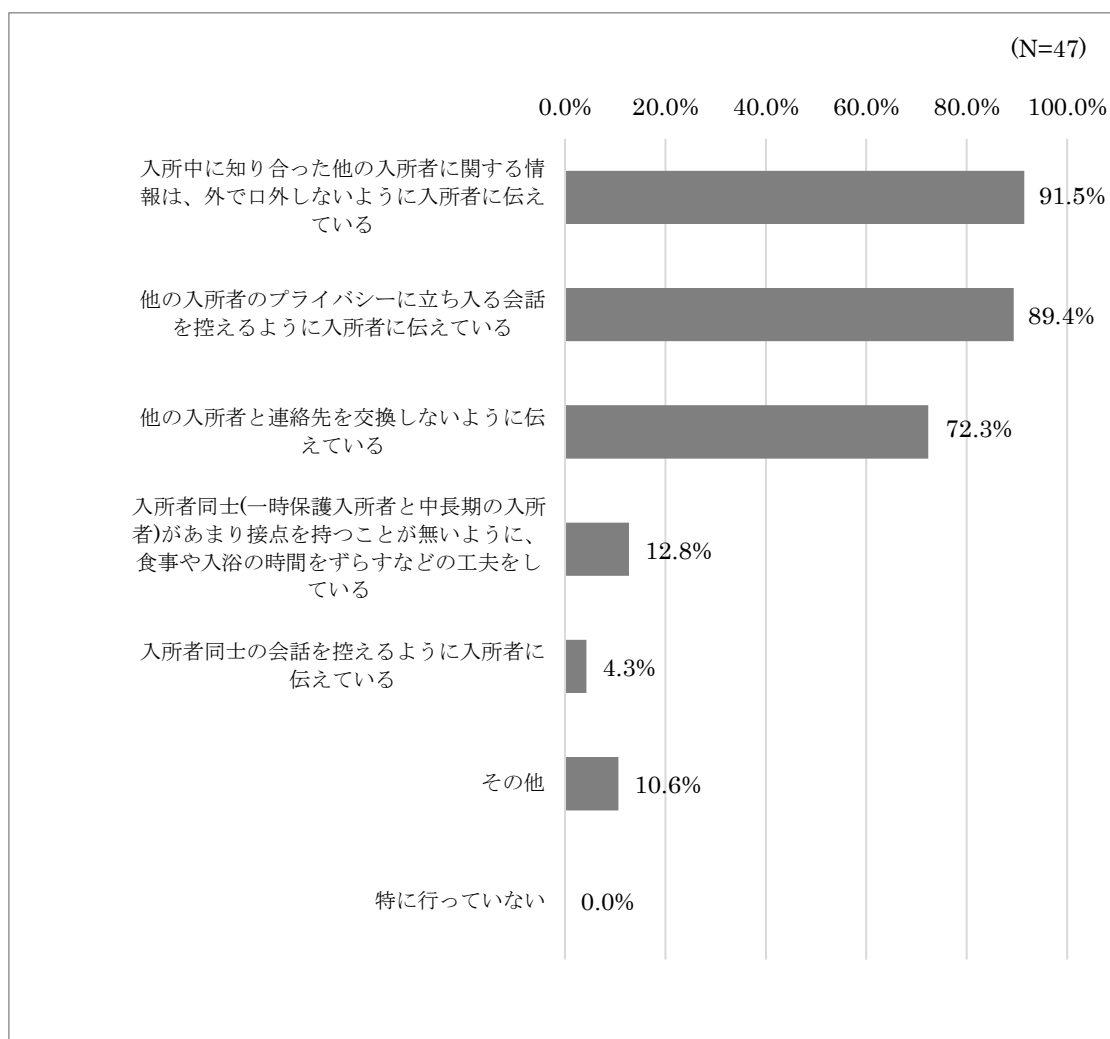
Q28. 入所者同士のコミュニケーションの仕方や個人情報の管理等に関する取組

婦人保護施設において、入所者同士のコミュニケーションの仕方や個人情報の管理等に関して行っている取組について、複数回答で尋ねた。その結果、回答が最も多いのは、「入所中に知り合った他の入所者に関する情報は、外で口外しないように入所者に伝えている」が43件(91.5%)、次いで、「他の入所者のプライバシーに立ち入る会話を控えるように入所者に伝えている」が42件(89.4%)、「他の入所者と連絡先を交換しないように伝えている」が34件(72.3%)、「入所者同士(一時保護入所者と中長期の入所者)があまり接点を持つことが無いように、食事や入浴の時間をずらすなどの工夫をしている」が6件(12.8%)、「入所者同士の会話を控えるように入所者に伝えている」が2件(4.3%)、「特に行っていない」が0件(0.0%)、「その他」が5件(10.6%)であった(図表 181)。

「その他」(自由記述)の内容として、以下のような事項が挙げられた。

- ・ そもそも個人情報を正しく理解されていない利用者が利用している為、個人情報とは何かから何回かに分けて説明。その上で具体例も混えながら、コミュニケーションの方法を伝えている(SSTも含む)。
- ・ 金品の貸し借りや授受をしないように伝えている。
- ・ 個人情報の交換はしないように伝えている。
- ・ 喫煙の場合は時間帯をずらしている。

図表 181 Q28. 入所者同士のコミュニケーションの仕方や個人情報の管理等に関して、以下のうち貴施設で行っている取組を教えてください。(複数回答)



Q28-付問 1. 取組をしている理由

Q28 において、いずれかの取組について回答した 47 件の婦人保護施設に対して、取組を行う理由を自由記述で尋ねた。その結果、42 件の婦人保護施設から回答が得られ、その内容は、取組を行う理由としては、「情報漏えい防止」、「プライバシーの尊重」、「退所後の安全確保」、「入所者同士のトラブル回避」といった事項に大別された。主な記載は以下の通りである (図表 182)。

図表 182 Q28-付問 1. (Q28 で 1 から 5 の選択肢のいずれかに○をつけた方にかがいます。) その取組をしているのは、どのような理由からですか。具体的に教えてください。
(自由回答)

情報漏えい防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報や保護施設の場所等が不用意に加害者や今後の相談や保護に繋がる可能性のあるパートナー等に伝わってしまうことを防ぐため
プライバシーの尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ お互いのプライバシーに立ち入ることで更に話しがこじれてしまう。
退所後の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシーの侵害を防ぎ、退所後も安心・安全な生活を送れるようにするため。 ・ 退所後、他の入所者と関係を持つことで不利益が生じないため。
入所者同士のトラブル回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他人とのコミュニケーションが苦手な声かけられること自体に抵抗がある方もいるため。

4. 調査結果に関する考察

(1) 入所者について

婦人相談所一時保護所については、定員の人数や入所者の人数は一時保護所により幅があるものの、一時保護所入所者のすべてが追跡の恐れのある者である一時保護所が6割弱を占めている。また、追跡の恐れがある入所者が80%以上を占める一時保護所の割合で見ると、8割に及んでいる。更に、入所者を母親、同伴児童、単身女性の別に見ていくと、加害者からの追跡の恐れがある入所者の割合は、単身女性よりも子どもとともに入所した女性（母親）においてより顕著である。つまり、「母親」「同伴児」の入所があると回答した一時保護所32件のすべてにおいて、追跡の恐れがある「母親」の割合が100%であった。

婦人保護施設においては、やはり定員の人数や入所者の人数は施設により幅があり、追跡の恐れのある者の割合についても幅があった。しかし、入所者のうち「母親」と「同伴児童」を見ると、追跡の恐れのある者の割合がほぼ5割を占めており、単身女性よりも子どもとともに入所した女性（母親）においてより顕著であると言える。また、一時保護委託を受けている施設は半数に上り、一時保護委託の入所者について見てみると、加害者からの追跡の恐れがある入所者の割合が高い。一時保護委託の機能がある婦人保護施設において、一時保護委託用の居室について、「措置入所者と同じ建物の同じフロア内」と回答した施設は半数以上あり、そのような婦人保護施設においては、加害者からの追跡の恐れがある入所者にあわせた取組をせざるをえない状況があると推察される。

(2) 携帯電話等通信機器の取扱いに関する取組について

婦人相談所一時保護所の状況と婦人保護施設の状況を比較すると、全ての通信機器（スマートフォン、携帯電話・PHS、タブレット端末、ウェアラブル端末、インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤーやゲーム機）において、婦人相談所一時保護所の方が、「使用はすべて制限している」との回答の割合が高かった。

ただし、婦人保護施設について、「婦人相談所の一時保護所に併設されている」と回答した26施設においては、「使用はすべて制限している」と回答した施設が16件（61.5%）に上っている。一時保護所と併設されることで、加害者からの追跡の恐れのある入所者が身近に存在する場合においては、婦人保護施設においても「使用をすべて制限している」とする施設の割合が増える結果となった。

いずれかの通信機器について、「使用は一部制限している」「使用の制限はしていない」と回答した婦人相談所は10相談所、婦人保護施設は31施設であった。これら通信機器の使用をすべて制限していない場合に、使用にあたり守るようお願いしているルールについて尋ねた結果、婦人相談所一時保護所では、「ルールがある」との回答が9割、婦人保護施設

においては、約8割であった。自由回答からも分かるように、ルールにはさまざまな工夫がなされており、入所者の安心・安全な生活を第一とした工夫がなされていることがうかがえた。

携帯電話等通信機器の使用について今後どのように考えているかを尋ねたところ、婦人相談所一時保護所は、婦人保護施設に比べて「すでに使用の制限を緩和している」「使用の制限を緩和することを検討中である」「使用の制限への対応を検討する方向である」との回答が少なく、「現状では緩和は難しく、検討はしない」との回答が多く8割弱を占めた。ただし、婦人保護施設のうち、婦人相談所の一時保護所に併設されていると回答した26件を取り上げて見ると、「現状では緩和は難しく、検討はしない」との回答は19件(71.3%)となり、婦人相談所一時保護所における回答の割合と並ぶ結果となっている。

なお、通信機器の使用を緩和することにおいて課題と感じていることについて、婦人相談所一時保護所と婦人保護施設の両方において、「追跡・居場所の特定」「秘匿性が守られない」「技術的困難さ」「入所理由の多様さ」「入所者間トラブル」「依存傾向の問題」「費用の問題」といった事項が挙げられた。様々な困難さがあり、通信機器の使用に関する制限が設けられていることがうかがえる。

携帯電話等通信機器の使用については、それぞれの地域の実情や、建物の構造上の制約があるがゆえに、加害者からの追跡の危険性を踏まえて、入所者の携帯電話等通信機器の使用に制限を設ける運用をとらざるをえない現状がある。追跡の危険性がない入所者の場合には、所持している携帯電話を職員等に預けずにそのまま使用できることが理想であるため、追跡の危険性がなく携帯電話を使える人だけに特化して入所できる一時保護所を、別の敷地や別のフロアに設けるなど、建物の構造上の区分けの必要性も課題として挙げられる。個々の一時保護所及び婦人保護施設の構造や入所者の現状を踏まえて、入所者全員の安全な生活を保障する取り組みを検討する必要がある。

(3) 設備や集団生活について

婦人相談所一時保護所と婦人保護施設において、個室や相部屋の数は、それぞれで幅があるが、原則は個室に入所する、1家族1部屋を基本とする、高齢であったり障害があったりする場合の入所者はバリアフリーの部屋に入居してもらう等の工夫がなされていた。

婦人相談所一時保護所と婦人保護施設の双方において、追跡の恐れのある入所者とそうでない入所者が「同じ住居スペースに混在して生活している」との回答が多かった。一時保護所と婦人保護施設の両方で、入所者の安心・安全を最優先として、追跡の恐れのある入所者に合わせた取組を行っていることが考えられる。

金銭の保管についてみると、婦人相談所一時保護所に比べ、婦人保護施設においては「入

所者のうち一部の者について施設で保管している」との回答割合が高い結果となったが、これは婦人保護施設において入所者の自立を支援することを目的として、入所者が自分で金銭を保管・管理する場合があることによるものと考えられる。実際、金銭を保管する理由については、「トラブルを防止するため」といった理由の他に、「本人の自立のため」という理由が挙げられている。

金銭の使用制限については、婦人相談所一時保護所において「使用は制限していない」との回答が5割強で最も多かったが、婦人保護施設においては「使用は一部制限している」との回答が約6割と最も多い結果となっている。婦人相談所一時保護所においては、外出等の制限により、金銭を使用する機会自体が少ないことが考えられると共に、婦人保護施設においては、使用制限の理由に、「借金返済を優先する」、「自己管理の難しさがあるため」といった理由が挙げられていることから、自立や生活再建を目指した支援の一環として使用の制限を設けていることが推察される。

また、外出、外泊、通学、通勤、酒への対応についてみると、入所者本人について、婦人相談所一時保護所においては、これらについて「制限はない」との回答は1件もなかった。これは、一時保護という機能の特性によるものと考えられる。婦人保護施設においては、外出、外泊、通学、通勤に対して「制限はない」との回答は項目によって差異があり、通学・通勤については25%前後の施設が制限を設けておらず、外出は17%、外泊は8.5%の施設で制限を設けていなかった。

外出、外泊、通学、通勤を制限する理由としては、婦人相談所一時保護所と婦人保護施設の両方において、「入所者の安全のため」、「秘匿の観点から」といった事項が挙げられている。他方、婦人保護施設においては、「入所者本人の自立のため」、「併設している一時保護所の制限と合わせるため」といった事項も挙げられていた。

なお、「婦人相談所の一時保護所に併設されている」と回答した施設の方が、「婦人保護施設として独立している」と回答した施設に比べ、「全員に対して制限がある」と回答する施設の割合が高かった。一時保護所と併設されることで、加害者からの追跡の恐れのある入所者が身近に存在する場合においては、婦人保護施設においても「全員に対して制限がある」とする施設の割合が増える結果となっている。

そのような中、入所者の安心・安全を担保するために、婦人相談所一時保護所と婦人保護施設の双方において、さまざまな工夫がなされている。婦人相談所一時保護所においては、すべてが「通院の際は、職員が同行している」と回答した。また、「食事は、アレルギーや宗教等による制限に配慮して提供している」と「外出できない入所者に対し、必要な買い物の代行をしている」についてはおよそ9割以上が回答した。婦人保護施設においては、「通院の際は、職員が同行している」と「食事は、アレルギーや宗教等による制限に配慮して提供している」について9割以上が回答した。

さらに、入所者の個人情報やプライバシーの保護についてみると、入所者間の関係性を考慮した対応がなされていた。婦人相談所一時保護所においては、「他の入所者のプライバシ

一に立ち入る会話を控えるように入所者に伝えている」、「入所中に知り合った他の入所者に関する情報は、外で口外しないように入所者に伝えている」、「他の入所者と連絡先を交換しないように伝えている」の3項目に9割前後の回答があった。婦人保護施設においては、「入所中に知り合った他の入所者に関する情報は、外で口外しないように入所者に伝えている」と「他の入所者のプライバシーに立ち入る会話を控えるように入所者に伝えている」に9割前後の回答があった。そのような取組を行う理由としては、婦人相談所一時保護所と婦人保護施設の両方で、「情報漏えいの防止」、「入所者のプライバシーの尊重」、「退所後の安全確保」、「入所者同士のトラブル回避」といった事項が挙げられており、入所者が安全・安心な生活を送れることを目指した取組であることが明らかとなった。

第3章 SNSを活用した相談に関するヒアリング調査

1. 調査概要

(1) 調査目的

SNS相談の開設について検討する際に参考にする情報を得るために、先行自治体や民間団体から運用方法等を聴取することを目的とする。

(2) 調査方法

WTにヒアリング対象者を招聘し、対面にて聞き取りを行った。

(3) 調査対象

先行してSNS相談を実施（実施の検討含む）している自治体や民間団体、計3所が実施するSNS相談事業を対象とした。

(4) 調査実施日

1月21日（13:15～14:15、14:30～15:30、16:00～17:00の3つの時間帯に分けて実施）

(5) 調査項目

ヒアリング項目は以下の通りである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. SNS相談の運用について<ol style="list-style-type: none">1) 背景・目的2) 実施内容2. SNS相談の実施にあたり見込むべきコストについて<ol style="list-style-type: none">1) 準備2) 運用3. SNS相談を実施するメリット4. SNS相談の課題5. 安全性確保等のための留意点 |
|---|

2. 調査結果

(1) SNS 相談の運用について

1) 背景・目的

SNS 相談を開始する背景としては、10代から20代といった若年層をターゲットとして支援を広げていくために、その層が日常的に使うツールを活用したいという考えがあった。

いずれのヒアリング対象団体においても、SNS 相談は「相談の入口」として捉えており、その後の電話相談や対面の相談支援につなげることを目的としたツールとして活用されていた。なお、ヒアリングでは、SNS 相談を行う目的やターゲット（対象者）を明確にしておくことが重要であると示された。

- ・ あくまで相談の入口になるという認識である。
- ・ これまで相談支援につながっていない方々へ相談機会を提供するためのものという所である。特に若い方は電話する習慣がなかったり電話相談に対して敷居を高く感じたりするという話を参考にした。
- ・ 当団体で受けている相談は妊娠周辺に関わる相談の氷山の一角であると考えているので、LINE 相談を通じて新しいニーズを開拓するという目的を持っている。
- ・ LINE 相談の先にあるステップとして、当団体で行う電話相談を案内することが想定される。何のための、誰のための LINE 相談なのかという設計はとても大事である。範囲を広げすぎると LINE 相談が非効率な入口になってしまう恐れがあるので、絞って設計することが重要である。
- ・ あくまで直接支援につなげるための入口として考えている。SNS 相談のみに留めると、相談というゲームになってしまう恐れがある。ゲームではなく、実生活に戻ってきてもらうには、会えるところまでのスキームを整えなければならない。

2) 実施内容

利用時間や相談員の体制は、団体ごとにさまざまであった。ヒアリングからは、SNS 相談の時間帯を予め設定しておく、対応（返信）する時間を絞るなどのアイデアが共有された。

- ・ 試行実施により毎日相談業務を行ったとしても相談件数が伸びないということが分かったため、相談日は毎日ではなく、火曜日と木曜日の週2回としている。時間帯に関しては、試行段階では、土曜日曜も含めて毎日12時から22時の10時間であったが、今年度は16時～21時としている。

- ・ LINE 相談は2回線で行っており、同時に最大2人から相談を受ける形で実施している。
- ・ LINE でもファーストアクションは24時間以内で考えている。
- ・ チャットの利用可能時間と曜日は決められている（月曜日・火曜日・木曜日・金曜日・日曜日 17時から22時30分、水曜日 11時から16時30分）
- ・ 多い時間帯は、月曜の夜間帯になっている。SNS利用が増えていく時間帯というのは、そのSNSが誰を対象としているのかということによって変わってくる。SNSの利用時間帯というのは、ある程度決まりがあって、例えば、朝の通勤時間、昼休み、夕食後などが該当する。恐らく役所が想定する時間帯の認識にズレが生じていると考えられる。相談したい人は、9時～17時では相談が難しい。

（2）SNS相談の実施にあたり見込むべきコストについて

1）準備

①相談員の確保

SNS相談の実施に当たり必要なこととして、相談員の確保が挙げられた。相談員の要件は団体ごとに様々であるが、共通して、SNSを使用するためのスキルよりも相談員としての（ケースワークの）スキルが必要であることが挙げられた。また、相談員を統括するスーパーバイザーの重要性も示された。

- ・ 相談は週に2回、2回線であるため、委託先の1日あたりの配置人員は、業務責任者が1名。スーパーバイザーが1名。相談員が2名としている。委託先スタッフの労働時間は準備・記録をまとめる作業もあるので、その時間も含めて5.5時間稼働している。相談員は再委託しており、総数は15人程度。相談員となる者は研修を受けた後に従事し、相談業務はローテーション（シフト）で対応している。
- ・ 再委託先は、カウンセラーの団体であり、業務に従事する相談員の要件・資格については、心理カウンセラーの資格保持者もしくはそれに準ずる資格をもち、カウンセラーとしての相談経験がある方、または、国または地方公共団体が実施する相談対応の業務の経験のいずれかを要件としている。スーパーバイザーは再委託先の方であり、研修はスーパーバイザーを中心に行っている。
- ・ 相談員としてのスキルがあればいいので、年齢は不問としている。若い人からの相談へは若い相談員がいいというわけではなく、あくまで重要なのは相談スキルがあるかないか。

- ・ LINEでの相談も同様に、担当者・確認者の2人態勢で考えている。
- ・ 相談員に求めるスペックは、電話やメール相談の相談員の要件と同様に、保健師、助産師、看護師、国家資格の保有者。また、ソーシャルワーカー、社会福祉士、他の団体等での相談経験があるもの
- ・ SNSの相談はタイピングスキルではなく、相談スキルが重要
- ・ SNS相談では、相談スキル、つまりソーシャルワークといった社会福祉的な訓練が必要になってくる。その能力は、カウンセリングの能力とは違う。相談者のニーズを探す必要があるため、ソーシャルワーク的なスキルが必要となるのである。

また、相談員育成のために、LINE自体の操作スキルや事業用システムの操作方法に関する研修、婦人保護事業に関する研修、相談スキルのための研修などが行われていた。

- ・ 再委託先の相談員に対する研修は、委託先や再委託先が実施するが、研修内容を自治体と協議しながら実施している。研修内容としては、LINE自体の操作スキル研修であったり、相談員がDVそのものを必ずしも深く勉強しているわけではないので、DVを理解するための研修もあつたりする。DVについての研修は、自治体で研修材料を用意し、自治体の職員立ち合いのもと実施している（研修講師は、配偶者暴力相談支援センターから派遣している）。SNSの特性やシステムに関する研修は、委託先事業所が担当している。
- ・ 当団体では相談員に対して研修を2日間かけて行っており、相談員は研修受講が必須となっている（費用は受講者負担）。研修後、エントリーシートを提出してもらい、その後面接を経て採用となる。採用後の研修ではOJTが中心であり、例えば、カメラをつないだり電話相談が入った際に音声を共有したりして、リモートワークで他の相談員がどういった対応をしているのかを学ぶためのOJTを3か月程度かけて行っている。

②機器

いずれのヒアリング対象団体においても、SNS相談はパソコンを用いて実施していた。また、パソコンの他、モニター、スマートフォンなど、必要な機器も示された。LINE相談の内容がリアルタイムに確認できるシステム、相談員が共有で資料できるプラットフォーム、などのシステム構築の必要性も示された。

- ・ SNS相談を行うには、パソコンはモニターと併せて購入したほうが良い。3～4つの相談票を開いた際に、見えなくなってしまうことを防ぐためである。目の疲労を防ぐという観点からもモニターは必要と考える。当団体の相談では、コーディネーターは全国の画面が見えるようにしている。

- ・ 電話を持っていない若者が多いため、スマートフォンも必要になる。団体としてLINEアカウントをとった場合には電話ができないようになっている。
- ・ LINE相談はパソコンで実施しており、委託先と共通のシステムを利用し、自治体でもリアルタイムで相談内容を見ることができ、緊急事態でも対応できる仕組みとなっている。
- ・ LINE相談の作業はパソコン上で行う予定で、現在相談員向けのプラットフォームを開発中である。現在、コールセンターに関してはクラウド上でカルテの共有を行えるようになっており、千葉、埼玉、神奈川、東京、長野でリモートワークとして行っている相談員が多い。昼は病院で働き、夜から法人貸与のパソコンで仕事するという副業の層も多い。もちろんワнтаイムパスワードといったセキュリティも担保されている。LINE相談に関してもプラットフォームを構築し、担当者と確認者が別の場所にて作業することを想定している。

③費用

SNS相談を実施する上で必要となる費用については、LINE等SNSを使用するための費用に比べ、現行の相談事業と連携するためのシステム構築費の方が多くの費用がかかることが示された。また、予算を検討する際には、SNS相談が対面等でのさらなる支援につながった場合の予算も見込んでおくべきといったアイデアが得られた。

- ・ 年間予算の内訳は、委託料と周知関係（周知カードの印刷等）の費用である。委託料の内訳として、システム構築費、研修費及び相談員の人件費等が入っている。その中に相談記録の報告書費用も入っている。
- ・ LINE相談ではチャットの機能しか使わないため、相談票を別途作成しなければいけない。さらに言えば、相談票を作成するためのシステムを構築する必要があるということになる。システム構築に関しては別委託になり、かなりの高いコストがかかることが想定される。LINEの公式アカウントを取得すれば、データはCSVデータで落とすことができるが、かなり読みにくいデータである。作業としては、LINEのデータサーバーにアクセスし、内容の仕分けをしてもらうシステムを組む必要がある。当団体はその作業は行わずに、チャットと相談票がパッケージ化されていた既存のシステムを採用している。システムを買い取っていないため、費用としては月々数万円といったところ。このシステムを使えば、チャットの画面の横に相談票の画面があり、チャットをしながら相談票を打ち込める。
- ・ 予算要求の際には、SNS相談に加え、同行支援や面談の予算を通しておく必要があると考えている。（支援員が）パソコンに向かっている間のみ費用の予算計上では意味がない、当団体では、1週間に1人の割合で相談者と直接会っており、DVや性被害

ではもっと面会の割合は増えるかもしれない。SNS 相談で直接会わなければいけない事案が発生した際に、交通費等が予算化されていないと動くことができなくなる。

④事業の委託

ヒアリングでは、自前での実施が困難であるという理由から SNS 相談の事業を委託して実施する事例が得られた。委託する場合には、委託先スタッフに委託元が DV についての研修を行っていた。

- ・ DV についての研修は、自治体で研修材料を用意し、自治体の職員立ち合いのもと実施している（研修講師は、配偶者暴力相談支援センターから派遣している）。

事業を委託して実施することは、スキルや人員確保といった側面の課題が解消される一方で、婦人保護という領域を扱う難しさや情報の秘匿性の観点から慎重になる必要があるという意見が挙げられた。その上で、事業の一部のみを委託し一部は自前で運用する、人材育成の観点から若い世代に SNS 相談のやり取りを代筆させる、といったアイデアが得られた。

- ・ 委託して実施することにした理由は、LINE 相談を行うにあたって、電話相談とは違ったスキルが求められるという懸案があったことと、DV の電話相談を行っていた自前の職員での対応が難しい状況があったこと。
- ・ LINE は委託等で外部の方にまかせるのではなく、自前でやるのが大事と考えている。相談者のキャッチアップの段階から、専門家が行うことが大事と考えている。また、相談業務を外部に委託してしまえば、入口だけ示して出口を示さないことになり、無責任なことであると感じる。
- ・ DV のようなセンシティブな情報を扱う相談は、外部に委託しないほうが良いと思われる。
- ・ 若年者を相手にするにはホームページ作成から SNS 上の告知まで自分達でできないといけない。そこで、委託を行うとしても全部ではなく、相談員の育成とシステム構築の部分のみ委託して、残りは自分たちでやるといったことが望ましいのではないだろうか。
- ・ 委託事業に相談を外部の相談員に出してしまうと、DV 加害者の属性などの危機管理をシステムに反映できなくなってしまう。お薦めとしては、若い世代に SNS 相談のやり取りを代筆させること。そうすることで、若い世代の相談スキルも向上し、育成していくことができる。

2) 運用

(「1) 準備」における記載を参照のこと。)

(3) SNS 相談のメリット

メリットとして、電話や対面で支援を行うことと比較して、SNS 相談では、相談につながることに對してのハードルが低くなるという意見が得られた。また、SNS 相談では、相談途中の退席も可能であるということ、使いやすさ、比較的若い年齢層を取り込むことができるという意見も共通して挙げられた。

- ・ LINE 相談の有用性としては、自分が相手から受けている行為が暴力なのか、自分としてどうすることもできないといった悩みに対して、支援の案内先を伝えることができる点にある。
- ・ LINE 相談は、相談者が何かを同時に行いながらでも利用でき、途中退席してもよいなど電話ではできないサービスを提供している点で使いやすいという評価につながっているであろう。
- ・ 40 歳以降は電話が主たる相談手段になっている一方で、20 代以下はテキスト相談が主たる相談手段となっている。テキスト相談を始めるということは、対象が広がるというだけの話であり、入口が広がる分、相談のハードルが下がるという効果があると考えている。
- ・ SNS を通じた相談者は、ほとんどが 10 代～20 代で、たまに 30 代の方がいる。相談内容は、DV というよりは性被害の相談が多いたろう (以前、他の SNS 相談を行ったときに、相談内容の 8 割が性被害であった)。以前の電話相談では、3 万コールのうち、10 代や 20 代の割合は 1 割程度。SNS で相談を行うということは、若い女の子が性暴力の話をするということとイコールであると思う。
- ・ SNS の相談を行うならば、デジタルな性暴力に関する知識は必要になる。痴漢・盗撮・レイプを行い、写真に撮って脅すといった対面では相談しにくいケースについて、SNS であれば相談してくる可能性がある。

4) SNS 相談の課題

テキストのみのやりとりのため相談者が伝えたいニュアンスが伝わらないこと、なりすましによる加害者の追跡の問題、情報拡散や訴訟のリスク等が課題として挙げられた。また、相談を地域ごとに行うようにするといったアイデアも示された。

- ・ LINE 相談の特性としては、テキストのみのやりとりになるということ。言葉で直接聞く体制とは違い、相談員が伝えたいニュアンスが伝わらないことがある。

- ・ SNS だけで相談するとなると、直接会うことができないという点に相談員はストレスを感じると思う。小さなポーションでお金をかけずに、相談員達が勤務しながら支援を行うといった方法がよいだろう。
- ・ SNS の最大の欠点は、その人が本当に本人なのかわからないという点。情報量が電話や対面と比較して極端に少ない。相談者の口調や顔がわからず、相談に至るまでの経緯を知ることができない。
- ・ LINE 相談の問題は、DV は加害者の被害者に対する追跡の恐れが常にあるということ。
- ・ LINE 相談はテキストでのやりとりだけであるため、本当に相談者が被害者なのかという疑問があったり、相談者は加害者のなりすましであり、本当の目的は被害者の行方を捜すことでそのための手法として利用されるのではないかというリスクがあったりする。加害者のなりすましを常に警戒する必要があるため、LINE では、具体的な支援の内容（例えば、シェルターの場所や福祉事務所でこういった支援があるといった内容）の案内はしない。加害者が支援先へ襲ってくる場面も想定される。
- ・ SNS 相談では内容のコピー&ペーストが出来るので、インターネット等に掲載されるリスクもある。
- ・ SNS は訴訟をされるリスクも高い。
- ・ 最終的に相談員と会うことを考えるとセンター化というのは想定しにくく、あくまで地域ごとに行うようにするべきと考えている。範囲の大きさは、例えば関東といったブロックごと。ただ、匿名で行うほうが良いと思っている。また、相談者の所在する自治体名は隠して相談を行うのがよいだろう。ピンポイントの情報提供ができないスキームとなるが、なりすましに対してのリスクが低くなる。なお、提供する情報に建物写真等が含まれる場合には建物自体が襲撃される恐れがあるので注意が必要である。

また、LINE というツールを活用する場合の課題について、相談の際に必要な情報が得られにくいこと、ケースごとの管理がしにくいこと、電話相談等の次の支援にスムーズにつながりにくいこと、等の課題が挙げられた。

- ・ LINE がツールとしてふさわしくない理由としては、余計な情報も多くなり、相談の際に必要な情報を抽出しづらいことも挙げられる。
- ・ LINE は、効率化は見込めないツールであると考えている。小さなやりとりを繰り返し、時間あたりの情報量は少ないし、情報の質も低い。そういった状況で、あえて導入する理由は、既存のツールではつながれない人に対して有効ではないかと考えているからだが、効率的だとは考えていない。
- ・ 相談者の LINE アカウント名が本名とは限らないので、アカウント名と電話してきた際の情報を紐づけできるわけではない。

- ・ LINE は ID がわからないことや、表示される名前を変えてしまうことができてしまうため、継続支援ということを考えるとケースの整理が難しくなってしまう。相談の都度、LINE のアイコン、名前も変わってしまう場合もあり、今後、管理する人数がそれなりにいることを考えると、ケースごとにどう管理するかという点がリスクとして挙げられる。
- ・ LINE 相談ではチャットの機能しか使わないため、相談票を別途作成しなければならない。さらに言えば、相談票を作成するためのシステムを構築する必要があるということになる。システム構築に関しては別委託になり、かなりの高いコストがかかることが想定される。
- ・ LINE 相談からそのまま LINE 電話を使うことができればよいが、LINE 電話は費用の面から難しい
- ・ 電話を持っていない若者が多いため、スマートフォンも必要になる。団体として LINE アカウントをとった場合には電話ができないようになっている。

5) 安全性確保等のための留意点

SNS 相談の安全性を確保するためには、DV 等加害者からの監視等の可能性を考慮した支援を行う、委託して実施する場合には、委託先に倫理規定や安全確保等について説明する、LINE のサーバーを利用することで、相談内容がビッグデータとして商業的に利用されることとのリスクが生じる可能性について理解する、といった考えが得られた。

- ・ DV 相談に特有な部分として、加害者がいるといったことが挙げられる。加害者が監視している、または、加害者に相談していることが発覚してしまった場合、外に助けを求めないよう、加害者からの暴力がエスカレートするというリスクがあるため、相談員から現在安全に相談できる環境にあるのかを確認したり、加害者が携帯を見る可能性があるため携帯をロックしたり履歴削除をするようにと案内したりしている。試行実施の段階では、応答が途絶えると相談員から声掛けを行うということをしていたが、相談者がどういった状況にあるかわからないし、通知を送ることで逆に危険な状態になる可能性もあるので、現在は、本人から安全なタイミングで相談員へ通知するよう案内し、相談員からの通知は行っていない。
- ・ 委託事業として実施する場合は、相談員の倫理規定や安全確保、委託先との守秘義務等に留意すべきと考える。
- ・ LINE は友だちになるのが前提となっており、妊娠関係のアカウントとつながるという行為が、相談者にとっての障害になっているかもしれない。
- ・ LINE のサーバーを利用するということは、個人情報流出の懸案というよりは、相談というセンシティブな情報をビッグデータとして分析することにより商業的に活用されるというリスクがある。LINE を使う側が LINE への情報提供を拒否してくれればよいの

だが、例えば、その設定は小学生などにとってはそこまで分からないだろう。ただ、LINEの利用者が多いということは事実なので、LINEを入口とするが、データの保存先は違うといったスキームも考えられるだろう。LINEのサーバーを利用する事にリスクがあるので、厚生労働省がさまざまな相談システムをまとめるサーバーを構築することが良いと考える。

3. 調査結果の要旨とワーキングチームにおける議論の論点

(1) ヒアリング調査結果の要旨

1) SNS 相談の位置づけについて

ヒアリング調査の結果から、SNS 相談の課題や安全確保のための留意点を踏まえた上で、SNS 相談の位置づけを明確にしておく必要があるとの示唆が得られた。ヒアリング対象となった3団体においては、いずれも SNS 相談を「相談の入り口」として設定しており、電話相談や対面での支援などといった、さらなる支援へスムーズに移行できる仕組みが組み込まれていた。

2) SNS 相談の課題

ヒアリング調査においては、SNS 相談は支援対象者とテキストでのやりとりとなることから、以下の課題が挙げられた。

- ・ 相談者から得られる情報が少ない事（一度にやり取りする情報量に制限がある、表情や態度、声のトーンといった非言語の情報が得られない、等による）
- ・ 相談員が相談者に対して伝えたいニュアンスが伝わりづらい
- ・ なりすましによる利用かどうかの判別が難しい
- ・ 会話の記録やアプリケーションの通知機能の表示により加害者から追跡されるリスクがある
- ・ 会話記録データを用いての情報拡散や訴訟のリスクがある 等

3) SNS 相談の安全性確保等のための留意点

ヒアリング調査においては、SNS 相談の安全性を確保するために留意すべき事項として以下が挙げられた。

- ・ DV 等加害者からの監視等の可能性を常に考慮した支援を行う
- ・ SNS 相談に係る事業を外部の事業所や団体等に委託して実施する場合には、委託先に相談にかかる倫理規定や相談者の安全確保のために必要な留意点等について説明する
- ・ LINE 等のアプリケーションを用いて実施する場合には、アプリケーションにおける設定によっては相談内容がアプリケーション開発企業側に蓄積され、ビッグデータとして商業的に利用されることのリスクが生じる可能性について理解する

4) 相談体制の構築について

ヒアリング調査の結果から、相談者のニーズにあわせて安全な相談を行うための相談体制の構築が必要であることが分かった。相談員については、相談者の持つ課題を拾い上

げ、支援につなげるためのケースワークのスキルが求められると共に、SNS のツールの使い方、SNS 特有の言葉の使い方などを理解することが求められるため、研修等によりスキルを向上させる必要があるとの示唆が得られた。

5) 事業の委託について

ヒアリングの対象となった団体の中には、人員確保等の問題から、外部の事業者に委託して SNS 実施している所もあった。その場合には、委託先の選定、委託先との倫理規定や安全確保、守秘義務等についての確認、DV といった婦人保護事業に特有の事項の説明などを徹底して行っていく必要があるとの示唆が得られた。

6) 加害者からの追跡などの危険を回避するための対応

ヒアリングの対象となった団体においては、DV の相談のために SNS を利用していることが加害者に知られないようにする、一時保護所といった避難先の連絡先や場所が特定されないようにする、といった点に細心の注意を払いながら SNS 相談が行われていた。この点は、他所が、DV 相談といった加害者からの追跡の恐れのある方への相談を SNS を用いて実施する上でも、重要な点と考えられる。

(2) ワーキングチームにおける議論の論点

ヒアリング調査の結果を受けて、ワーキングチームにおいては、次のような議論がなされた。

1) SNS 相談を実施する前提として

- ・ SNS 相談の形態で DV 相談を実施した場合、DV の性格上、DV 加害者が被害者の携帯を監視している等のリスクはぬぐえない。また、なりすましや追跡、相談の記録をコピー&ペーストすることによりインターネット上で公開されてしまう等、DV 加害者から DV 被害者への SNS 等を使った攻撃・追跡等のリスクも生じさせる。このようなことから、前提として、DV 相談において SNS を活用する場合には、リスクをしっかりと理解した上で、慎重に実施体制や安全確保策の検討を進めていくべきである。
- ・ SNS 相談の開設や運用にあたって必要となるコスト、SNS 相談で得ることのできる情報の少なさ、SNS 相談により生じるリスク等を併せて考えると、SNS 相談を実施するメリットは、相談を効率化するためではないというヒアリング調査での指摘を理解しておく必要があるだろう。SNS 相談は、これまで支援が必要であるにもかかわらず支援につながるることのできなかった層にリーチするための手段と考えるとよいだろう。
- ・ 若年層は特に SNS の活用にも長けている。そのため、SNS 相談を自治体の事業として実施する上で、まずは若年層にターゲットを絞って実施していくことが妥当ではないかと

いう意見もある。その層から試行的に SNS 相談を実施し、様々なケースを積み重ねた上で、将来的に DV 相談を行っていくかどうかを検討するという、段階的な導入のやり方もあるだろう。

2) SNS 相談の開設・運用にあたって

- ・ ヒアリングの結果を踏まえると、SNS 相談は、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における一連の支援の「入り口」として位置づけるのが良いと考えられる。支援の入り口として実施する上では、実際的な支援やソーシャルワークにつながらなければ意味がない。よって、支援が必要な者を支援につなげるといったソーシャルワークの力量が相談員に最も求められる要素であると考えられる。そうすると、やはり SNS 相談は、外部に委託して行うことは難しく、ソーシャルワークの力量の高い相談員である、自機関の婦人相談員が対応するべきものと考えられる。そのためには、新たに婦人相談員を配置できるような対応も必要である。
- ・ SNS 相談を、相談の入り口として活用する場合、寄せられる相談は多岐に渡ることが考えられる。相談者の多様なニーズを理解し、寄り添いながら、その後の相談支援へとつなげていく必要があるだろう。SNS 相談を行う相談員にはそのような専門的な力量が求められる。
- ・ SNS 相談は専門性が求められる相談である。よって、自治体等が自ら委託せず実施する場合には、SNS 相談を担当する人員を増やす必要があるだろう。また、外部に委託して実施する場合には、委託先の担当者に対して研修を実施することも必要である。ヒアリングにおいて聴取した例として、委託して SNS 相談を実施する場合において、SNS の使い方や SNS で交わされる会話（や言葉遣い）の研修をその分野に長けている委託業者が実施しつつ、DV 相談といった専門的な内容については、自治体が自前の研修材料を用意して、自治体職員の立会いの下で研修を実施して相談員の理解を深めるといった工夫が見られた。そのような事例も参考になるだろう。
- ・ SNS 相談を相談の入り口として活用することで自治体窓口や婦人相談所への相談者の数が増えた場合には、現状の体制やリソースでその後の支援を実施することが困難になる可能性が大きい。よって、SNS 相談を実施する前提としては、SNS 相談の開設や運営のみならず、さらなる婦人相談員の配置といった相談体制の強化を併せて進めなければならないだろう。
- ・ SNS 相談を実施する上では、単に SNS のアカウントを取得してオープンするだけではなく、例えば、相談内容を自治体や婦人相談所等の関係機関（関係者）がリアルタイムで閲覧することができるようなシステムや、SNS 相談により得た情報を相談記録に反映させていくシステムを導入している事例もある。SNS 相談を一連の相談に取り入れるために必要な仕組みの整備（システムの導入、関係機関との連携体制強化）についても、十分に検討し取組を進める必要がある。

- ・ SNS相談は、SNSにおける相談者とのやりとりだけで終了する訳ではなく、その後の対面による支援等にもつながっていくものである。よって、相談員が支援対象者に会いに行くための費用なども予め見込んだ上で予算確保をしておく必要があるだろう。
- ・ 自治体等でSNS相談を実施するに当たっては、まずはモデルとなる事業があると参考にできて良いだろう。SNS相談の仕組み（用いるシステム、実施体制、相談員への研修内容等）の好事例をとりまとめ、展開していくことが望まれる。

第4章 資料編

1. 「婦人保護事業における通信機器の取扱い及び集団生活に関するアンケート調査」 調査票

「婦人相談所一時保護所用」

I. 貴相談所の体制について

Q1. 貴所は、婦人保護施設を併設していますか。(あてはまる番号一つに○)

1	併設している	2	併設していない
---	--------	---	---------

併設している場合には、「婦人保護施設用調査票」にもご回答をお願いいたします。

Q2. 貴相談所の一時保護所の定員を教えてください。

	名
--	---

Q3. 貴相談所の一時保護所には、次のような入所者は何人いますか。2019年12月1日現在の入所者の状況で教えてください。

① 2019年12月1日現在の一時保護所の入所者

入所者（母親）	：	名	同伴児童：	名
入所者（単身女性）：		名		

② 状況別の入所者数

(A) DV 防止法により一時保護となった者	入所者（母親）：()名 同伴児童()名 入所者（単身女性）：()名
(B) 売春防止法により一時保護となった者	入所者（母親）：()名 同伴児童()名 入所者（単身女性）：()名
(B)のうち、暴力被害・ストーカー被害・性犯罪被害のある者	入所者（母親）：()名 同伴児童()名 入所者（単身女性）：()名

Q4. 貴相談所における夜間・休日の支援体制について教えてください。

夜間の体制	一日当たりの実人数： _____ 名
	うち 常勤職員：一日あたり _____ 名
	うち 非常勤職員：一日あたり _____ 名 <small>※アルバイト雇用含む</small>
	【職種等】 ※主な配置の構成（あてはまる番号すべてに○） 1. 主任指導員 2. 指導員 3. 婦人相談員 4. 保健師 5. 看護師 6. 栄養士 7. 宿直員 8. 警備員 9. 調理員 10. 心理担当職員 11. 同伴児童担当職員（保育士含む） 12. 個別対応職員 13. その他（ _____ ）

（休日の体制は次ページに記入してください）

休日の体制	一日あたりの実人数： _____名
	うち 常勤職員：一日あたり _____名
	うち 非常勤職員：一日あたり _____名 ※アルバイト雇用含む
	【職種等】 ※主な配置の構成（あてはまる番号すべてに○） 1. 主任指導員 2. 指導員 3. 婦人相談員 4. 保健師 5. 看護師 6. 栄養士 7. 宿直員 8. 警備員 9. 調理員 10. 心理担当職員 11. 同伴児童担当職員（保育士含む） 12. 個別対応職員 13. その他（ _____ ）

夜間・休日の体制について、補足説明等があれば記載してください。

II. 携帯電話等通信機器の取扱いに関する取組について

ここでは、貴所における携帯電話等通信機器の取扱いについてうかがいます。

Q5. 貴所では、一時保護期間中に入所者が携帯電話等通信機器を使用することに制限はありますか。AからEの機器について、それぞれ教えてください。（(A)～(E)のそれぞれについて、あてはまる番号一つに○）

	入所者		
	制限は して すべ る	制限は 一部 る	し て い な い 制 限 は
(A) スマートフォン	1	2	3
(B) 携帯電話・PHS（スマートフォンを除く）	1	2	3
(C) タブレット端末	1	2	3
(D) ウェアラブル端末*	1	2	3
(E) インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤーやゲーム機	1	2	3

*ウェアラブル端末とは、腕時計のように小さく装着可能でインターネットに接続できるものを言います。

▶ 同伴児童が入所することがある場合におたずねします。同伴児童が「(E) インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤーやゲーム機」を使用することに制限はありますか。（あてはまる番号を一つに○）

1	使用はすべて制限している	2	使用は一部制限している	3	使用の制限はない
---	--------------	---	-------------	---	----------

これ以降に設けられている Q5の付問については、Q5で選択した内容ごとにご回答いただきたい付問が異なります。以下の表を参考に、各付問にお進みください。

	ご回答いただく付問
Q5において、(A) から (E) のすべての設問で「1 使用はすべて制限している」を選択した方	Q5-付問2、3、4
Q5において、(A) から (E) のいずれかの設問で「2 使用は一部制限している」を選択した方	Q5-付問1、2、3、4
Q5において、(A) から (E) のすべての設問で「3 使用の制限はしていない」を選択した方	Q5-付問4

Q5-付問1. 通信機器の使用に制限を設けるのは、どのような場合ですか。具体的に教えてください。

Q5-付問2. 携帯電話等通信機器の使用について、制限が設けられている理由を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

1	携帯電話等通信機器の GPS 機能や監視アプリ等により、入所者や同伴児童の居場所が知られることで、入所者や同伴児童に危害が及ぶことを避けるため
2	入所者が SNS (Twitter や Facebook、Instagram 等) に投稿することで、通常は公表していない DV 等被害者の避難場所等が公になる可能性があるため
3	携帯電話等通信機器を使用できる者とそうでない者がいると、携帯電話の貸し借り等によるトラブルが発生する可能性があるため
4	携帯電話等通信機器を使用できる者とそうでない者がいると、使用できない者が不満に思うことがあるため
5	携帯電話等通信機器を使用している様子を見て、他の入所者が不安になることがあるため
6	入所者が DV 等加害者等との連絡を絶つことで、振り返る機会とするため
7	入所者が携帯利用料を支払うことができないため
8	入所者や同伴児童の居場所等の情報が、DV 等加害者及び第三者に知られることで、他の入所者、同伴児童等、職員に危害等が及ぶことを避けるため
9	その他 (下の点線内に具体的に記載してください)
10	特にない

「9 その他」の内容

Q5-付問3. 携帯電話等通信機器の使用に何らかの制限がある場合、貴所ではどのような対応や支援上の工夫をしていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1	一時保護所で共有して使用する携帯電話等通信機器を貸し出している
2	プリペイド携帯を貸し出している
3	一時保護所の固定電話を使用できるようにしている
4	警察署などの安全な場所まで職員が本人と同行し、本人の携帯電話等通信機器を使用してもらっている
5	インターネットに接続できるパソコンを設置し、職員と一緒に必要な情報収集ができるようにしている
6	携帯電話等通信機器の使用を制限する理由を、本人の理解と納得を得られるように丁寧に話し合っている
7	携帯電話等通信機器の使用を制限する理由を、本人の理解と納得を得られるように説明文書を用意している
8	その他（下の点線内に具体的に記載してください）
9	上記にあてはまるものはない

「8 その他」の内容

Q5-付問4. 一時保護所に入所中に入所者が携帯電話等通信機器を必要とするのは、どのような場合ですか。(あてはまる番号すべてに○)

1	家族や友人、勤務先等に電話やメール等で必要な連絡をするとき
2	住居探しや求職活動など、退所後の暮らしに必要な情報を収集する必要があるとき
3	退居先の住居や勤務先を決める際に、連絡先を明記する必要があるとき
4	その他（下の点線内に具体的に記載してください）
5	特にない

「4 その他」の内容

ここからは、Q5 (A) から (E) のいずれかの通信機器において、「2 使用は一部制限している」もしくは「3 使用の制限はしていない」と一つ以上回答した方にうかがいます。(A) から (E) の全部で「1 使用はすべて制限している」と回答した方は Q7 へお進みください。

Q6. 携帯電話等通信機器の所持や使用にあたり、支援上必要となるために守るようお願いしているルールはありますか。

1	ルールがある	2	ルールがない
---	--------	---	--------

↓
Q6-付問1. (Q6において「1 ルールがある」と回答した方にうかがいます。) 携帯電話等通信機器の所持や使用についてのルールはどのような内容ですか。(あてはまる番号すべてに○)

1	加害者等名義の携帯電話等通信機器であれば、新たな機器を取得してもらう
2	加害者等名義の携帯電話等通信機器でない場合、警察等の安全な場所に行き、携帯電話等通信機器の位置情報を全てOFFにする
3	加害者等とメール等のアカウントやパスワードを共有している場合、アカウントやパスワードを変更して使用する
4	一時保護所内の写真を撮らない
5	他の入所者の写真を撮らない
6	使用時間帯に決まりがある (具体的な時間帯: _____)
7	使用場所に決まりがある (具体的な場所: _____)
8	SNS に投稿しない (外部に居場所が分かるような発信はしない)
9	入所者同士で携帯電話等通信機器の貸し借りをしない
10	その他 (下の点線内に具体的に記載してください)

「10 その他」の内容

Q7. 入所者や同伴児童からは、何をするために通信機器を使用したいという要望がありますか。(入所者と同伴児童それぞれについて、あてはまる番号の上位3つに○)

【入所者本人】

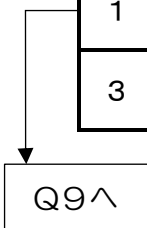
1. 通話	2. メールやメッセージの送受信 (Eメール、LINE 等)
3. ブログやニュース等のサイトの閲覧	4. 動画投稿・共有サイト (YouTube 等) の利用
5. ゲーム	6. テレビ、映画などのオンデマンド配信サービスの利用
7. 音楽鑑賞	8. インターネットを経由した商品・サービスの購入
9. テレワークなどによる仕事	10. 振込などのインターネットバンキング
11. その他 (具体的に : _____)	
12. 分からない	

【同伴児童】

1. 通話	2. メールやメッセージの送受信 (Eメール、LINE 等)
3. ブログやニュース等のサイトの閲覧	4. 動画投稿・共有サイト (YouTube 等) の利用
5. ゲーム	6. テレビ、映画などのオンデマンド配信サービスの利用
7. 音楽鑑賞	8. インターネットを経由した商品・サービスの購入
9. その他 (具体的に : _____)	
10. 分からない	

Q8. 貴所では、携帯電話等通信機器の使用について、今後どのようにしようと考えていますか。(あてはまる番号一つに○)

1	すでに使用の制限を緩和している	2	使用の制限を緩和することを検討中である
3	使用の制限への対応を検討する方向である	4	現状では緩和は難しく、検討はしない



ここからは、Q8において、「2 使用の制限を緩和することを検討中である」または「3 使用の制限への対応を検討する方向である」または「4 現状では緩和は難しく、検討はしない」と回答した方にうかがいます。(「1 すでに使用の制限を緩和している」と回答した方は Q9へお進みください)。

Q8-付問1. 携帯電話等通信機器の使用の制限を緩和することにおいて、課題と感じているのはどのような点ですか。具体的に教えてください。

Q8-付問2. どのような条件が整備されれば、携帯電話等通信機器の使用の制限が緩和できると考えますか。(あてはまる番号すべてに○)

1	入所者が安全に携帯電話等通信機器を使用するための一時保護所における取組方法を示した新しいガイドラインやマニュアルの策定
2	入所者が安全に携帯電話等通信機器を使用するための一時保護所における取組方法に関する他機関の事例
3	個別対応ができる職員の増員
4	携帯電話等通信機器の安全な使用方法について詳しい職員の配置
5	携帯電話等通信機器を使用することで生じるリスクに関する職員研修の実施
6	携帯電話等通信機器を使用することで生じるリスクに関する入所者への学習機会の提供
7	携帯電話等通信機器の使用可否について入所者本人が理解を深めるようなインテークの実施
8	警備員や監視カメラなどのセキュリティ対策の強化
9	入所者の危険性や緊急性に応じて居室空間を分けるなど、保護所内部の設備や構造の改善
10	危険性や緊急性の高い入所者専用の一時保護所の設置
11	DV等加害者からの追跡などリスクを生じなくするような携帯電話等通信機器の機能
12	新たな携帯電話等通信機器を取得するための助成制度
13	貸与するための携帯電話等通信機器の配備
14	その他(下の点線内に具体的に記載してください)

「14 その他」の内容

Q9. 携帯電話等通信機器の使用を制限する理由について、貴所では、入所者に対してどのような方法で説明していますか。具体的に教えてください。

Q10. 携帯電話等通信機器を使用できる人と使用できない人が混在している場合、貴所では支援上どのような配慮や工夫をしていますか。具体的に教えてください。

Q11. 携帯電話等通信機器を使用することで危険が生じたり支援が難しくなったりしたことがある場合、その具体的なエピソードをお教えてください（複数ある場合は、すべてのエピソードを列記してください）。

<例>

- ・ 電話帳にある連絡先を確認するためにスマートフォンの電源を立ち上げたところ、DV加害者に居場所を知られ、一時保護所まで探しに来た。
- ・ 同伴児童が持っていた通信機能付きの音楽プレイヤーを使用したところ、DV加害者に居場所を知られ、同伴児童を連れ去られそうになった。 等

Q13-付問1. (Q13で「1 同じ居住スペースに混在して生活している」と回答した方にかがいます。) DV 等加害者からの追跡がある入所者や、そうでない入所者など様々な入所者が同じ空間で生活している場合に、貴所が特に気を付けていることがありましたら教えてください。

Q14. 身の回りの物を十分に持たずに入所した入所者への配慮として、貴所で準備しているもの(アメニティ)を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 歯ブラシ	2. 歯磨き粉	3. シャンプー・リンス	4. 石けん (ボディソープ)
5. ブラシ	6. コットン	7. 綿棒	8. カミソリ
9. 洗顔料	10. 化粧品	11. 爪切り	12. 生理用品
13. おむつ、哺乳瓶などの乳幼児の生活必需品			
14. その他 (具体的に : _____)			

Q15. 貴所にはどのような共有スペースがありますか。また、どのような共有スペースが欲しいと考えますか。(それぞれあてはまる番号すべてに○)

【現在ある共有スペース】

1. 沐浴室	2. 保育室	3. プレイルーム	4. 庭
5. 体育館	6. 学習室	7. 作業室	8. 談話室
9. 給湯室	10. 喫煙スペース		
11. その他 (具体的に : _____)			

【貴所が欲しいと考える共有スペース】

1. 沐浴室	2. 保育室	3. プレイルーム	4. 庭
5. 体育館	6. 学習室	7. 作業室	8. 談話室
9. 給湯室	10. 喫煙スペース		
11. その他 (具体的に : _____)			

Q16. 貴所では、入所者や同伴児童が利用できるインターネット環境がありますか。(あてはまる番号一つに○)

1	有線接続でインターネットが使用可能	2	無線接続でインターネットが使用可能	3	インターネットが利用できる環境はない
---	-------------------	---	-------------------	---	--------------------

Q17. 入所者本人と同伴児童が使用可能なもの（貸与しているものを含む）と、貴所が今後購入したいと考えるものを教えてください。（それぞれあてはまる番号すべてに○）

【使用可能なもの】

1. テレビ	2. ラジオ	3. DVD や CD	4. 書籍や雑誌
5. インターネット接続可能なパソコン	6. インターネット接続不可能なパソコン		
7. 玩具（ゲーム含む）	8. 固定遊具	9. 学習参考書	10. 学習机
11. その他（具体的に： _____)			

【貴所が今後購入したいと考えるもの】

1. テレビ	2. ラジオ	3. DVD や CD	4. 書籍や雑誌
5. インターネット接続可能なパソコン	6. インターネット接続不可能なパソコン		
7. 玩具（ゲーム含む）	8. 固定遊具	9. 学習参考書	10. 学習机
11. その他（具体的に： _____)			

Q18. 衣類を持たずに入所した人への貸与・支給についてうかがいます。貸与・支給のための衣類の準備状況を教えてください。（あてはまる番号一つに○）

1	特定の（色、柄、デザイン等が同じ）衣類を用意している	2	複数種類の（色、柄、デザイン等が違う）衣類を用意している
---	----------------------------	---	------------------------------

Q18-付問1.（Q18で「2 複数種類の（色、柄、デザイン等が違う）衣類を用意している」と回答した方にうかがいます。）貸与する際の、衣類選びの主体はどなたですか。

1	保護所（が選んでいる）	2	入所者（が選んでいる）	3	その他（ _____ ）
---	-------------	---	-------------	---	--------------

Q19. 貴所では、食事の時間はどのように設定していますか。設定している場合はその時間帯も教えてください。（あてはまる番号一つに○）

1	食事の開始時間を定めている
	具体的な時間帯：朝食 _____ / 昼食 _____ / 夕食 _____
2	一定の時間帯のなかで自由に食事している
	具体的な時間帯：朝食 _____ / 昼食 _____ / 夕食 _____
3	その他
	具体的な内容を教えてください： _____

Q20. 入浴について教えてください。

① 入所者は週に何日、入浴ができますか。

週_____日

② 貴所では、入浴の時間はどのように設定していますか。その時間帯も教えてください。（あてはまる番号一つに○）

1	入所者ごとに入浴の開始時間を定めている
	↳ 具体的な時間帯：
2	一定の時間帯の中で自由に入浴している
	↳ 具体的な時間帯：
3	その他
	↳ 具体的な内容を教えてください：

入浴の時間について、補足説明等があれば記載してください。

--

Q21. 貴所では、居室の消灯時間を設けていますか。（当てはまる番号一つに○）

1	設けている（具体的な時間：_____）
2	設けていない

居室の消灯時間について、補足説明等があれば記載してください。

--

Q22. 貴所では、門限を設けていますか。（あてはまる番号一つに○）

1	設けている（具体的な時間：_____）
2	設けていない

門限について、補足説明等があれば記載してください。

--

Q23. Q19 から Q22 で回答したもののうち、同伴児童については別の時間帯を設定しているものがあれば教えてください。

--

Q24. 貴所では、入所者や同伴児童に菓子類や飲料を提供していますか。

1	提供している	2	提供していない
---	--------	---	---------

→ 菓子類や飲料をどのように提供していますか。具体的に教えてください。

--

Q25. 入所者の金銭の保管や使用に関する制限について教えてください。

① 入所者の金銭の保管はどのようにしていますか。(あてはまる番号一つに○)

1	入所者全員が自身で保管している
2	入所者全員について一時保護所で保管している
3	入所者のうち一部の者について一時保護所で保管している

→ 一時保護所で金銭を保管するのはどのような場合ですか。具体的に教えてください。また、一時保護所で金銭を保管するのはどのような理由からですか。金銭を保管する理由を教えてください。

【内容】	
【理由】	

② 入所者の金銭の使用についての制限はありますか。(あてはまる番号一つに○)

1	使用はすべて制限している
2	使用は一部制限している
3	使用は制限していない

▶ 金銭の使用に制限がある場合、制限の内容はどのようなものですか。具体的に教えてください。また、制限を設けたのはどのような理由からですか。制限を設ける理由を教えてください。

【内容】
【理由】

Q26. 以下の(A)から(F)の事柄について、貴所での生活における制限がありますか。(入所者本人と同伴児童について、それぞれあてはまる番号一つに○)

	入所者			同伴児童		
	全員に対して制限がある	一部の者に対して制限がある	制限はない	全員に対して制限がある	一部の者に対して制限がある	制限はない
(A) 外出	1	2	3	1	2	3
(B) 外泊	1	2	3	1	2	3
(C) 通学	1	2	3	1	2	3
(D) 通勤	1	2	3	/	/	/
(E) 酒 ※成人の場合	1	2	3	/	/	/
(F) たばこ ※成人の場合	1	2	3	/	/	/

ここからは、Q26において(A)から(F)のいずれかにおいて「1 全員に対して制限がある」もしくは「2 一部の者に対して制限がある」と一つ以上回答した方にうかがいます((A)から(F)の全部で「3 制限はない」と回答した方はQ27へお進みください)。

Q26-付問1. それぞれの制限はどのような内容ですか。具体的に教えてください。

(A) 外出	
(B) 外泊	
(C) 通学	
(D) 通勤	
(E) 酒	
(F) たばこ	

Q26-付問2. それぞれの制限はなぜ設けられましたか。理由を具体的に教えてください。

(A) 外出	
(B) 外泊	
(C) 通学	
(D) 通勤	
(E) 酒	
(F) たばこ	

Q27. 入所者の事情に配慮して、個別に対応していることがあれば教えてください。（あてはまる番号すべてに○）

1	外出できない入所者に対し、必要な買い物の代行をしている
2	通院の際は、職員が同行している
3	入浴は、体調や本人の事情に応じて順番を調整している
4	食堂で食事を取れない入所者に居室配膳している
5	食事は、アレルギーや宗教等による制限に配慮して提供している
6	その他（下の点線内に具体的に記載してください）

「6 その他」の内容

Q28. 入所者同士のコミュニケーションの仕方や個人情報の管理等に関して、以下のうち貴所で行っている取組を教えてください。（あてはまる番号すべてに○）

1	入所者同士の会話を控えるように入所者に伝えている
2	他の入所者のプライバシーに立ち入るような会話を控えるように入所者に伝えている
3	入所者同士（一時保護入所者と中長期の入所者）があまり接点を持つことが無いように、食事や入浴の時間をずらすなどの工夫をしている
4	入所中に知り合った他の入所者に関する情報は、外で口外しないように入所者に伝えている
5	他の入所者と連絡先を交換しないように伝えている
6	その他（下の点線内に具体的に記載してください）
7	特に行っていない

「6 その他」の内容

Q28-付問 1.（Q28で1から6の選択肢のいずれかに○をつけた方にかがいます。）その取組をしているのは、どのような理由からですか。具体的に教えてください。

Q29. 現在、貴所が携帯電話等通信機器への対応や集団生活上の支援等、入所者への支援において工夫していることや課題だと感じていることを踏まえ、婦人保護事業に対するご要望がありましたら教えてください。

Q30. 現在、貴所が同伴児童への支援（遊びや学習保障、心理面のサポートなど）において工夫していることや課題だと感じていることを踏まえ、婦人保護事業に対するご要望がありましたら教えてください。

Q31. 最後に、ガイドライン作成へのご意見がございましたら教えてください。

【ご記入者】

※機関名やご記入者の氏名を公表することはございませんが、ご回答内容について事務局から照会させていただく場合がございますので、ご記入をお願いいたします。

貴相談所名			
都道府県	都 府	道 県	記入者氏名
お電話番号			e-mail

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

「婦人保護施設用」

I. 貴施設の体制について

Q1. 貴施設の概要をお聞きます。

①措置入所の定員	定員：本人（ ）名
②2019年12月1日現在の措置入所者数	現員：本人（ ）名 同伴児童：（ ）名
③一時保護委託の機能	1. あり A：定員数 定員：本人（ ）名 同伴児童：（ ）名 B：現員数（12月1日現在） 定員：本人（ ）名 同伴児童：（ ）名 C：一時保護委託用の居室（あてはまる番号に○） 1. 措置入所者と同じ建物の同じフロア内 2. 措置入所者と同じ建物の別フロア内 3. 措置入所者とは別の建物内 4. その他（ ）
	2. なし
④婦人相談所との併設（あてはまる番号に○）	1. 婦人相談所の一時保護所に併設されている 2. 婦人保護施設として独立している

Q2. 貴施設の入所者の状況についてお聞きます。

① 2019年12月1日現在の措置入所の入所者について、(A)(B)別の人数を教えてください

(A)DVやストーカー被害、家族やその他の者からの暴力被害による追及の恐れのある者	入所者（母親）：（ ）名 同伴児童（ ）名 入所者（単身女性）：（ ）名
(B)(A)のような追及の恐れがない者	入所者（母親）：（ ）名 同伴児童（ ）名 入所者（単身女性）：（ ）名

② 2019年12月1日現在の一時保護委託の入所者について、(A)(B)別の人数を教えてください

(A)DVやストーカー被害、家族やその他の者からの暴力被害による追及の恐れのある者	入所者（母親）：（ ）名 同伴児童（ ）名 入所者（単身女性）：（ ）名
(B)(A)のような追及の恐れがない者	入所者（母親）：（ ）名 同伴児童（ ）名 入所者（単身女性）：（ ）名

Q3. 貴施設の夜間・休日の支援体制について教えてください。

夜間の体制	一日当たりの実人数： _____ 名
	うち 常勤職員：一日あたり _____ 名
	うち 非常勤職員：一日あたり _____ 名 <small>※アルバイト雇用含む</small>
	【職種等】 ※主な配置の構成（あてはまる番号すべてに○） 1. 主任指導員 2. 指導員 3. 婦人相談員 4. 保健師 5. 看護師 6. 栄養士 7. 宿直員 8. 警備員 9. 調理員 10. 心理担当職員 11. 同伴児童担当職員（保育士含む） 12. 個別対応職員 13. 事務員 14. 医師 15. その他（ _____ ）
【一時保護を委託されている場合の体制】（あてはまる番号一つに○） 1. 措置入所による入所者の対応にあたる職員が兼務 2. 一時保護委託の入所者に対応する職員を、措置入所対応職員とは別に配置 3. その他（ _____ ）	
休日の体制	一日当たりの実人数： _____ 名
	うち 常勤職員：一日あたり _____ 名
	うち 非常勤職員：一日あたり _____ 名 <small>※アルバイト雇用含む</small>
	【職種等】 ※主な配置の構成（あてはまる番号すべてに○） 1. 主任指導員 2. 指導員 3. 婦人相談員 4. 保健師 5. 看護師 6. 栄養士 7. 宿直員 8. 警備員 9. 調理員 10. 心理担当職員 11. 同伴児童担当職員（保育士含む） 12. 個別対応職員 13. 事務員 14. 医師 15. その他（ _____ ）
【一時保護を委託されている場合の体制】（あてはまる番号一つに○） 1. 措置入所による入所者の対応にあたる職員が兼務 2. 一時保護委託の入所者に対応する職員を、措置入所対応職員とは別に配置 3. その他（ _____ ）	

夜間・休日の体制について、補足説明等があれば記載してください。

Q4. 貴施設では、一時保護委託を受けていますか。

1	受けている	2	受けていない	3	その他（ 具 体 的 に： _____ ）
---	-------	---	--------	---	-----------------------

II. 携帯電話等通信機器の取扱いに関する取組について

ここでは、貴施設における携帯電話等通信機器の取扱いについてうかがいます。

※貴施設が一時保護委託を受けている場合、ここからの設問は、措置入所者への対応についてお答えください。

Q5. 貴施設では、入所者が携帯電話等通信機器を使用することに制限はありますか。A から E の機器について、それぞれ教えてください。(A) ~ (E) のそれぞれについて、あてはまる番号一つに○)

	入所者		
	制限はして すべて	制限は一部 している	制限は して いない
(A) スマートフォン	1	2	3
(B) 携帯電話・PHS (スマートフォンを除く)	1	2	3
(C) タブレット端末	1	2	3
(D) ウェアラブル端末*	1	2	3
(E) インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤーやゲーム機	1	2	3

*ウェアラブル端末とは、腕時計のように小さく装着可能でインターネットに接続できるものを言います。

▶ 同伴児童が入所することがある場合におたずねします。同伴児童が「(E) インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤーやゲーム機」を使用することに制限はありますか。(あてはまる番号を一つに○)

1	使用はすべて 制限している	2	使用は一部 制限している	3	使用の制限はない
---	------------------	---	-----------------	---	----------

これ以降に設けられている Q5 の付問については、Q5 で選択した内容ごとにご回答いただきたい付問が異なります。以下の表を参考に、各付問にお進みください。

	ご回答いただく付問
Q5 において、(A) から (E) のすべての設問で「1 使用はすべて制限している」を選択した方	Q5-付問2、3、4
Q5 において、(A) から (E) のいずれかの設問で「2 使用は一部制限している」を選択した方	Q5-付問1、2、3、4
Q5 において、(A) から (E) のすべての設問で「3 使用の制限はしていない」を選択した方	Q5-付問4

Q5-付問1. 通信機器の使用に制限を設けるのは、どのような場合ですか。具体的に教えてください。

Q5-付問2. 携帯電話等通信機器の使用について、制限が設けられている理由を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

1	携帯電話等通信機器のGPS機能や監視アプリ等により、入所者や同伴児童の居場所が知られることで、入所者や同伴児童に危害が及ぶことを避けるため
2	入所者がSNS(TwitterやFacebook、Instagram等)に投稿することで、通常は公表していないDV等被害者の避難場所等が公になる可能性があるため
3	携帯電話等通信機器を使用できる者とそうでない者がいると、携帯電話の貸し借り等によるトラブルが発生する可能性があるため
4	携帯電話等通信機器を使用できる者とそうでない者がいると、使用できない者が不満に思うことがあるため
5	携帯電話等通信機器を使用している様子を見て、他の入所者が不安になることがあるため
6	入所者がDV等加害者等との連絡を絶つことで、振り返る機会とするため
7	入所者が携帯利用料を支払うことができないため
8	入所者や同伴児童の居場所等の情報が、DV等加害者及び第三者に知られることで、他の入所者、同伴児童等、職員に危害等が及ぶことを避けるため
9	その他(下の点線内に具体的に記載してください)
10	特になし

「9 その他」の内容

Q5-付問3. 携帯電話等通信機器の使用に何かしらの制限がある場合、貴施設ではどのような対応や支援上の工夫をしていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1	施設で共有して使用する携帯電話等通信機器を貸し出している
2	プリペイド携帯を貸し出している
3	施設の固定電話を使用できるようにしている
4	警察署などの安全な場所まで職員が本人と同行し、本人の携帯電話等通信機器を使用してもらっている
5	インターネットに接続できるパソコンを設置し、職員と一緒に必要な情報収集ができるようにしている
6	携帯電話等通信機器の使用を制限する理由を、本人の理解と納得を得られるように丁寧に話し合っている
7	携帯電話等通信機器の使用を制限する理由を、本人の理解と納得を得られるように説明文書を用意している
8	その他（下の点線内に具体的に記載してください）
9	上記にあてはまるものはない

「8 その他」の内容

Q5-付問4. 入所中に入所者が携帯電話等通信機器を必要とするのは、どのような場合ですか。(あてはまる番号すべてに○)

1	家族や友人、勤務先等に電話やメール等で必要な連絡をするとき
2	住居探しや求職活動など、退所後の暮らしに必要な情報を収集する必要があるとき
3	退居先の住居や勤務先を決める際に、連絡先を明記する必要があるとき
4	その他（下の点線内に具体的に記載してください）
5	特にない

「4 その他」の内容

ここからは、Q5 (A) から (E) のいずれかの通信機器において、「2 使用は一部制限している」もしくは「3 使用の制限はしていない」と一つ以上回答した方にうかがいます。(A) から (E) の全部で「1 使用はすべて制限している」と回答した方はQ7「へお進みください」。

Q6. 携帯電話等通信機器の所持や使用にあたり、支援上必要となるために守るようお願いしているルールはありますか。

1	ルールがある	2	ルールがない
---	--------	---	--------

↓
Q6-付問1. (Q5において「1 ルールがある」と回答した方にうかがいます。) 携帯電話等通信機器の所持や使用についてのルールはどのような内容ですか。(あてはまる番号すべてに○)

1	加害者等名義の携帯電話等通信機器であれば、新たな機器を取得してもらう
2	加害者等名義の携帯電話等通信機器でない場合、警察等の安全な場所に行き、携帯電話等通信機器の位置情報を全てOFFにする
3	加害者等とメール等のアカウントやパスワードを共有している場合、アカウントやパスワードを変更して使用する
4	施設内の写真を撮らない
5	他の入所者の写真を撮らない
6	使用時間帯に決まりがある (具体的な時間帯: _____)
7	使用場所に決まりがある (具体的な場所: _____)
8	SNS に投稿しない (外部に居場所所分かるような発信はしない)
9	入所者同士で携帯電話等通信機器の貸し借りをしない
10	その他 (下の点線内に具体的に記載してください)

「10 その他」の内容

Q7. 入所者や同伴児童からは、何をするために通信機器を使用したいという要望がありますか。(入所者と同伴児童それぞれについて、あてはまる番号の上位3つに○)

【入所者本人】

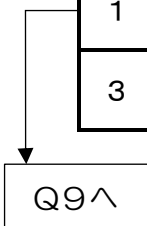
1. 通話	2. メールやメッセージの送受信 (Eメール、LINE 等)
3. ブログやニュース等のサイトの閲覧	4. 動画投稿・共有サイト (YouTube 等) の利用
5. ゲーム	6. テレビ、映画などのオンデマンド配信サービスの利用
7. 音楽鑑賞	8. インターネットを経由した商品・サービスの購入
9. テレワークなどによる仕事	10. 振込などのインターネットバンキング
11. その他 (具体的に : _____)	
12. 分からない	

【同伴児童】

1. 通話	2. メールやメッセージの送受信 (Eメール、LINE 等)
3. ブログやニュース等のサイトの閲覧	4. 動画投稿・共有サイト (YouTube 等) の利用
5. ゲーム	6. テレビ、映画などのオンデマンド配信サービスの利用
7. 音楽鑑賞	8. インターネットを経由した商品・サービスの購入
9. その他 (具体的に : _____)	
10. 分からない	

Q8. 貴所では、携帯電話等通信機器の使用について、今後どのようにしようと考えていますか。(あてはまる番号一つに○)

1	すでに使用の制限を緩和している	2	使用の制限を緩和することを検討中である
3	使用の制限への対応を検討する方向である	4	現状では緩和は難しく、検討はしない



ここからは、Q8において、「2 使用の制限を緩和することを検討中である」または「3 使用の制限への対応を検討する方向である」または「4 現状では緩和は難しく、検討はしない」と回答した方にうかがいます。(「1 すでに使用の制限を緩和している」と回答した方は Q9へお進みください)。

Q8-付問1. 携帯電話等通信機器の使用の制限を緩和することにおいて、課題と感じているのはどのような点ですか。具体的に教えてください。

Q8-付問2. どのような条件が整備されれば、携帯電話等通信機器の使用の制限が緩和できると考えますか。(あてはまる番号すべてに○)

1	入所者が安全に携帯電話等通信機器を使用するための婦人保護施設における取組方法を示した新しいガイドラインやマニュアルの策定
2	入所者が安全に携帯電話等通信機器を使用するための婦人保護施設における取組方法に関する他機関の事例
3	個別対応ができる職員の増員
4	携帯電話等通信機器の安全な使用方法について詳しい職員の配置
5	携帯電話等通信機器を使用することで生じるリスクに関する職員研修の実施
6	携帯電話等通信機器を使用することで生じるリスクに関する入所者への学習機会の提供
7	携帯電話等通信機器の使用可否について入所者本人が理解を深めるようなインテークの実施
8	警備員や監視カメラなどのセキュリティ対策の強化
9	入所者の危険性や緊急性に応じて居室空間を分けるなど、施設内部の設備や構造の改善
10	(一時保護を委託されている場合)危険性や緊急性の高い入所者専用の一時保護所の設置
11	DV等加害者からの追跡などリスクを生じなくするような携帯電話等通信機器の機能
12	新たな携帯電話等通信機器を取得するための助成制度
13	貸与するための携帯電話等通信機器の配備
14	その他(下の点線内に具体的に記載してください)

「14 その他」の内容

Q9. 携帯電話等通信機器の使用を制限する理由について、貴施設では、入所者に対してどのような説明をして了解を得ていますか。具体的に教えてください。

Q10. 携帯電話等通信機器を使用できる人と使用できない人が混在している場合、貴施設では支援上どのような配慮や工夫をしていますか。入所者が本入所する場合と、緊急一時入所する場合とそれぞれ具体的に教えてください。

Q11. 携帯電話等通信機器を使用することで危険が生じたり支援が難しくなったりしたことがある場合、その具体的なエピソードをお教えてください（複数ある場合は、すべてのエピソードを列記してください）。

<例>

- ・ 電話帳にある連絡先を確認するためにスマートフォンの電源を立ち上げたところ、DV加害者に居場所を知られ、施設まで探しに来た。
- ・ 同伴児童が持っていた通信機能付きの音楽プレイヤーを使用したところ、DV加害者に居場所を知られ、同伴児童を連れ去られそうになった。 等

Q13-付問1. (Q13で「1 同じ居住スペースに混在して生活している」と回答した方にうかがいます。) DV 等加害者からの追跡がある入所者や、そうでない入所者など様々な入所者が同じ空間で生活している場合に、貴施設が特に気を付けていることがありましたら教えてください。

Q14. 身の回りの物を十分に持たずに入所した入所者への配慮として、貴施設で準備しているもの(アメニティ)を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 歯ブラシ	2. 歯磨き粉	3. シャンプー・リンス	4. 石けん(ボディソープ)
5. ブラシ	6. コットン	7. 綿棒	8. カミソリ
9. 洗顔料	10. 化粧品	11. 爪切り	12. 生理用品
13. おむつ、哺乳瓶などの乳幼児の生活必需品			
14. その他(具体的に: _____)			

Q15. 貴施設にはどのような共有スペースがありますか。また、どのような共有スペースが欲しいと考えますか。(それぞれあてはまる番号すべてに○)

【現在ある共有スペース】

1. 沐浴室	2. 保育室	3. プレイルーム	4. 庭
5. 体育館	6. 学習室	7. 談話室	8. 給湯室
9. 喫煙スペース			
10. その他(具体的に: _____)			

【貴施設が欲しいと考える共有スペース】

1. 沐浴室	2. 保育室	3. プレイルーム	4. 庭
5. 体育館	6. 学習室	7. 談話室	8. 給湯室
9. 喫煙スペース			
10. その他(具体的に: _____)			

Q16. 貴施設では、入所者や同伴児童が利用できるインターネット環境がありますか。(あてはまる番号一つに○)

1	有線接続でインターネットが使用可能	2	無線接続でインターネットが使用可能	3	インターネットが利用できる環境はない
---	-------------------	---	-------------------	---	--------------------

Q17. 入所者本人と同伴児童が使用可能なもの（貸与しているものを含む）と、貴施設が今後購入したいと考えるものを教えてください。（それぞれあてはまる番号すべてに○）

【使用可能なもの】

1. テレビ	2. ラジオ	3. DVD や CD	4. 書籍や雑誌
5. インターネット接続可能なパソコン	6. インターネット接続不可能なパソコン		
7. 玩具（ゲーム含む）	8. 固定遊具	9. 学習参考書	10. 学習机
11. その他（具体的に： _____)			

【貴施設が今後購入したいと考えるもの】

1. テレビ	2. ラジオ	3. DVD や CD	4. 書籍や雑誌
5. インターネット接続可能なパソコン	6. インターネット接続不可能なパソコン		
7. 玩具（ゲーム含む）	8. 固定遊具	9. 学習参考書	10. 学習机
11. その他（具体的に： _____)			

Q18. 衣類を持たずに入所した人への貸与・支給についてうかがいます。貸与・支給のための衣類の準備状況を教えてください。（あてはまる番号一つに○）

1	特定の（色、柄、デザイン等が同じ）衣類を用意している	2	複数種類の（色、柄、デザイン等が違う）衣類を用意している
---	----------------------------	---	------------------------------

Q18-付問1.（Q18で「2 複数種類の（色、柄、デザイン等が違う）衣類を用意している」と回答した方にうかがいます。）貸与する際の、衣類選びの主体はどなたですか。

1	施設（が選んでいる）	2	入所者（が選んでいる）	3	その他（ _____ ）
---	------------	---	-------------	---	--------------

Q19. 貴施設では、食事の時間はどのように設定していますか。設定している場合はその時間帯も教えてください。（あてはまる番号一つに○）

1	食事の開始時間を定めている
	具体的な時間帯：朝食 _____ / 昼食 _____ / 夕食 _____
2	一定の時間帯のなかで自由に食事している
	具体的な時間帯：朝食 _____ / 昼食 _____ / 夕食 _____
3	その他
	具体的な内容を教えてください： _____

Q20. 入浴について教えてください。

① 入所者は週に何日、入浴ができますか。

週 _____ 日

② 貴施設では、入浴の時間はどのように設定していますか。その時間帯も教えてください。(あてはまる番号一つに○)

1	入所者ごとに入浴の開始時間を定めている
	↳ 具体的な時間帯：
2	一定の時間帯の中で自由に入浴している
	↳ 具体的な時間帯：
3	その他
	↳ 具体的な内容を教えてください：

入浴の時間について、補足説明等があれば記載してください。

--

Q21. 貴施設では、居室の消灯時間を設けていますか。(当てはまる番号一つに○)

1	設けている(具体的な時間： _____)
2	設けていない

居室の消灯時間について、補足説明等があれば記載してください。

--

Q22. 貴施設では、門限を設けていますか。(あてはまる番号一つに○)

1	設けている(具体的な時間： _____)
2	設けていない

門限について、補足説明等があれば記載してください。

--

② 入所者の金銭の使用についての制限はありますか。(あてはまる番号一つに○)

1	使用はすべて制限している
2	使用は一部制限している
3	使用は制限していない

→ 金銭の使用に制限がある場合、制限の内容はどのようなものですか。また、制限を設けたのはどのような理由からですか。具体的に教えてください。また、その制限を設ける理由を教えてください。

【内容】
【理由】

施設で金銭の使用を制限する場合、金銭の使用方法についてはどのようにして決めていますか。

1	入所者と話し合っている
2	施設で規定されているルールを、文書を用いて説明している
3	その他(具体的に: _____)

Q26. 以下の(A)から(F)の事柄について、貴施設での生活における制限がありますか。
(入所者本人と同伴児童について、それぞれあてはまる番号一つに○)

	入所者			同伴児童		
	制限がある 全員に対して	制限がある 一部の者に対して	制限はない	制限がある 全員に対して	制限がある 一部の者に対して	制限はない
(A) 外出	1	2	3	1	2	3
(B) 外泊	1	2	3	1	2	3
(C) 通学	1	2	3	1	2	3
(D) 通勤	1	2	3			
(E) 酒 ※成人の場合	1	2	3			
(F) たばこ ※成人の場合	1	2	3			

ここからは、Q26において(A)から(F)のいずれかにおいて「1 全員に対して制限がある」もしくは「2 一部の者に対して制限がある」と一つ以上回答した方にうかがいます((A)から(F)の全部で「3 制限はない」と回答した方はQ27へお進みください)。

Q26-付問1. それぞれの制限はどのような内容ですか。具体的に教えてください。

(A) 外出	
(B) 外泊	
(C) 通学	
(D) 通勤	
(E) 酒	
(F) たばこ	

Q26-付問2. それぞれの制限はなぜ設けられましたか。理由を具体的に教えてください。

(A) 外出	
(B) 外泊	
(C) 通学	
(D) 通勤	
(E) 酒	
(F) たばこ	

Q27. 入所者の事情に配慮して、個別に対応していることがあれば教えてください。（あてはまる番号すべてに○）

1	外出できない入所者に対し、必要な買い物の代行をしている
2	通院の際は、職員が同行している
3	入浴は、体調や本人の事情に応じて順番を調整している
4	食堂で食事を取れない入所者に居室配膳している
5	食事は、アレルギーや宗教等による制限に配慮して提供している
6	その他（下の点線内に具体的に記載してください）

「6 その他」の内容

Q28. 入所者同士のコミュニケーションの仕方や個人情報の管理等に関して、以下のうち貴施設で行っている取組を教えてください。（あてはまる番号すべてに○）

1	入所者同士の会話を控えるように入所者に伝えている
2	他の入所者のプライバシーに立ち入る会話を控えるように入所者に伝えている
3	入所者同士（一時保護入所者と中長期の入所者）があまり接点を持つことが無いように、食事や入浴の時間をずらすなどの工夫をしている
4	入所中に知り合った他の入所者に関する情報は、外で口外しないように入所者に伝えている
5	他の入所者と連絡先を交換しないように伝えている
6	その他（下の点線内に具体的に記載してください）
7	特に行っていない

「6 その他」の内容

Q28-付問 1.（Q28で1から5の選択肢のいずれかに○をつけた方だけがいます。）その取組をしているのは、どのような理由からですか。具体的に教えてください。

Q29. 現在、貴施設が携帯電話等通信機器への対応や集団生活上の支援等、入所者への支援において工夫していることや課題だと感じていることを踏まえ、婦人保護事業に対するご要望がありましたら教えてください。

Q30. 現在、貴施設が同伴児童への支援（遊びや学習保障、心理面のサポートなど）において工夫していることや課題だと感じていることを踏まえ、婦人保護事業に対するご要望がありましたら教えてください。

Q31. 最後に、ガイドライン作成へのご意見がございましたら教えてください。

【ご記入者】

※機関名やご記入者の氏名を公表することはございませんが、ご回答内容について事務局から照会させていただく場合がございますので、ご記入をお願いいたします。

貴施設名			
都道府県	都 道 府 県	記入者氏名	
お電話番号		e-mail	

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。